

平成23年度

山梨県包括外部監査報告書

県税の賦課徴収事務について

山梨県の出資割合1/4以上の出資法人における財務に
関する事務の執行及び経営に関する管理について

平成24年3月

山梨県包括外部監査人
公認会計士 久保嶋 仁

第一 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象、並びに選定理由	1
(1) 県税の賦課徴収事務について	1
(2) 山梨県の出資割合 1/4 以上の出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について	1
3. 外部監査の重点及び着眼点	2
(1) 県税の賦課徴収事務について	2
(2) 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について	2
4. 主な監査手続	3
(1) 県税の賦課徴収事務について	3
(2) 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について	3
5. 外部監査の実施期間	4
6. 監査従事者の資格及び氏名	4
(1) 包括外部監査人	4
(2) 包括外部監査人補助者	4
7. 利害関係	4
第二 県税の概要	5
1. 山梨県の歳入及び県税収入の概要	5
2. 県税事務所及び税務課の組織形態	8
(1) 県税事務所組織図	8
(2) 税務課組織図	9
(3) 税務職員数	9
3. 県税の体系及び種類	10
(1) 県税の体系	10
(2) 個人県民税（均等割・所得割）	11
(3) 個人事業税	15
(4) 県民税利子割	17
(5) 県民税配当割	18
(6) 県民税株式等譲渡所得割	19
(7) 法人県民税	20
(8) 法人事業税	22
(9) 不動産取得税	24
(10) 自動車税	26
(11) 自動車取得税	27
(12) 鈦区税	28
(13) 固定資産税	29
(14) 地方消費税	30
(15) 県たばこ税	31
(16) ゴルフ場利用税	32
(17) 軽油引取税	34

目次

(18) 狩猟税.....	35
4. 租税制度（条例等の改正に関する事務）.....	36
5. 滞納整理関係.....	38
(1) 滞納整理事務の概要.....	38
(2) 滞納処分（執行停止）.....	40
(3) 換価猶予.....	42
(4) 分納誓約.....	44
(5) 延滞金の免除（減免）.....	45
(6) 不納欠損処理.....	46
(7) 差押の実施状況.....	48
6. 収納対策.....	50
(1) 収納方法の概要.....	50
(2) 租税教育.....	51
7. 税務システム.....	52
(1) 税務事務電算化の経緯.....	52
(2) 税務システムの概要.....	52
(3) 税務システムに関する情報セキュリティ方針.....	55
(4) 税務システムの情報セキュリティ対策の運用状況.....	56
第三 県税の監査結果と意見.....	62
1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税.....	62
(1) 個人県民税の賦課・徴収に当たり市町村との協力体制を構築すべきである（意見）.....	62
(2) 不動産貸付業の課税の認定基準を見直す必要がある（意見）.....	63
(3) 個人事業税について申告納税制度への移行も検討すべきである（意見）.....	64
(4) 医療系の居宅サービス収入について事業税の課税、非課税を周知する必要がある（意見）.....	65
(5) 医業の事業税の所得計算を所得配分方式に変更することを検討すべきである（意見）.....	66
(6) 請負業等の所得の判定について、国税と同一の見解で対処することが望ましい（意見）.....	67
(7) 情報の入手及び管理状況が前近代的なのでシステムの強化等を検討すべきである（意見）.....	68
(8) 課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費の按分について、その処理方法を広く周知することや、按分の結果等を通知することを検討することも必要である。（意見）.....	70
(9) 事業用資産譲渡損失を事業収入から減算する際に事業割合が考慮されていない（意見）.....	71
(10) 事業開始の届出書の提出義務が形骸化しているため、その必要性を含めて検討すべきである（意見）.....	73
(11) 個人事業税の不申告者に対する過料の制度運用を検討すべきである（意見）.....	75
(12) 所得税申告書や決算書の正確な記載の指導や広報を行うべきであり、また必要に応じて実地調査を行うべきである（意見）.....	77
2. 県民税利子割及び配当割.....	78
(1) 利子割、配当割の非課税の申告について実地検査が必要である（意見）.....	78
3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）.....	80
(1) 課税所得のない不申告法人に対する法人県民税均等割の課税について、課税漏れが生じる可能	

性があるため防止策等を検討すべきである（意見）	80
（2）法人県民税等の課税に当たり国税及び市町村との協力体制を構築すべきである（意見）	81
（3）休業法人の判定にあたって改善すべき点が見られる（意見）	82
（4）医療法人の事業税の課税方式を所得配分方式へ変更することを検討すべきである（意見）	84
（5）医療法人の事業税の記載要領を見直すべきである（意見）	85
（6）医療法人の事業税の非課税に該当しない収入について周知すべきである（意見）	86
（7）県民税の課税免除が周知徹底されていないので改善が必要である（指摘事項）	87
（8）二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の分割基準となる期末従業員数等の実態調査の実施を検討すべきである（意見）	89
（9）法人県民税均等割の税額の基準となる期末資本金等の金額の確認方法について改善を検討する必要がある（意見）	91
（10）県内に寮等のみを有する法人に対する均等割課税について課税の漏れが存在する可能性がある（指摘事項）	92
（11）医療法人に対する事業税の重加算金免除は不適切である（指摘事項）	94
（12）法人事業税における外形標準課税の申告書のチェック方法の改善が必要である（意見）	96
（13）外形標準課税に係る研修会の実施や「申告確認票」の提出義務化等を検討すべきである（意見）	97
4. 不動産取得税	99
（1）不動産取得申告書の制度が形骸化しているので、申告書の提出を促進していくこと及び過料を科していくことを検討すべきである（意見）	99
（2）承継取得についてより効率的な移動情報の入手を検討すべきである（意見）	101
（3）未登記の不動産の一部について賦課漏れが生じているため改善策の検討が必要であり、また、課税客体（土地、家屋）の把握についても情報取得媒体等の拡大を図ることを検討すべきである（意見）	102
5. 自動車税及び自動車取得税	104
（1）社会福祉法人の自動車税課税免除を厳格に対処することが必要である（指摘事項）	104
（2）身体障害者等減免要件の再検討及び事後の実態調査が必要である（意見）	106
（3）山梨県内居住者が所有する県外ナンバー自動車問題に対しては更なる啓発と対策が必要である（意見）	108
（4）自動車取得税の申告における課税漏れの防止策として販売店へ調査等が必要である（意見）	109
6. 鉦区税	111
（1）鉦区税の税収と管理コストの見合いが取れているか疑問であるため、より経済的な課税方法を検討することも必要である（意見）	111
7. 固定資産税	112
（1）納税者が提出する償却資産税申告書の申告内容の検討や実地調査を実施すべきである（意見）	112
8. 県たばこ税	113
（1）たばこ税の税率変更時の手持品課税において行われた調査は不十分であり、結果として不申告事業者が存在する可能性がある（意見）	113

目次

(2) 卸売販売業者に対する調査の実施を検討すべきである（意見）	115
9. ゴルフ場利用税	116
(1) 課税の対象となるゴルフ場であるか随時調査を行うべきである（指摘事項）	116
(2) 課税客体の対象となるゴルフ場の把握に当たって、事務処理要領の記載を明確にすべきである（指摘事項）	117
(3) ゴルフ場利用税の課税対象となる可能性があるゴルフ場にもかかわらず長年調査が行なわれていない施設が存在することが判明した。早急に調査を行ない、課税対象となるか否かを検討する必要がある（指摘事項）	119
(4) ゴルフ場利用税の税率の決定に当たり、適用される等級について等級決定基準の計算を簡素化すべきである（意見）	123
(5) ゴルフ場利用税の免税扱いの利用行為については必要最低限とすべきである（意見）	125
(6) 特別徴収義務者に対する調査事務について改善すべき点が見られる（意見）	127
10. 軽油引取税	129
(1) 軽油免税対象事業を定める法令の中に、業の為の用途でなく、娯楽として利用されているものも含まれており、不適当と思われる規定が存在するため、今後国との情報交換等を行うことも必要と思われる（意見）	129
11. 山梨県税務課	130
(1) 税務に関するスペシャリストの育成、配置についての指針等を設けるべきである（意見）	130
(2) 納税者の利便性を高めるため、公開されている質疑応答事例を充実すべきである（指摘事項）	131
(3) 自動車税の督促料を徴収することも検討すべきである（意見）	132
(4) e L T A Xの完全導入を進めるべきである（意見）	133
(5) 県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の申告を電子化することにより、集計の効率化を図ることも一考に値すると思料される。（意見）	134
(6) 行政経費削減のために法人県民税等の申告書用紙の送付を希望者のみに行うことを今後検討すべきである（意見）	135
(7) 軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対する報償金制度については他県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方について検討していくことを考えるべきである。（意見）	136
12. 滞納整理事務全般	138
(1) 地区別（担当別）の徴収率を把握し、徴収率向上の対策を検討することが望まれる（意見）	138
(2) 滞納整理に関して迅速な対応を図るべきである（指摘事項）	139
(3) 延滞金の総額を集計し、活用方法を検討していく必要がある（意見）	140
(4) 延滞金減免の不正入力が行えないようなシステムを構築することが望まれる（意見）	140
(5) 執行停止手続を踏んだ上で不納欠損処理を行うことが望まれる（意見）	141
(6) 執行停止の適用基準を緩和することが必要である（意見）	142
(7) 換価の猶予の開始日と担保の登記日が一致するように改善することが望ましい（意見）	143
(8) 執行停止処理の研修等の継続的な取り組みが望まれる（意見）	144
13. 収納事務全般	145
(1) 納付方法の拡大について検討すべきである（意見）	145

(2) 個人県民税について特別徴収のさらなる推進が望まれる（意見）	146
(3) 徴収率向上のための諸施策について今後も不断の活動が望まれる（意見）	147
(4) 滞納繰越額の減少に向けての対策を早期に実現することが望まれる（意見）	148
(5) 山梨県全体としての徴収率の向上に向けて引き続き取り組んでいただきたい（意見）	149
1 4. 租税教育	153
(1) 高等学校を対象とした租税教育を検討すべきである（意見）	153
1 5. 税務システム	154
(1) 税務システムの運用維持管理業務委託契約における再委託に関する条項を追加すべきである（意見）	154
(2) 一時訪問者用 IC カードに対する退庁時の確認、記録を行うべきである（意見）	155
(3) 「税務システムデータ管理台帳」における具体的な LTO の名称の記録を残すべきである（意見）	155
(4) 税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメントを施錠保管すべきである（意見）	156
(5) 県主体の特権 ID 及びパスワードを県が主体的に管理すべきである（意見）	156
(6) 税務システムの本番データの利用について適切な管理を行うべきである（意見）	157
第四 山梨県出資法人の概要	158
1. 公益法人制度改革の概要	158
(1) 公益法人制度改革の概要	158
(2) 公益法人制度改革の背景と目的	158
(3) 公益法人制度改革の基本的仕組み	158
2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要	160
3. 山梨県が出資している全 40 法人の総括表	166
(1) 財務の状況（平成 22 年度）	166
(2) 収支の状況（平成 22 年度）	167
(3) 出資金、県支出金及び県貸付金の状況（平成 22 年度）	168
(4) 役員の構成(平成 23 年 4 月 1 日時点)	169
(5) 職員の構成(平成 23 年 4 月 1 日時点)	170
4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等	171
(1) 公益財団法人長田ふるさと財団	171
(2) 更生保護法人山梨県更生保護協会	172
(3) 財団法人やまなみ文化基金	173
(4) 社団法人山梨県私学教育振興会	174
(5) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	175
(6) 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団	178
(7) 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター	179
(8) 公益財団法人やまなし環境財団	181
(9) 公益財団法人山梨県緑化推進機構	182
(10) 株式会社清里の森管理公社	184
(11) 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター	185
(12) 財団法人小佐野記念財団	186
(13) 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター	187

目次

(14) 公益財団法人山梨県子牛育成協会	188
(15) 社団法人山梨県畜産協会	190
(16) 財団法人山梨県体育協会	192
第五 山梨県出資法人の監査結果と意見	194
1. 公益財団法人長田ふるさと財団	194
(1) 財務諸表に記載間違いが見られる(指摘事項)	194
(2) 助成事業に特別扱いされた事業が含まれており県の出資法人が行う助成事業としては不適切である(指摘事項)	195
(3) 「県民の看護師さん」表彰事業について改善すべき事項が見られる(意見)	196
(4) 助成金申請書類の精査の効率化を図るべきである(指摘事項)	197
2. 更生保護法人山梨県更生保護協会	198
(1) 理事会運営規則等を設けて、理事会運営の円滑化を図ることも必要と思われる(意見) ...	198
(2) 山梨県保護司会連合会と当法人の経費分担について恣意的な基準で按分が行われている(指摘事項)	199
(3) 賛助会費領収書の管理について不適切な事例が見受けられた(指摘事項)	200
(4) 会計基準において求められている財務諸表への注記が行われていない(指摘事項)	201
(5) 計算書類の様式及び表示方法等に改善が求められる(意見)	202
(6) 退職給与引当金が過大計上されている。また、退職金規定の不備な部分を改善すべきである(指摘事項)	204
(7) 機関紙発行時の単価基準を明瞭にすべきである(意見)	205
(8) 職員の給与に対して所得税の源泉徴収が行われていない(指摘事項)	206
(9) 経済性も考慮した資金運用を検討すべきである(意見)	207
(10) 監事監査の日当支給について規定等がない(意見)	208
(11) 助成対象となっている全ての保護区の決算報告書を入手し、その内容を確認するべきである(意見)	208
3. 財団法人やまなみ文化基金	209
(1) 理事会、評議員会への出席率向上について改善が必要である(指摘事項)	209
(2) 助成事業の収支報告に不適切な支出が認められる(意見)	210
(3) 助成金支給額の決定プロセスの根拠資料がなく、不透明である(意見)	211
(4) 寄付者からの独立性が確保された組織体制を構築することが必要と思われる(意見)	212
(5) 助成対象として適切であるか検討が必要な事業が見られる(意見)	213
4. 社団法人山梨県私学教育振興会	215
(1) 出資法人間の出資金や入会金等に格差や規定違反が生じている(指摘事項)	215
(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)	217
(3) 幼稚園等への貸付業務実施において準拠すべき規定に不備が存在する(指摘事項)	218
(4) 融資に当たって物上担保の提供を受けているが、平成18年度以前は担保物の時価の査定が行われていない(指摘事項)	220
(5) 当法人を含む3つの団体に共通発生する人件費の負担割合についての再検討が必要である(意見)	221
(6) 助成金の交付事業について、より正確な収支予算のもと助成金額を決定すべきと思われる(意	

見)	222
5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	224
(1) 預金出納帳（総勘定元帳の預金科目）の記帳を適時適切に行うべきである（法人本部）（指摘事項）	224
(2) 互助会の運営等に不適切な点が見受けられた（指摘事項・意見）	225
(3) 職員に対する諸手当が委託費として支給されていた（指摘事項）	227
(4) 食堂運営を委託している会社に対し、ガス料金の負担を請求すべきである（意見）	227
(5) 講師の交通費について実費精算を検討すべきである（意見）	228
(6) かえで荘のマッサージ機の現金回収に関して内部牽制を図るべきである（意見）	228
(7) 経理規定に従った管理がされていない事例が見られる（指摘事項）	229
(8) 桃源荘の基本財産にあるべきはずの短期入所と通所介護の建物の資産計上が欠落している（指摘事項）	231
(9) 会計処理に不適切な事項が見受けられる（指摘事項）	232
(10) 各施設から本部への繰入金処理について、損益の状況を見るという目的からすると各施設にて経費処理することが望ましい（意見）	235
(11) きぼうの家の建物が未登記である（指摘事項）	236
(12) 県より移管された資産の耐用年数に誤謬が見られる（指摘事項）	236
(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額が減価償却費より先行計上されているので注記することが望ましい（意見）	237
(14) 積立金に関して、財務諸表において明瞭な表示を行うことが必要である（意見）	238
(15) 予定される改築費等の積算を随時見直し、中・長期経営計画に適正に反映させ、計画的な積立金の積立を行うべきである（意見）	240
(16) 基本財産等の無償譲渡によって生じると考えられる剰余金を、今後も利用者サービス等に還元すべきと思われる。（意見）	243
(17) 授産会計における期末貯蔵品の原価計算が合理的でなく、また、棚卸資産計上されていない資産がある（指摘事項）	245
(18) きぼうの家における生産物販売に伴い収納した現金の取扱いが不適切である（指摘事項）	248
(19) 窓口で授受された現金の管理及び寄付金申込書及び領収書の管理方法が経理規定に反している（指摘事項）	249
(20) きぼうの家の資産管理に不適切な事例があった（意見）	251
6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団	252
(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた（指摘事項）	252
(2) 領収書の管理について不適切な事例が見られた（指摘事項）	254
(3) 印鑑、通帳、現金の管理について不適切な事例が見られた（指摘事項）	255
(4) 公益財団法人山梨県アイバンクとの適正な費用分担を行うべきである。また、経費節減や事業の合理化から他の同様な法人との統合も検討に値するものと思われる（意見）	255
(5) 実質的に職員給与と認められる支出が他の科目で処理され不適切である（指摘事項）	256
(6) 平成 22 年度の財務諸表および会計処理に誤謬が見受けられる（指摘事項）	257
(7) 切手の管理が不適切である（指摘事項）	258
7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター	259
(1) 財務諸表に記載漏れや改善すべき点等が見受けられた（指摘事項）	259

目次

(2) 関連する任意団体の事務を当法人が無償で行っており、結果として他団体の事務経費を当法人が負担している（指摘事項）	260
(3) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の加盟組合への委託金額の決定及び加盟組合からの補助申請に不適切な事例が見受けられた（指摘事項）	261
(4) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の補助対象としてふさわしくないとと思われる支出が見受けられた（指摘事項）	262
(5) 生活衛生営業指導費補助金の交付のタイミングが遅く、資金不足により事業活動に支障があるため、財務体質の健全化を図るべきである（意見）	264
(6) 領収書の管理について不適切な点が見られる（指摘事項）	265
(7) 受託事業で実際の支出項目の金額と報告書のコピー金額が違っているものがある（指摘事項） ...	266
(8) 固定資産の計上に洩れがある（指摘事項）	267
(9) 切手の受払簿が未記入であった（指摘事項）	268
(10) 退職所得の受給に関する申告書が不備である（指摘事項）	268
8. 公益財団法人やまなし環境財団	269
(1) 財務諸表の財産目録の内訳が不明瞭である（意見）	269
(2) 審査書類に財務資料を添付すべきである（意見）	269
(3) 財務諸表の作成の効率化を図るべきである（意見）	270
9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構	271
(1) 緑の募金領収書の管理について不適切な事例が見受けられた（指摘事項）	271
(2) 臨時職員の給与増額改定について合理的な理由が認められない。駐車場補助の支給が規程とは異なる名目で支給されている。また、規程の管理が不適切である（意見）	272
(3) 金利等変動準備金取扱基準の違反が認められる（指摘事項）	274
(4) 内部留保資金の有効活用を検討すべきである（意見）	275
(5) 仕組債への投資について現状分析を行い、リスク管理を徹底すべきである（意見）	276
(6) 元帳の現金残高と貸借対照表の現金残高が異なっている（指摘事項）	277
(7) 切手の受け払いについて（指摘事項）	277
(8) 家電エコポイントの収入計上漏れ及び未払金の計上漏れがある（指摘事項）	278
(9) 固定資産・物品の管理について（指摘事項）	279
(10) 県民を広く対象とした体験教室等の参加率が総じて低いと思われる（意見）	280
(11) やまなし森づくりコミッション及び緑の少年隊山梨県連盟との組織統合（意見）	282
10. 株式会社清里の森管理公社	284
(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた（指摘事項）	284
(2) シルバーアクセサリ教室の売上管理を改善すべきである（意見）	285
(3) 別荘関係収入のうち伐採業務について不適切な管理が見られた（意見）	285
(4) 契約書の記載に不適切な記載が見受けられた（指摘事項）	286
(5) 自己株式の取得について取得価格が不適当と思われる（指摘事項）	287
(6) 県所有の空地が未分譲のまま放置されている。また、未売却の区画は分割して譲渡することも検討すべきである（意見）	289
(7) 早急な改修が必要と報告された設備に対して、十分な対応がとられていない（指摘事項）	291
(8) 県からの貸与資産の不足については法人が補充を行うべきである（指摘事項）	293
(9) 別荘用地賃貸借更新契約書の更新が行われていない契約が43件存在する（指摘事項）	294
(10) 対人賠償保険金額が規定の額に対して2億5千万円不足している期間が存する（指摘事項）	

.....	296
(1 1) 係争中のテナントの収益を平成 23 年 3 月期に反映させるべきである (指摘事項)	297
(1 2) 浄化槽の適正な維持管理を怠っている別荘所有者に対し、改善指導を行うべきである (指摘事項)	299
(1 3) 遺失物の管理が適切に行われていない (指摘事項)	300
(1 4) 販売用及び貸与用資産の管理が不適切である (指摘事項)	302
(1 5) 領収書の管理について不適切な事例が見られた (指摘事項)	303
(1 6) 清里の森音楽堂における音楽祭実行員会の納税義務が履行されていない可能性がある (意見)	304
1 1. 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター	305
(1) 法人の今後について県も含めて積極的な協議が望まれる (意見)	305
(2) 利用者の貸室使用の際に用いられる申請書等が規定の様式と異なっている (指摘事項) ...	306
(3) 固定資産の管理業務について (指摘事項)	307
(4) 市場価値が高いと思われる美術品については個別管理を行うべきである (指摘事項)	308
(5) 物品要求書及び支出負担行為何票の検収確認に不適切な処理が見受けられる (指摘事項)	309
(6) 証券会社への預け金が簿外となっていた (指摘事項)	309
(7) 平成 21 年度決算における決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した (指摘事項)	310
1 2. 財団法人小佐野記念財団	312
(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた (指摘事項)	312
(2) 助成金制度の周知活動を更に行う必要がある (意見)	314
(3) 小中学生を対象とした作文コンクールの参加総数等が少ないと感じられる (意見)	316
(4) 運用利息に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきである。また周年事業積立金についてはその積立目的等を明確にすべきである。(意見)	317
1 3. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター	318
(1) 領収書の管理について不適切な事例が見受けられた (指摘事項)	318
(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた (指摘事項)	319
(3) 予算作成時における支出計画を適正化することにより会費負担の公平化を図るべきである (意見)	320
(4) 処理品等の売却にあたり契約書の締結はされているが、販売単価の決定手続が行われていない (指摘事項)	321
(5) 単独随意契約とすることが不適当であると思われる委託契約が存する (指摘事項)	322
(6) 契約電力量変更の遅れにより 36 万円の経費削減の機会が損なわれた (指摘事項)	323
(7) 消費税修正申告時の誤処理により更なる納税漏れが発生していた (指摘事項)	324
(8) 販売用回収袋在庫の期末棚卸資産への計上漏れがあった (指摘事項)	325
(9) 固定資産管理の徹底と遊休資産の売却を検討すべきである (指摘事項)	326
1 4. 公益財団法人山梨県子牛育成協会	327
(1) 山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理の実績報告に指定管理以外の収入及び支出が含まれている (指摘事項)	327
(2) 平成 22 年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成 23 年度の収支予算書の入件費に関する表示金額が間違っている (指摘事項)	328

目次

(3) 財務諸表に対する注記の記載間違いがある(指摘事項)	330
(4) 八ヶ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入の確認が適正に行われていない(指摘事項)	331
(5) 八ヶ岳牧場における預託家畜の事故等に伴う損害賠償責任に関して、規程類の整備や契約の締結を行うべきである(意見)	332
(6) 山梨県による県有備品の早期更新が必要である(意見)	333
(7) 山梨県立まきば公園の指定管理に係る委託金の支払方法が管理に関する基本協定書に定められている方法と異っている(指摘事項)	334
(8) 固定資産台帳の不備について改善すべきである(指摘事項)	335
(9) 法務局備付建物図面が実際の建物の位置と相違している(指摘事項)	335
(10) 山梨県立まきば公園のふれあい動物の管理について適切な管理を行うべきである(意見)	336
(11) 管理者不明の固定資産が存在するなど管理不備の固定資産が散見される(指摘事項)	337
(12) 薬品等の貯蔵品の管理が不適切である(指摘事項)	339
(13) 法人金庫に従業員個人の預金通帳が存在していた(指摘事項)	340
(14) 撮影等に牧場を使用させる際の使用料を明確に設定すべきである(指摘事項)	341
1.5. 社団法人山梨県畜産協会	342
(1) 法人組織運営(ガバナンス)について不適切な事例が見られた(指摘事項)	342
(2) 公益法人会計基準に準拠した財務諸表の記載を行うべきである(指摘事項)	343
(3) 肉用子牛生産者補給金制度に関連した2会計に、長期間使途が決定していない留保資金がある(意見)	344
(4) 関連する任意団体の事務を当法人が行っているが、他団体の事務経費(人件費等)を当法人が一部負担している状況にある(意見)	345
(5) 契約生産者から徴収している子牛登録手数料の単価の積算根拠が算定されていない(指摘事項)	346
(6) 予防接種ワクチンの在庫量及び保管管理状況の把握が必要である(指摘事項)	347
(7) 緊急防疫対策準備積立金の有効活用及びその取扱要領の作成が必要である(意見)	349
(8) 賞与引当金の計上が求められる(意見)	350
1.6. 財団法人山梨県体育協会	351
(1) 評議員の評議員会への出席率が低調であるため、出席率向上のための施策を講じるべきである(指摘事項)	351
(2) 植栽等管理業務の委託にあたってはプロポーザル方式を採用しているが、検討すべき点が見られる(意見)	352
(3) トレーニングルーム利用にあたって徴収している登録料について、山梨県都市公園条例での施設利用料との整合性を検討すべきである(意見)	354
(4) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)	355
(5) 未使用回数券の使用状況の管理が適切にされていないため前受金計上額が過大に計上される可能性が生じる(意見)	357
(6) 有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会の管理業務を適切に行うべきである(指摘事項)	358
(7) 体育史の在庫計上金額について間違いがある(指摘事項)	359
(8) 貯蔵品として計上すべき物品が資産計上されていない(指摘事項)	359
(9) 寄付金収入の仮領収証を回収すべきである(指摘事項)	360

(10) 年度末購入の物品のうち貯蔵品計上すべきものが見られた (指摘事項)	361
(11) 謝金規定の整備を行うべきである (意見)	362
(12) 固定資産の管理を適切に行うべきである (指摘事項)	362
(13) 消費税の税務申告に誤謬が見られる (指摘事項)	363
(14) サービス事業特別会計に直接的及び間接的に関わる人件費を適正に計上すべきである (指摘事項)	366
(15) 指定管理料の算定にあたりサービス事業特別会計を含めることを検討すべきである (意見)	367
(16) 小瀬スポーツ公園の収支予算と収支決算において差異が生じている支出項目が見られるため、現在の実績を考慮し、事業計画の作成をする必要がある。(意見)	369
(17) 指定管理業務における事業計画と実績とを比較すると、結果としてはあるが、指定管理料の過大支給があったものと推定されるため、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。(意見)	372
(18) 現金及び領収書の管理が不適切である (指摘事項)	375
(19) スポーツ傷害見舞金基金については、県等への返還を検討すべきである (意見)	380
(20) 当法人が事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会について法人税等の申告漏れが存在する (指摘事項)	383
(21) 固定資産に係る会計処理が会計規定と一致していない (指摘事項)	384
(22) 退職給付引当金及び退職給付引当資産が 1,320,000 円過大計上となっているため取崩しの処理を行うべきである。また、引当資産については取扱要領の作成が望まれる。(指摘事項)	385
第六 山梨県出資法人に対して県の支援のあり方に関する一考察	387
(1) 県からの事務局機能の独立性の確保、または、他の団体との合併も検討に値するものと思われる。	387

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象、並びに選定理由

(1) 県税の賦課徴収事務について

① 監査対象

- ・山梨県総合県税事務所
- ・山梨県総務部税務課

② 選定理由

民主党政権において「社会保障と税の一体改革」が行なわれ、国民の関心を集める状況にある。「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）では地方税は住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から地方税の充実が重要としている。また、税制を通じて住民の自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を地方自治体の「自主的な判断」と納税者と直接向き合う機会を増やす「執行の責任」を図ることとしている。

このような状況下において山梨県の平成 23 年度の一般会計当初予算は 4,455 億円であり、県税は 838 億円と、歳入全体の 18.8%を占めており、重要な財源となっている。県税は過去 10 年間では平成 19 年度に 1,156 億円、一般会計歳入に占める県税の割合は 26.2%が最高であり、最近では 800 億円強、20%未満である。山梨県の財政は厳しい状況が続いているところ、税収の確保及び県税収入未済額の減少が重要な課題となっている。したがって、課税の 3 原則（公平、中立、簡素）に基づき、県税の賦課徴収事務が関係法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的に行なわれているか検討することが有意義であると考え、山梨県の「県税の賦課徴収事務について」を特定の事件として選定した。

(2) 山梨県の出資割合 1/4 以上の出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

① 監査対象

- ・公益財団法人長田ふるさと財団
- ・更生保護法人山梨県更生保護協会
- ・財団法人やまなみ文化基金
- ・社団法人山梨県私学教育振興会
- ・社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

第一 外部監査の概要

- ・公益財団法人山梨県臓器移植推進財団
- ・財団法人山梨県生活衛生営業指導センター
- ・公益財団法人やまなし環境財団
- ・公益財団法人山梨県緑化推進機構
- ・株式会社清里の森管理公社
- ・財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター
- ・財団法人小佐野記念財団
- ・社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター
- ・公益財団法人山梨県子牛育成協会
- ・社団法人山梨県畜産協会
- ・財団法人山梨県体育協会

② 選定理由

平成 22 年度において山梨県の出資法人は 40 法人ある。このうち平成 20 年度に 20 法人について監査のテーマとして選定されている。残りの 17 法人については 2 法人を除き過去において包括外部監査の対象とされていない。これらの法人についても出資金、補助金、委託金等として山梨県から多額の資金が支出されており、また山梨県 OB が常勤理事等として就任している法人もある。このように山梨県と出資法人とは資金、人事、取引等において緊密な関係を有し、重要性があると判断した。また、平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革では民による公益の増進、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の排除（内部統治、経営の独立性等）が求められており県出資法人についても同様な検討が必要である。したがって、法人形態、組織統治の状況、委託契約の内容、指定管理制度の運用状況、法人経営の状況等を法令等への準拠性及び経済性、効率性、有効性の観点から検討することが有意義であると考え、このうち 16 法人について「山梨県の出資割合 1/4 以上の出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について」を特定の事件として選定した。

3. 外部監査の重点及び着眼点

(1) 県税の賦課徴収事務について

- ① 県税の賦課徴収が関係法令等に準拠しているか
- ② 賦課徴収事務は効率的に行われているか
- ③ 賦課徴収は網羅的かつ公平に行われているか
- ④ 内部管理体制の適切な整備・運用状況の検討
- ⑤ 税務電算システム管理運用・利用状況の検討

(2) 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

- ① 法人形態の見直しの検討

- ② 団体の統廃合の検討、ガバナンス（企業統治）の再構築
- ③ 契約事務の適切性・経済性、出資の見直しの必要性の検討
- ④ 指定管理者制度の運用状況の検討
- ⑤ 所定の会計基準、法令規則等への準拠性の検討
- ⑥ 職員数・人件費の適切性の検討
- ⑦ 施設の管理・運用状況の検討
- ⑧ 資産管理及び会計処理の適切性・有効性の検討
- ⑨ 県出資法人の借入金の弁済可能性の検討
- ⑩ 山梨県が債務保証（損失補償）の履行により将来財政負担となるものはないか
- ⑪ 経営改善のための具体的対策を講じ、実行されているか
- ⑫ 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例・規則の運用に準拠した対応が行われているか
- ⑬ 情報公開は妥当であるか

4. 主な監査手続

原則として平成 22 年度分を監査対象期間（必要に応じて過年度分も対象とした。）とし、下記の監査手続を実施した。

(1) 県税の賦課徴収事務について

- ① 賦課徴収について関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認を行う。
- ② 県税事務所等に往査し、賦課徴収事務が効率的に行われているか質問及び関連資料の閲覧を行う。
- ③ 内部管理組織の整備・運用状況について組織図、報告書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問及び視察を行う。
- ④ 課税客体の捕捉状況について質問及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑤ 減免、滞納整理、不納欠損処理について質問及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑥ 税務電算システム等の情報セキュリティについて質問及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑦ その他県税の賦課徴収に関連した業務について質問及び関連資料の閲覧等を行う。

(2) 出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について

- ① 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」及び「公益法人改革」の概要を把握するためヒアリングを行う。
- ② 県出資法人の概況を把握するため概要（パンフレット）、組織図、事業報告書、中長期計画などの事業計画、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。

第一 外部監査の概要

- ③ 事業報告書の過年度比較、他の出資法人との比較、比率分析等の分析的手続を行う。
- ④ 県出資法人の財務に関する事務(収入及び支出事務、契約事務等)が証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため、特定の事務を抽出(試査)して証憑突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。また、関係法令等に準拠しているか、否かについて準拠性違反がないかを確認する。
- ⑤ 人件費を県職員と比較して妥当性を検討する。
- ⑥ 現金・預金・その他金融資産及び固定資産等の管理状況が適切か質問等により確認し、さらに一部抽出方式による実査・確認を行う。必要に応じて現地視察も行う。
- ⑦ 内部統制システムが有効に機能しているかを確認するため、システムの関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行い、整備・運用状況の妥当性を検討する。
- ⑧ 内部管理事務が適正に行われているかを担当者への質問及び関係資料により確認する。
- ⑨ 必要に応じて関係所属の事情聴取及び現場調査を行う。

5. 外部監査の実施期間

平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

(1) 包括外部監査人

公認会計士 久保嶋 仁

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 古屋 俊一郎	公認会計士 大道 良幸
公認会計士 加藤 隆博	公認会計士 神岡 和雄
公認会計士 矢野 邦夫	山田 浩二 (システム監査技術者)
公認会計士 小俣 光文	蛭原 淳 (公認情報システム監査人)
公認会計士 長村 彌角	手塚 斉
公認会計士 日野 克紀	櫻林 裕之

7. 利害関係

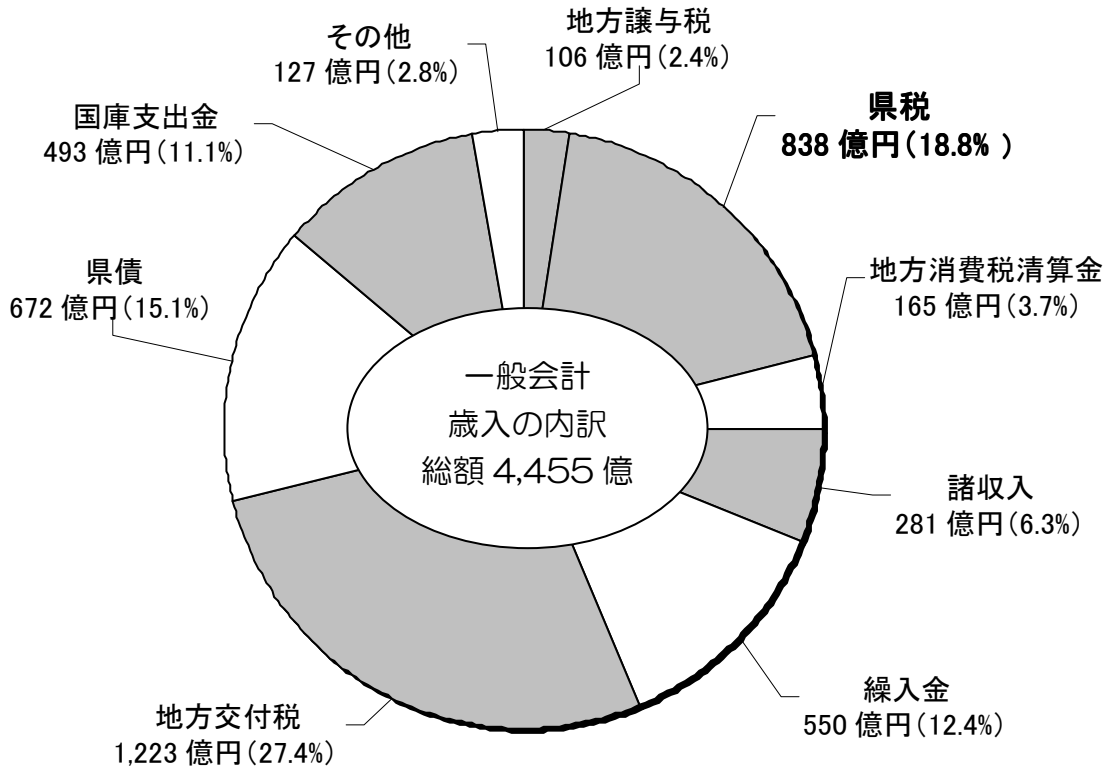
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本報告書の表中、記載のない金額の単位は円である。

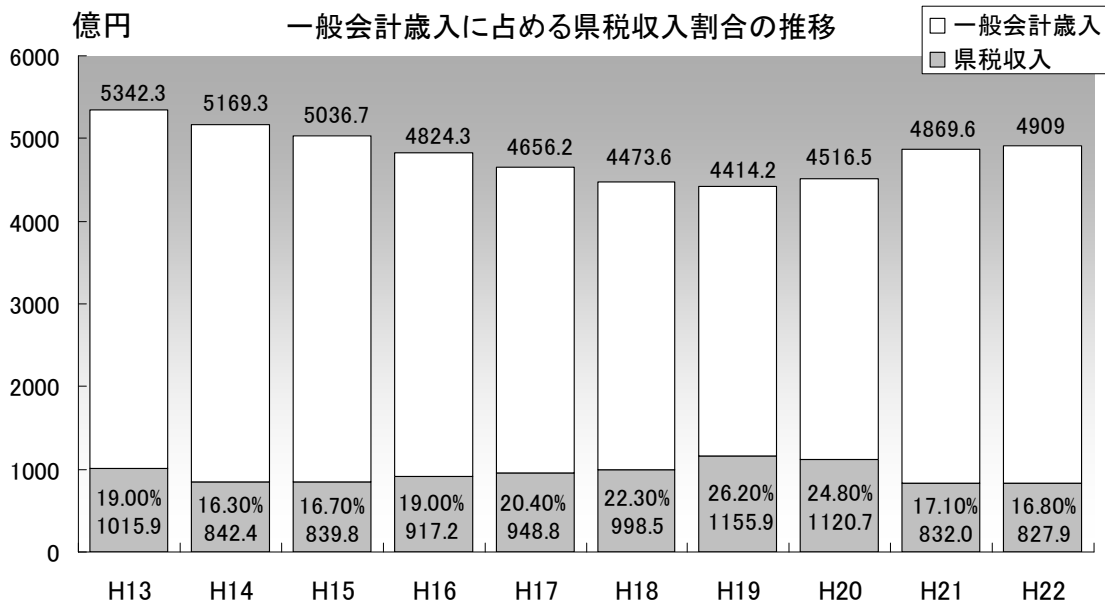
第二 県税の概要

1. 山梨県の歳入及び県税収入の概要

山梨県の平成23年度の一般会計当初予算は4,455億円であり、県税は838億円と歳入全体の18.8%を占めており、重要な財源となっている。



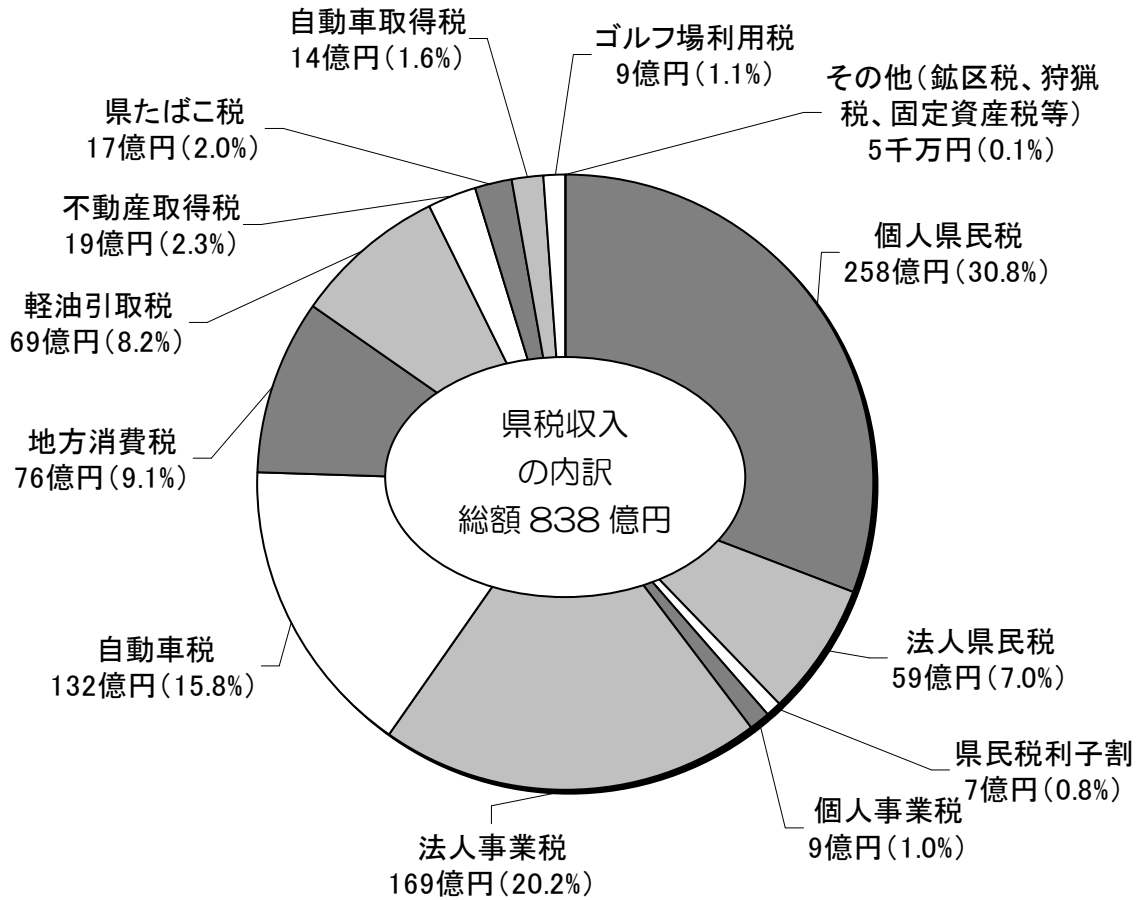
県税は過去10年間では平成19年度に1,156億円、一般会計歳入に占める県税の割合は26.2%が最高であり、最近では800億円強、20%未満である。



第二 県税の概要

1. 山梨県の歳入及び県税収入の概要

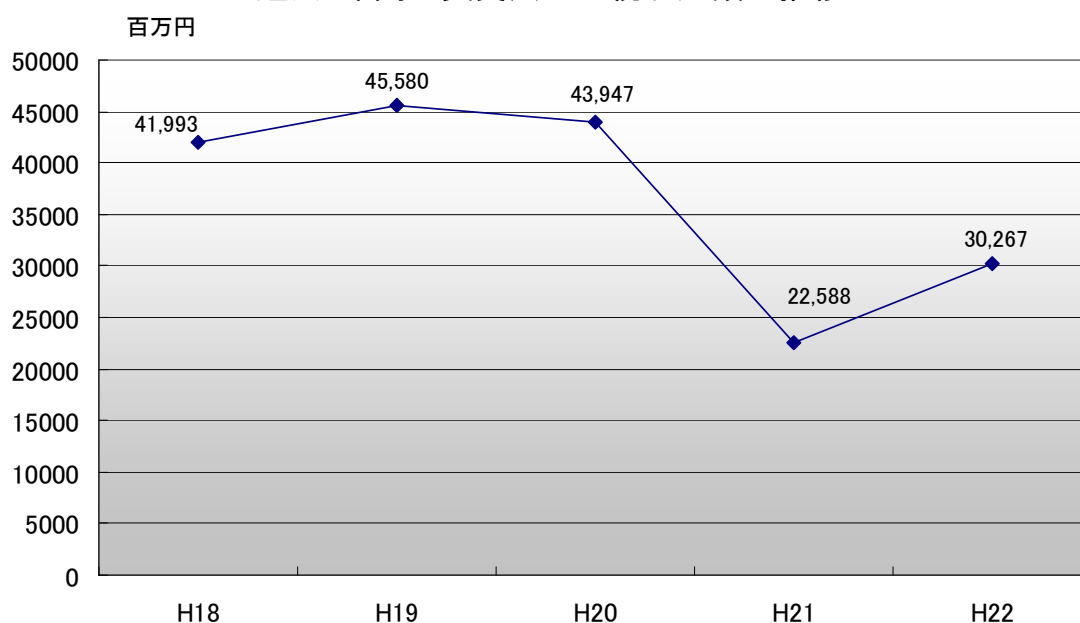
平成 23 年度当初予算における県税収入の税目別の内訳は以下のとおりである。



県税収入の内、大きな柱となっているのが個人県民税と法人二税（法人県民税及び法人事業税）であり、平成 23 年度当初予算においても、総額で 486 億円と全体の県税収入の予算全体に対して 58.0%を占めている。

前頁の「一般会計歳入に占める県税の割合」の表によると平成 20 年度から平成 21 年度にかけて税収が大幅な減少となっているが、これは平成 20 年 10 月のリーマンショック以降の急激な景気低迷による法人二税の減収によるところが大きい。平成 21 年度には法人二税の収入は前年比 51.4%となっている。平成 22 年度には全国的な景気回復基調を受けて前年比 34.0%の増収となったがリーマンショック以前の水準までは未だ回復しておらず、法人二税の減収は県の財政圧迫の要因の一つとなっている。過去 5 年間の実質法人二税の収入額の推移をグラフにて示すと以下のとおりとなる。

過去5年間の実質法人二税収入額の推移



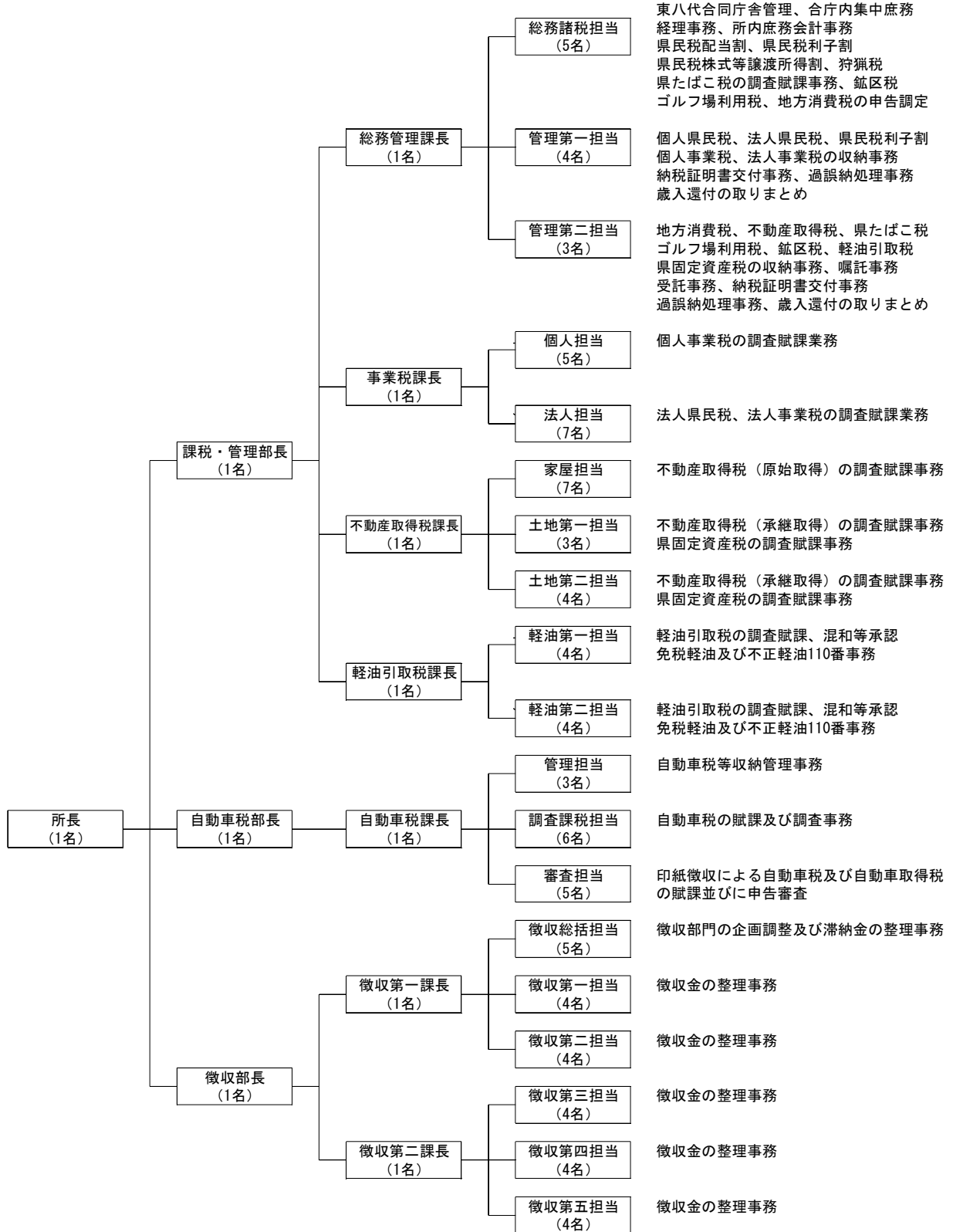
厳しさを増す県の財政状況に対して、山梨県総務部税務課としては平成 23 年度の重点目標に「税収確保対策の強化」を掲げており、税負担の公平性の確保や県税の確実な収納のために、差押えを中心とした迅速な滞納整理の実施、納期内納税の促進に向けた納税環境の整備等に努めている。

第二 県税の概要

2. 県税事務所及び税務課の組織形態

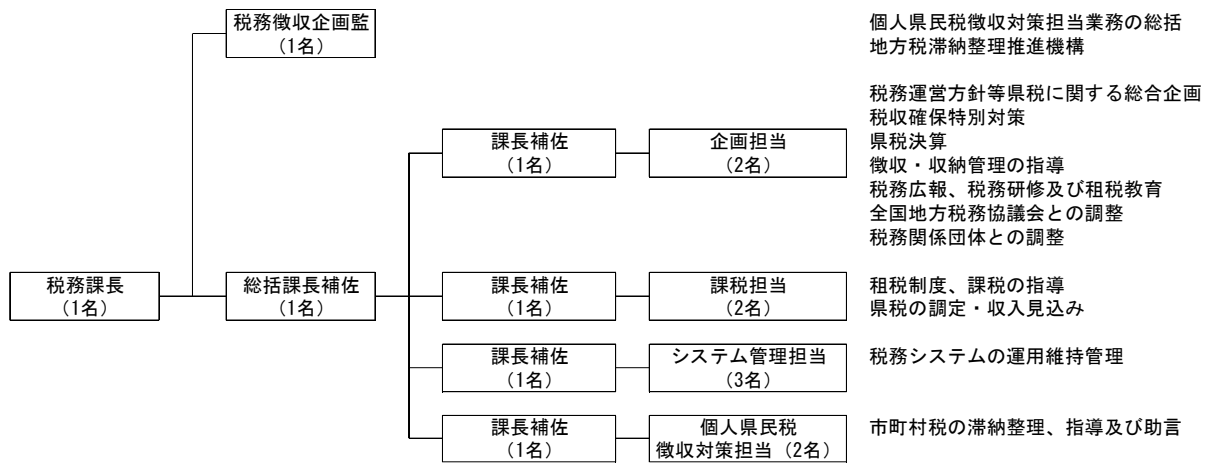
2. 県税事務所及び税務課の組織形態

(1) 県税事務所組織図



2. 県税事務所及び税務課の組織形態

(2) 税務課組織図



(3) 税務職員数

	総務関係課	管理関係課	徴収関係課	直税関係課	間税関係課	電算関係課	計
県税事務所	8	7	28	44	9	0	96
税務課	3	1	4	3	1	4	16
計	11	8	32	47	10	4	112

	非常勤嘱託	臨時職員
県税事務所	9	4
税務課	0	1
計	9	5

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

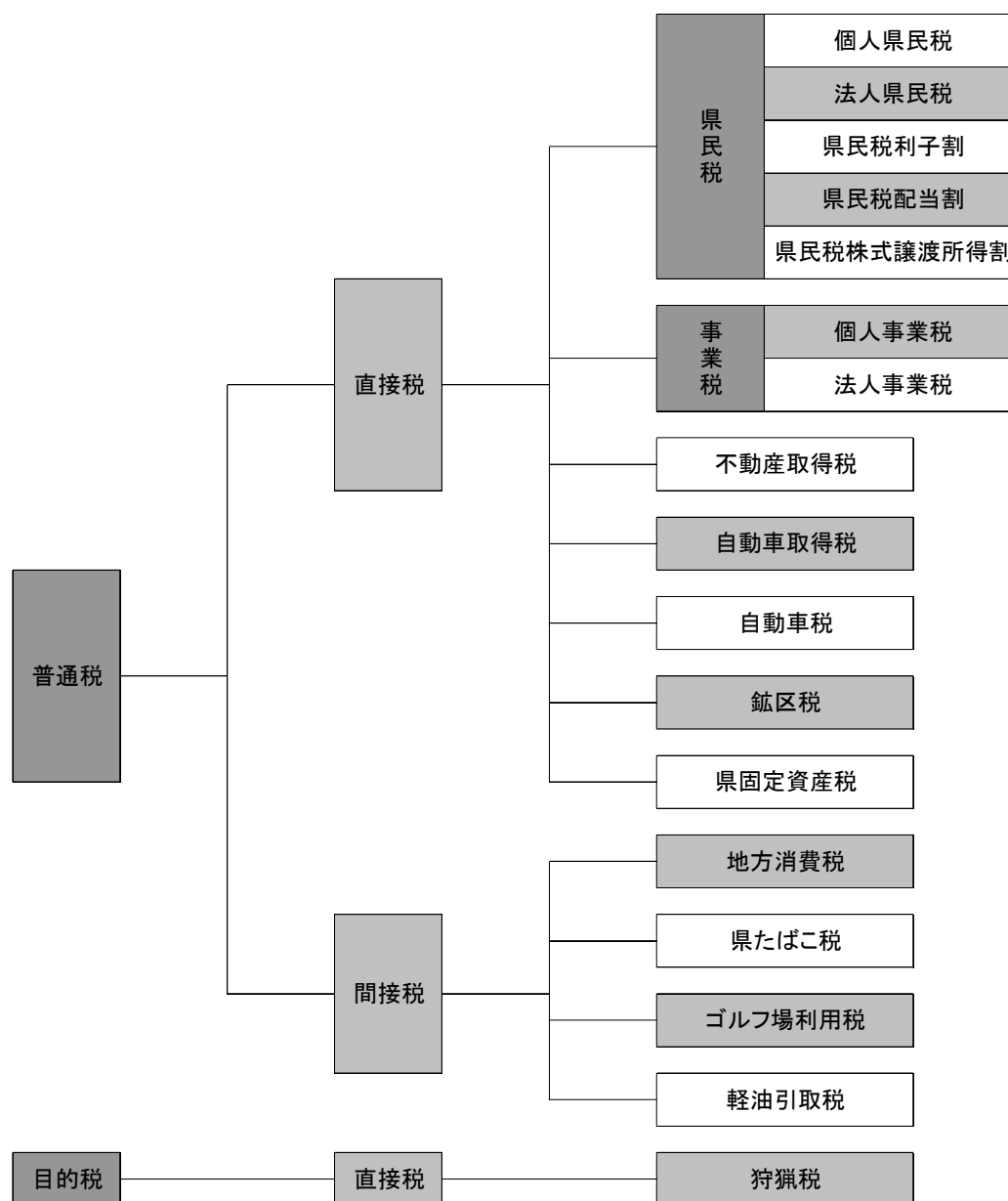
(1) 県税の体系

3. 県税の体系及び種類

(1) 県税の体系

○税金の分類

普通税	用途を特定せず一般的経費を支弁するために課税される税
目的税	その用途を特定して課税される税
直接税	納税義務者と税負担者が同一人である税
間接税	税負担の転換が行われ、納税者と担税者が異なる税



(2) 個人県民税 (均等割・所得割)

(2) 個人県民税 (均等割・所得割)

①個人県民税 (均等割・所得割) の概要

個人県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民に負担を求める租税である。個人市町村民税とあわせて住民税と呼ばれ、市町村で賦課徴収した後に県に払い込みが行われる。

②納税義務者

均等割及び所得割	毎年1月1日現在で県内に住所のある個人
均等割のみ	毎年1月1日現在で県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人

■ 所得割とは国税における所得税に相当する、所得に対して課される個人の住民税のことである。ただし、所得税がその年の所得金額をもとに計算されるのに対して、前年の所得金額をもとにその計算を行う。

③税額

均等割	1,000円
所得割	課税所得金額×4%＋分離課税の額－税額控除額 (課税所得金額＝総所得金額等(前年の収入－必要経費)－所得控除額)

■ 給与所得金額の算出方法

給与収入から差し引くべき必要経費の算定方法は以下のとおりである。

給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで	
	650,999円まで	0円	1,628,000円	1,799,999円	A(※)×4×60%
651,000円	1,618,999円	左記の金額から 650,000円を控除	1,800,000円	3,599,999円	A(※)×4×70%－180,000円
1,619,000円	1,619,999円	969,000円	3,600,000円	6,599,999円	A(※)×4×80%－540,000円
1,620,000円	1,621,999円	970,000円			
1,622,000円	1,623,999円	972,000円	6,600,000円	9,999,999円	収入金額×90%－1,200,000円
1,624,000円	1,627,999円	974,000円	10,000,000円以上		収入金額×95%－1,700,000円

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(2) 個人県民税（均等割・所得割）

■ 各種所得控除（人的控除）

区分		対象者	控除額	
			所得税	個人 住民税
基礎控除		本人	38万円	33万円
配偶者 控除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、 年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円
	老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	年齢が70歳以上の控除対象配偶者 上記のものが特別障害者で、かつ、 同居している場合	48万円 +35万円	38万円 +23万円
配偶者特別控除		生計を一にする配偶者	最高 38万円	最高 33万円 (配偶者の年間 所得による)
扶養 控除	扶養親族	生計を一にする親族等で、かつ、 年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円
	特定扶養親族	年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円
	老人扶養親族 (同居特別障害者加算)	年齢が70歳以上の扶養親族 上記のものが特別障害者で、かつ、 同居している場合	48万円 +35万円	38万円 +23万円
	(同居老親等加算)	老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円
障害者控除 (特別障害者控除)		本人又はその控除対象配偶者 若しくは扶養親族が障害者である場合 上記の者が特別障害者である場合	27万円 40万円	26万円 30万円
寡婦控除 (特別寡婦加算)		①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、 扶養親族を有する者 寡婦で、扶養親族である子を有する者	27万円 +8万円	26万円 +4万円
寡夫控除		妻と死別又は離婚して 扶養親族である子を有する者	27万円	26万円
勤労学生控除		本人が学校教育法に規定する 学校の学生、生徒等	27万円	26万円

※平成24年度から扶養控除の額は以下のとおり変更された。

- i. 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止
- ii. 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の加算額12万円を廃止

(2) 個人県民税 (均等割・所得割)

■ 各種所得控除 (人的控除以外)

区 分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額)－5万円
医療費控除	(医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額 200万
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済契約等の掛金
生命保険料控除	支払った保険料が生命保険料の場合…支払保険料に応じて【最高3万5千円】 (所得税：最高5万円) 支払った保険料が個人年金保険料の場合…支払保険料に応じて【最高3万5千円】 (所得税：最高5万円) 支払った保険料に上記の両方がある場合…上記の合算額【最高7万円】 (所得税：最高10万円)
地震保険料控除	支払った保険料が地震保険料の場合…支払保険料に応じて【最高2万5千円】 (所得税：最高5万円) 支払った保険料が旧長期損害保険料の場合…支払保険料に応じて【最高1万円】 (所得税：最高1万5千円) 地震保険料、旧長期損害保険料両方がある場合…上記の合算額【最高2万5千円】 (所得税：最高5万円)

■ 各種税額控除

寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等がある。

i. 寄附金税額控除

寄付した相手先	控除額
都道府県、市町村 (ふるさと納税)	次の(A)と(B)の合計額 (A) (寄附金－2千円) × 4% (B) (寄附金－2千円) × (90%－所得税の限界税率) × 2/5
共同募金会、日本赤十字社	(寄附金－2千円) × 4%
所得税の寄附金控除対象となる寄附金のうち、 県が条例で指定した法人等	(寄附金－2千円) × 4%

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(2) 個人県民税（均等割・所得割）

ii. 住宅借入金等特別税額控除等

次の(A)～(C)までの全てに該当する者は、所得税の課税総所得金額の5%（最大97,500円）を上限として住民税額から税額が控除される

(A)所得税の住宅ローン控除の適用がある者

(B)平成11年から平成18年または平成21年から平成25年の間に入居した者

(C)所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある者

④申告と納付

毎年3月15日までに、住所地の市町村に申告書を提出する。ただし、所得税の確定申告を行った者、前年中の所得が給与所得のみの者、65歳以上で公的年金所得のみの者は申告書を提出する必要はない。納期限等は以下の区分による。

i. 給与所得者

6月から翌年の5月までの12回に分割して、給与支払者が納入する。

ii. 給与所得者以外の所得者

市町村から送付される納税通知書により、基本的に6月、8月、10月、翌年1月の4期に分割して納付する。

⑤非課税制度

生活保護を受けている者や障害者、未成年者等で所定の要件を満たす者は、個人県民税が非課税となる。

(3) 個人事業税

①個人事業税の概要

個人が事業を行う場合には、道路や橋等の県施設を利用して収益活動を行っているため、その経費の負担を求めるための租税である。

②納税義務者

県内に事務所または事業所を設けて次に掲げる事業を行う個人

第1種事業	物品販売業 製造業 運送業 請負業 印刷業 旅館業 飲食店業 不動産貸付業 代理業など全37業種
第2種事業	畜産業 水産業 薪炭製造業の全3業種
第3種事業	医業 歯科医業 弁護士業 税理士業 美容業 コンサルタント業 設計監督者業など全30業種

③税額

前年中の事業所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

第1種事業:100分の5 第2種事業:100分の4 第3種事業:100分の5(あん摩業等は100分の3)

※事業所得＝総収入額－必要経費

■ 各種控除

種類	内容
事業専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合、以下の金額が必要経費となる。 ①青色申告者 その者に支払った適正な給与の額 ②白色申告者 次のi、iiいずれか少ない額 i. その者が配偶者である場合 86万円 (その者が配偶者以外である場合 50万円) ii. 事業専従者控除前所得金額÷(事業専従者数+1)
損失の繰越控除	前年前3年間における事業の損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については所得の計算上控除ができる。(青色申告書の提出について承認を受けている者に限る)
被災事業用資産の損失の繰越控除	前年前3年間における被災事業用資産の損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については所得の計算上控除ができる。
事業用資産の譲渡損失の控除	直接事業の用に供する資産を譲渡したために生じた損失

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(3) 個人事業税

	の金額は所得の計算上控除される。
事業用資産の譲渡損失の繰越控除	前年前 3 年間ににおける事業用資産の譲渡損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については、所得の計算上控除ができる。(青色申告書の提出について承認を受けている者に限る)
事業主控除	事業を行う個人については所得の計算上 290 万円を控除する。(事業の期間が 1 年に満たない場合は月割により計算を行う。)

④賦課方法

以下の区分に応じてそれぞれの方法による。

i. 通常の賦課

課税する年度の初日の属する年の前年中における所得税の不動産所得及び事業所得について、その個人が国に対して申告した課税標準を基準として賦課を行う。

ii. 独自に課税標準の算定を行う場合

医業等を行う個人で、社会保険診療等に係る所得の非課税の適用を受ける者や事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人等に対して事業税を課する場合には、独自の調査によって決定した課税標準を基準として賦課を行う。(所得税の課税標準が決定されない場合や所得税の失格者、及び年の中で事業を廃止した者に対しても同様となる)

⑤徴収方法及び納期

普通徴収の方法による。納期は年 2 回 (8 月と 11 月) となる。

■ 税額が 1 万円以下の場合には 8 月に全納

⑥減免制度

生活保護等を受けている者で知事が必要であると認めた者や、震災等の災害により事業用資産に損失を受けた者等はその区分に応じて、事業税の減免を申請することができる。

(4) 県民税利子割

① 県民税利子割の概要

銀行や郵便局などの金融機関等から利子などの支払いを受ける際に課される租税である。

② 納税義務者

県内に所在する金融機関等から利子等の支払を受ける者

③ 税額

課税対象となる利子等の額に 5% を乗じた金額

■ 課税対象となる利子等

- i. 所得税法に規定する利子等
- ii. 国外公社債の利子等
- iii. 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
- iv. 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
- v. 懸賞金付預貯金等
- vi. 金融類似商品に係る給付補填金、利益または差益

④ 申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する月の翌月 10 日となる。

⑤ 特別徴収義務者

利子等の支払またはその取扱いをする金融機関等で県内に所在する者

⑥ 非課税制度

身体障害者手帳の交付を受けている者や公益法人等が支払を受ける利子等、その他地方税法に規定された利子等で一定のものについては非課税となる。

⑦ 市町村に対する交付金

県に納入された県民税利子割のうち、59.4%は県内の市町村に交付する。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(5) 県民税配当割

(5) 県民税配当割

① 県民税配当割の概要

一定の上場株式等の配当等の支払を受ける際に課される租税である。

② 納税義務者

特定配当等の支払を受ける個人で、その支払を受けるべき日に県内に住所を有する者

■ 地方税法に規定される特定配当等

i. 一定の上場株式等の配当等

ii. 公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等

iii. 国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等

iv. 特定投資法人の投資口の配当等

③ 税額

特定配当等の額に5% (※) を乗じた金額

※平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける特定配当等については3%

④ 申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する月の翌月10日となる。

⑤ 特別徴収義務者

県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者

⑥ 市町村に対する交付金

県に納入された県民税配当割のうち、59.4%は県内の市町村に交付する。

(6) 県民税株式等譲渡所得割

① 県民税株式等譲渡所得割の概要

上場株式等を証券会社等における一定の特定口座（源泉徴収選択口座）において譲渡し、その対価の支払を受ける際に課される租税である。

② 納税義務者

一定の特定口座において上場株式等の譲渡の対価等に係る譲渡所得が生じた個人で、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者

③ 税額

株式等譲渡所得の額に5%（※）を乗じた金額

※平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に生じた株式等譲渡所得については3%

④ 申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する年の翌年1月10日となる。

⑤ 特別徴収義務者

県内に住所を有する者が設定した源泉徴収口座を管理する金融商品取引業者

⑥ 市町村に対する交付金

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%は県内の市町村に交付する。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(7) 法人県民税

(7) 法人県民税

①法人県民税（均等割・法人税割）の概要

法人県民税は、県の仕事に必要な費用を県内で活動を行う法人に負担を求める租税である。

②納税義務者

県内に事務所または事業所を有する法人	均等割及び法人税割
県内に寮等を有する法人で県内に事務所または事業所を有しない法人	均等割
県内に事務所、事業所または寮等を有する人格なき社団等で代表者や管理人の定めのある者で収益事業を行う者	均等割及び法人税割

③税額

i. 均等割

以下に掲げる資本金等の額の区分に応じて定められた金額

資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 54 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 13 万円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人	年額 5 万円
上記以外の法人	年額 2 万円

ii. 法人税割

法人税額に以下に掲げる法人の区分に応じて定められた税率を乗じた金額

資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人（資本金または出資金の額が 1 億円で、従業者の数が 300 人を超える法人を除く。）	5%
資本金または出資金を有しない法人	
人格なき社団等で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行う者	
上記以外の法人	5.8%

④分割基準

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税の法人税割を算定する際には、その課税標準を関係する都道府県ごとに分割することとなっており、その分割基準には各事業年度末における従業者数が用いられる。

⑤申告及び納付

i. 中間申告（予定申告及び仮決算に基づく中間申告）

事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内

ii. 確定申告

事業年度終了の日から 2 月（会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については別段の定めによる）以内

⑥非課税制度

地方税法第 25 条（県民税の非課税の範囲）により、公共法人及び収益事業を行わない社会福祉法人、宗教法人等の公益法人等は非課税とされる。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(8) 法人事業税

(8) 法人事業税

①法人事業税の概要

法人が事業を行う場合には、道路や橋等の県施設を利用して収益活動を行っているため、その経費の負担を求めるための租税である。

②納税義務者

- i. 県内に事務所または事業所を有する法人
- ii. 県内に事務所または事業所を有する人格なき社団等で代表者や管理人の定めのある収益事業を行う者

③課税標準

所得割	各事業年度の所得
付加価値割	各事業年度の付加価値額 (付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益)
資本割	各事業年度終了の日における資本金等の額

- 電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人については各事業年度の収入金額を課税標準とする。

④税額

課税標準に以下に掲げる区分に応じて定められた税率を乗じた金額

i. 所得金額課税法人

普通法人	年 400 万円以下の所得金額	2.7%
	年 400 万円を超え 800 万円以下の所得金額	4%
	年 800 万円を超える所得金額	5.3%
	資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	5.3%
特別法人(農業共同組合、信用金庫、医療法人等)	年 400 万円以下の所得金額	2.7%
	年 400 万円を超える所得金額	3.6%
	資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	3.6%

ii. 収入金額課税法人

電気供給業等、ガス供給業、保険業	0.7%
------------------	------

第二 県税の概要
3. 県税の種類及び体系
 (8) 法人事業税

iii. 外形標準課税法人

所得金額課税法人(公益法人等は除く。)のうち、各事業年度末資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得割	年400万円以下の所得金額	1.5%
		年400万円を超え800万円以下の所得金額	2.2%
		年800万円を超える所得金額	2.9%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	2.9%
	付加価値割	付加価値割額	0.48%
資本割	資本金等の額	0.2%	

⑤分割基準

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人事業税の課税を算定する際には、その課税標準を関係する都道府県ごとに分割することとなっており、その分割基準には以下の数値が用いられる。

非製造業	事務所数と従業者数、各課税標準の1/2
製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人は工場の従業者数については1.5倍)
鉄道事業、軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業	課税標準の3/4を事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額とし、課税標準の1/4は事務所等の固定資産の価額

⑥申告及び納付

i. 中間申告(予定申告及び仮決算に基づく中間申告)

事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内

ii. 確定申告

事業年度終了の日から2月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については別段の定めによる)以内

⑦非課税制度

地方税法第72条の4(事業税の非課税の範囲)により公共法人等は非課税とされる。また同条の5(事業税の非課税所得の範囲)により、社会福祉法人等が行う収益事業に係る所得以外の所得についても非課税とされる。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(9) 不動産取得税

(9) 不動産取得税

①不動産取得税の概要

不動産取得税とは、土地や家屋を売買、贈与、交換、新築、増改築等によって取得した際に課される租税である。

②納税義務者

不動産を売買、贈与、交換、寄付、譲渡担保、代物弁済、新築、増改築等により取得した者（有償または無償、登記の有無を問わず）

③税額

不動産の価格に4%を乗じた金額

i. 住宅又は土地

平成18年4月1日～平成24年3月31日の取得 3.0%

ii. 住宅以外の家屋

平成18年4月1日～平成20年3月31日の取得 3.5%

平成20年4月1日以降の取得 4.0%

■ 不動産の価格

i. 売買、交換、贈与等による取得（承継取得）の場合

市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

ii. 新築、増改築した家屋や公有水面の埋立、干拓による土地の造成等の取得（原始取得）の場合

固定資産評価基準により評価した価格

※宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）は、課税標準（土地の価格）が2分の1に軽減されている。

④申告及び納付

i. 不動産を取得した日から60日以内に、その土地や家屋の所在する市町村長を経由して知事に申告

ii. 県税事務所から送付される納税通知書により納付

⑤免税点制度

次の場合には不動産取得税は課税されない。

i. 取得した土地の不動産の価格が10万円未満

ii. 家屋を建築した時の不動産の価格が23万円未満

iii. 家屋を売買、贈与等により取得した時の不動産の価格が 12 万円未満

⑥ 軽減制度

住宅及び住宅用土地を取得した場合等で一定の要件に該当する場合には、一定の手続きを経て、その税額が軽減される。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(10) 自動車税

(10) 自動車税

①自動車税の概要

自動車税とは、自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）の所有者に対して課される、財産課税、道路損傷負担金及び奢侈品課税としての正確を有する租税である。

②納税義務者

県内に主たる定置所のある自動車を所有している者（売主が自動車の所有権を留保している場合にはその買主）

③税額

自動車の種類、用途、排気量等により定められた金額

■ 乗用車の税額表

区分	自家用	営業用
総排気量 1,000 cc 以下	29,500 円	7,500 円
総排気量 1,000 cc 超 1,500 cc 以下	34,500 円	8,500 円
総排気量 1,500 cc 超 2,000 cc 以下	39,500 円	9,500 円
総排気量 2,000 cc 超 2,500 cc 以下	45,000 円	13,800 円
総排気量 2,500 cc 超 3,000 cc 以下	51,000 円	15,700 円
総排気量 3,000 cc 超 3,500 cc 以下	58,000 円	17,900 円
）	）	）
総排気量 6,000 cc 超	111,000 円	40,700 円

④賦課及び納付

毎年 4 月 1 日午前 0 時時点で運輸支局に登録されている自動車の所有者に対し、納税通知書を交付する普通徴収の方法による。納期は 5 月 20 日から 5 月 31 日までとなっている。（新規登録の場合は別段の定めによる。）

⑤減免制度

身体障害者手帳等の交付を受けている者のために使用する自動車や課税免除で定められた要件を満たす場合には、一定の手続きを経てその税額が減免される。

(11) 自動車取得税

①自動車取得税の概要

自動車取得税とは、自動車を取得した者に対して、その取得に担税力（税を負担する経済的な力）があるものとして課される租税である。従来、道路特定財源としてその用途を制限されていたが、平成21年度より普通税に改正された。

②納税義務者

自動車を取得した者（売主が自動車の所有権を留保している場合にはその買主）

③税額

i. 自家用自動車（軽自動車を除く）

取得価額に5%（本則3%）を乗じた金額

ii. 営業用自動車及び軽自動車

取得価額に3%を乗じた金額

④申告及び納付

申告納付の方法による。申告期限及び納期限は以下のとおりである。

i. 新規登録、新規検査または使用の届出

登録、検査または届出の日

ii. 移転登録

登録を受けるべき事由があった日から15日以内

iii. その他

自動車の取得日から15日以内

④免税点制度

自動車の取得価額が50万円以下の場合には自動車取得税は課税されない。

⑤減免制度

身体障害者手帳等の交付を受けている者のために使用する自動車や日本赤十字社及び公的医療機関が所有する救急自動車等で定められた要件を満たす場合には、一定の手続きを経てその税額が減免される。

⑥市町村に対する交付金

県に納付された自動車取得税のうち、66.5%は県内の市町村に交付する。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(12) 鉱区税

(12) 鉱区税

① 鉱区税の概要

鉱業権という地下の埋蔵鉱物を採掘・取得するという特権を与えられていることに対する反射的な負担として課される租税である。

② 納税義務者

県内に金、銀、銅等の鉱区を所有する鉱業権者

③ 税額

鉱区の面積、延長を課税標準とし、その課税標準に以下の区分に応じて定められた税率を乗じた金額

区分		単位	税率
i 砂鉱以外	試掘鉱区	100a	200 円
	採掘鉱区	100a	400 円
ii 砂鉱	河床	1,000m	600 円
	河床以外	100a	200 円

■ i について、石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区の税率は上記表の2/3となる。

④ 申告及び納付

申告期限は鉱業権の設定、消滅または変更の日から10日以内。毎年4月1日時点の鉱業権者に対し、納税通知書を交付する普通徴収の方法による。納期は5月20日から5月31日までとなっている。(新規設定の場合は別段の定めによる。)

(13) 固定資産税

①固定資産税の概要

固定資産税は本来市町村税だが、大規模償却資産は地域的に偏在する傾向があるため、市町村の財政上のバランスをとるため、法律で定める一定限度以上の償却資産に対しては県が課する租税である。

- 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価格の合計額が、市町村の人口規模に応じた一定額を超えるものである。

②納税義務者

大規模償却資産を所有する者

③税額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える価額に1.4%を乗じた金額

④賦課及び納付

毎年1月1日時点の大規模償却資産を所有する者に対し、納税通知書を交付する普通徴収の方法による。納期は4月、7月、12月、2月の4期となっている。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(14) 地方消費税

(14) 地方消費税

①地方消費税の概要

消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課される租税である。地方分権推進等に必要な地方財源の拡充を図ることを目的とする。

②納税義務者

- i. 国内において対価を得て資産の譲渡等を行った事業者
- ii. 保税地域から外国貨物を引き取った者

③税額

消費税の額に25%を乗じた金額

④申告及び納付

i. 国内取引

消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付する。申告及び納期限は課税期間終了の日から2月以内

ii. 輸入取引

消費税と併せて国（税関）に申告し、納付する。申告及び納期限は特段の定めによる以外は外国貨物を引き取る時

⑤非課税制度

消費税と同様に土地の譲渡や身体障害者用物品の譲渡・貸付等で一定のものは、消費税の性格や社会政策的な配慮から、非課税とされている。

⑥都道府県間の清算

納められた地方消費税は一定の基準によって都道府県間で清算され、県の収入となる。

⑦市町村に対する交付金

都道府県間の清算を行った後の金額の1/2は、人口比率等により市町村に交付される。

(15) 県たばこ税

① 県たばこ税の概要

県たばこ税は、たばこの消費に対して課される租税であり、たばこを購入する時のその小売価格に含まれている。

② 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国たばこの輸入業者）及び卸売販売業者で小売販売店にたばこを売り渡した者

③ 税額

たばこ 1,000 本につき 1,504 円、ただし旧三級品の紙巻たばこ（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマ）については、1,000 本につき 716 円

④ 申告及び納付

申告及び納期限は売り渡し等の日の属する月の翌月末日となる。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(16) ゴルフ場利用税

(16) ゴルフ場利用税

① ゴルフ場利用税の概要

ゴルフ場利用税はゴルフ場を利用するという行為に対して課される租税である。

② 納税義務者

ゴルフ場を利用した者

③ 税額

利用者1人1日につき、利用するゴルフ場の区分に応じて以下の等級決定基準により決定された等級に応じて定められた金額

i. 等級決定基準

等級決定基準	点数
(A) ホール数	18ホール以上・・・30点、18ホール未満・・・点数なし
(B) ホールの平均距離	300m以上・・・30点、150m以上300m未満・・・15点 150m未満・・・点数なし
(C) 利用料金	利用料金を100で除した数値に相当する点数

ii. 等級と税率

合計点数 (iの表中(A)+(B)+(C))	等級	税率 (1人1日)
185点以上	1級	1,200円
185点未満 155点以上	2級	1,000円
155点未満 125点以上	3級	800円
125点未満 95点以上	4級	600円
95点未満	5級	400円

④ 申告及び納入

特別徴収の方法による。申告及び納期限は徴収の日の属する月の翌月15日となる。

⑤ 特別徴収義務者

ゴルフ場の経営者

⑥ 非課税制度

18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等、その他一定の要件を満たす場合にはゴルフ場利用税は非課税となる。

⑦市町村に対する交付金

県に納入されたゴルフ場利用税のうち、7/10 に相当する金額はゴルフ場のある市町村に交付される。

第二 県税の概要

3. 県税の種類及び体系

(17) 軽油引取税

(17) 軽油引取税

①軽油引取税の概要

軽油引取税はディーゼルエンジン自動車の燃料である軽油の現実の納入を伴う引取りに対して課される租税である。従来、道路特定財源としてその用途を制限されていたが、平成21年度より普通税に改正された。

②納税義務者

特約業者又は元売業者から軽油を現実に引取った者

- 元売業者とは軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が指定した者
- 特約業者とは元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定した者

③税額

軽油1キロリットルにつき32,100円(1リットルにつき32円10銭)

④申告と納税

特別徴収の方法による。申告及び納税は引取りの日の属する月の翌月末日となる。

⑤特別徴収義務者

元売業者及び特約業者

⑥免税制度

農業、林業等の法律で定められた特定の用途に使用される軽油は、一定の手続きを経て免税とされる。

⑦混和軽油等に対する課税

以下のような場合においても、軽油引取税の課税が行われる。また以下の行為を行う場合には事前に県税事務所において承認を受ける必要がある。

- i. 軽油に灯油や重油などを混ぜた混和軽油や灯油や重油などから不正に製造した軽油を販売または消費する場合
- ii. 灯油や重油などを自動車の燃料として販売または消費する場合

(18) 狩猟税

① 狩猟税の概要

狩猟税は、狩猟者の登録を受け、狩猟を行うことができる権利に対して課される租税であり、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充当される。

② 納税義務者

狩猟者の登録を受ける者

③ 税額

以下の区分に応じてそれぞれ定められた金額

狩猟免許種別	区分	税額
第一種銃猟免許	県民税所得割額の納付を要する者	16,500円
	県民税所得割額の納付を要しない者	11,000円
網猟免許	県民税所得割額の納付を要する者	8,200円
	県民税所得割額の納付を要しない者	5,500円
わな猟免許	県民税所得割額の納付を要する者	8,200円
	県民税所得割額の納付を要しない者	5,500円
第二種銃猟免許	—	5,500円

④ 申告及び納付

狩猟者の登録を受ける時に山梨県収入証紙によって納付する。

第二 県税の概要

4. 租税制度（条例等の改正に関する事務）

4. 租税制度（条例等の改正に関する事務）

地方税法改正に伴う県税条例の改正については通常以下のスケジュールにより行われる。

時期	国	県	
		議会、知事	総務部
12月	税制改正大綱		
1月	法改正案提出		(税務課)
2月			・法改正の内容整理
3月	可決成立	6月議会以前に対応必要な部分につき知事専決	・条例改正すべき事項の整理 ・改正案作成 ・私学文書課と改正案について協議（担当レベル）① ・提出資料の作成
4月			・法令審査委員会の審査②
5月		改正案の庁内決裁 (総務部長→副知事→知事)	・法令審査委員会の承認後庁内決裁へ（税務課、私学文書課、財政課→次長→部長）
6月		(6月県議会) 条例改正案提出③ →総務委員会へ付託、委員会承認	
7月		→本会議で承認 施行規則改正（議決不要）	

①私学文書課との協議内容

要改正部分について、その内容及び文言について確認を行う。また、当該改正を3月の知事専決とするか、6月の議会提出とするかについても協議を行う。

②法令審査委員会の構成

委員長は総務部長、副委員長は総務次長、各委員は庁内主要各課の課長となっている。また、幹事は私学文書課職員、財政課及び市町村課の職員が務めている。

③議会への提出資料

議会へは県税条例新旧対照表、改正条例案文、改正の概要、その他の参考資料が提出される

4. 租税制度（条例等の改正に関する事務）

※施行規則改正の場合（条例改正との相違点）

- ・スケジュールは、施行日との関係で前後する。
- ・税務課で作成される資料は条例と同様（規則新旧対照表、規則案文、改正概要）
- ・法令審査委員会については、幹事の事前審査の後、持ち回りで委員7人以上の承認を要する（委員会全体としての承認なし）
- ・庁内決裁は、税務課、私学文書課→総務部次長、部長→副知事→知事となり財政課は通らない。

※条例改正等が本議会で可決された後、税務課は県税事務所に対しその内容を公文書等により周知を行う。

第二 県税の概要

5. 滞納整理関係

5. 滞納整理関係

(1) 滞納整理事務の概要

県税は原則として納期限内に納めなければならないが、実際には様々な理由により納期限内に納付されずに滞納となるものが少なからず発生する。このような滞納が発生した場合に、地方公共団体が滞納を解決するための一連の事務手続が「滞納整理」である。また、納期限から 50 日以内に督促状が発付される（条例第 14 条）が、これによっても未納者が納税をしない場合には、地方公共団体は差押等の強制的手段を行使することができる。この強制的手段を「滞納処分」という。（以下、納付期限までに納税する者を「納税者」、納付期限までに納税せずに督促状の発付に至る者を「未納者」、督促状の発付後においても納税せずに催告書の発付に至る者を「滞納者」と区分して表現する。）

総合県税事務所の部署のうち、滞納整理の関係部署は、徴収部と課税・管理部の総務管理課である。徴収部の徴収第一課の徴収総括担当では徴収部門の企画調整及び滞納金の整理業務を行い、公売や執行停止といったレアケースを処理している。そして、徴収第一担当から徴収第五担当までは、税目別ではなく地区別に担当割りを行っている。担当を地区割りとしているのは、税目別にするると複数の税目滞納者 1 名に対して複数人の担当が割り当てられるケースが考えられる等の非効率が生じると判断しているためである。

徴収第一担当：北杜市・韮崎市・甲斐市・昭和町

徴収第二担当：南アルプス市・中央市・市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町・甲府市の一部（旧中道町・上九一色村）

徴収第三担当：山梨市・甲州市・大月市・丹波山村・小菅村・上野原市・道志村・都留市・西桂町

徴収第四担当：富士河口湖町・鳴沢村・富士吉田市・忍野村・山中湖村・笛吹市

徴収第五担当：甲府市

さらに、課税・管理部の総務管理課では、滞納整理関係で、不納欠損処理の時効管理や滞納先の名寄せ管理を担当している。

①督促状の発付

納税義務の確定した県税が納期限を経過しても納税されない場合は、課税・管理部総務管理課の管理第一担当・管理第二担当（自動車税については、自動車税部自動車税課管理担当）は督促状を発付する。督促状は地方税法第 66 条第 1 項等により、納期限後 20 日以内に発付することとされているが、山梨県においては条例第 14 条に「納期限後五十日以内に督促状を発付しなければならない。」と規定している。これは、督促状の発付を納期限後 50 日以内とすることによって、電子計算機を活用した効率的な収納管理事務の運営を行うことを目指しているためである。

この督促状は、税務システムより督促状一覧表と同時に自動発行され、全未納者に対して発送される。

②催告

督促状発付後、依然として未納の県税等について納付を促すため、次の催告書を発付する。

i 財産差押処分執行通知書

徴収部の徴税吏員は、滞納整理を進めるにあたり滞納処分（財産の差押）を必要とする滞納者に対して、原則として、督促状発付データを元に滞納データとして出力された翌月及び毎年度 6 月と 11 月に財産差押処分執行通知書を発付する。

ii 延滞金催告書

総合県税事務所長は、延滞金のみが未納となっている滞納者に対し、本税が完納となった翌月及び毎年度 10 月に延滞金催告書兼領収書を発付する。（「延滞金」とは、納期限を過ぎてからの納付に際し、その遅延した税額及び期限に応じて加算されるもので、納期限までに納めた納税者との公平を保つために、本税に加算して徴収される。）

以上の催告書は、税務システムより自動的に発行される。また、財産差押処分執行通知書の発付手続は徴収部として行うものであるが、滞納者の状況等が個々異なるため、これ以外に徴収担当の経験による判断により、必要に応じて滞納者に電話したり、催告書以外の「来所を促す内容（呼出）」や「納税の慫慂（しょうよう）」等の事務連絡文書を「リサーチ」（税務システムからダウンロードしたデータを加工したアプリケーションソフト）で作成して滞納者に送付することがある。

③財産調査

催告書等の送付、電話、訪問等による催告によっても連絡が取れない場合や、依然として納付がされない場合等に財産及び生計の状況の調査を行う。官公署、勤務先、金融機関、取引先等に対してこれらの調査を行うことを財産調査といい、差押をすべき財産の有無や差押をすべき財産を決めていくこととなる。

④差押、交付要求、参加差押

催告によっても納税しない滞納者に対しては、県側の租税債権を確保するため、財産の差押を行う。差押とは、徴収担当が滞納者の財産の処分を制限し、換価（公売）できる状態におく強制処分のことである。

国税徴収法第 47 条第 1 項により、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が完納しないときは、徴収担当は滞納者の財産を差押えなければならないこととなっている。滞納者の財産について、すでに滞納処分や強制執行（行政法上の義

第二 県税の概要

5. 滞納整理関係

務を履行させるために、行政機関が強制的な手段を用いること）等の強制換価手続（公権力が強制的に債務の履行を実現させる手続）が行われている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより租税を徴収する制度として「交付要求」と「参加差押」とがある。

i 交付要求

滞納者の財産について「強制換価手続」が執行される場合、税務署長はその強制換価手続を行っている執行機関に対して交付要求を行い、執行機関より配当を受けることによって租税債権の弁済を受けることとなる。（国税徴収法第 82 条第 1 項）

ii 参加差押

参加差押は、滞納者の財産のうち特定の財産について、滞納処分による差押が先行して行われている場合に限り適用される。先行する滞納処分手続に参加して、換価代金から配当を受けるほか、先行している差押が解除された場合には、参加差押に差押の効力を生じることとなる。

⑤換価

換価とは、差押にかかる県税を徴収するため、差押えた財産を公売等の方法で強制的に金銭に換える処分のことであり、入札等の方法により売却を行うほか、最近ではインターネットの普及によりネットオークションを利用して、差押財産の公売も行っている。

（2）滞納処分の停止（執行停止）

滞納者について、一定の事実がある場合において、滞納処分を執行してもその実益がないと認められるとき等に、総合県税事務所長の職権によってその執行を一時停止することを滞納処分の停止（以下「執行停止」という。）という。（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）この場合、その停止の期間が三年間継続したときは、滞納者の納税義務が消滅する。また、滞納者に財産がない場合において、徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに滞納者の納税義務を消滅させることができる。このことを即時消滅という。（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）

平成 20 年度から平成 22 年度における執行停止及び即時消滅の件数、金額は以下のとおりである。

過去3年度間の執行停止及び即時消滅の件数、金額 （単位：件、円）

年度	執行停止			即時消滅		
	起案件数	調定件数	金額	起案件数	調定件数	金額
H20年度	62	239	16,787,107	176	735	114,858,359
H21年度	201	648	34,566,908	293	1,084	123,495,483
H22年度	289	1,025	64,778,634	417	1,141	125,878,000

（総合県税事務所作成資料）

執行停止、即時消滅ともに平成 20 年度以降増加している。執行停止や即時消滅の金額を増やすことは、県税の徴収率の向上につながるため、平成 21 年度から、山梨県では執行停止や即時消滅処理を促進している。

①執行停止となる場合

滞納者が次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分 of 執行を停止することができる。(地方税法第 15 条の 7 第 1 項)

- i 滞納処分をすることができる財産がないとき (同項第 1 号)
- ii 滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき (同項第 2 号)
- iii その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき (同項第 3 号)

②執行停止の通知

総合県税事務所長は、滞納処分 of 執行停止をしたときは、滞納処分 of 停止通知書により当該滞納者に通知する。

③執行停止の効果

i 滞納処分 of 執行停止

執行停止をしたときは、その停止期間中は、その停止に係る徴収金 (地方税法の規定によって道府県又は市町村が賦課徴収する地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費) につき新たな差押をすることはできない。また、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号該当 of 執行停止をしたときは、当該停止に係る差押財産についての差押を解除しなければならない。

ii 納税義務 of 消滅

執行停止をした徴収金 of 納付義務は、その停止が 3 年間継続したときは法律上当然に消滅する。(地方税法第 15 条の 7 第 4 項)

ただし、執行停止した場合において、その徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収金を徴収することが明らかであるときは、直ちに納税義務を消滅させることができる。(地方税法第 15 条の 7 第 5 項)

iii 延滞金 of 免除

執行停止期間中においては、延滞金が免除される。(地方税法第 15 条の 9)

なお、執行停止中の徴収金につき滞納者の自主納付又は交付要求に係る受入金があったとき若しくは当該滞納者に係る過誤納金等があったときは、執行停止中であっても当該徴収金に当該金額を充てることができる。

第二 県税の概要

5. 滞納整理関係

また、時効は執行停止期間においても進行するため、徴収担当はその点に留意しながら対応している。

④執行停止の取消

i 執行停止の取消

執行停止の事由に該当しなくなったときは、執行停止の取消をしなければならない。

ii 取消手続

総合県税事務所長は、執行停止の取消をしたときは、滞納処分 of 停止取消通知書により当該滞納者に通知する。この場合における取消は、徴収猶予の取消同様、行政法上の撤回に該当するものであり、遡及的効果がないことから、例えば財産差押を執行停止によって解除した場合、その後の取消によって改めて財産差押をする必要が出てきてしまうことから、徴収担当はその点に留意しながら対応している。

(3) 換価猶予

①意義及び要件等

滞納処分を執行することにより滞納者の事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は滞納処分を執行するよりもその執行を一定期間猶予することが徴収金の徴収上有利である場合において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときには、1年以内の期間に限り換価を猶予することができる。(地方税法第16条第1項本文)

②猶予の期間

猶予の期間は、換価の猶予を行う事由が消滅すると認められる日までであり、その期間は原則として1年以内である。(地方税法第15条の5第1項) この場合、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる(地方税法第15条の5第3項、同法第15条第1項後段)。

また、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により換価を猶予した期間とあわせて2年を越えることができない。(地方税法第15条の5第3項、同法第15条第3項)。

③換価の猶予の効果

換価の猶予の効果のうち主なものは以下のとおりである。

i. 差押の猶予又は解除

換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除する

ことができる。(同法第 15 条第 2 項)

ii. 時効の中断

換価の猶予の決定により、徴収権の消滅時効が中断される。

また、換価の猶予の期間中は、時効が進行しない(同法第 18 条の 2 第 4 項)。

④担保の徴収

換価を猶予する場合は、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予にかかる金額が 50 万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、徴しないことができる(地方税法第 16 条第 1 項)。

- 一 国債及び地方債
- 二 地方団体の長が确实と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券
- 三 土地
- 四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 六 地方団体の長が确实と認める保証人の保証

⑤換価の猶予の手続

換価を猶予したとき、又はその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。(同法第 15 条の 5 第 3 項、同法第 15 条第 4 項前段)山梨県においては、換価の猶予は、総合県税事務所長の裁量により職権で決定する。徴収担当にて「換価猶予決定決議書」を作成し、県税事務所長の決裁を受けた後、猶予を受ける者に対して「換価猶予通知書」を交付する。猶予の期間を延長する場合も同様である。

⑥換価の猶予の取消し

換価の猶予を受けた者が以下の取消し事由に該当する場合には、換価の猶予を取り消し、一時に徴することができる。(同法第 15 条の 6 第 1 項)

i. 分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき。あるいは、担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する求めに応じないとき。(同法第 15 条の 6 第 1 項第 1 号、同法第 15 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号)

ii. 地方税法第 15 条の 5 第 1 項の換価の猶予の適用が可能となる要件に該当しなくなったとき

第二 県税の概要

5. 滞納整理関係

iii. 換価の猶予を受けた者が繰上徴収（同法第13条の2第1項）の要件に該当することとなった場合（同法第15条の6第1項第3号）

（4）分納誓約

①意義

県税等は、本来定められた納期限内に定められた納付書等により一括納付されるべきものである。しかし、納税者等の事情により納期限内に一括納付されない場合がある。これに対し、県税等の歳入の確保を図るため、徴収上有利であると認められる場合において、例外的に納税者等から誓約書を徴し分納を認めるものである。（収納管理事務取扱要領第四章第2節1）なお、徴収部によれば、山梨県において分納となるのは、催告書の送付により納税者等が納付相談に応じ分納に至るケースと、差押実施により納税者等が納付相談に応じ分納に至るケースが多いとのことである。

②要件

分納誓約による納付が認められる納税者等の事情とは、以下のいずれかの要件を満たす場合である。

- i. 地方税法第15条第1項各号に定める徴収猶予の要件に類似しているもの
- ii. 財産調査により一括納付が不能と判明したもの

なお、今回調査対象とした分納誓約のサンプルについては、全てii.の要件によるものであった。

③効果（収納管理事務取扱要領第四章第2節3）

i. 時効の中断

「未納の県税債務の承認及び納税誓約書」（以下、「分納誓約書」という。）の提出は、滞納者による納税債務の承認（民法第147条第3号）に該当し、徴収権の消滅時効を中断する効果がある。

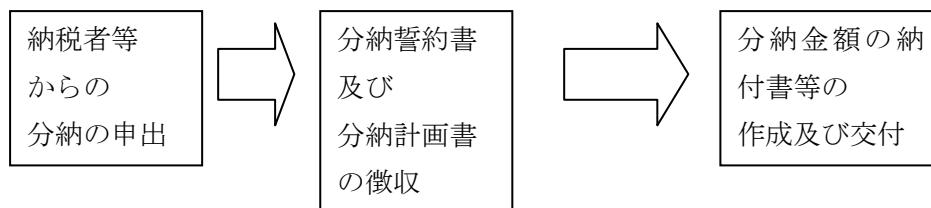
ii. 滞納整理の中断

分納誓約が誠実に履行されると認められるものについては、滞納整理を中断することができる。

なお、分納誓約が誠実に履行されると認められない場合は、分納中に差押を実施することもあり得る。

④分納誓約の手続（収納管理事務取扱要領第四章第2節2）

分納誓約の手続は以下の通りである。



なお、分納計画書については、納税者等の収支の状況を示すために必要な証拠書類（給与明細、預金明細、水道光熱費の領収書等）を併せて徴求している。

（5）延滞金の免除（減免）

①概要

延滞金は、租税債務の履行遅滞に対して課されるものであるため、その履行遅滞がやむを得ない理由による場合には、法律上当然に、又は総合県税事務所長の裁量により免除（減免）することとなっている。

i. 法律上当然に免除されるもの

法律上当然に免除される事由としては、(i) 徴収猶予に基づくもの、(ii) 換価猶予に基づくもの、(iii) 執行停止に基づくもの、(iv) 災害等による期限の延長に基づくものの4つに区分される。免除額は、免除の要件となる事実等に応じて、延滞金の全額あるいは、延滞金の2分の1に相当する額と2分の1に相当する額に年7.3%の割合から特例基準割合を控除した割合が年7.3%の割合のうちに占める割合を乗じて算定した額を合計した額（以下、2分の1免除という）に相当する額となる。

徴収猶予や換価猶予等は、徴収部の各担当が税務システム上で処理する。当該処理を行うと「徴収猶予決議書」が出力され、当該決議書に総合県税事務所長が決裁を行う。当該処理がなされた案件については、税務システム上、自動で延滞金が減免されて計算されることになる。

ii. 総合県税事務所長の裁量により免除（減免）されるもの

総合県税事務所長の裁量により免除（減免）されるものとしては、(i) 画一的に免除（減免）すべきものと、(ii) 総合県税事務所長の決議を必要とするものの2つに区分される。

(i) 画一的に免除（減免）すべきもの

納税が納付委託や郵送で行われる場合、再委託銀行が取立てをすべき日（たとえば、

第二 県税の概要

5. 滞納整理関係

小切手の期日)や郵便物の発信日と納付・収納の日は、ずれることになる。それぞれ、再委託銀行が取立てをすべき日の翌日から納付の日までと、郵便物の発信日から現金が収納された日までの期間に係る延滞金は、画一的に免除(減免)すべきものに該当する。このほか、納税貯蓄組合の納付委託や、交付要求、指定外の金融機関に納付された場合等が画一的に免除(減免)すべきものに該当する。免除(減免)額は、法律上当然に免除されるものと同様に、免除の要件となる事実等に応じて全額免除あるいは2分の1免除となる。

納付委託や郵送で納税が行われる場合、税務システム上で納付登録する際に、郵便物の発信日を税務システム上納付日として登録する、などの形で対応している。

(ii) 総合県税事務所長の決議を必要とするもの

総合県税事務所長は、免除(減免)の要件となる事実等があった場合において、免除(減免)期間に対応する部分の延滞金について全額免除、あるいは2分の1免除しようとするときは、免除(減免)の要件となる事実等を調査し、決議する必要がある。免除(減免)の要件となる事実等としては、ア. 徴収猶予又は換価猶予の期間後において、地方税法第15条の9第2項各号の場合、イ. 滞納に係る県税等の全額を徴収するために必要な財産を差押えた場合又はその全額に相当する担保の提供を受けた場合(地方税法第15条の9第4項)、ウ. 徴収猶予期間中において、地方税法第15条の9第2項各号の場合等がある。

徴収担当は、本税が完納された各担当案件のうち、延滞金減免(免除)の要件があるものについて、税務システム上で減免の処理を行う。減免処理がなされた案件については、「延滞金減免決議書」が出力され、総合県税事務所長の決裁を受けることになる。

(6) 不納欠損処理

地方公共団体の歳入決算において、法令等の規定に基づく時効又は徴収停止による債権の消滅又は債務の免除により、既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合、これを会計上不納欠損額と表示し整理することとなり、これを不納欠損処分と呼んでいる。

① 県税等の不納欠損

県税等において不納欠損の基因となる事項は、i. 徴収権の消滅時効(5年経過)、ii. 執行停止の3年経過による納税義務の消滅 iii. 即時の納税義務消滅(会社倒産または個人死亡) 等地方自治法第236条の定める事項以外の特殊なものがある。

② 県税等の不納欠損の手續

i 不納欠損の決議

総合県税事務所長は、県税等が時効等により徴収し得なくなったときは、当該県税等

について不納欠損の決議を行い、県税不納欠損調書を作成し、課税・管理部長及び自動車税課長に交付する。

ii 不納欠損の報告

課税・管理部長及び自動車税課長は、県税不納欠損調書の交付を受けたときは、収入簿に当該事項を記載するとともに、翌月 10 日までに不納欠損調書により税務課長を経由して出納局長に報告を行う。

iii 税務電子情報処理組織への記録

総合県税事務所長の課税・管理部長及び自動車税課長への県税不納欠損調書の交付及び課税・管理部長及び自動車税課長の収入簿への記載整理は、税務電子情報処理組織へ記録する方法により代えることができる。この場合において、当該事項が既に税務電子情報処理組織に記録されているときは、重ねて記録することを要しない。

iv 個人県民税の不納欠損の報告等

総合県税事務所長は、市町村長が行った個人県民税の前年度の不納欠損の状況を毎年 5 月下旬に個人県民税の不納欠損報告書により報告を受け、不納欠損の決議（前記 i を行う。なお、市町村ごとの不納欠損の状況を取りまとめ、県税不納欠損調書に個人県民税の不納欠損報告書を添付して管理第一担当が税務課のシステム管理担当に報告を行う。

以下の表は、過去 5 年間ににおける主要税目別の不納欠損処理額を表したものである。

主要税目別の不納欠損処理額の推移

	(単位:百万円)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
個人県民税	134	138	143	143	156	714
法人県民税	9	7	8	14	6	43
個人事業税	15	11	10	8	7	52
法人事業税	16	29	18	48	16	126
不動産取得税	102	114	45	38	74	373
県たばこ税	-	0	-	-	-	0
ゴルフ場利用税	1	2	31	-	-	34
自動車税	128	128	108	87	80	531
鉱区税	1	-	0	-	-	1
軽油引取税	-	7	2	-	-	10
旧法による税	-	-	2	1	3	5
合計	404	435	367	340	342	1,889

(注)「旧法による税」とは、旧軽油引取税（平成 21 年改正）、料理飲食等消費税（平成元年廃止）、特別地方消費税（平成 12 年廃止）である。

第二 県税の概要

5. 滞納整理関係

この5年間の不納欠損処理額のうち、税目別にみて大きなものは個人県民税、自動車税、不動産取得税、個人事業税となる。但し、経年でみると全般的に不納欠損処理額は減少傾向にあり、とりわけ自動車税と不動産取得税の減少が目立っている。自動車税については、平成17年度から導入されたコンビニ収納による徴収効果が上がってきており、不動産取得税については、平成18年度と平成19年度に大口の滞納案件があったことによって、その後の不納欠損処理をせざるを得なかったことが影響している。

(7) 差押の実施状況

以下の表は、山梨県の過去5年間における差押の実施状況である。

過去5年間の差押の実施状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
差押件数(件)	838	1,696	3,448	3,602	4,325
差押対象税額(百万円)	447	470	808	1,197	1,136
充当額(百万円)	-	68	139	133	110
差押目標件数(件)	-	2,730	2,410	4,000	4,000
達成率(%)	-	62%	143%	90%	108%
対象資産別件数(件)					
不動産	19	20	22	150	77
預貯金	778	1,053	2,092	2,391	2,508
給与	-	15	24	18	47
自動車	14	594	1,177	645	1,290
生命保険	-	-	71	398	338
その他	27	14	62	-	65
合計件数(件)	838	1,696	3,448	3,602	4,325

差押件数は年々増加しており、特に平成20年度からは飛躍的に増えている。これは、山梨県が差押徴収の強化を掲げ、財産調査の徹底と差押の大幅な強化を図ったことが主な要因とみられる。

差押の対象資産の内訳としては、預貯金、自動車が多く、この他生命保険も増加傾向を示しているが、不動産は平成21年度をピークに、それほど伸びていない。また、自動車が平成20年度で急増しているのは、平成18年度から実施したタイヤロック装着による自動車の差押からインターネット公売までの流れが定着してきたことの効果によるものである。

次に、担当別に平成22年度における差押実績をみると、以下表のとおりとなる。

	(単位:件、百万円)									
	差押件数		差押対象税額		預貯金の差押					
	件数	構成比	金額	構成比	差押対象税額	構成比	差押金額	構成比	充当額	構成比
徴収第一担当	859	19%	137	20%	41	14%	33	18%	18	21%
徴収第二担当	558	13%	130	19%	57	20%	32	17%	11	13%
徴収第三担当	798	18%	92	13%	38	13%	26	14%	15	17%
徴収第四担当	673	15%	81	12%	41	14%	38	21%	20	24%
徴収第五担当	1,293	29%	154	22%	49	17%	45	24%	18	21%
徴収総括担当	258	6%	92	13%	60	21%	12	7%	3	4%
合計	4,439	100%	686	100%	286	100%	187	100%	86	100%

(注) 当表の差押件数 4,439 件は、「過去 5 年間の差押の実施状況」上の差押件数 4,325 件と相違しているが、これは当表には参加差押・二重差押を含めているためである。

差押件数、差押対象税額ともに、中核都市である甲府市を対象エリアに持つ第五担当が一番多く、全体の 2 割から 3 割を占めている。預貯金の差押についてもほぼ同様の状況となっているが、差押対象税額については、執行停止等のレアケースの処理を取扱う徴収総括担当の占める割合が高くなっている。

第二 県税の概要

6. 収納対策

6. 収納対策

(1) 収納方法の概要

県税の徴収方法には、普通徴収、申告納付、証紙徴収及び特別徴収の4つの方法がある。このうち、普通徴収すなわち納税通知書によって納税する税目については、一般的に以下の納付方法を選択することができる。

- ①総合県税事務所窓口での納付
- ②金融機関での納付
- ③コンビニエンスストアでの納付
- ④口座振替による納付
- ⑤クレジットカードによる納付
- ⑥マルチペイメントネットワークシステム（PC、携帯電話、ATMによって納付可能とするサービス）による納付

このうち、総合県税事務所窓口や金融機関での納付は時間や曜日の制限があるため、山梨県では納税者の利便性に配慮して、税目により休日や夜間でも納付が可能なコンビニ収納や口座振替による納付を導入している。

コンビニ収納は平成17年度から自動車税の納付において導入されており、また口座振替は平成元年度から個人事業税の納付において導入されている。

自動車税について、納期内収納状況と年度毎の利用状況は以下のようになっている。

納期内収納状況

①コンビニ収納状況

	(単位：件、百万円)		
	件数	納付金額	納期限
平成17年度	34,354	1,329	平成17年5月31日
平成18年度	51,937	2,001	平成18年5月31日
平成19年度	66,588	2,585	平成19年5月31日
平成20年度	75,882	2,934	平成20年6月2日
平成21年度	85,818	3,328	平成21年6月1日
平成22年度	91,301	3,482	平成22年5月31日

②収納機関別利用割合

		コンビニ	金融機関	県窓口	合計
件数 (件)	平成17年度	34,354	216,732	2,825	253,911
	平成18年度	51,937	204,252	3,128	259,317
	平成19年度	66,588	186,648	3,372	256,608
	平成20年度	75,882	178,272	4,697	258,851
	平成21年度	85,818	168,792	4,457	259,067
	平成22年度	91,301	162,854	623	254,778
金額 (百万円)	平成17年度	1,329	7,721	66	9,116
	平成18年度	2,001	7,261	72	9,334
	平成19年度	2,585	6,658	72	9,316
	平成20年度	2,934	6,335	113	9,382
	平成21年度	3,328	6,014	107	9,451
	平成22年度	3,482	5,667	15	9,165

表を見てわかるとおり、導入を開始した平成17年度以降自動車税のコンビニ収納が拡大しており、平成20年度からは自動車税の3割超がコンビニ収納となっている。

(2) 租税教育

①意義

租税教育は、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的として実施される教育である。(国税庁HPを参考として記載)

②山梨県における租税教育の実施状況

山梨県における租税教育の取組みとしては、租税教育用副教材の作成及び配布が挙げられる。これは、小学校及び中学校の社会科用に、東京国税局と共同で租税教育用副教材を作成し、山梨県内の全小中学校に配布しているものである。

第二 県税の概要

7. 税務システム

7. 税務システム

(1) 税務事務電算化の経緯

山梨県の税務業務の電算化は、昭和40年代にまで遡る。昭和47年に汎用コンピュータを導入後、個人事業税、自動車二税、法人二税システム等の個別システムを順次開発し、稼働していった。その後、平成元年に各県税事務所と本庁をオンラインで結び、課税から収納まで総合的に処理する県税事務総合オンラインシステムを税務課で開発し、運用を開始した。

平成11年度、県税事務総合オンラインシステムが旧式化したため、県では平成12年度に「新税務システム開発委員会」を設置し、新システム（現在の税務システム）の開発に着手した。平成13年度に一般競争入札によってシステム開発業者を決定後、平成16年4月に現在の税務システムを稼働開始した。その後、法改正等に伴うシステム改修を実施するとともに、平成20年度にはサーバ等の機器更新を行い、現在に至る。現在の税務サーバのリース期限が平成25年12月末までであるため、期限到来前に機器更新を行う予定としている。

(2) 税務システムの概要

県の税務システムは、「課税サブシステム」「収納管理サブシステム」「滞納整理サブシステム」の3つのサブシステムから構成され、県税の税目に対して課税から滞納整理までの一連の税業務を行うことができる。各サブシステムの機能概要は以下の通りである。

サブシステム名	機能概要
課税サブシステム	税目ごとの課税処理を行う。
収納管理サブシステム	収納金の管理、集計、督促等の処理を行う。
滞納整理サブシステム	滞納者情報や差押情報等の管理を行う。

(出典：税務課作成資料)

また、税務システムで対応している税目別処理の概要とシステム稼働時期については以下の通りである。

サブシステム名称		業務区分及び処理概要	稼働時期
あて名管理		あて名登録処理	H16年4月
		返戻処理	
		あて名照会処理	
課税	個人県民税	報告書入力処理	
		課税状況照会処理	
	県民税利子割	営業所明細等入力処理	

サブシステム名称	業務区分及び処理概要	稼働時期	
	申告更正決定処理		
	課税状況照会処理		
	個人事業税		課税処理
			課税状況照会処理
			判定支援処理
	不動産取得税		原始取得課税処理
			承継取得課税処理
			徴収猶予・減額等処理
			課税状況照会処理
	県たばこ税		課税処理
			課税状況照会処理
	ゴルフ場利用税		特徴者登録変更処理
			申告更正決定処理
			課税状況照会処理
	鉱区税		課税処理
			課税状況照会処理
	軽油引取税		事業者登録変更処理
			申告更正決定処理
			課税状況照会処理
			軽油引取税免税証交付管理処理
法人二税	事業年度登録変更処理		
	申告更正決定処理		
	課税状況照会処理		
自動車二税	申告書・分配データ入力処理		
	定期・随時賦課更正処理		
	課税状況照会処理		
県民税配当割	特徴者登録変更処理		
	申告更正決定処理		
	課税状況照会処理		
県民税株式等譲渡所得割	特徴者登録変更処理	H17年2月	
	申告更正決定処理		
	課税状況照会処理		
諸税	税額入力処理	H16年4月	
	課税状況照会処理		

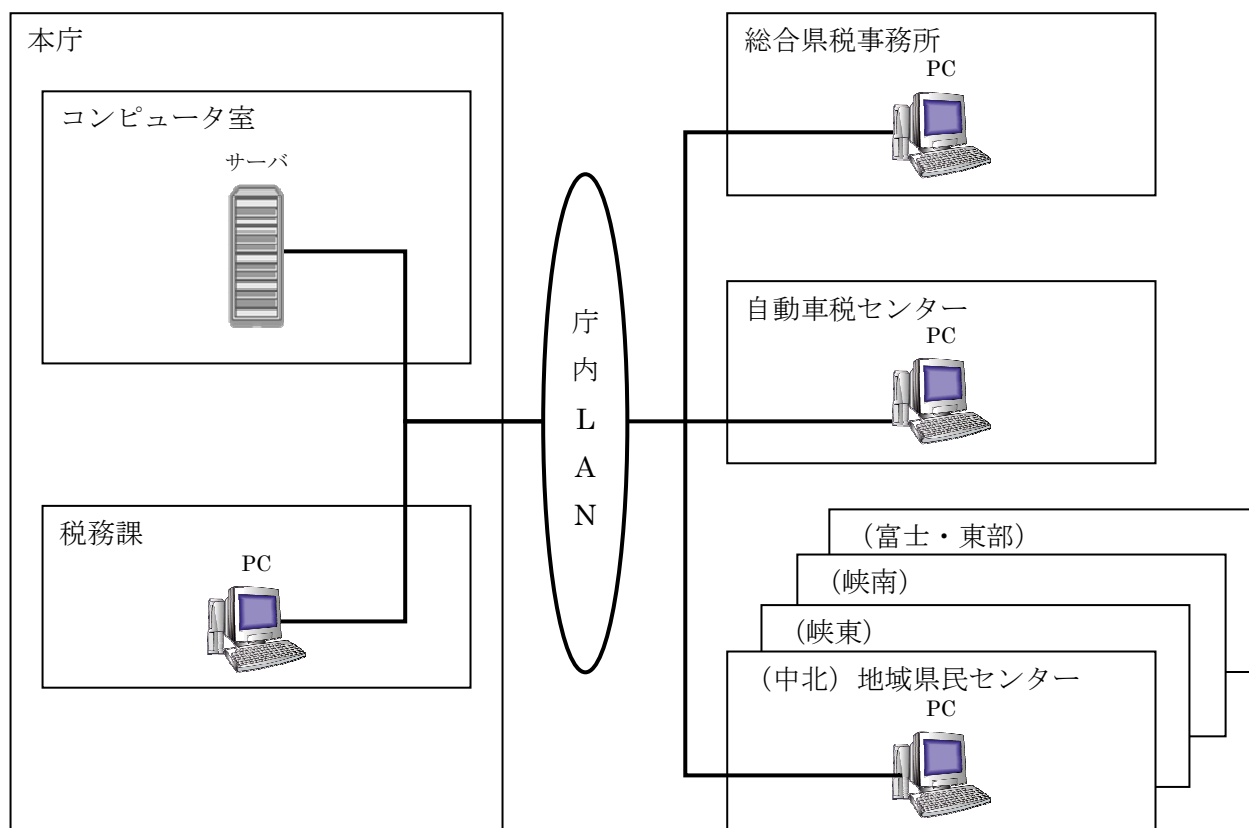
第二 県税の概要

7. 税務システム

サブシステム名称	業務区分及び処理概要	稼働時期
収納管理	調定処理	
	収納消込・口座振替処理	
	督促・還付充当処理	
	報償金・交付金処理	
	収納状況照会・課税証明処理	
	滞納繰越処理・決算処理	
滞納整理	催告・差押予告処理	
	差押・交付要求等入力処理	
	滞納者情報照会処理	

(出典：税務課作成資料)

税務システムは、クライアント・サーバ型のシステム形態をとっている。サーバは県庁に設置され、PC は、本庁税務課、総合県税事務所、自動車税センター及び各地域県民センターにそれぞれ業務の規模に応じた台数が設置されている。



(出典：税務課作成資料)

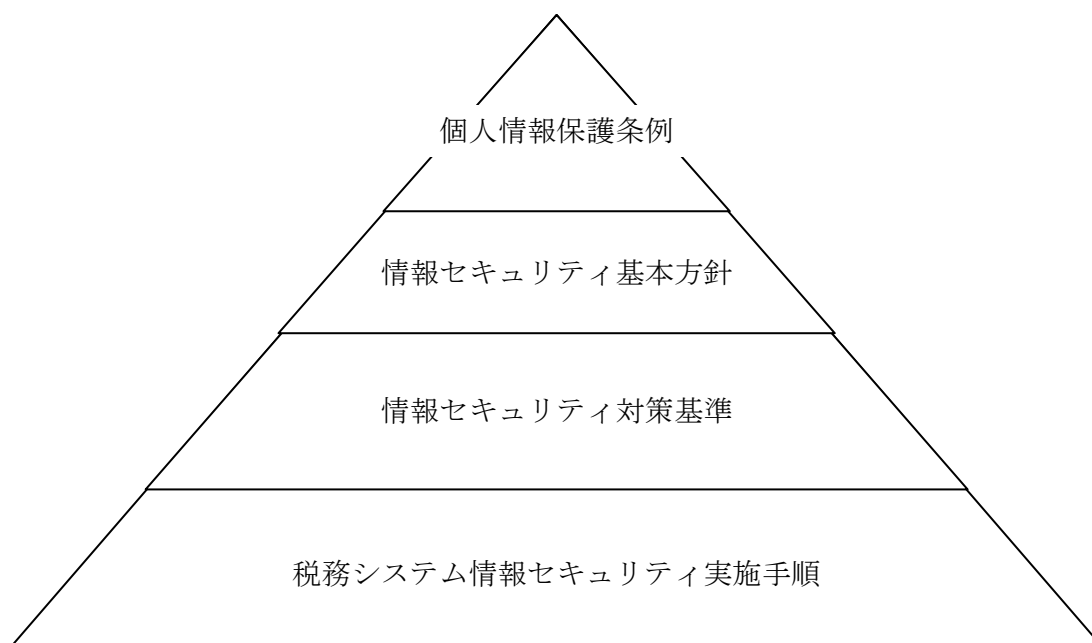
(3) 税務システムに関する情報セキュリティ方針

県における情報セキュリティ方針は、「山梨県情報セキュリティ基本方針」及び「山梨県情報セキュリティ対策基準」にて定められている。さらに、「山梨県情報セキュリティ基本方針 第8 情報セキュリティ実施基準の策定」では、個々の情報システムについて、具体的な実施手順を明記した情報セキュリティ実施手順を策定することが定められている。

第8 基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するため、個々の情報システムについて、具体的な実施手順を明記した情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。（以下、省略）

（出典：山梨県情報セキュリティ基本方針）

税務システムについても、これに従い「税務システムセキュリティ実施手順書」が策定されている。こうした情報セキュリティに関する規程の関係は以下の通りである。



（出典：税務課作成資料）

なお、個々の情報システムに対する情報セキュリティ実施手順策定の手引き書の位置づけとして、「情報セキュリティ実施手順書記述要領」が情報政策課によって策定されており、「税務システムセキュリティ実施手順書」も、これに倣って策定されている。

第二 県税の概要

7. 税務システム

(4) 税務システムの情報セキュリティ対策の運用状況

①情報資産分類

「情報セキュリティ実施手順書記述要領」では、山梨県の情報資産の分類を以下のよう
に定義している。

i. システムの機密性

レベル	定義
3	山梨県個人情報保護条例で定義している「個人情報」及び山梨県情報公開条例で定義している行政文書であって、同条例における「不開示情報」に相当するもののうち、県民の生命、身体、財産及びプライバシー等に直接重大な影響を及ぼすもの、ならびに行政事務の執行等に直接重大な影響を及ぼすもの
2	山梨県個人情報保護条例で定義している「個人情報」及び山梨県情報公開条例で定義している行政文書であって同条例における「不開示情報」に相当するもの
1	上記に該当しないもの

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

ii. システムの完全性

レベル	定義
3	県民の生命、身体、財産及びプライバシー等に直接重大な影響を及ぼすもの
2	行政事務の執行等に直接重大な影響を及ぼすもの
1	上記に該当しないもの

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

iii. システムの可用性

レベル	定義
3	業務処理（システム利用）時に必ず利用できることが保証されるべきもの（計画停止以外のシステムの停滞が許されないもの）
2	業務処理（システム利用）時に中断時間が一定時間（1時間～半日）程度あることが許容されるもの
1	業務処理（システム利用）時に中断時間が1日程度あることが許容されるもの

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

「税務システムセキュリティ実施手順書 1.2 情報資産の分類」では、いずれもレベ

ル3として定義している。

<p>1.2 情報資産の分類</p> <p>(1) 情報の機密性 税務システムの機密性のレベルは、レベル3とする。(中略)</p> <p>(2) システムの完全性 税務システムの完全性のレベルは、レベル3とする。(中略)</p> <p>(3) システムの可用性 税務システムの可用性のレベルは、レベル3とする。(以下省略)</p>

(出典：情報セキュリティ実施手順書記述要領)

②人的セキュリティ対策

i. 組織

「税務システムセキュリティ実施手順書 2.2 組織」では、税務システムの各管理者及び担当者を以下の通りとしている。

管理者名及び担当者名	任命されている者
最高情報統括管理者	山梨県知事
統括情報セキュリティ管理者	総務部長
税務システム管理者	税務課長
税務システム担当者	税務課システム管理担当
税務システムセキュリティ管理者	
税務課	税務課長
総合県税事務所(※1)	総合県税事務所長
総合県税事務所課税・管理部	総合県税事務所課税・管理部長
総合県税事務所自動車税部	総合県税事務所自動車税部長
総合県税事務所徴収部	総合県税事務所徴収部長
税務システムセキュリティ担当者	
税務課	税務課システム管理担当
総合県税事務所課税・管理部	①東八代合同庁舎内の課税・管理部 事業税課長及び事業税課法人担当リーダー 及び事業税課個人担当リーダー 軽油引取税課長、軽油引取税課軽油第一担当リーダー及び軽油第二担当リーダー

第二 県税の概要

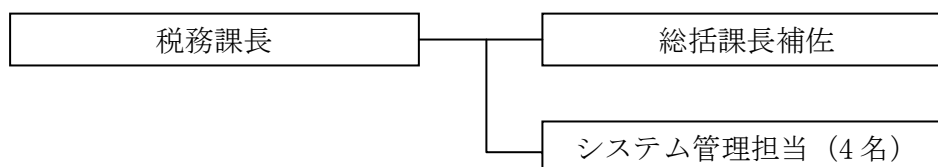
7. 税務システム

	総務管理課総務諸税担当 ②地域県民センター（納税証明窓口） 各地域県民センターに置かれた総合県税事務所の兼職職員のうちから、総合県税事務所課税・管理部の税務システムセキュリティ管理者が指定した者
総合県税事務所自動車税部	自動車税部自動車税課管理担当
総合県税事務所徴収部	徴収部徴収総括担当
ネットワーク管理者	情報政策課長
ネットワーク担当者	情報政策課職員

※1 総合県税事務所においては、総合県税事務所長を「総合県税事務所総括セキュリティ管理者」として位置づけ、総合県税事務所各部の各セキュリティ管理者を総括する。

（出典：税務システムセキュリティ実施手順書）

税務システムの管理主体となる総務部税務課の体制は、以下の通りである。



（出典：税務課作成資料）

ii. 教育及び訓練

情報政策課が全庁の職員を対象として、毎年9月から10月にかけて情報セキュリティに関する自己点検を実施、報告させ、情報セキュリティ遵守状況の確認を行っている。税務課においては、毎年4月に新任異動者を対象に、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修会を実施している。研修会ではシステム管理担当に割り当てられた時間があり、システム管理担当は、税務システムに関する資料を新任異動者に配布して、税務システムの利用上の注意等を説明している。

総合県税事務所においては、臨時職員・非常勤職員を雇用している。総合県税事務所の税務システムセキュリティ担当者は、臨時職員・非常勤職員に、採用時に情報セキュリティに関する資料を手渡し、情報セキュリティ遵守について説明をするとともに、情報セキュリティ遵守の誓約書を税務システムセキュリティ管理者宛に提出させている。

③物理的セキュリティ対策

i. サーバ機器

税務システムのサーバ機器は、本庁のコンピュータ室のラックの中に設置されている。コンピュータ室は常時施錠されており、ラックも通常時は施錠されている。

ii. 入退室管理

コンピュータ室の入退室は専用の IC カードで管理している。IC カードの発行管理は、情報政策課が行っている。税務課では、税務課システム担当職員及び委託先常駐者に対して、IC カードの貸与を受けている。また、保守対応等の一時訪問者用のための IC カードの貸与も受けている。税務課では毎年 1 回、IC カード貸与者の見直しを行い、税務課長が決裁した後、情報政策課へ新たに貸与申請している。

なお、一時訪問者用 IC カードは、未使用時には税務課システム担当者しか知らない場所で保管しているが、この IC カードの使用頻度は月に 1 回程度であるため、万一紛失した場合、最長で 1 ヶ月間気が付かないおそれがあり、その場合、紛失時の経緯を遡って確認することが困難になる可能性がある。

④技術的セキュリティ対策

i. 管理記録

税務システムは、運用保守を A 社に委託している。税務システムに関する問合せ等、A 社との取り交わしは、連絡票として記録している。システム管理担当では、連絡票を課税（税目区分毎）、収納、滞納、あて名等の処理区分毎にまとめて番号管理し、番号管理簿として、「連絡票管理表」を作成している。

サーバ機器等のハードウェアの保守については、委託先が作業後に提出する作業報告書をファイリングして、記録を残している。

上記のように税務課では委託先から納入された税務システムに関する設計書や連絡票等の紙のドキュメントを保管しているが、常時施錠できる場所には保管していない。

ii. バックアップ

税務システムでは、日次及び月次でバックアップを外部媒体（LTO）にて取得している。また、月次でバックアップデータの遠隔地保管を行っている。そのため、税務課と情報政策課の間でバックアップ媒体の授受を行い、その結果を「税務システムデータ管理台帳」に記録しているが、具体的にどの LTO を授受したのかを記録していない。

第二 県税の概要

7. 税務システム

iii. アクセス制御

税務システムは、ID、パスワード方式によるアクセス制御を実装している。ID は個人別に貸与されており、共有 ID は存在しない。システム管理担当では「利用者台帳」で ID 貸与者を一覧管理している。また、毎年度、人事異動による転出者の ID を削除し、転入者の ID を新規登録している。

ID には業務に必要な必要最小限の権限を付与している。各 ID にどのような権限を付与しているかについても、「利用者台帳」で管理している。

パスワードのルールについては、全庁的に定められている「パスワード設定管理基準」に従っている。

一方、税務システムサーバの特権 ID については、税務課では、委託先が保守作業のために使用することを許可している。許可するにあたっては、予め委託先から使用する者の氏名を提出させており、人数も必要最低限としている。また、使用時には連絡票が提出されており、使用の記録を残している。しかし、特権 ID 及びパスワードの管理を委託先に任せ切りにしており、税務課では特権 ID 及びパスワードの情報を管理、把握していない。

iv. 不正プログラム対策

税務システムについては、サーバ及び PC にセキュリティ対策ソフトを組み込んでいる。また、PC に搭載されている OS やソフトウェアに対するセキュリティ修正パッチプログラムが公開されると、システム等への影響がないことを確認した後、パッチ適用を行っている。

v. データの廃棄

税務課では、ハードディスク等の記録媒体を廃棄する場合は、委託先からデータ消去の証明書を提出させている。

vi. 出力帳票管理

帳票は税務課及び総合県税事務所にて出力される。帳票によっては税務課と総合県税事務所授受することがあり、「出力帳票受渡し管理簿」で対象の帳票名、授受した者、授受日を記録している。

帳票の廃棄については、県のルールに従って処理をしている。

⑤運用による情報セキュリティ対策

i. 委託管理

税務システムの運用維持管理業務について、県は「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」に基づき A 社に委託している。

A社からは、契約書の別記である「個人情報取扱特記事項」に基づき、「個人情報保護に係る責任体制報告書」が提出されているとともに、「担当者表」が提出され、作業者を明確にしている。なお、A社では委託業務の一部を別会社であるB社に再委託しているが、「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、再委託に関する条項は記載されていない。

また、税務システムのシステム改修における委託先の最終試験では、県に設置している試験環境に本番データのうち試験に必要な部分をコピーして、試験に利用している。委託先が本番データを利用する際は、事前に税務課システム担当者へ利用の依頼を行い税務課長の承認を得ているが、依頼、承認とも口頭によるものに留まっており、利用後のデータ廃棄についても特に記録を残していない。

ii. 侵害時の対応

「税務システムセキュリティ実施手順書 5.3 侵害時の対応」では、システムへの侵害等と疑われる状況を利用者が発見した場合の「税務システム緊急時対応計画」を定めている。また、税務システムに関する庁内外関係者の連絡体制及び連絡先をまとめている。

iii. 事業継続計画

税務システムでは、可用性を向上させるため、稼働系と待機系サーバ間をクラスタ構成としている。また、信頼性を向上させるため、サーバ機器の各コンポーネントやネットワーク機器を冗長構成にしている。

急な停電時対応として、各サーバに設置しているUPS（無停電電源装置）を使用して、サーバ機器及び税務データを保護するようにしている。

万一のシステム長期停止に備えて、税務システムから定期的（月1回程度）に自動車税納税確認用データを抽出して保存して、継続検査（車検）のための自動車税納税確認業務は継続できるようにしている。

体制面の対策として、税務課システム管理担当職員が、新型インフルエンザ感染等により長期間登庁できないことを想定し、同一運用業務について、正担当と副担当を設け、正担当職員が長期不在の場合でも、代わりに副担当職員が業務を行うことにより通常業務が行える体制を整えている。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災に伴い東電による計画停電が実施されたことを契機に、震災時等の大規模災害を想定し、県では「業務継続計画」を策定した。計画停電が実施された際の税務課及び納税証明書発行窓口等での対応を資料にまとめ、その内容に関係所属部署に周知し机上シミュレーションによる想定訓練を行った。

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

(1) 個人県民税の賦課・徴収に当たり市町村との協力体制を構築すべきである（意見）

個人県民税の賦課徴収は市町村に依存しているが、市町村との協力体制を構築することが必要である。均等割の課税対象となる非居住者についても県独自の情報入手媒体を使って市町村への情報提供体制を構築すべきものと思料される。また、市町村に対する調査も計画的に行うことが必要である。

個人県民税は、県内に住所を有する個人（均等割と所得割）または県内に事業所や家屋等のみをもつ個人（均等割）に対して市町村民税とともに市町村で賦課徴収したあとで、県に払い込まれる。個人県民税の課税と収納の事務は、地方税法第 41 条第 1 項に基づき「個人の市町村民税と併せて市町村が行う」こととされており、県は徴収取扱費交付金を支払うことが同第 47 条第 1 項に定められている。したがって、個人県民税について基本的に賦課徴収は法令により市町村に委任されているため、県は納税者と直接対応することなく市町村との間の収納・連絡事務等を行うのみであり、その収納は市町村からの送納によることになる。個人県民税の収納率は、その仕組みとして、基本的に市町村の収納率の向上策に依存せざるをえない。

県税事務所は市町村の個人県民税新任担当者に対する送納の清算事務、報告書の作成事務等の講習を行っている。個人県民税の賦課業務については、基本的には市町村が行っている。市町村では市町村民税の申告内容についてチェックを行っているが、県税事務所としては特に対応していない。個人県民税も当該申告内容に依存することになることから、市町村任せでなく協力体制を構築すべきである。また、市町村とともに申告内容のチェック手法の共同研究、組織体制の整備、これらの講習活動を行うことも必要と思われる。県内に事業所や家屋等のみをもつ個人に対しては均等割のみが課税されることとなるが、これら非居住者の事務所、事業所、別荘等の確認調査は現状では市町村任せとなっている。不動産取得税課税時の情報（建物建築時の許認可権限を有する部署等との連携情報）等県税独自の情報入手媒体が存することから、これらと連携を強化することによって、情報を入手し、市町村へ連絡する体制を構築することも必要と思われる。

平成 22 年度に 2 市 1 町への現地調査を実施しているが、現状では市町村への調査は不定期であり、市町村調査票はあるが担当者名、日付等の記載はない。正式な行政文書として扱っていないため、過年度分は廃棄処理している。当該市町村調査票での調査は形式的な調査項目であり、問題点の抽出や業務の効率化等からは劣るものと言える。調査に当たっては、調査計画を作成し、調査マニュアル等に基づき調査を実施し、調査報告を行うことが必要である。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

(2) 不動産貸付業の課税の認定基準を見直す必要がある（意見）

所得税の不動産所得が 290 万円超にも関わらず、課税の対象から除かれる事例がある。認定基準に問題があるので、検討が必要である。

個人の事業税は、県内に事務所や事業所を設けて事業を行う者が対象となる。事業は、第1種の物品販売業等から第3種の歯科医業等の70業種に限定されている。そのうち、不動産の貸付や駐車場の貸付は、個人事業税事務処理要領によると次の基準に該当する場合に不動産貸付業、駐車場貸付業として個人事業税の課税対象となる。

不動産 貸付業	家屋	住宅用	一戸建	10棟以上のもの
			一戸建以外	10室以上のもの（平成12年度までは15室）
		住宅用以外	一戸建	5棟以上のもの
			一戸建以外	10室以上のもの
	上記の基準未滿のもので、貸付面積 600 m ² 以上かつその貸付面積に係る収入金額が 750 万円以上			
	土地	住宅用	契約件数が 10 件以上または総面積が 2,000 m ² 以上のもの	
住宅用以外		契約件数が 10 件以上		
上記の基準に満たない種類の異なる不動産の貸付を併せて行っている場合		室数、棟数、契約件数の合計が 10 件以上のもの		
駐車場業	建築物でない駐車場（青空駐車場等）		収容台数 10 台以上	
	建築物である駐車場		収容台数を問わない（1 台以上）	

このように、課税対象となる基準として家屋の貸付には「5棟10室」等の所得税の事業規模を網羅した基準、土地の貸付は、住宅用は「契約件数が10件以上または総面積が2,000 m²以上のもの」住宅用以外は「契約件数が10件以上のもの」となっており、基準に満たない種類の異なる不動産の貸付をあわせて行っている場合には「室数、棟数、契約件数の合計が10件以上のもの」となっている。

しかし、例えば、広大な土地を店舗に貸付けた場合では、その土地が一区画ならば契約件数は1件となるため課税対象になっていない。この事例からもわかるように、不動産所得は290万円超であるが、認定基準に該当しないことにより課税対象から除かれている者が多く見られる。

個人事業税の趣旨は「個人が事業を行う場合には、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、その経費の一部を負担していただくもの」とある。課税の公平性からも、不動産の貸付業者が経費を負担することは穏当である。な

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

お、県税事務所では上記の課税対象となる内容を周知し、所得税の申告書や決算書から課税対象とおもわれる者を抽出し、本人への確認を行う等申告漏れの有無のチェックを行い、納税者に通知説明するといった手数が生じている。認定基準は国の取扱通知によるものであり県の独自での対応はできないと思料されるが、これら課税の公平性や県税事務所のコスト負担等を考慮すると、上記の室数、棟数、契約件数による認定基準に問題があると判断されるので、国への働きかけを検討することも必要と考える。

(3) 個人事業税について申告納税制度への移行も検討すべきである（意見）

個人事業税は所得税申告に基づき県が調査の上課税標準を決定して賦課課税が行われている。県は適正な課税が行われるように独自の調査を実施して課税標準を算出しているが、調査には限界がある。納税者自らが自己責任により申告を行う申告納税制度に移行することも一考の価値があるものと思われる。

県は所得税申告書を国税との連携により入手し、特に個人事業税特有な修正が必要な場合には所得税の課税標準をもとに業種による税率を適用して課税している。また、個人事業税特有な修正が必要な場合には、所要の修正事項を調査の上課税標準を算出している。現在の賦課課税方式によるとあくまでも県が自主的に課税標準を決定しなければならないため、正確な課税を行うためには調査を行わなければならない。納税者に不利益が及ばないために内容によっては多大な労力を必要とする。また、税率の決定に当たっても業種の確認が必要となる。現行の賦課課税制度では申告内容の適正性を全てチェックしたうえで課税が行われるため、課税庁に多大な負担を強いることとなる。一方、申告納税制度は納税者の申告に基づき課税が行われるため一義的には申告間違い等の不利益は納税者が負うことになる。課税庁は申告内容の適正性をチェックすることになり、その負担は軽減化されることとなる。具体的な決算内容を知らない課税庁が調査の上課税するより、納税者は自らの決算内容を熟知しているのであるから、納税者が申告する制度がより合理的である。制度の大幅な変更を伴うものであり、県が独自に行うものではないので、国に対し要望していくことも必要と思われる。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（４）医療系の居宅サービス収入について事業税の課税、非課税を周知する必要がある（意見）

社会保険診療は事業税を非課税とされているが、医療系の居宅サービスのなかに事業税の課税となるものがあるので対象者に周知する必要がある。

事業税では地方税の次の規定により、社会保険診療が非課税とされている。

個人の事業税の課税標準の算定方法

第72条の49の8・・・事業を行う個人が社会保険診療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要経費に算入しない。

県税事務所は、事業所得のうち非課税金額を算定するための「医業・歯科医業の所得に関する計算書」等を該当の個人に送付している。また、それとともに上記の非課税扱いとなる所得についての内容を記載した「医業・歯科医業の所得に関する計算書の作成に当たっての留意点」等を同封している。

しかし、下記のとおり、医療系の居宅サービスにも事業税が課税となる収入があるので注意が必要である。

収入の種類	事業税	
	課税	非課税
① 訪問看護		○
①のうち自己の選定による通常実施以外交通費	○	
② 訪問リハビリテーション		○
②のうち自己の選定による通常実施以外交通費	○	
③ 居宅療養管理指導		○
③のうち交通費	○	
④ 通所リハビリテーション（デイケア）		○
④のうち自己選定による延長、日常生活費（食材料費、おむつ代他）	○	
④のうち自己の選定による通常実施地域外送迎費、趣味、贅沢品等	○	
⑤ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）		○
⑤のうち日常生活費（食材料費、おむつ代他）	○	
⑤のうち自己の選定による特別な療養室、送迎費、趣味、贅沢品等	○	

今後、前述した「医業・歯科医業の所得に関する計算書の作成に当たっての留意点」等にその旨を記載し、対象者に周知することが必要と思料される。

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（5）医業の事業税の所得計算を所得配分方式に変更することを検討すべきである（意見）

医業の事業税の所得計算を、納税者の申告負担及び県税事務所の作業の効率化から現行の「経費配分方式」から「所得配分方式」への変更を検討すべきである。

前述したとおり、県税事務所では、「医業・歯科医業の所得に関する計算書」等を各種資料と突合し事業税を賦課している。これらの提出された計算書を通査すると、記載間違いによる訂正が非常に多いことに気づく。担当者によると7～8割を訂正しているという。単なる計算ミスや端数処理の間違い、事業税の経費洩れ等さまざまな要因による。

山梨県では個人事業税及び法人事業税ともに「経費配分方式」を採用している。「経費配分方式」は事業経費を社会保険診療のみに係る経費と事業全体に係る共通経費に分けた後、共通経費を収入按分して課税所得を算定する方法である。経費内容の分析や按分計算が必要となる。事業税の課税収入、非課税収入を重視し、収入のみで所得を按分する「所得配分方式」より計算が複雑となる。「経費配分方式」を採用していることが、上記計算間違いが多い原因の一部でもある。全国的には「所得配分方式」を採用する都道府県が多い。課税の「簡素の原則」から、納税者の申告負担の軽減及び県税事務所の作業の効率化の点からも「所得配分方式」への変更を検討すべきである。

また、上記計算ミス等による申告書の記載間違いは内容の分析を行い類型化し、課税事業者のみならず税理士会や青色申告会等の納税関連団体等にその旨を伝え周知する必要があると思われる。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（6）請負業等の所得の判定について、国税と同一の見解で対処することが望ましい（意見）

請負業、代理業等を申告している個人に対して事業税を賦課するにあたり、県税事務所が独自に調査し決定しているが、国税と同一の見解で対処することが望ましい。

県税事務所は、事業税を賦課するにあたり請負業、代理業等の所得税の確定申告者に対し、その実態を調査している。例えば、請負業は、通常請負契約によって行われているものであるが、大工、左官、とび職、植木職、ブリキ職等でたまたま請負契約によることがあっても、通常単に自己の労働を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っているにすぎない者の行う事業については事業税を課さないこととされているため、「請負」か「給与」かの判断が必要となる。

そのため、県税事務所は、確定申告書より得た資料をもとに該当者を割出し、20項目からなる調査票を送付し、回答を受けたのち電話連絡にて実態を確認している。試査したところ、調査の結果、事業所得で申告した者を「給与」と認定している事例や、源泉徴収票より「給与」の月数を割出し事業税の対象となる「事業」部分を算出していた事例など厳格に実態を審査していた。

しかし、「給与」と認定した事例でみると、「給与所得」とするならば申告所得が減額となるが、県税事務所には所得税を更正する権限はないのでその後の対応はない。そうすると、結果として、国税の申告と事業税の申告（賦課）に相違が生じることとなり、その是非に疑問を感じる。県の取扱通知には、これらの認定にあたっては国の税務官署の取扱いに準ずることとされている。現在これらの対応について国税との連絡はとっていない。国税からの調査に基づく給与の認定情報の入手や逆に県税事務所からの実態把握による認定を報告し、相互に連携することが必要である。国税と連携し、国と県が同一の見解のもとに対処することが課税の公平性の観点からも望ましいと思料される。

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（7）情報の入手及び管理状況が前近代的なのでシステムの強化等を検討すべきである（意見）

確定申告書の複写、損失申告のファイル等の対処状況は前近代的なので、順次システムを強化し、データの電子化等の改善を図るべきである。

① 確定申告書の複写の現況

県税事務所は、事業税の課税の計算のために、税務署に出向き確定申告書等を複写している。その件数と複写するための延日数は下記のとおりである。

（単位：件、日）

	複写（事業所得 290 万円超）	延日数（2 月～6 月）
平成 20 年分	10,515	203
平成 21 年分	10,919	220
平成 22 年分	9,760	150

（注）平成 22 年分には、電子により国より送られた件数を含む

複写については、上記のほか「損失申告」を数千件（数の把握はしていないが 2,000～3,000 件位）、また「前年分は課税だが当年分課税となっていないもの」等の書面確認を 2,500 件余り、延日数については、修正申告等の対応のために 60 日ほど追加される。平成 22 年分の延日数の減少は、国税の電子申告により「申告書」と「決算書」が電子で送られるためである。ただし、個人の確定申告は未だ紙での提出が多い。その場合、送られてくるのは「申告書」のみで「決算書」の複写は以前と同様に必要となるので、電子申告の恩恵を得ているというには程遠い状況にある。

② 繰越欠損控除の対応処理の現況

個人の事業の所得を計算する場合において、その個人の前 3 年間ににおける事業の所得の計算上生じた損失の金額で前年までに控除されなかった部分の金額については、事業の所得の計算上控除されることとなっている。事業税は、県税事務所の賦課による課税となるので、事業の所得の損失申告についての管理状況を確認したところ、それらの申告資料をすべて書面でファイルし対処されていた。以下に事例を示す。

	課税所得	摘 要
平成 18 年分	損失	申告資料を保存する。
平成 19 年分	損失	申告資料を保存する。
平成 20 年分	損失	申告資料を保存する。
平成 21 年分	利益(290 万円以下)	何もしない。申告資料も入手しない。
平成 22 年分	利益(290 万円超)	過去の申告資料（平成 21 年分）を取り寄せる

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

事業税の納税は課税所得 290 万円超なので、平成 22 年分がそのような申告書であった時は、過去に遡り各年分の課税所得を計算している。その手順は次のとおりである。

- i 過去の損失を税務システムより確認する⇒損失「有」を確認
- ii 平成 21 年分の確定申告書を税務署より入手する
- iii 平成 18 年分から平成 20 年分の事業の所得を計算する（申告資料はファイルに保管されている）
- iv 平成 21 年分の事業の所得を計算し、過去 3 年内の損失額に充当する
- v 平成 22 年分の事業の所得を計算し、過去 3 年内の損失額に充当する
- vi 平成 22 年分の課税所得を賦課する

損失申告は毎年数千件提出され、それらのすべてを各人別に振り分けファイルしている。上記の事例のように、課税所得 290 万超の時点で、そのファイルの資料より過去の所得を計算する仕組みである。資料は、損失と利益の年分が混在するものなど最長で 6 年間保管することとなるので膨大な量である。

①及び②の記載のとおり、電子化が進むなかでこれらの対応は前近代的といえる。国税との連携で業務負担が軽減されるという計画があったと推測するが、依然として事務量はあまり変わらない状況である。電子申告の一層の普及啓発活動を行うことが必要である。また、システムの構築は費用対効果により優先が決まるといえるが、経済性等を考慮したうえで、データの電子化等の改善を図るべきである。

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（８）課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費の按分について、その処理方法を広く周知することや、按分の結果等を通知することを検討することも必要である。（意見）

課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の賦課に必要となる共通経費等の按分について地方税法の規定では調査を前提としているが、実際の賦課実務においては県が独自に各事業の収入比によって按分を行っているため、その実態と乖離してしまう可能性が存在する。調査の全件実施は多大なコストを伴うため慎重な判断が必要だが、そのような処理を行っていることを広く周知することや、按分の結果等について通知を行うこと等を検討することも必要ではないかと思われる。

個人事業税は個人の行う一定の事業から生じた所得に対して賦課することとされており、その事業の概念は所得税におけるそれよりも限定されたものとなっている。個人事業税の課税標準となる金額は通常所得税の確定申告において事業所得及び不動産所得として申告した課税標準を基準として決定されることとなっているが、前述のとおり個人事業税と所得税では事業に対する概念が異なるため、複数の事業を行う個人の場合、所得税における課税標準が個人事業税の課税標準とは異なってしまい、個人事業税の計算においては課税事業分と非課税事業分とに収入及び経費の区分が必要になるケースが想定される。そのようなケースに対して地方税法は以下のように規定している。

「地方税法」

第72条の50第1項（略）事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人（略）の行う事業に対し事業税を課する場合には、道府県知事は、その調査によって、当該年度の初日の属する年の前年中の所得を決定して事業税を課するものとする。

規定によれば、課税事業と非課税事業とを併せて行う個人に対する事業税の決定には調査の実施が前提となっているが、実際の賦課実務において調査等は行われず、収入については所得税確定申告添付決算書の収入の内訳によってその内容及び収入金額を確認し、経費については個別に収入に対応すると考えられるもの以外については、原則として各事業の収入金額の割合によって経費按分を行っているとのことである。また、この按分等の結果については納税者に対して通知等は行っていない。しかし、前述の共通経費の按分等の判断は、山梨県独自によるものであり、場合によってはその経費の実態と乖離してしまう可能性が存在する。その全件に対して調査を行うことは多大な事務コストを伴うため、慎重な判断が求められるが、そのような場合には県が独自に経費の按分等を行うことになるということを、納税通知書への折込や県のホームページなどを利用して広く納税者に周知していくことが必要ではないかと考えられる。また、場合によってはその按分の方法や結果等を納税者自身に通知することを検討する必要もあるのではないかと思われる。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

(9) 事業用資産譲渡損失を事業収入から減算する際に事業割合が考慮されていない（意見）

個人事業税の計算においては、所得税では譲渡所得に区分される事業用資産の譲渡損失がその所得金額から控除されることとなっているが、その控除額の算定時に事業用資産の事業専有割合が全く考慮されていない。現在の計算方法では、譲渡損失の内、事業外の家事使用に該当する金額までもが控除対象となるが、事業税はあくまで事業に係る収入及び経費により計算されるべきであり、所得から控除される譲渡所得の金額の算定に当たっては、事業専有割合を考慮した計算が行われるべきであると判断される。

個人事業税の計算においては、その個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めたものを譲渡したために生じた損失の金額は、所得の計算上控除することとされている。

「地方税法」

第72条の49の8第9項 第1項の規定によって個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものを譲渡したため生じた損失（略）の金額は、同条の規定による申告をしている場合（略）に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

個人事業税の賦課金額は特段の場合を除き、所得税確定申告の事業所得及び不動産所得の金額を基に計算される。上記の規定は所得税の計算において譲渡所得として計算される事業用資産の譲渡による損失額を、個人事業税の計算において経費として算入するために設けられている。確かに、そのような処理自体は法人税の計算において固定資産の売却損が損金として処理されていること等を勘案しても妥当であると考えられるが、その計算過程において、事業用資産の事業専用割合を考慮する必要があるのではないかという疑問が生じる。以下は個人事業者が1月以前より所有する事業占有割合50%の自動車を12月に100,000円で譲渡したと仮定した場合の計算例である。

①自動車譲渡時の必要経費の計算

(A) 自動車期首簿価	336,546 円
(B) 償却方法及び耐用年数（償却率）	定額法 6年（0.166）
(C) 事業専用割合	50%
(D) 当期償却額	191,546 円
(E) 必要経費算入額（(C) × (D)）	95,773 円
(F) 自動車期末簿価（(A) - (D)）	145,000 円

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

②個人事業税の所得から控除される譲渡損の計算（事業専有割合を考慮しないケース）

(G) 譲渡による収入金額	100,000 円
(H) 必要経費の金額（＝①(F)）	145,000 円
(I) 控除される譲渡損失の金額（(G)－(H)）	45,000 円

上記表中の①(E)の計算にあるように、当期償却額の内、事業所得等の必要経費に算入可能となる金額は資産の事業専有割合を乗じた金額のみであり、家事使用分についての経費算入は認められていない。同様に、地方税法の規定において個人事業税の計算上で所得から控除されるべき資産の譲渡損失の対象となる資産は、「個人が直接事業の用に供する資産」と限定されている。すると、規定に厳格に従えば個人事業税の計算において所得から控除可能となる譲渡損失の金額は、事業専有割合に対応する金額のみであると解するのが妥当ではないか。上記表②の自動車譲渡時の譲渡損の計算を収入金額及び必要経費の金額ともに事業専有割合を考慮して計算すると以下の結果となる。

③個人事業税の所得から控除される譲渡損の計算（事業専有割合を考慮したケース）

(J) 収入金額（②(G)×①(C)）	50,000 円
(K) 必要経費の金額（②(H)×①(C)）	72,500 円
(L) 控除される譲渡損失の金額（(J)－(K)）	22,500 円

現状山梨県において実際に採用されている計算方法は②であり、特段事業専有割合の考慮は行われていないとのことであった。地方税法第72条の49の8第1項には個人の事業税の課税標準について、「事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額」と定められている。事業用資産の譲渡損失の内、事業専有分以外の金額、つまりは家事使用に該当する金額については事業に係る必要な経費であると認められるとは言い難いと考えられる。個人事業税はその税の性質上、収入及び費用ともにあくまで事業に係るものに限定してその計算を行うべきであり、事業用資産の譲渡損失の計算においても事業専有割合を考慮して、所得から控除される金額を決定するべきであると判断される。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（10）事業開始の届出書の提出義務が形骸化しているため、その必要性を含めて検討すべきである（意見）

県税条例によると個人事業税の納税義務が生じる事業を開始した個人は「個人の事業等の開始の届出書」の提出が義務とされている。しかし、山梨県においては当該届出書の提出は相当数行われていないと推測されているにもかかわらず、その実数は把握していないとの事であった。届出書が単に事務作業を煩雑にされるだけのものであるならば廃止を含めて今後の運用方法を検討すべきである。検討の結果、その存在が必要であると認められるならば、規定に従って適切に運用すべきであると考えられる。

山梨県県税条例第43条の6によると、県内において個人事業税の課税の対象となる事業を開始又は廃止した個人は、その旨を記載した届出書を山梨県知事に提出しなければならないとなっている。

「山梨県県税条例」

第43条の6 県内において法第72条の2に規定する事業を開始した個人又は他の都道府県において主たる事務所若しくは事業所を設けて同条の事業を行う個人で県内に新たに事務所若しくは事業所を設けたものは、その事業を開始し、又は当該事務所若しくは事業所を設けた日から1月以内に、規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地
- 三 事業の種類
- 四 事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた年月日
- 五 その他知事において必要があると認める事項

2 前項の規定により届出をした者は、事業を廃止した場合、事務所若しくは事業所を廃止した場合又は前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

上記の条例によると、届出の提出は納税者の義務であると解されるが、実際の提出及びその管理状況を担当者に確認したところ、相当数の納税者が届出書の提出を行っていないことは確実であるが、提出状況についての統計作業等を行っていないため、実際に提出している納税者の割合等は把握していないとのことであった。

個人事業税の賦課決定において、当該届出書が特に重要となるのは事業開始の初年度及び廃止年度の申告時であると考えられる。個人事業税の計算においては、総収入金額から事業主控除として2,900,000円が控除されるが、事業開始の初年度及び廃止年度においては2,900,000円を12で除して実際に事業を行っていた月数を乗じた金額が事業主控除の金額となるため、届出書に記載の事業開始又は廃止の年月日によって賦課され

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

る税額が増減することとなってしまう。担当者によると、実際の賦課実務においては、まずは所得税確定申告書添付決算書の事業年度の年月日によって事業開始の日を確認し、その記載の無い場合に事業開始の届出書の有無を確認、届出書の提出が無い場合には納税者本人に連絡をとり確認を行っているため、届出書の提出の有無で税額が増減することは無いとの説明を受けた。しかし、上記条例のとおり届出書の提出は納税者の義務として定められているため、賦課決定時において納税義務が生じる事業を営んでいる者で、届出書の提出が無い者に対しては、申告後の提出になったとしても、所得税確定申告書添付決算書の確認よりも、届出書の提出を求めることが、まず行うべき対応ではないかと思われる。仮に前述の事業主控除の月数按分の計算の際に現状での対応によって支障がなく、また、届出書の有効活用がその他に想定されないとするならば届出書の存在そのものの重要性は低いと思われる。届出義務が形骸化していることや実務における使用の実態を勘案すると、単に事務作業を煩雑にするのみであると判断される場合には、当該届出書については今後廃止を含めて運用方法を検討すべきである。検討の結果、届出書の存在は必要であるという結論に至ったならば、届出書の提出義務をより周知し、その運用は規定に従って適切に行なわれるべきであると考えられる。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（11）個人事業税の不申告者に対する過料の制度運用を検討すべきである（意見）

県税条例によると、個人事業税の納税者で、申告を行わなかった者に対しては10万円以下の過料を科すと定められているが、その過料を申告期限後のどの段階で科するかについては特段の定めもなく、実際には過料を科した実績は存在しない。申告期限を遵守している納税者との公平性確保のためにも、当該過料の制度については規定の整備を行ったうえで、その運用について検討すべきであると思われる。

個人事業税の申告期限については、その区分に応じて、山梨県県税条例に以下のとおりに定められている。

「山梨県県税条例」

第44条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で法第72条の49の8第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、府令第7条に定める申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

上記のとおり、通常の申告は所得税確定申告の提出期限と同じく毎年3月15日、年の途中で事業を廃止した者はその翌年の所得税確定申告を待つことなく、事業を廃止した日より1月以内（納税者の死亡をその原因とする場合は4月以内）に個人事業税の申告書を提出しなければならないとされている。

この内、所得税の確定申告を伴わない場合である死亡以外の原因で年の途中で事業を廃止した場合であるが、担当者によると、年の途中で事業を廃止した者が、条例第44条に従って事業廃止の日から1月以内に申告を行った事例は把握する限り過去においても存在しないとのことであり、当該規定については形骸化していると判断される。確かに、年の途中で事業を廃止した者であっても、翌年3月15日を申告期限とする所得税確定申告をもとに個人事業税の賦課が行われるため、事業を廃止した日が届出書等で確認可能であるならば（（10）参照）、条例第44条に定める申告期限に不申告となっている場合においても、事業税の税額自体には影響は与えないと判断される。しかし、申告を行わなかった者に対しては不申告に対する過料の発生があり、実際に以下の規定が存在する。

「山梨県県税条例」

第45条 個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者が第44条及び府令第7条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第三 県税の監査結果と意見

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

担当者に不申告者に対する過料についての運用状況を確認したところ、実際には過料を科したことはないとの回答を得た。これは条例の適用要件が「申告がされていないこと」であり、期限後であっても申告がされていれば過料の対象とはならないためであるとのことであった。この規定は適正な申告を促すことをその目的としているとのことではあるが、現在の不申告者に対する過料の規定は前述のとおり、申告期限後のどの段階でその適用があるのかについて明確な規定はなく、その実効性は低いと判断される。罰則規定は運用して初めてその効果が発現するものと考えられるため、規定の適用要件について明確化する必要があると思料され、その上で規定に違反する者に対しては、適正な申告を行っている納税者との公平性を図るために、過料を科していくことを検討すべきであると思われる。また、個人が行なう事業については、法人と異なりその開廢に登記を伴うものではないため、その実態を正確に把握することは難しいなどの一定の斟酌すべき事情はあるが、少なくとも年の中で事業を廢止した場合には、個人事業税と所得税確定申告の申告期限は異なることについて広く周知することも重要であると考えられる。

1. 個人県民税（均等割・所得割）及び個人事業税

（12）所得税申告書や決算書の正確な記載の指導や広報を行うべきであり、また必要に応じて実地調査を行うべきである（意見）

個人事業税は所得税の事業所得や不動産所得を前提として賦課が行われているが、所得税とは異なる個人事業税特有な扱いがある。所得税の申告には注意が払われるが、これらの事項について納税者はなじみがないため周知がされていない状況にある。したがって、これらの事項についても各種団体等へ機会を捉えては指導を行い、広報に努めるべきである。さらに、適正な課税の担保のために実地調査の実施をより検討すべきである。

所得税確定申告書B用（主として事業所得や不動産所得を有する納税者が使用）の第二表には「住民税・事業税に関する事項」の記載欄が設けられている。これらは所得税と異なる取扱や住民税特有な取扱に伴い記載すべき事項である。また、所得税決算書、収支内訳書についても所得税では特に記載を要しない事項あるいは課税上記載に重要な意味がない事項ではあるが、個人事業税の課税の面からは記載を要する事項がある。これらの記載がないと正確な内容の把握ができないため、県税事務所では納税者に確認すること等により正確な課税に努めている。

所得税申告書や決算書のこれら事項の記載について、現在は納税貯蓄組合へのチラシ配布、税理士会における確定申告の研修時、税務署への応援時等で申告の必要性や記載内容の告知をしているとのことである。もともと所得税の申告は自主申告が原則であり、税務署も自主申告の推進を図っている。納税者は所得税の申告に注意が払われ、住民税・事業税に関する記載にまでは配慮が及ばないものと思われる。また、税務署が配布している「所得税確定申告の手引き」には全30ページの中の最終手順として1ページ分が割かれているのみである。したがって、これらの記載事項は空欄となっていることが多い。県税事務所では記載がないこと、あるいは記載間違いがあることにより確認作業に多大な労力を要する場合があります。また課税漏れが生じる可能性も大である。そこで記載の指導を行うことに重要な意味がある。記載についての小冊子を用意したり、インターネットのホームページで具体的な記載方法を開示したり、機会があるごとに周知を図ることが必要である。また、税務に関連する団体等へ研修の申し入れ等を積極的に行うべきである。

また、現在個人事業税の実地調査は不動産貸付業の課税事業者に該当するか否かに関するものにほぼ限定されているので、課税事業者の判定に留まらず決算書の内容についても、税務署による所得税の調査に依存するだけではなく、県税事務所としても納税者に対し実地調査を行うことも必要と思われる。経済性の面を特に考慮することは必要と思われるが、個人事業税特有な取扱に関する事項について実態把握のために行う実地調査でも効果はあるものと思われる。

第三 県税の監査結果と意見

2. 県民税利子割及び県民税配当割

2. 県民税利子割及び配当割

(1) 利子割、配当割の非課税の申告について実地検査が必要である（意見）

県民税利子割、配当割の課税に際して実地検査は行われていないが、特に非課税範囲に対しては申告内容についての実地検査が必要と思料される

金融機関から送付される「利子割納入申告書」の支払額に「課税額」と「非課税額」の記載がある。「非課税」の範囲は、次のとおりである。

1. 障害者等の利子非課税制度に係る利子等
2. 財形住宅貯蓄利子非課税制度及び財形年金貯蓄利子非課税制度に係る利子等
3. 非居住者又は外国法人が支払いを受ける利子等
4. 公共法人等が支払いを受ける利子等
5. 信託会社が支払いを受ける利子等
6. 金融機関又は証券業者等が支払いを受ける利子等
7. 所得税法等において所得税が非課税とされている利子等
8. 一定の内国法人が支払を受ける一定の利子等
9. 特定の投資法人等が支払いを受ける利子等

県税事務所が作成している資料によると、先の「県民税利子割課税状況一覧表」は金融商品ごとの一覧であり非課税の集計欄はあるが、総額の資料となる「県民税利子割調定決議書」には利子割のみで「非課税」の統計となる資料はなかった。そこで、平成22年9月を集計すると利子総額の20%強が非課税に該当していた。このように、総額の割合も大きい非課税だが、県税事務所は、この件に関し金融機関等を検査したことは皆無である。

また、配当割における非課税等は次のとおりである。

1. 公募証券投資信託の特別分配金
オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払い戻しに相当する部分となる特別分配金は非課税となる
2. 勤労者財産形成年金・住宅貯蓄非課税制度適用者の受け取る配当
財形で公募証券投資信託を購入している場合、収益の分配に係る配当に係る税金は限度額までは非課税となる
3. 少額貯蓄非課税制度適用者の受け取る配当等
いわゆるマル優分は限度額まで非課税となる。ただし、一部に適用廃止となっているものもあり、経過措置が講じられている

県税事務所は、特別徴収義務者である証券代行等からの申告額にもとづき集計表を作成している。平成 22 年度の県民税配当割実績表によると課税額、非課税額は次のとおりである。

(単位:千円)

調定月	課税支払額	非課税支払額	課税税額
H22. 4	229, 526	98, 322	6, 881
5	109, 816	75, 731	3, 292
6	182, 553	103, 577	5, 473
7	2, 627, 600	331, 526	78, 747
8	72, 996	116, 820	2, 188
9	158, 077	106, 958	4, 740
10	174, 294	101, 429	5, 198
11	116, 597	97, 192	3, 496
12	838, 649	151, 706	25, 148
H23. 1	7, 830, 284	8, 559, 561	167, 380
2	145, 632	95, 594	4, 366
3	149, 757	74, 814	4, 488
計	12, 635, 784	9, 913, 236	311, 403

非課税額は特別配分金を含むので相当な金額であるが、利子割と同様にこの件に関し検査したことは皆無である。金融機関より更正等による納税が追加等されていることから見ても申告内容は万全ではない。下記の地方税法の道府県税通則第 26 条に示すとおり、県税事務所は納税義務者、特別徴収義務者に対しての質問検査権を有している。申告内容の是非を精査し牽制する意味において実地検査をすることも必要と思料される。

(道府県民税に係る徴税吏員による質問検査権)

第 26 条 道府県の徴税吏員は、法人の道府県民税並びに利子等に係る道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類・・・その他の物件を検査することができる。

一納税義務者又は納税義務があると認められる者

二特別徴収義務者

(以下省略)

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（１）課税所得のない不申告法人に対する法人県民税均等割の課税について、課税漏れが生じる可能性があるため防止策等を検討すべきである（意見）

現行制度上では国税の申告のない法人県民税の不申告法人に対して、県独自に均等割の課税を行うことはできなく、課税漏れとなる可能性がある。今後も納税者への申告の徳憑（しょうよう）や国税との連携により課税漏れを防止するように努めるべきである。また、制度的な欠陥と思料されるため、地方税法の改正を要請することも必要と思われる。

法人県民税は法人県民税申告書により申告することによって、納税が行われる申告納付制度が採用されている。法人県民税は均等割と法人税割に区分され、前者は法人の資本金等の額に応じて定額が課税され、後者は法人税額に税率を乗じることにより課税が行われる。したがって、法人県民税の均等割は法人税額が0又はマイナスであっても課税される。法人県民税の申告は国税の申告のほかに納税者が独自に行うことが原則であるが、国税のみの申告が行われる場合や国税の課税が生じない場合申告しない例が見られる。国税のみの申告が行われた場合には国税と連携して法人県民税の申告が行われるように指導している。しかし、課税所得が0又はマイナスで収入が低額な法人の場合には法人税及び消費税等の課税が生じないため、国税では積極的に調査の対象としていない場合がある。そのため法人県民税均等割の課税漏れが生じる可能性が高くなる。

また、このような法人を把握した場合も現行制度上では県独自に均等割を課税することが不可能となっている。均等割は法人税割の課税・決定がないと課税できず、均等割のみの課税はできない（地方税法第24条）。この法人税割の課税・決定は確定法人税額をもって算定される（地方税法第55条）ため、国税での申告・更正・決定等の課税処理（0又はマイナスであっても）が行われない場合は法人税額の把握が行われなため均等割を課税できないこととなる。したがって、県税単独で均等割の決定を行うことは制度上不可能であるので、納税者へ確定法人税額0でも良いので国税の申告を徳憑するか、あるいは税務署へ確定法人税の決定を依頼することが必要と思われる。その後法人税割0の決定を行い均等割の課税を行うべきである。

なお、現行の地方税法では県独自に均等割の課税を行うことが不可能であり、課税漏れが生じる可能性があるため、地方税法の改正等を国に対して要請することが必要と思われる。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（２）法人県民税等の課税に当たり国税及び市町村との協力体制を構築すべきである（意見）

法人県民税の法人税割は国税の確定法人税額をもとに、法人事業税及び地方法人特別税は法人税の課税所得額等をもとに算定されることから、国税との連携が必要である。また、法人県民税の均等割は申告の有無の把握が重要であり、市町村との連携が必要である。したがって、今後も国税や市町村との協力体制を構築することが必要である。

法人県民税は、県内に事務所等を有する法人（均等割と法人税割）、または県内に事務所等を有せず寮等のみを有する法人（均等割）または県内に事務所等を有する法人でない社団や財団で収益事業を行うもの（均等割と法人税割）に対して課税される。また、法人事業税、地方法人特別税は県内に事務所等を設けて事業を行っている法人や法人でない社団や財団で収益事業を行うものに対して課税される。これら法人県民税、事業税等は申告納付制度が採用されており、法人県民税申告書により申告することによって課税が行われる。また、虚偽や誤謬のある申告が行われた場合には修正又は更正が行われ、申告が行われていない場合には決定が行われることにより、正しい申告へと是正されることとなる。したがって、正しい申告が行われるためには申告内容の確認が必要であり、また、そもそも申告自体が行われているか否かを確認することが必要となってくる。現在申告の有無、法人税割額算定のもととなる確定法人税額については国税からの情報提供により確認している。さらに国税から不申告法人のリスト提供が平成23年10月に初めて行われた。市町村に対しては申告の有無等情報の交換はない。一方、県税では不申告法人や課税すべき法人を把握しても国税へ通知又は連絡する制度が実態として存在していない。また、県から（１）で記載の不申告法人に対する国税への決定の依頼等も行われていない。

法人県民税の法人税割は国税の確定法人税額をもとに、また、法人事業税、地方法人特別税は法人税の課税所得額等をもとに算定されることから、国税との連携が必要である。また、法人県民税の均等割は市町村民税の均等割と同様に申告すべき法人の把握が重要であり、市町村との連携が必要である。したがって、今後も国税との連携を密接に行い、国税からの不申告法人の情報提供を定例化し、法人県民税、事業税等の申告の懲慥（しょうよう）や不申告法人に対する均等割の課税漏れ防止のため決定の依頼等を行うべきである。また、市町村に対しても不申告法人の情報交換を積極的に行うべきである。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

(3) 休業法人の判定にあたって改善すべき点が見られる（意見）

県は事業活動を行っておらず休業又は廃業状態となり事業再開の見込がない休業法人に対して法人県民税均等割の課税を保留している。休業の判定に当たっては次のような問題点が見られる。

- ① 一部、実態を確認しないで形式的に休業の判定が行われているため、会社への接触等をより行き実態の把握に努めるべきである。
 - ② 課税の保留漏れが生じた例がある
 - ③ 休業法人判定票のチェック欄について改善すべき点が見られる。
- また、休業判定が行われた後に営業の再開が行われていないか、継続的なフォローが必要である。

県は「休業法人に係る法人県民税均等割の課税の取扱いについて（通達）」に基づき、事業活動を行っておらず休業又は廃業状態となり事業再開の見込がない休業法人に対して法人県民税均等割の課税を保留している。当該通達では、休業法人の判定基準をア．人的設備が存在しないこと、イ．物的設備が存在しないこと、ウ．事業継続性がないこととし、この3条件に該当するか否か休業法人判定票に従い調査を行った上で休業法人として扱うこととしている。休業法人判定票を閲覧したところ、次のような問題点が見受けられた。

- ① 休業の判定に当たっては、原則として、売上の存在や経費の内容を総合的に判断して判定を行っている。しかし、損益計算書等計算書類が添付されていない場合に、国税の法人税申告書のみで休業の判定が行われていたり、法人税の申告に当たって売上がない場合は少額の経費のみで赤字申告する例があるにもかかわらず、支出した経費の実態を確認しないで休業の判定が行われている等、一部実態を把握しないで形式的な判定にとどまっている。休業判定の上記3要件の確認に当たっては、法人の実態把握のために最終的には当該法人への接触が必要と思われる。また、税理士名や電話番号を控えているにもかかわらず、税理士へ未接触のまま保留している例も見られた。
- ② 平成14年9月期から活動の実態が不明なA法人について、平成20年9月期から3ヵ年の休業判定により3ヵ年のみの課税保留が行われた。平成14年9月期以降の6年間は未処理の状態になっている。実態把握を行い課税保留等の処理を行うべきである。
- ③ 休業法人判定票の判定要件欄は、次の内容についてチェック欄が設けられており、ほとんどの判定票に上段の項目にチェックがされている。計算書類等がない場合にも当該上段項目にチェックされている例が見受けられる。当該事項にチェックされているということは、計算書類等がないにもかかわらず会計帳票等において確認したことになり、事実と異なる記載となる。これらのチェック項目以外に別途特記事

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

項等の記載欄はあるものの記載されていないことが多い。決算書が添付されていない場合が多いことから、「決算書が存在しない」等の欄を設ける等して既定のチェック欄を工夫することが必要である。

＜人的設備＞

- 会計帳票等において、報酬給与等の支払いがないことを確認
- 現地調査にて、人的設備が存在しないことを確認

＜物的設備＞

- 会計帳票等において、売上及び維持管理経費の発生がないことを確認
- 現地調査にて、物的設備が存在しないことを確認

＜事業の継続性＞

- 会計帳票等において、当期純利益・当期純損失がないことを確認
- 現地調査にて、再開予定のないことを確認

また、上記のような休業判定が行われた上で課税を保留しているが、休業登録後に業務が再開されているか否かの調査は特に行われていない。休業登録が行われたことで法人県民税均等割の課税業務が終了するわけではないので、継続的なフォローを行うことが必要である。

なお、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 ヶ年の法人県民税の確定申告法人数、不申告法人数及び休業法人登録数は下表の通りである。不申告法人数は申告法人数に対して 4～5%存在し、また、毎年度の休業法人登録数は 120 社～170 社程度である。休業法人登録等行われず未処理の法人数は不明であるが、毎年度の休業法人登録及び上記通達が平成 22 年 3 月に発令されたこともあり、徐々に未処理の法人数は減少していくものと思料される。今後も継続して調査を行い、休業法人登録の処理を進め、また、課税すべき法人に対しては課税していくことが期待される。

	法人県民税の確定 申告法人数 a	不申告法人数 b (b/a:%)	休業法人登録数
平成 20 年度	20,752	837(4.0)	170
平成 21 年度	20,517	1,014(4.9)	120
平成 22 年度	20,348	851(4.2)	171

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（４）医療法人の事業税の課税方式を所得配分方式へ変更することを検討すべきである（意見）

現在の医療法人の事業税の課税方式は経費配分方式を採用しているが、納税者の作成負担及び、県税事務所の作業の効率化からも所得配分方式への変更を検討すべきと思われる。

本県での医療法人等の事業税の課税標準は、平成13年10月1日の「医療法人等に係る法人の事業税の課税標準の算定について（通達）」により定められている。

それによると、算定については、損金（経費）の額を、「社会保険分」「その他の部分」「区分困難な共通経費」に区分し経理するとあり、「医療法人等の経費の明細書（第2号様式）」は、それに基づき下記の様式になっている。

科 目	総額 (税務調整 後)	区分明瞭な経費		共通経費(区 分困難な共 通経費)	備 考
		社会保険分	その他分		
合 計					

県税事務所では書類の照合のさい、上記明細書の記載数値と法人決算書の数値を突合している。明細書の記載の仕方は法人ごとに異なるので、例えば、科目を合計転記した場合などは、決算書の科目を推測で合計し検算している様相が伺える。また、「その他分」の記載洩れについては、納税者へ問合せをしており、照合における大半をこれらの作業に費やしている。

損金（経費）を区分し、収入割合で按分する方法を「経費配分方式」というが、他に「所得配分方式」がある。これは、所得を収入割合で按分するもので、損金（経費）は所得計算に関係なく至って簡易な方法である。近県を確認したところ「所得配分方式」を採用しているのは、東京をはじめ神奈川、千葉、埼玉、群馬、茨城、新潟、長野であり、関東甲信越で「経費配分方式」は山梨のみであった。

「所得配分方式」は、納税者不利になる要因がないとは言えないが、納税者側での明細書の作成負担及び県税事務所の作業の効率性から「所得配分方式」の採用を検討すべきである。そして、県としては、「損金（経費）」よりも「収入」区分が適正に処理されているか否かをチェックすることに重点を置くほうがよいものと思料される。

（5）医療法人の事業税の記載要領を見直すべきである（意見）

医療法人の事業税の計算にあたり記載要領を送付しているが、理解し難い文章なので、記載内容を見直すことが必要と思料される。

前述したとおり、医療法人の事業税の書類の照合のさい不明点を主として関与先税理士に確認している。問合せの多い事項について次に示す。

1. 共通経費の内容（第2号様式）
2. 端数処理（第1号様式）
 - ・ 共通経費の配分額の計算、小数点以下5位以下切り捨て部分
3. 給食費内訳（第2号様式）
 - ・ 患者外給食材料費はその他分に区分される
4. 固定資産除却損（第2号様式）
 - ・ 土地、建物、有価証券はその他分に区分される
5. 租税公課（第2号様式）
 - ・ 事業税、消費税はその他分に区分される

これらの問合せは、医療法人全体の2～3割に上るといっているので頻度は相当である。上記の内容及び注意点は、申告書と同封している「医療法人等の経費の明細書の記載要領」に書かれているのであるが、その内容は用紙の裏面に印刷されており、気付いていない法人もあるのではないかと推測される。

また、同封の別紙「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領」に収入の区分について書かれているが、読み取りにくい文章になっている。収入区分を一覧に表示している県もあるので、参考にすべきである。理解し難い文面は間違いのもととなり、結果として、県税事務所の作業負担が増えることとなるので、記載要領を見直すことが必要と思料される。

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（6）医療法人の事業税の非課税に該当しない収入について周知すべきである（意見）

医療法人の事業税の非課税に該当しない福祉系居宅サービスについて、納税関連団体等に啓蒙し周知徹底すべきである。

「医療法人等に係る所得金額の計算書（第1号様式）」によると、医療法人の事業税課税所得は、「医療事業等に係る収入金額」のうち事業税非課税対象の「社会保険分の収入金額」の占める割合で「共通経費」を按分し算出される。

事業税非課税の「社会保険分の収入」については、地方税法の事業税第72条の23第2項に限定列挙されているが、次の福祉系居宅サービス等は「社会保険分の収入」に含まれないので注意が必要である。

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防訪問介護
 2. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
 3. 通所介護（デイサービス）及び介護予防通所介護
 4. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
 5. 短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）及び介護予防短期入所生活介護
 6. 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
 7. 居宅介護支援
 8. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- 他

また、平成17年10月より全額自己負担となった居住費、食費、滞在費等も「社会保険分の収入」に含まれない。

医療事業等に係る収入の区分について「医療法人等に係る所得金額の計算書（第1号様式）」をはじめとする一連の添付書類を試査したところ、上記の内訳等を記載した書類の添付はなく、また、事業税の実地調査の事例もないため、法人が適正に処理しているか不明である。県税事務所もチェックの対象としていない。他県では、上記の内容の詳細を記載した「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」等のチラシを作成しているところもある。これらの内容を法人に対し情報提供することが必要なので同様なチラシ等の作成を検討すべきである。また、申告書への同封だけでは具体的な内容が周知されない可能性もあるので、税理士会等納税関連団体の研修会に機会があれば参加し、広報に努めるべきものと思料される。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（7）県民税の課税免除が周知徹底されていないので改善が必要である（指摘事項）

県民税の課税免除の申請書の提出がないにも関わらず結果的に免除となっている法人が存在している。不適切な対応なので改善が必要である。

地方税法は、道府県民税の非課税について下記のとおり定めている。

道府県民税

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第25条

道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区・・・
- 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、・・・

2 道府県は、前項各号に掲げる者に対しては、道府県民税の法人税割を課することができない。ただし、同項二号に掲げる者が収益事業又は、法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

上記の非課税の範囲は、公共法人と公益法人等の一部の限定列挙であり、他の公益法人等は山梨県県税条例に県民税の課税免除の規定がある。

（公益法人等の県民税の課税免除）

第33条

一 知事は、公益社団法人、公益財団法人その他規則で定めるこれらに類する法人に対しては、法人の県民税の課税を免除することができる。ただし、これらの者が収益事業を行う場合はこの限りでない。

二 前項の規定による課税の免除に係る申請その他必要な手続は、規則で定める。

山梨県県税条例施行規則

（課税免除の申請）

第20条の6 山梨県税条例第33条第1項の規定により県民税の課税の免除を受けようとする者は、課税の免除を受けようとする県民税の納期限までに、公益法人等の県民税の課税免除申請書により県税事務所長に申請しなければならない。

このように、他の公益法人等は「課税免除申請書」の申請により県民税の課税を免除される。しかし、社団、財団法人のうち、申請がないにも関わらず課税されていない法人が、多数存在するという。これは、そもそも「法人の設立の届出書」の提出がなく、課税となる対象法人を把握できなかったことに起因するところが大きいというが、県の対応に問題があったことは否めない。

現在、社団、財団法人は、新法人への移行処理を進めている。県では、移行済の法人

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

に対し「法人の設立・変更等の届出書」の提出及び該当法人には「課税免除申請書」の申請を要請しているという。一般社団法人及び一般財団法人には課税免除の適用がないので、厳格な対応が必要である。なお、ほとんどの社団、財団法人が、移行処理の段階で県の私学文書課に訪れるので、私学文書課で先の「届出書」及び「申請書」を広報することが望まれる。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（８）二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の分割基準となる期末従業員数等の実態調査の実施を検討すべきである（意見）

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税法人税割及び法人事業税の課税標準額を都道府県ごとに分割する際に用いられる分割基準の実態についての調査がほぼ行われていない状況である。分割基準の調査は手法によっては比較的容易に行うことが可能であると思われ、また県内に主たる事務所等を有する 499 法人については地方税法により山梨県がその分割基準の修正等を行うことと定められているため、他の都道府県に対する責任を履行するためにも定期的な調査等の実施を検討すべきであると考えられる。

二以上の都道府県において事務所等を有する法人の法人県民税の法人税割及び法人事業税の課税を算定する際には、その課税標準を関係する都道府県ごとに分割することとなっており、その分割基準には以下の数値が用いられている。

法人県民税法人税割	従業者数	
法人事業税	非製造業	事務所数及び従業者数
	製造業	従業者数
	鉄道事業、軌道事業	軌道の延長キロメートル数
	ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
	電気供給業	発電用及び他の固定資産の価額

分割基準の数値は各都道府県に申告納付する税額に直接影響を与えるため、申告書に記載された内容が適正であるかにつき机上又は実地による調査等が必要になると考えられる。また、法人県民税法人税割について地方税法第 58 条第 1 項、法人事業税については地方税法第 72 条の 49 第 3 項によると、申告された分割基準に誤りがあると認める場合には、法人の主たる事務所等が所在する都道府県の知事がその修正をするものとされている。

「地方税法」
 第 58 条第 1 項 （略）当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額（略）の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合（略）においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

 第 72 条の 49 第 3 項 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、法人が提出した申告書（略）の分割基準（略）に誤りがあると認める場合（略）には、これを修正し、法人が申告書を提出しなかった場合には、その分割基準を決定するものとする。

平成 22 年度末において、山梨県内に主たる事務所等を置く分割法人は全 499 社存在

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

する。その内、平成 22 年度において申告書に記載された分割基準の確認を主たる目的として実施された調査は机上及び実地ともに 0 件であり、また過年度においても調査の実績は全くないとのことであった。外形標準課税の調査時には、併せて分割基準の確認も行っているとのことであるが、県内分割法人 499 社に対して外形標準課税の対象となっている法人は 93 社にすぎず、それをもってして分割基準の調査を過年度より全く行っていないことが許容されると判断することは難しい。また、従業者数の確認については従業員名簿の提出を求めることのみによって相当程度に効果的な机上調査は可能であると思われ、その結果を受けて分割基準の数値が疑わしいと思われる法人に限定して実地調査を行うといった手法によれば、調査に伴い発生する事務コストという問題点についても十分に解決が図れるのではないかと思われる。

前述のとおり、分割基準の修正は主たる事務所等が所在する都道府県において行うことと定められているため、県内に主たる事務所等を置く分割法人 499 社の法人県民税及び法人事業税の申告書に記載された分割基準の数値の適正性については、山梨県が確認を行う責任を他の都道府県に対して負っていると言える。今後は過年度の申告書との比較による異常値の発見や、定期的な机上調査等の実施によってその責任を履行していく必要があると考えられる。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（9）法人県民税均等割の税額の基準となる期末資本金等の金額の確認方法について改善を検討する必要がある（意見）

法人県民税均等割の税額は申告書第六号様式に記載の「期末資本金等の金額」により確認が行われているが、税法と会計の資本金等の金額は一致しない場合もあり、法人の誤認により誤った記載がなされる可能性がある。今後は事務コストを勘案した上で定期的に税務署から資料を入手し、その金額が正確であるか定期的に確認を行うことも必要ではないかと思われる。

法人県民税均等割の税額は期末現在における法人の資本金等の額に応じて課税され、税額の区分は以下のとおりである。なおここでいう資本金等の額とは法人税法第2条第16号又は同法第17条の2に規定する額（法人税申告書別表五（一）36の④の金額）を言う。

区分	均等割の金額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額80万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額5万円
上記以外の法人	年額2万円

外形標準課税の適用を受ける法人を除いては、申告書の提出時に決算書の添付は行われなため、法人の資本金等の額の確認については申告書第六号様式の「期末資本金等の金額」欄の記載によってのみ行われているとのことであった。前述のとおり、申告書には決算書の添付は行われず、かつ国税より法人税申告書別表五（一）のデータは電子データ等で流れてこないため、その確認に制約があることは認められるが、法人県民税均等割の基準となる法人税法上の資本金等の金額は、会計上における資本金等の金額と必ずしも一致するとは限らず法人の誤認により法人県民税申告書における資本金等の金額の記載に誤りが発生する可能性は否定できない。今後は、事務コストを勘案し、可能な範囲で税務署から法人税申告書別表五（一）及び貸借対照表を入手し、第六号様式に記載の資本金等の金額が正しい金額であるか定期的に確認をすることも必要ではないかと思われる。

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（10）県内に寮等のみを有する法人に対する均等割課税について課税の漏れが存在する可能性がある（指摘事項）

県内に事業所等を有せず、寮等のみを有する法人に対しても均等割の課税が行われることとされているが、現在の確認方法では法人が寮等を賃借して使用しているケース等、課税漏れの防止が不可能であると思われるケースが存在する。今後は賃貸物件を含めてその使用状況の確認を行うことが課税漏れ防止のために必要であると考え。

県内に事務所や事業所を有しない法人であっても、寮や宿泊所等を有する法人については地方税法第24条によって法人県民税均等割の納税義務を負うこととされている。また、その寮等の意義については総務省より各都道府県知事宛に通知が出されている。

「地方税法」

第24条 道府県民税は、（略）第四号に掲げる者に対しては均等割額によって（略）課する。

（略）

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（略）を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（総務省通知）

51 （略）寮等とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜等を図るために常時設けられている施設をいい、それが自己の所有に属するものであると否とを問わないものであること。（略）

山梨県内には北杜市八ヶ岳南麓及び富士北麓の富士五湖周辺等に別荘地が点在し、また東京、神奈川の大都市に隣接しているという地理的な条件からも上記の規定に該当し、均等割のみの納税義務を有する法人は平成22年度末で637社存在する。山梨県ではそのような法人に対する均等割の課税漏れを防止するために登記簿の定期的な確認を行い、不申告が疑われる法人に対し「寮のみ法人現況確認書」を送付し課税の要否を判定している。

「寮のみ法人現況確認書」（抜粋）

(1) 当該寮等は、現在、どういった目的・用途で所有されていますか？

① 貴社の従業員の寮等 ② 貴社の販売又は賃貸物件 ③ その他

(2) 当該寮等の水道は利用できますか？

① できる ② できない

(3) 当該寮等の電気は使用できますか？

① できる ② できない

(4) 当該寮等のガスは使用できますか？

① できる ② できない

実務上、上記確認書の回答において、すべて①に該当した場合は、均等割の納税義務

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

を有していると判断している。上記の確認書の送付により、「法人が寮等の所有者となっているケース」については確かに一定程度課税漏れの防止は可能であると思われるが、上記の総務省通知に記載のあるとおり、寮等のみを有する法人に対する均等割課税は「自己の所有に属するものであると否とを問わない」と定められている。すると、法人が賃貸業者等の他者所有の寮等を賃借して使用しているケースや、法人代表者が個人で所有する寮等を使用しているケースなど、現在行われている登記簿の確認と確認書の送付だけでは課税漏れの防止が不可能なケースが存在する。今後は、県内で寮等を賃貸している業者に対して賃貸先リストの提出を求め、その実態の確認を行うことや、登記簿上は個人の所有となっているものであってもその個人が法人役員等であることが判明した場合にはその使用状況について確認を行うなどの対応をしていくことが課税漏れを防止するために必要であると思われる。

また、実際に提出された「寮のみ法人現況確認書」を閲覧したところ、「法人所有の物件であるが社員には一切利用させず、代表者個人のみが私用目的で利用しているだけである」との回答が記載されたものが存在した。確認書のみでの判断は難しいが、仮にこの法人が法人税の申告において、当該寮に係る費用を損金処理していたとすると、使用の実態からしてその損金性については極めて低く、場合によっては代表者に対する役員賞与に該当するようなケースも想定される。法人税の課税標準及び税額の修正は、法人県民税法人税割及び法人事業税にも影響を及ぼす点のみならず、課税を行う行政機関として、このような場合には均等割の判断のみに留めず、国税への連絡等を行うことを検討する必要もあるのではないかとと思われる。1つの意見としてはあるが、このような対応も（2）に記載の国税連携との関連から検討することも必要と思われる。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（11）医療法人に対する事業税の重加算金免除は不適切である（指摘事項）

法人事業税の申告において仮装隠蔽の事実起因して修正申告に至った法人に対しては、ペナルティーとして重加算金を課することとされているが、自主決定法人である医療法人の事業税については現在その修正申告が国税の調査の結果、重加算税が課されている場合においても県独自の判断により重加算金を課していない。この処置については根拠となる規定等は存在せず、県が説明するその理由についても何ら合理性は認められない。今後は医療法人についても規定に従い、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては、重加算金を課すべきである。

法人事業税の不申告法人（①）や、申告は行ったが申告額が実際よりも少額であった法人（②）、二重帳簿の作成等により故意に税を免れようとするなど、仮装隠蔽を行った法人（③）に対してはその区分に応じて以下の加算金がペナルティーとして課することとされている。

対象法人	加算金種別	加算率等
①	不申告加算金	税額の15%（調査を予知する前の自主修正は5%）
②	過少申告加算金	増加税額の10%＋加重対象税額（※）5% ※増加税額－期限内申告額又は50万円のいずれか多い方の額
③	重加算金	期限内申告の場合は増加税額の35% 期限後申告及び不申告の場合は納める金額の40%

現在、外形標準課税の対象となる法人を除いて県が独自に税務調査等は行っていないため、②及び③については自主的な修正申告を除いて国税の税務調査に頼っている状況であるが、その中でも県において独自に課税標準額の決定を行う医療法人や外形法人、いわゆる自主決定法人についての加算金の扱いについて確認したところ、以下の問題点が存在すると認められた。自主決定法人のうち医療法人の事業税については、国税において重加算税が発生していたとしても、県に修正申告の提出があれば「更正があるべきことを予知する前の修正申告」という扱いがされ、重加算金を課してはいない。確かに地方税法第72条の47第3項においては「更正があるべきことを予知する前の自主申告については重加算金を課さない」との規定は存在するが、国税による調査により発見された仮装隠蔽等の事実に基づきなされた修正申告に対して、重加算金を免除することを認めるとする規定は全く存在しない。事業税の増加税額分が仮装隠蔽に該当するか否かの判断については各都道府県知事宛の総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて」には「原則として法人税において仮装隠蔽の事実があるものとされたかどうかによって判定すべきものであること。」とのみ定められている。

通知のとおり、税額の増加の原因となった事実が仮装隠蔽に当たるかは国税の判断により判定することとされているため、国税における税務調査の結果、仮装隠蔽の事実が

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

認められ、実際に重加算税を課された法人に対して重加算金を課すべきことは当然であり、そこに県が独自に判断を行う余地は無いと解される。県の担当者によると、医療法人の場合、その仮装隠蔽の事実が事業税の対象とならない社会保険診療分の収入に起因するものか否かについて不明であるためそのような処置としているとのことであるが、修正申告書の内容や、場合によっては法人に対して県による調査を実施することによりその理由は容易に判明が可能であることは確実であり、仮装隠蔽を行った法人に対する重加算金を免除する理由には値しない。以上より今後は医療法人の事業税に対しても国税の調査を受けて、仮装隠蔽を行った事実が判明した法人に対しては規定に従って重加算金を課すべきであると考ええる。

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（12）法人事業税における外形標準課税の申告書のチェック方法の改善が必要である（意見）

外形標準課税の申告時に添付書類として義務付けられている貸借対照表及び損益計算書と申告書別表との突合は現在行われていないが、事後の調査に係るコスト軽減のためにも決算書と別表間の外形的なチェックは一定程度有効であると思われる。今後は事務コストを勘案した上で、効果的なチェック方法への改善が必要であると考え。

法人事業税外形標準課税の適用を受ける法人は、地方税法第72条の25第8項において、その申告の際に貸借対照表及び損益計算書（以下、「決算書」という。）を添付書類として提出することを義務付けられている。外形標準課税法人は県が独自にその課税標準の決定を行う自主決定法人に該当するため、課税標準の内、付加価値割及び資本割の金額の確認にこの決算書が必要となるためである。添付書類として提出された決算書が申告内容のチェックにどのような役割を果たしているかについて、県のチェックマニュアルを閲覧し確認したところ、外形標準課税の申告書のチェック手順の記載は存在したが、内容としては申告書の別表間の整合性の確認をするもののみであり、基礎資料である決算書との突合については何ら記載されていなかった。また実務上においても各別表と決算書との突合は特段行っていないとのことである。実際に提出された申告書及び決算書を通査したところ、申告書別表にはチェックマーク等、確認をとった証跡が見て取れたが、決算書についてはそのような事実は存在しなかった。

外形標準課税の性質上、決算書と別表の金額が必ずしも一致するとは限らない等の斟酌すべき事情はあるものの、少なくとも提出された決算書と別表間について外形的なチェックを行うことや分析的な手法を導入し異常点の抽出に利用したりする等、事後の調査に係るコストを軽減する上で一定程度有効ではないかと思われる。今後は事務コストを勘案した上で、効果的なチェックが可能となるような方法への改善が必要であると考え。

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

（13）外形標準課税に係る研修会の実施や「申告確認票」の提出義務化等を検討すべきである（意見）

過年度において実施された外形標準課税の調査結果を見ると、初歩的な申告誤りによる修正、更正の事例が多数散見される。限られた事務コストの中で効率的に調査を実施するためにも対象法人に対する研修会の実施や、現在山梨県独自で作成している「外形標準課税に係る申告確認票」の申告書への添付義務化等により、適正な申告を可能とするような指導も行なっていくべきであると考えられる。

外形標準課税制度は平成 16 年度より導入されており、外形課税法人の付加価値割、資本割の課税標準等については地方税法第 72 条の 41 の 2 により、山梨県が独自に調査し更正・決定することとなっている。平成 17 年度から平成 22 年度において実施された外形標準課税に係る実地・机上調査の結果は以下の表のとおりである。なお、平成 22 年度における山梨県の外形標準課税の対象となる法人は全 93 法人となっている。

（単位：件、千円）

年度	調査法人数	調査事業年度数	調査実績件数（修正等の税額）				
			申告是認	修正申告	増額更正	減額更正	計
17	17	17	2 (一)	8 (2,395)	1 (3)	6 (△6,638)	17 (△4,240)
18	29	45	2 (一)	14 (3,204)	3 (502)	26 (△3,716)	45 (△10)
19	30	73	7 (一)	38 (4,758)	1 (0)	27 (△4,516)	73 (242)
20	27	75	13 (一)	16 (755)	2 (34)	44 (△3,550)	75 (△2,761)
21	12	28	3 (一)	5 (390)	5 (35)	15 (△20,413)	28 (△19,988)
22	26	107	16 (一)	14 (270)	20 (881)	57 (△5,859)	107 (△4,708)
計	141	345	43 (一)	95 (11,772)	32 (1,455)	175 (△44,692)	345 (△31,465)

過去 5 年間の調査では減額更正の金額は、修正申告や増額更正の金額を大きく上回っているが、減額更正に至った原因を調べてみると、そのほとんどが給与、賞与や厚生年金基金などの算定誤りを要因とする付加価値割の減額といった、極めて基礎的な申告ミスによるものであることが確認できた。外形標準課税の対象となるのは、資本金 1 億円

第三 県税の監査結果と意見

3. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

を超える法人、つまり税法上の大法人に該当し、その対象となる法人は一定の規模以上であるため一般的にその経理処理能力等も比較的高いものであると推察されるが、そのような法人において初歩的な申告ミスが多発している原因としては、外形標準課税の制度自体の創設が比較的最近であることや、税の算定方法が他の法人諸税と大きく異なることなどが考えられる。それに対する一つの対応策としては対象法人の申告担当者に対する研修会の開催などが考えられる。前述のとおり、山梨県において対象となっている法人は全 93 法人となっているため、その全てを研修会の対象とすることも可能ではないかと思われる。また、他の対応策としては山梨県が独自に作成し、外形標準課税対象法人の申告書に同封して送付している「外形標準課税に係る申告確認票」及び「報酬給与額に係る課税標準額の算定表」等の有効活用が考えられる。現在、山梨県では申告確認表等について、送付し活用をお願いするのみであるが、その内容を確認したところ、過去の外形標準課税の調査において誤りの多い事項や、要確認項目について非常にコンパクトにまとめていると評価できるものであった。

外形標準課税に係る申告確認票（記載内容抜粋、全 27 項目）

[報酬給与額]

- 1 所得税において非課税とされる通勤手当を報酬額から除きましたか？
- 2 所得税において課税とされる通勤手当に含まれる消費税相当額を除きましたか？
- 3 法定福利費を報酬給与額から除きましたか？
-

事業税の確定申告時に、当確認票を添付書類として提出を義務化等することにより、過年度の調査において散見された初歩的な申告誤りを未然に防止することが一定程度可能になるのではないかと考えられる。平成 22 年度においては、当初実施予定としていた対象法人の内、5 法人、22 事業年度分について調査未了となってしまうていた。これは現在、外形標準課税の調査担当者は 2 名のみであり人員的な制限によるところが大きいとのことであるが、限られた条件の中で、行政コストを増すことなく効果的に調査を行なうためにも、法人の適正な申告を可能とするような指導等を行っていくことも今後必要ではないかと思料される。

4. 不動産取得税

(1) 不動産取得申告書の制度が形骸化しているので、申告書の提出を促進していくこと及び過料を科していくことを検討すべきである（意見）

県条例では不動産取得申告書の提出義務を規定し、また、不申告者に対する過料を規定している。現状では不動産取得申告書の提出依頼による申告はあるが、不動産取得者による自発的な申告はほとんど行われておらず、また、不申告者に対する過料も科されていない。条例の規定どおりに申告書の提出が行われるよう山梨県内の不動産を取得する者に広報を行い、当該申告制度が有効に機能するように検討すべきである。

地方税法によると、本来は不動産を取得した者がこれら原始取得又は売買等の承継で取得した内容を申告、又は報告しなければならないとされている。

地方税法

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第73条の18 不動産を取得した者は、当該道府県の条例に定めるところによって、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもってし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取った場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

(下線部は監査人)

県の条例で定めている申告の記載内容は次のとおりである。

山梨県県税条例

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第55条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

一 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称

二 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

三 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

四 不動産を取得した年月日及びその理由

五 その他知事において必要があると認める事項

第三 県税の監査結果と意見

4. 不動産取得税

県税事務所は原始取得の場合に、取得者からの自発的な申告ではないものの、県が評価すべき不動産の取得者に対しては、実地調査の時点で当該申告書を渡して記載のうえ提出してもらっており、また、市町村が調査し、評価している家屋も同様な手続きでほぼ全ての申告書の提出がある。しかし、承継取得の不動産について上記の申告書の提出及び報告はほとんどない。山梨県のホームページに「不動産取得税に関する様式」が掲載されているが、不動産取得申告書様式は掲載されておらず、山梨県内の不動産を取得する者に対し不動産取得申告制度の周知が不十分な状況にあると判断される。

また、県の条例では次のとおり不申告等の罰則を規定しているが、未だかつて過料を科されたことはない。

(不動産取得税に係る不申告等に関する過料)

第56条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

このような規定を設けているのは、不動産の取得者に自主的な申告を促し、県が取得者に対してあえてアプローチをしなくても取得や移動の事実及び特例控除や減額の内容が容易に把握できるように法令上で手当てしているものと思料される。しかし、実態は、不動産取得税の賦課のために県税事務所がこれらの事実を市町村からの情報や法務局での調査により把握しており、前述のとおり、取得者からの積極的かつ自発的な申告はほとんど行われていない。県は条例上規定されているこれらの制度が有効に機能するように努めるべきである。そのため、山梨県内の不動産を取得する者に対して不動産の取得時には申告が必要であることを機会に応じて積極的に広報することが必要である。また、不申告に対する過料が規定されていることから、当該規定に則り不申告者に対しては過料を科していくことも必要と思われる。

(2) 承継取得についてより効率的な移動情報の入手を検討すべきである（意見）

不動産の承継取得の場合、法務局に出向き登記資料を転記しているが、効率的な移動情報の入手方法を検討すべきである。

県税事務所は、不動産を売買等の承継で取得したという資料を法務局より入手している。その作業は、主に偶数月（4, 6, 8, 10, 12, 2月）と3月に各法務局（甲府、山梨、鯉沢、韮崎、大月、吉田）へそれぞれ2~3名で出向き、登記内容を手作業で転記及びチェックしている。不動産取得税の賦課の基準となる「固定資産評価額」も、法務局が登録免許税を課するために登記資料に添付されているので、同様に転記している。なお、この転記作業は、平成22年度で延623名であり、調査月の半分近く、年間では4分の1近くを費やしている。

しかし、これら転記内容は、市町村には法務局より資料が通知されているという。下に記した地方税法の固定資産税の規定によるということであるが、承継取得により、市町村は、土地及び家屋課税台帳の訂正をしなければならないことによる。

地方税法—固定資産税

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第382条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

不動産取得税ではこれらの規定が手当されていない。当該規定について、県は不動産取得税を課するために同様の通知を必要としているにも関わらず、「道府県知事に通知する」等の類する条項がないため上記の作業を行っている。山梨県のみに対応では困難ではあるが国等へ申し入れすることも必要である。また、県税事務所は市町村に働きかけこれらの通知または加工された情報を入手することも必要である。電子化が進む現在、法務局及び市町村より資料を入手できるならば、より効率的な賦課、審査、調査が可能となる。転記といった手作業から脱却し、より合理的な行政手法を考案すべきである。

また、(1)において指摘の通り、地方税法によると、本来は不動産を取得した者がこれら売買等の承継で取得した内容を申告、又は報告しなければならないとされている。そうすると、①不動産を取得した者がその旨を申告する②県税事務所は、申告内容を審査し賦課決定する③県税事務所は、申告漏れを調査し過料を科すといった行政手続が本来の形である。転記作業等は、申告書にて内容を確認できない現状において賦課の漏れを防ぐ方法として有効であると思料するが、申告書の提出義務を前提に鑑みると本来法が意図している手順と異なるものである。

第三 県税の監査結果と意見

4. 不動産取得税

(3) 未登記の不動産の一部について賦課漏れが生じているため改善策の検討が必要であり、また、課税客体（土地、家屋）の把握についても情報取得媒体等の拡大を図ることを検討すべきである（意見）

未登記の不動産を取得した場合、事実の認識が難しいことを理由に賦課が漏れている可能性が大きい。課税の公平性からも問題であり対処法を考案すべきである。

課税客体の把握に当たっては原始取得、承継取得に応じて次のような情報取得媒体等を活用している。

原始取得：市町村の税務課、業界新聞、外出時の調査等

承継取得：法務局での移動情報の閲覧等

未登記不動産を把握し、賦課漏れを防止するために情報取得媒体の拡大を図ることも検討すべきである。

不動産取得税は土地や家屋を売買、交換、贈与、新築、増改築等によって取得した者に賦課される県税である。その取得は有償、無償を問わず、また、登記の有無を問わず課税される。課税に当たっては不動産の価格を課税標準とし、この不動産の価格は新築、増改築など原始取得の場合には固定資産評価基準により評価した価格であり、売買、交換、贈与等承継取得の場合には市町村の固定資産台帳に登録されている価格である。したがって、課税するに当たっては課税客体である土地や家屋の新たな所有権の発生や所有権の移動を把握することが極めて重要である。

県税事務所での不動産取得税の賦課は、市町村や法務局から入手する情報によるところが大きいため、市町村が把握できていない場合や、未登記の不動産を承継した場合については、県税事務所では取得の事実を認識する方法がない。現行では、承継取得に係る減額申請の添付書類である「売買契約書」より登記をしていない不動産が見つかることで賦課している事例が年間約 10 件、競売による所有権移転時に裁判所から申請される登記申請書の添付書類に記載されている未登記附属建物の情報による事例が年間約 90 件にとどまっている。

不動産取得税は地方税法の規定により 5 年で時効になる。

(更正、決定等の期間制限)

第 17 条の 5

3 . . . 不動産取得税に係る賦課決定は、. . . 法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

※法定納期限とは、「その地方税を課すことができることとなった日」とあり不動産を取得した日となる。

取得の事実が認識されないまま、登記が何かしらの事由により取得より 5 年を経過して行われた場合、上記の規定により賦課することができないことになる。なお、法務局における作業では、このような事例は課税対象とならないのでそもそも転記をしていな

いため、県税事務所では年間の該当件数を把握していない。このような状況では、納税者側の作為により賦課を逃れることも可能なので課税の公平性の観点からも問題である。

原始取得の場合には新築または増改築の事実を把握することが重要であるが、現在は家屋が新築された場合に、主として市町村からの情報をもとにその事実を確認している。その課税標準は小規模な家屋や木造家屋は市町村が新たに付した固定資産評価額、その他の家屋は県が実地調査に基づき評価した価格である。未登記の家屋は市町村が独自に入手した建築情報、業界新聞や外出時の調査等県が入手した情報等により把握している。家屋が新築された場合や既存の家屋が増改築された場合に必ずしも登記されるわけではなく、その把握は非常に困難であると思われる。したがって、これらの情報の取得媒体を拡大することが必要であるものと思われる。例えば県または市町村の建築指導課等建物建築時の許認可権限を有する部署との連携強化を行なう等情報取得媒体の拡大を図ることを検討すべきと思われる。

承継取得の場合には土地や家屋の所有権の移動の事実を把握することが重要であるが、前述の通り現在は主として法務局から入手する登記情報をもとにその事実を確認している。未登記不動産の移動の事実については、前記のほかには別途把握する手続を行っていない。原始取得の場合と同様に情報の取得媒体を拡大することが必要であるものと思われる。特に県内には未登記の家屋も多数存在することから課税漏れが生じる可能性もある。

例えば、①競売情報はインターネットで公開されており、当該情報には未登記の建物も記載されているので、これらを閲覧し、市町村へ情報提供する等情報取得媒体の拡大を図ることを検討すべきと思われる。さらには、②所得税の譲渡所得申告により、③市町村とのより一層の連携により、④不動産業界、司法書士業界等不動産に関連する業界との連携により等、多方面からの情報の入手を検討すべきと思われる。これらにより賦課の漏れがなくなるように努めるべきである。

第三 県税の監査結果と意見

5. 自動車税及び自動車取得税

5. 自動車税及び自動車取得税

(1) 社会福祉法人の自動車税課税免除を厳格に対処することが必要である(指摘事項)

社会福祉法人の自動車税課税の免除に対する実態調査は不適切な対応と判断される。課税免除対象基準について規定の整備を行い厳格に対処することが必要である。

山梨県は、地方税法第6条第1項の「・・・公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税しないことができる」を法的根拠とし、山梨県県税条例第115条において自動車税の課税を免除している。

課税免除の範囲

山梨県県税条例第115条(抜粋)

1. 商品であって使用しない自動車
2. 消防専用自動車及び救急専用自動車
3. 私立学校が所有する自動車のうち、もっぱら生徒の教育練習の用に供する自動車で知事の承認を受けたもの
4. 公益のため直接専用する自動車で規則で定めるもので知事の承認を受けたもの
(以下省略)

社会福祉法人の車両は、上記4の「公益のため・・・」に該当し、対象となる車両は山梨県県税条例施行規則に次のとおり定められている。

山梨県県税条例施行規則第53条の2

第1項第5号 社会福祉法第2条第2項の事業を行う社会福祉法人が所有する自動車で、主として当該社会福祉法人の経営する入所施設に入所した者の通学、通院又は日常生活物品の購入のために使用するもの。

また、山梨県の自動車税課税免除取扱要領では次のとおり言及している。

自動車税課税免除取扱要領

第3-4(5) ……社会福祉法第2条第2項の事業とは、第1種社会福祉事業のことで具体的施設には、次のものをいう。

救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・・・(中略)

「主として入所した者の通学、通院又は日常生活物品の購入のために使用するもの」とは、通学・通勤、病院への通院、日常生活物品の購入、授産施設における授産事業、通所施設における通所に供される自動車とし、施設長等職員のための自動車など施設の一般管理の用に供せられる自動車を除くものとする。(下線部は監査人)

第2種社会福祉事業は上記に含まれないので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、グループホーム、児童デイサービス、保育所などで使用している車両は対象外となる。ただし、障害者自立支援法及び社会福祉法の改正による第1種社会福祉事業

の対象外とされた通所型授産施設における授産施設に使用される自動車は、従前通り課税免除の対象としている。また、8ナンバーで登録された特種用途自動車で、車いす昇降装置、固定装置又は浴槽などが装置されている車両は、自動車税・自動車取得税の減免制度がある。

県税事務所では、社会福祉法人の免除車両について以前実地調査を行っていたが、平成21年度より、対象車両の全保有法人に対し3年をかけ書面による実態調査に切り替えている。

そこで、実態調査の書面を試査したところ下記の問題点が見られた。

<事例1> 同一老人ホームで2台の車両の課税免除を申請している。2台とも8人乗りで、用途はそれぞれ「利用者の給食買い物、外出用」「利用者の外出用、遠足時使用」となっている。しかし、運行記録簿によると両車両とも使用頻度は月3～4回程度であり、重なる日はほとんどないように見える。状況から勘案してどちらか1台のみの免除承認でよいと思料される。

<事例2> 2施設の第1種社会福祉事業を行っている法人からの5台の申請であるが、うち4台は事例1と同様にそれぞれ使用頻度が低く、また、1台は使用目的に「送迎」とあり老人デイサービスセンターでの使用と推測される。状況から勘案して2台のみの免除承認でよいと思料される。

<事例3> 1施設の第1種社会福祉事業を行っている法人からの4台の申請であるが、それぞれ「病院への通院」はほとんどなく、「日常生活物品の購入」も月数回である。このような使用状況では4台とも対象車両として適正なのか疑問である。

上記以外にも類する事例を散見したが、電話連絡及び文書による実施結果通知により指導し、免除を継続している。しかし、不適切な使用状況にも関わらず免除を継続することは、不正の温床になりかねない。書面の調査を重視し、不明なところは実地調査を行い、課税の公平性の観点から課税免除対象基準について規定の整備を行い厳格に対処することが必要である。なお、実態調査で免除取消を受けた法人が数件あるが、いずれも調査の翌年度からの課税となっていた。本来は取消事由の発生した時点に遡及して課税すべきと思われる。

第三 県税の監査結果と意見

5. 自動車税及び自動車取得税

(2) 身体障害者等減免要件の再検討及び事後の実態調査が必要である（意見）

身体障害者等に対する自動車税等の減免制度については、その使用用途等に一定の制限が設けられているが、実際にその要件を充足しているかについての事後的な調査が行われていない。減免という課税上の特典を与える以上はその実態について定期的な確認を行うべきである。また、減免の対象となっている自動車の使用要件についてはもっぱら障害者等の通学等に使用することと定められているが、その「もっぱら」の定義については再度検討を行う必要があると考えられる。

山梨県では、県内に居住している身体障害者等のために使用される自動車に対して、身体障害者等の積極的な社会参加の一助となることを目的として、身体障害者1人に対し1台に限り、自動車税及び自動車取得税の減免制度を設けている。

運転する者	要件（抜粋）
(1) 障害者等本人	身体障害者等本人が所有（取得）し、自ら運転する場合。
(2) 障害者等と生計を一にする者	身体障害者等が所有（取得）する自動車で、もっぱら身体障害者等の通学等のためにその身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合。
(3) 障害者等を常時介護する者	単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有（取得）する自動車で、もっぱら身体障害者等の通学等のためにその身体障害者等を常時介護する方が運転する場合。

上記表で(2)及び(3)の要件として記載のある「もっぱら身体障害者等の通学等」の定義は以下のとおりとされている。

「もっぱら」	1年を通して通学等のために週3日以上、もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用する場合を言う。
「通学等」	通学、通院、通所又は生業（通勤を含む。）を言う。

現状においては、減免対象自動車が「もっぱら」「通学等」の要件を充足しているかどうかについての事後的な調査は一切行われていない。減免という課税上の特典を与える以上は、公平性等の確保のためにも使用実態の調査は可能な限り行うべきである。例えば減免対象自動車の車検時に、車検証の提出を求めることにより、その期間の走行距離数は容易に把握可能である。その走行距離と通学先等への距離を比較することにより、目的外の使用を頻繁に行っている自動車の発見は一定程度可能ではないかと思われ、実

地調査については目的外使用の疑義が生じるものに対してのみ行うといった手法により、調査に関するコストは低く抑えることも可能ではないかと考えられる。

また、そもそも「もっぱら」の定義については、再検討する余地があるものと思われる。上記定義は裏を返せば上記表の(2)及び(3)については運転者が障害者等本人ではないため、総使用日数又は走行距離数の50%以上は、生計を一にする者や常時介護者が障害者等の「通学等」以外の目的で自動車の使用が可能な状態であると言える。それはこの減免制度の本来の趣旨からすると、決して妥当であるとは考えられず、「もっぱら」という言葉の定義やそれに係る規程については再検討する必要があると判断される。

第三 県税の監査結果と意見

5. 自動車税及び自動車取得税

(3) 山梨県内居住者が所有する県外ナンバー自動車問題に対しては更なる啓発と対策が必要である（意見）

自動車税は陸運局への届出住所をもとに課税が行われるため、県内居住者が所有する県外ナンバー車両（年間約 1 万台）に対しては山梨県として課税が行えないため、登録住所変更促進のための更なる啓発活動が求められると思われる。また、この問題解決のためには全国レベルでの都道府県の連携が重要であると考えられるため、山梨県が率先して問題解決の牽引役となることを期待する。

自動車税の課税は、地方税法第 145 条第 1 項に「賦課期日に主たる定置場のある都道府県において、その所有者に課する」とことと定められている。全国的に課税実務上においては、その定置場の判定は道路運送車両法の規定に基づいて陸運局に登録されている住所を基準として行われている。そのため、県外で自動車を取得した後に山梨県に転入した者が、陸運局への登録住所の変更を行っていない場合には、実際には主たる定置場が県内に移っているような場合であっても山梨県として自動車税の課税が出来ないといったケースが存在する。また山梨県では毎年約 1 万台程度このような事例があるのではないかと推測されるとのことであった。道路運送車両法第 12 条第 1 項には、「住所や使用の本拠の位置等の変更があった場合には、その事由があった日から 15 日以内に変更登録の申請をすべき」と定めがあり、また同法第 109 条にはそれを行わなかった場合には「50 万円以下の罰金に処する」といった罰則規定の定めも存在するが、実際にこの罰則規定が陸運局によって適用された実績はほぼ存在しないとのことであった。このような状況が望ましいといえないことは言うまでも無く、山梨県としてもこの問題に対して意識を高く持っていることが担当者の話からも伺うことができた。実際に啓発活動としてラジオ広告やポスターの掲示等を行っているとの説明を受けたが、依然として毎年 1 万台程度の違反車両が存在する以上は、前述の罰則規定の存在の周知を含めて更なる啓発活動を行うべきであると考ええる。

また、逆のケースとして山梨県内で自動車を取得した後に県外に転出した者で陸運局への変更登録を行っていない場合には、県内に主たる定置場が存しない場合であっても、山梨県が当該使用者に対して自動車税の課税を行うこととなる。そのような場合には住民票の異動状況等の確認を行い、その確認が取れた者に対しては、転出先に納付書を発送するといった対応を行っているとのことであった。各都道府県でこのような対応が行われているとすると、極論的には、全都道府県の持つそのような者のデータを 1 つに取りまとめることが、この問題解決のための 1 つの施策となるのではないかと考えられる。この県外ナンバー自動車の問題は全都道府県において抱えている問題であると思われるが、山梨県が問題解決のためのリーダーシップを発揮することを今後期待するところである。

(4) 自動車取得税の申告における課税漏れの防止策として販売店へ調査等が必要である(意見)

自動車取得税課税標準の決定時においては売買契約書等の添付が義務付けられていないため、課税漏れが発生する可能性が存在する。また、申告から納付までの一連の作業は納税者本人ではなく、販売店が代行するケースが一般的であるため、納税義務者本人に申告書の写しが渡されず、申告内容を確認することができない恐れがある。そのような事態防止のために、販売店への定期的な事後調査の実施といった対応を検討することが必要であると考えられる。

自動車取得税の課税標準となる自動車の取得価額は車両本体価額のみではなく、カーナビゲーションシステム等で標準装備以外の付加物も含まれて算定される。基本的な計算方法は以下のとおりである。

(A) 車両本体価格(標準装備の付加物含む) (B) (A)以外で課税対象となる付加物
 自動車取得税課税標準算定式 = ((A)+(B)) × 0.9

自動車取得税申告書の取得価額の欄には(A)の車両本体価格及び(B)の付加物の価格を記載することとなるが、この際の金額は実際の売買価額ではなく、車両本体価格についてはその車種、型式及び仕様等に応じてその課税標準基準額となる取得価額が全国一律に定められているためその金額を記載し、付加物の価格についてはメーカーのカタログ等に記載のメーカー希望小売価格に上記計算式の0.9を乗じた金額を記載することとされている(なお、0.9を乗じる理由は市場においては、その販売時に値引きが行われることが一般的であるためその分を考慮した措置とのことである。)。これは、同種の車両であっても市場における売買価額は取引ごとに異なるのが通常想定されるため、税の公平性を確保するための方法であると考えられる。しかし、上記計算式により算出した課税標準額よりも実際の取得価額、つまりは売買価格の金額の方が低い場合には、その実際の取得価額を課税標準とすることが出来ることとする定めも存在する。ただし、この場合にはその取得価額について証明する書類として売買契約書や注文書等の写しの添付が必要とされている。

自動車取得税の課税標準額の決定については次の問題点が考えられる。

① 実際の取得価額が計算上の取得価額よりも低くなる場合を除いては、契約書等の添付は行われなため付加物の申告に漏れがあり、取得価額が実際より低く申告されたとしてもその発見は極めて困難である。当該申告書には付加物の内訳を記載する欄が存在するが、A4サイズの申告書の内で付加物の品名を書くスペースは縦1cm、横3.5cmと非常に狭く、そこに付加物の全てを記載することは不可能なケースが多いのではないかと思われる。実際の申告においても当該記載欄が空欄のまま申告されるケースが散見されるとのことであった。

第三 県税の監査結果と意見

5. 自動車税及び自動車取得税

②一般的に申告書の作成、提出及び納税までの一連の流れを納税義務者本人ではなく車両販売店が代行して行っている。申告後に販売店から納税者に申告書の写しが渡されていない場合、納税者本人は自動車取得税の税額について、販売店作成の請求書で確認が可能であるのみであり、さらには前述のとおりその課税標準が実際の売買価格と異なる場合もあるため、納税義務者本人は実際に申告された内容を確認することができない。

上記のような危険性が存在する以上は、山梨県としても何らかの対応が必要ではないかと思われる。①に関しては販売店に対して定期的な事後の調査を更に徹底していくことが必要であると考えられる。また、②に関しては販売店に対して申告書の控えを必ず納税者本人に渡すように指導を徹底することが必要であると考えられる。

6. 鉱区税

(1) 鉱区税の税収と管理コストの見合いが取れているか疑問であるため、より経済的な課税方法を検討することも必要である（意見）

年間の鉱区税の税収とそれに関わる管理・徴収コストの見合いが取れているか疑問である。経済性の観点からより合理的な課税方法を検討することも必要である。

鉱区税は、鉱業権という地下の埋蔵鉱物を採掘・取得する特権を与えられていることへの負担として課される特権税であり、県内に金、銀、銅などの鉱区を所有している鉱業権者に納付義務がある。

○税額 = 課税標準（鉱区の面積、延長）×税率

○税率（一定税率）

区 分		単位	税率
①	砂鉱 以外	試掘鉱区	100a 200 円
		採掘鉱区	100a 400 円
②	砂鉱	河床でないもの	100a 200 円
		河床	1000m 600 円

① について、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区は、税率が3分の2となる

なお、山梨県の鉱区の状況は平成22年4月1日現在25鉱区である。

この鉱区の所有状況は、経済産業省が全国の鉱区を一元管理している。県税事務所でこの作業は、鉱区の所有又は区分の変更の都度データが経済産業省より税務課経由で送られるので、その内容を随時鉱区台帳に登録している。また、賦課するさいには、関東経済産業局に出向き、この鉱区台帳と突合のうえ課税に必要な資料を照合している。その結果により課税対象となる鉱業権者に納付通知書を送付している。

課税上の問題点はないが、鉱区の数も少ないことから鉱区税の税収は年間40万円程であり、管理コストと見合いが取れているか疑問である。経済性の面からより合理的な方法を検討することも必要である。

第三 県税の監査結果と意見

7. 固定資産税

7. 固定資産税

(1) 納税者が提出する償却資産税申告書の申告内容の検討や実地調査を実施すべきである（意見）

償却資産税の課税に当たっては納税者が提出する償却資産税申告書に基づき普通徴収を行っている。提出された申告内容が適正であるか否か、県が独自に検討や調査を行っていない。国税、市町村等への接触をより行い申告内容の適正性を確認すべきである。

地方税法上、一定の市町村に所在する大規模償却資産を所有する法人に対して、県は市町村の人口規模に応じた一定額を超える部分に対して固定資産税を課税することができる。山梨県では過去において昭和町、忍野村、山中湖村に所在する法人に対して課税をしてきた。最近では平成 18 年度以降忍野村、山中湖村に所在する法人に対して課税をしてきている。

県が課税することができるこれら法人は県に対して償却資産税申告書を提出することとなり、県は申告された課税標準を一定の計算に基づき各市町村と按分して、納税者及び市町村へ通知している。しかし、納税者が申告してきた申告書の内容に関する調査や所在する市町村との連携等により申告内容の適正性の確保を図る取り組みは十分に行なわれていない。また、市町村へ申告書に添付されてきた償却資産の全資産明細を送付しておらず、市町村では当該明細を有していないかぎり具体的な調査は行い得ない状況にある。更に市町村が申告内容の検討を行っているか否かも特に確認していない。

国税の法人税申告書には減価償却資産の償却額の計算に関する明細書が別表 16 として添付されているので、所轄の税務署へ照会をかけてこれらと償却資産税の申告内容を概略照合することは可能であることから、これらの手続きを行うべきと思われる。現在申告内容は電子データで入手はしていないが、電子データで入手し、データを目的に応じて加工することにより申告内容の妥当性を検証することも容易になるものと思料される。また、固定資産の数量は膨大であるが、市町村と連携しながら申告法人が所有する固定資産が申告書から漏れていないか、計上されている資産の取得価格が適正であるか実地の調査も必要と思われる。下記の通り納税額が多額に上ることから申告内容の調査を行うことは意味があるものと思われる。対象となる法人は限定されることから、数年に一度調査を実施することにより納税の適正性を確認することが必要である。

償却資産税額（県分）

（単位：千円）

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
388,083.2	387,360.8	302,802.6

8. 県たばこ税

(1) たばこ税の税率変更時の手持品課税において行われた調査は不十分であり、結果として不申告事業者が存在する可能性がある（意見）

平成 22 年 10 月 1 日のたばこ税税率引き上げに伴って手持品に対する課税が行われた。手持在庫数 2 万本未満の事業者は免税となるためその実態については調査の実施が重要であったと言えるが、国税主導のもとで実際に行われた調査はその件数及び調査対象ともに十分であったと考えることは難しい。結果として実際に申告が行われた割合は事業者全体の 29.6%と 2 万本という数字に対する一般的な感覚からすると低いと思われ、不申告者が存在する可能性は否定できない。当該手持品課税時の実態調査は、従来各税務署が選定し、主導してきた経緯はあるものの、県が独自に主体的に行動することも必要と考えられる。

たばこ税関係法令の改正により、平成 22 年 10 月 1 日より国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が引き上げられた。その改正に伴い、平成 22 年 10 月 1 日午前 0 時現在において、販売用の製造たばこを 2 万本以上所持するたばこ販売業者に対して、たばこ税等の「手持品課税」が行われた。その概要は以下のとおりである。

「手持品課税」とは（国税庁ホームページより転載）

たばこの小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者（以下これらを「小売販売業者等」といいます。）が、平成 22 年 10 月 1 日午前零時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、2 万本以上の製造たばこを販売のために所持する場合（複数の場所で所持する場合はその合計本数が 2 万本以上の場合）に、小売販売業者等に対し、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税を課税するというものです。

上記のとおり、平成 22 年 10 月 1 日午前 0 時の時点において所持する製造たばこが 2 万本未満の小売販売事業者等はこの手持品課税が免税となるため、その免税点の判定が非常に重要であるが、たばこの流通についてその全てを課税庁側が把握することは不可能であると考えられるため、その実態の把握、そして手持品課税の脱税防止には個別に実地調査を行うことが最も効果的であると判断される。手持品課税の調査は国・県・市町村の共同作業として実施しており、従前の取り決めで全小売販売業者数の 5%を調査対象としているとのことであった。その内、県税事務所が調査実施を担当したのは国税が選定した県内小売販売事業者等 14 件であったが、その他には県として独自に調査対象等の選定は行っていなかった。さらにその調査対象となった 14 件についてその事業者の規模等を確認したところ、山梨県下に複数店舗展開しているスーパーマーケット等、

第三 県税の監査結果と意見

8. 県たばこ税

調査の実施をするまでもなく課税事業者であるという判断が容易に可能である事業者が含まれており、その調査の有効性については低いと言わざるを得ない。本来的には、2万本未満であることが疑われる事業者を中心に調査を実施すべきである。結果として、実際に手持品課税の申告件数は800件と事業者全体の29.6%であった。

県内たばこ販売事業者数	手持品課税申告件数
2,702件	800件 (29.6%)

免税点となるたばこ2万本という数字であるが、標準的なたばこ1箱の本数である20本を基に換算すると1,000箱(100カートン)となるが、一般的な感覚として窓口販売用及び自動販売機の在庫を合わせると、小規模な事業者でもその程度の在庫は経常的に保有しているのではないかと考えられる。すると29.6%という申告割合の適正性については疑念が生じ、本来は手持品課税の課税事業者であるが、善意、悪意にかかわらず結果として不申告となってしまう事業者が存在する可能性について否定をすることは困難であると判断される。当該手持品課税時の実態調査は、従来各税務署が選定し、主導してきた経緯があり、かつ全事業者に対して調査を実施することは、多大なコストを要するため現実的ではないと思われるが、今後も行われると予想されるたばこ税の税率変更時においては県が独自に主体的に行動することも必要と考えられる。

(2) 卸売販売業者に対する調査の実施を検討すべきである（意見）

卸売販売業者に対する調査は現在、実地及び机上のいずれも特段実施されてはいない。調査対象となる業者は全て本店所在地が県外となるため、その調査に係るコストについては無視できないところではあるが、県内小売店の帳簿等でその仕入れ状況等を確認することにより、僅少なコストで効果的な調査は十分に可能であると判断される。適正な申告納税の推進のためにも、定期的な調査の実施は重要であると考えられ、今後はその実施について検討を行うべきであると思われる。

県たばこ税の申告書には課税標準となるたばこの本数、市町村別の販売本数の明細及び販売した銘柄の明細が記載されている。県たばこ税は間接税であり、納税義務者である卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者及び消費者等に売り渡しを行った際に課税が行われる。

山梨県としては、たばこの卸売販売業者等、納税義務者に対する調査は実地、机上にかかわらず特段実施はしていないとのことであるが、県たばこ税が申告納税制度を採用している以上は、定期的に申告書記載内容が適正なものであるかどうかにつき、調査を行う必要があるのではないかと思われる。現在、山梨県内には営業を行っている卸売販売業者等は存在せず、山梨県に県たばこ税の申告及び納付を行っているのは全て県外に本店を所在する事業者であるため、実地調査におけるコストは無視できない。しかし、例えば卸売販売業者等に対して、販売を行った小売先及びその販売本数のリストの提出を定期的に依頼し、その資料と県内小売店の帳簿類との突合を行うことによって、県外卸売販売業者に対して実地調査を行ったのと同等の効果は期待できると考えられ、コスト的にも比較的僅少に抑えることが可能ではないかと判断される。適正な申告納税を推進していくためにも、定期的に調査を実施することが不正に対する一定の抑制効果を持つことは言うまでも無く、今後はその実施につき検討を行うべきであると思われる。

9. ゴルフ場利用税

9. ゴルフ場利用税

(1) 課税の対象となるゴルフ場であるか随時調査を行うべきである（指摘事項）

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税にあたり課税対象となるゴルフ場を定めているが、当該ゴルフ場に該当するか否かの検討を随時行うことが必要である。

山梨県ではゴルフ場利用税事務処理要領（以下、事務処理要領という。）第2節第1においてゴルフ場利用税の課税客体を規定している。その第1の2において課税対象となるゴルフ場を次のように定め、3においてその具体的な認定を定めている。

<課税対象となるゴルフ場>

（監査人による概略の記載）

- ① 18ホール以上、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設（総面積が10万㎡未満のものを除く）
- ② 18ホール未満のものでも、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設

これらの要件に該当するゴルフ場経営者を特別徴収義務者と定め、ゴルフ場利用者からゴルフ場利用税を徴収することを義務付けている（山梨県県税条例第75条）。

県税事務所が統合された以降は、山梨県総合県税事務所は県内のショートコースのゴルフ場については上記の要件に該当するか否か検討した形跡は見受けられない。インターネットのホームページにおいて各ゴルフ場のコース概要が開示されており、上記要件への該当の有無を容易に判断でき、その結果、疑義が生じたり、不明な事項については各ゴルフ場へ問い合わせ又は調査をすることにより、事務処理要領上の課税客体となりうるゴルフ場であるか判定できる。課税客体となるか否かにより、特別徴収義務者であるゴルフ場、さらにはゴルフ場利用者に大きな影響を及ぼすものであるから県税事務所は日ごろから慎重に対処すべきである。

(2) 課税客体の対象となるゴルフ場の把握に当たって、事務処理要領の記載を明確にすべきである（指摘事項）

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税にあたり課税客体の対象となるゴルフ場を定めているが、当該課税対象の把握に当たって、次の事項等について事務処理要領の記載が曖昧であるためより明確な規定化を行うべきである

- ① ゴルフ場の総面積
- ② 複数のティグランドが存在し、レギュラーティが明示されていない場合のティグランドの選択
- ③ ティグランド上のレギュラーティの位置

事務処理要領によると、課税対象となるゴルフ場は前記（3）に記載の通り、ホール数、ホールの平均距離及びゴルフ場の総面積によって判定している。このうちホールの平均距離については、事務処理要領には次のような記載がある。

第2節第1 課税客体

3 ゴルフ場の具体的認定にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) コースの総延長とは、当該施設が公表している各ホール間の距離の和をいうものであること。なお、コースの総延長を求めるにあたって、公表距離と実測（設計）距離とが異なる場合は、後者による。また、当該距離がヤード表示の場合のメートル換算率は0.9144とすること。
- (2) 各ホール間の距離は、レギュラーティーグランドからグリーン（略）までの距離をいうものであるが、実測（設計）距離により判定する場合には、当該コースの設計者の定めたコースプレー線に沿ってレギュラーティーの中心（ティーマーク間の中心地点後方1メートルの地点をいう。）からグリーンを中心（コースプレー線の延長でグリーンエッジと交わる2点間の中心点をいう。）までの水平距離をホール間の距離とすること。
- (3) 略

課税対象となるゴルフ場の判定の過程において、事務処理要領の記載が曖昧であるため判断に苦慮するケースが以下の通りある。

- i ゴルフ場の総面積はどこまでを意味するのか不明である。一般的にはゴルフ場はコースのみではなく、クラブハウス、駐車場の敷地、いわゆるアウト・オブ・バウンズ（OB）を含めたコース周辺の山林部分等で構成された施設であると思われるが、これらゴルフ場の範囲について明確な規定がない。
- ii 複数のティグランドが存在し、レギュラーティが明示されていない場合、どのティグランドをもってレギュラーティの存在するティグランドとするのか不明である。
- iii ホールの平均距離の計算に当たっても事務処理要領上レギュラーティからの距離と

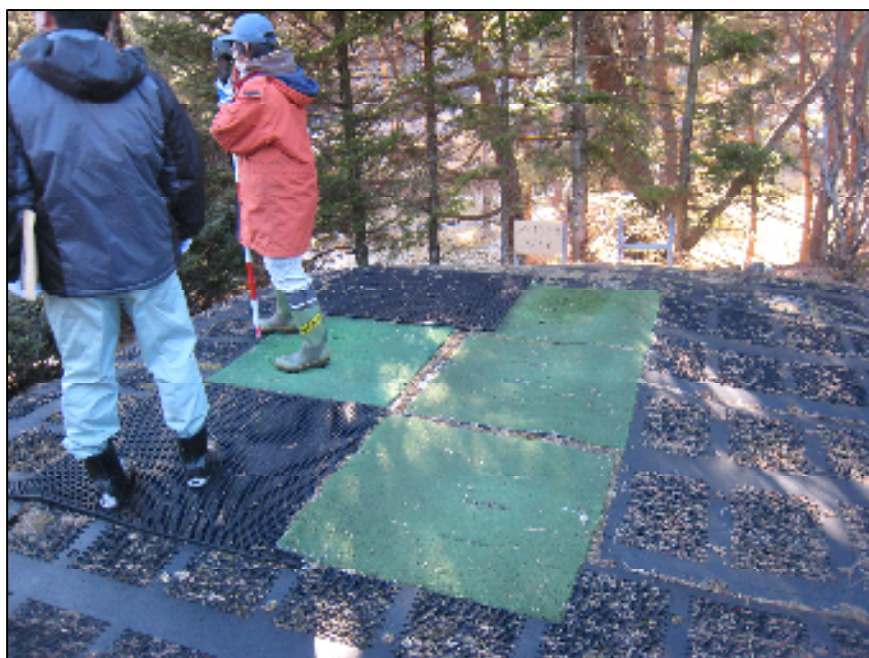
第三 県税の監査結果と意見

9. ゴルフ場利用税

されているが、レギュラーティの位置は「ティーマーク間の中心地点後方1メートルの地点」との記載のみである。ティーマークの位置は日々変更されていることが多いため、ティグラウンドのどの位置から測定するのか明確化されていない。



ティグラウンドより実測



ティグラウンドの様子

(3) ゴルフ場利用税の課税対象となる可能性があるゴルフ場にもかかわらず長年調査が行われていない施設が存在することが判明した。早急に調査を行ない、課税対象となるか否かを検討する必要がある(指摘事項)

監査の結果、ゴルフ場利用税の課税対象として指定される可能性が高いゴルフ場が1施設存在し、また、当該指定について疑義が生じたゴルフ場が1施設存在した。2施設ともに課税対象施設となった場合、大雑把な推計であるが年間7百万円程度のゴルフ場利用税の税収が確保されることになる。

今回のゴルフ場利用税の監査にあたり県内のショートコースのゴルフ場についてインターネットの各種のサイトを閲覧したところ、下記の2コースについて疑義が生じた。当該ゴルフ場の概要は下記の通りである。

コース名	ホール数	コースの総延長	総面積
Aゴルフ場	18	2,348 y	不明
Bゴルフ場	18	フロントティ：2,004 y バックティ：2,637 y	170,000 m ²

Aゴルフ場はホール数(18H)及びホールの平均距離(119.278m)は課税対象としての要件を満たしている。総面積は不明であるため調査する必要がある。

Bゴルフ場はホール数(18H)及び総面積(170,000 m²)は課税対象としての要件を満たしている。ホールの距離はフロントティからの平均距離約101.803m(バックティからの平均距離約133.960m)であるが、事務処理要領の記載に従い水平距離を調査する必要がある。

これらのゴルフ場については下記のような経緯が認められた。

<Aゴルフ場>

当該ゴルフ場は、娯楽施設利用税存在時には「ゴルフ場に類する施設」として娯楽施設利用税が課税されていた。当時の資料によると、当該ゴルフ場の造成総面積は106千m²程度であったが、県税事務所は、当該ゴルフ場の申し出により、これから未利用地16千m²程度を除外した90千m²程度を施設の総面積として認定している。その後、昭和61年頃にコースの改修が行なわれ、当時の資料によると総面積は95千m²程度を再度認定した。平成1年4月1日に地方税法が改正され、娯楽施設利用税が廃止され、ゴルフ場利用税が新設されたことに伴い、「ゴルフ場に類する施設」であった当該ゴルフ場はゴルフ場利用税の課税対象でない施設となった。また、平成9年頃、当該ゴルフ場が課税対象となる可能性について、税務課及び当時の県税事務所において検討された経緯が認められた。その当時の資料によっても総面積は95千m²程度で非課税とした。その後、平成13年4月1日の県税事務所の統合により、総合県税事務所になって以降は特に検

第三 県税の監査結果と意見

9. ゴルフ場利用税

討が行なわれていない。

< B ゴルフ場 >

当該ゴルフ場は、A ゴルフ場と同様に、娯楽施設利用税存在時には「ゴルフ場に類する施設」として課税されていた。平成1年4月1日の地方税法の改正に伴い、「ゴルフ場に類する施設」であった当該ゴルフ場はゴルフ場利用税の課税対象でない施設となった。平成6年頃にコースの改修が行なわれ、ホールの平均距離は99.16mであるが、ほぼ現在のコースと同様になった。また、平成9年頃、当該ゴルフ場がゴルフ場利用税の課税対象となる可能性について税務課及び県税事務所において検討された経緯が認められた。当時においてもフロントティとバックティとの問題を認識し、提出資料やスコアカードでの調査により課税対象であるゴルフ場としての要件は具備しないとの判断を行なっている。平成12年頃もコース総延長の机上調査を行ない同様の判断を行っている。その後、平成13年4月1日の県税事務所の統合により、総合県税事務所になって以降は特に検討が行なわれていない。

調査の結果、A ゴルフ場の総面積について、固定資産課税台帳上の総面積で見ると約115,000 m²であり課税対象としての要件を満たしている。

A ゴルフ場は上記の通り、昭和61年頃にコースの改修が行なわれ、県税事務所においては、総面積は95千m²程との認定を行ない、また、平成9年頃、当該ゴルフ場が課税対象となる可能性について税務課及び当時の県税事務所において検討された経緯が認められた。その当時の資料によっても総面積は95千m²程度としたため課税対象外と判断している。昭和61年頃以降大幅な改修が行われていないことを考慮すると、固定資産課税台帳上の総面積と県税事務所の認定面積の差異は昭和61年当時からあった可能性が高いが、固定資産課税台帳と県税事務所が認定した総面積の差異がなぜ発生したかを検証できる資料は存在せず、昭和61年の改修以前の未利用地の認定との関係を類推するのみである。仮に、旧エリアでの未利用地の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場は、ゴルフ場利用税対象施設であるか否かの境界にあり、林地開発の許可を必要としない改修等が行なわれる可能性を考えると、昭和61年頃のコース大改修時の認定を金科玉条とするのではなく、定期的に税務調査を行ない課税対象施設かどうかの判断を行なう必要があったと思われる。

一方、B ゴルフ場の総面積については、固定資産台帳上の面積は約165,000 m²であり課税対象としての要件を満たしている。また、監査人立会いのもとゴルフ場の実査を行ったところ、ホールの平均距離は下記の通りである。

フロントティからの平均距離：約99.67m

バックティからの平均距離：約132.23m

フロントティからの平均距離では課税対象に該当しないが、バックティからのそれで

は課税対象となるゴルフ場に該当することとなる。事務処理要領上ホールの平均距離はレギュラーティからの距離とされている。当該ゴルフ場の場合、レギュラーティをどちらにとるかにより判断が分かれることとなる。レギュラーティであるか否かは、通常使用されるティグランドであるかによるものと思われる。プレーヤーの使用頻度等を実際に調査した上で判断する必要がある。但し、監査人の主観では、バックティからの平均距離が130m程度のショートコースであり、多くの利用者がバックティを使用するのではないかとの感を受けた。また、当該ゴルフ場の場合、フロントティとバックティが異なる位置にある15ホールのうち1ホールでもバックティを通常使用することとした場合には、課税対象となるゴルフ場に該当するとも考えられる。

なお、現状の事務処理要領の扱いでは、このようなショートコースの場合には、フロントティをあえて設けることにより課税対象となることを回避することも容易に可能となるものと思われる。

Bゴルフ場は上記の通り、平成9年頃コース間の平均距離やレギュラーティの認定について問題としながらも課税対象外との判断を行っている。平成9年当時の認定に合理性があったとしても、当該ゴルフ場はゴルフ場利用税対象施設であるか否かの境界にあり、プレーヤーの力量やゴルフ場の誘導によっては、バックティをレギュラーティと認定する可能性が否定できず、一時期の認定を金科玉条とするのではなく、定期的な税務調査を行ない課税対象施設かどうかの判断を行なう必要があったと思われる。当該ゴルフ場の場合、先に記載した通り事務処理要領の扱いが不明確なため疑義を生じている側面も否定し得ないこともあり、コース間の平均距離等についても、その定義及び判断基準を要領等に明確に規定すべきである。

この結果、2施設が課税対象施設であった場合、監査人の大雑把な推計であるが、年間7百万円程度のゴルフ場利用税の税収が確保されることになる。県税事務所はこれらの問題を認識し慎重な対応を行うべきであった。

第三 県税の監査結果と意見

9. ゴルフ場利用税

＜B ゴルフ場の実地測量時の写真＞



バックティより実測



フロントティより実測

(4) ゴルフ場利用税の税率の決定に当たり、適用される等級について等級決定基準の計算を簡素化すべきである（意見）

山梨県ではゴルフ場利用税の税率は適用される等級に従い5段階で定められている。この等級はゴルフ場の規模、利用料金、整備状況等を基準としており、各項目の点数化により等級が決められている。この点数は利用料金等によって変動することから、その変更のたびに届出及びその確認が必要となる。公平・中立・簡素であることを求められている課税の原則から、より簡素化した課税方法を採用すべきである。

ゴルフ場利用税はゴルフ場の利用に対して利用の日ごとに定額で利用者に賦課される県税である。その税率は適用される等級に従い5段階で定められている。山梨県県税条例第71条第2項により、この等級はゴルフ場の規模、利用料金、整備状況等を基準として知事が定めることとなっており、特別の事情のある場合を除き山梨県県税条例施行規則第24条第2項により下記の通り等級決定基準を定め、同施行規則第24条第1項により各点数を合算した合計点数に応じて等級が決められている。また、事務処理要領の第3節にてその具体的な内容が規定されている。

等級決定基準		点数
規模	ホール数	18H以上：30点 18H未満：－
整備状況	ホールの平均距離	300m以上：30点 150m以上300m未満：15点 150m未満：－
利用料金	利用料金	利用料金を100で除して得た数値に相当する点数 (1点未満の端数切捨て)

合計点数	等級	税率
185点以上	1級	1,200円
155点以上185点未満	2級	1,000円
125点以上155点未満	3級	800円
95点以上125点未満	4級	600円
95点未満	5級	400円

特別徴収義務者（ゴルフ場経営者）は等級決定基準に係る内容等を記載した登録申請書、また当該記載内容等に変更が生じた場合には登録変更申請書を知事に提出しなければならない。上記等級決定基準のうちホール数、ホールの平均距離はコースの改修等が行われない限り変更される機会は少ないが、利用料金は毎年又は季節に応じて変更さ

第三 県税の監査結果と意見

9. ゴルフ場利用税

れ、その度毎又は一括して各ゴルフ場から利用料金の変更が申請され県税事務所でチェックされる。ゴルフ場によっては毎月のように利用料金の変更が行われる場合がある。また、キャディフィ、カートフィ、ロッカーフィ、食事代については明示されている場合には利用料金に算入しないこととなっているが、これらキャディフィ等はゴルフ場によって金額が異なり、全てのプレー料金に含めているゴルフ場もある。さらにキャディフィ等を高目に設定し、等級決定基準の対象となる利用料金に含められるグリーンフィや諸経費を安くすることにより、等級点数を低く誘導することも可能となる。これら利用料金の変更による提出の手間や計算の煩雑さを考慮すると簡素な算定基準も検討すべきと思われる。

課税の原則としては一般的に公平・中立・簡素といわれ、簡素の原則は租税手続の手間をできるだけ省力化し、そのための費用を最小限に留めることであり、納税手続は分かりやすく、費用も掛からないような方法を採用すべきものとされている。消費税が導入されたと同時に多くの間接税が廃止されたなかで残った税目であり、消費税と同様に課税取引金額を課税標準とすると2重課税ととられかねないものと思われ、また、他県でも等級を定めて課税しているのが一般的であるが、より簡素化した課税方法を検討し採用すべきと思われる。

(5) ゴルフ場利用税の免税扱いの利用行為については必要最低限とすべきである(意見)

事務処理要領ではゴルフ場利用税の課税にあたり課税客体として取り扱わない利用行為を定めているが、課税の公平性の観点からその行為は必要最低限にするべきである。

ゴルフ場利用税の非課税については地方税法第75条の2(年齢18歳未満の者、年齢70才以上の者、障害者)、第75条の3(国民体育大会のゴルフ競技、学校の教育活動)で規定されている。また、山梨県では事務処理要領第4節第1において課税客体として取り扱わない利用行為を規定している。その第1において課税客体として取り扱わない利用行為の範囲を次のように定め、第2においてその手続きを定めている。

<課税客体として取り扱わない利用行為>

- ① 業務による利用行為
 - ア. コースの維持管理のため、グリーンキーパー、経営者等が利用する場合
 - イ. キャディーの教育訓練のために利用する場合
 - ウ. 所属プロゴルファーが利用者又は自己の技術向上のために利用する場合
- ② ゴルフ場の従業員が届出による福利厚生計画に基づき福利厚生として無料で利用する場合。
- ③ ゴルフ場の開場披露、開場記念で客を招待し、一定の要件を満たした場合
- ④ プロゴルフ競技会及びその指定練習日における参加者の利用行為
- ⑤ プロテスト及びその研修会、それらに伴う指定練習日における参加者の利用行為

これらの利用行為のうち②～⑤については事前に各種の計画書、届出書、申請書等を提出することが必要である。

課税客体として取り扱わない理由は、①についてはゴルフ場の経営に必要な業務による利用であり、②～⑤については消費行為として行われるゴルフ場の利用行為について課税するというゴルフ場利用税の制度になじまない利用行為であることからとされている。しかしながら、課税の公平性の原則から課税を免除する範囲は限定的に解釈して、運用すべきである。しかもこれらの免税の扱いは事務処理要領のみでの規定によるものである。特に経営者の利用、福利厚生の利用は課税の公平性の観点から一般利用者との均衡を図るべきである。

また、②～⑤の消費行為については申請書等を事前に提出させた上での免税扱いであるが、①の利用についてはこのような手続きもなく免税扱いとしている。経営者等の利用はゴルフ場経営に必要な部分がないとはいえないが、頻度が高い場合には一般利用者との課税の公平性の観点からは疑問と思われる。現状の事務処理要領では「コースの維持管理のため」という名目があれば、何の手続きもなく免税対象とされている。免税という課税上の特典を受けるのであれば、単に「コースの維持管理のため」というだけで

第三 県税の監査結果と意見

9. ゴルフ場利用税

はなく、その具体的な目的や内容を記載した一定の様式書類を備え付けることを義務付けるべきである。現にゴルフ場の民事再生手続における監督委員の調査の過程で、経営者によるコース管理の名目の下によるゴルフ場利用の頻度が多く、経営者による不正の事実として問題視されたケースも見られる。

(6) 特別徴収義務者に対する調査事務について改善すべき点が見られる（意見）

山梨県総合県税事務所では特別徴収義務者に対して3年に1度調査を実施し、ゴルフ場利用税調査書を作成して報告しているが、次のような問題点が見られる。

- ① 事務処理要領では毎年の調査を義務付けているが、効率性等を考慮すると現行の3年に1度の調査が合理的と思料され、むしろ事務処理要領の記載の変更をすべきと思われる。
- ② 調査時に口頭での指導が多く、文書での指導や回答を求めるべきである。
- ③ 明らかな申告漏れが生じているにもかかわらず、口頭での指導にとどまり追徴課税が行われていない事例が見られた。

ゴルフ場利用税は申告納入制度をとっていることから適正な申告が行われているか否か確認するため、地方税法第77条（ゴルフ場利用税に係る徴税吏員の質問検査権）に基づき山梨県総合県税事務所では年間の調査計画を立て、「ゴルフ場利用税調査のポイント」という調査マニュアルに従い3年に1回調査を実施し、調査の結果を「ゴルフ場利用税調査書（別記第11号様式）」に従い報告している。しかしながら、次に記載のような改善点等が見受けられる。

- ① 現在は3年に1回調査を実施しているが、事務処理要領第7節において年1回の調査を行うことが規定されている。したがって、事務処理要領どおりの調査が実施されていないこととなる。しかし、県税事務所の人員数等の能力や事務処理の効率性を勘案すると年1回の調査を行うは合理的ではなく、更正又は決定の期限は3年間であること、過少申告、不申告等の事実が判明した場合には加算金、重加算金や延滞金等の賦課徴収がされること等から現行の3年に1回の調査を実施することで足りるものと思われる。事務処理要領の記載の変更が望まれる。また、この場合には現在非課税利用申出書等非課税の確認書類の保存期間を1年間としているが、3年間に変更する等対応することが必要となる。
- ② ゴルフ場利用税調査書を閲覧すると、下記のような指摘が見られた。
 - ア. 非課税利用申出書の提出が確認できないもの及び確認を後日行っていたもの
 - イ. 非課税確認の証明書類が不適切な書類であったもの
 - ウ. 非課税利用申出書の一部記載洩れ
 - エ. 特例税率（早朝薄暮）のスタート時刻の記載漏れ
 - オ. 福利厚生として利用する場合の福利厚生計画の事前届出漏れ

これらの事項については、調査書に記載し、口頭で指導するのみで、文書での指導及び文書回答を特に求めている。文書で指摘を行い、今後の改善態勢を記載した文書での回答を求めるべきである。また、上記オの指摘については監査の課程での詳細な調査によると現実には福利厚生としての利用ではなく当該指摘は根拠のない

第三 県税の監査結果と意見

9. ゴルフ場利用税

ものであることが判明した。このような指摘間違いが生じないためにも文書での指導及び回答を実施することにより相互の認識違いを回避することができるものと思われる。

- ③ また、指摘間違いとされたオの指摘を除き上記指導事項は修正申告又は更正等が何れも行われていない。事務処理要領によると、非課税証明書類はゴルフ場利用時又はそれ以前に証明されたものに限られ、利用した後に証明されたものには適用されないとされている。これらは非課税等の要件を満たしていないことから、原則として更正を行うべきである。法令・規則に準拠した対応が求められる。また、あえて非課税等の扱いを行うのなら理由を提示し、内部決裁を特別に得ることが必要であると思われる。

尚、事務処理要領に従うと、課税漏れと明確に把握されたものは次の通りである。

- ・ 無料利用者のカウント漏れ：3名×@600円＝1,800円
- ・ 満18歳の者の非課税扱い：1名×@600円＝600円

10. 軽油引取税

(1) 軽油免税対象事業を定める法令の中に、業の為の用途でなく、娯楽として利用されているものも含まれており、不相当と思われる規定が存在するため、今後国との情報交換等を行うことも必要と思われる（意見）

軽油引取税が免税となる事業の中には個人が所有するプレジャーボート等、免税対象として不相当と思われるものが含まれている。これは地方税法に基づく全国共通の制度であるため、山梨県単独での対応は困難と思われるが、国の関係省庁との情報交換等を山梨県として積極的に行っていくことを今後期待するところである。

軽油引取税に係る免税制度とは、地方税法第144条の6及び地方税法附則第12条の2の7の規定により、特定の事業及び用途に使用される軽油は、県への申請等の一定の手続きにより、その課税が免除される制度である。この制度は、軽油引取税が平成20年度までは道路特定財源であり、軽油を動力源として稼働するが道路を走行しないものに対しては課税しないことが適当であるとされていたためとのことである（軽油引取税は平成21年度から一般財源化されている）。

前述のとおり、軽油引取税が免税となる事業及び用途は限定列举されており、その事業は「農業」や「鉱物の掘採事業」、「船舶」等、全31用途に及ぶ。軽油引取税が平成21年度から一般財源化された事実を踏まえて考えると、本来的には一般財源化された時点で免税制度自体が廃止されるべきであったのではないかとと思われるが、国の政策的配慮により3年間（平成24年3月末迄）の時限を定めて制度はそのまま存続となった（平成24年4月以降の取扱いは未定）。免税対象となっている対象の内、船舶の使用者が船舶の動力源の用途として使用される場合の軽油も免税とすると規定されているが、この場合における船舶には個人が所有しているいわゆるプレジャーボートや、営利目的の遊覧船なども含まれている。遊覧船については観光事業等の一定の理由は考えられるが、国の政策的配慮により免税制度が継続された前提からすると、個人が所有するプレジャーボート等については免税制度を適用する根拠はあるものの、生業としている者との公平性を欠いているのではないかと考えられる。

この免税制度は地方税法に基づき、全国共通の制度であるため山梨県単独での対応は困難と思われるが、租税の公平性や税収入の確保といった観点から、国の関係省庁との情報交換を山梨県として積極的に行っていくことを今後期待するところである。

第三 県税の監査結果と意見

1 1. 山梨県税務税

1 1. 山梨県税務課

(1) 税務に関するスペシャリストの育成、配置についての指針等を設けるべきである
(意見)

税務職員の平均経験年数は約 3.7 年であり、全国最下位レベルである。税務職員は税法等専門的な知識を要するためスペシャリストの育成が求められているが、人事管理上継続的な育成や配置等の指針は設けられていない。スペシャリストである職員の育成や配置の指針を設けて運用していくことが必要である。

県税は個人住民税・事業税、法人 2 税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税等税目は多岐に渡り、税制の改正はほぼ毎年のように行われ、国税や市町村民税等の税との接点も少なからず見られる。また、県税はほぼ全県民の財産に直接影響を及ぼすものである。税務職員は多くの県民と直接対応する機会を有し、その業務は適正な賦課・徴収が行われるように県民の理解や協力を求めたり、指導することも必要となってくる。そのため税務職員には県税を含む幅広い専門的な知識が求められる。

税務職員は例えば個人事業税、法人事業税については、一般に公正妥当と認められる会計慣行をベースに、所得税法や法人税法の知識のほか県税特有な非課税所得の内容を熟知していなければならない。また、不動産所得税については、家屋を評価するための固定資産税評価基準のほか、不動産登記法等の関連する知識を習得する必要がある。また、徴収業務についても地方税法のほか、徴収・滞納整理に関連する法律の知識が求められる。このように県税の賦課・徴収業務は専門的な知識を必要とし、税務業務を行う上ではスペシャリストの育成が必要である。そのため県でも税務職員についてはスペシャリストに位置づけられている。しかし、県税職員の平均的な経験年数は約 3.7 年（平成 23 年 4 月 1 日現在）である。他県平均では 9 年程度であり山梨県は全国最下位レベルである。単純に経験年数で税務担当者の能力等を比較することはできないが、他県に比較してこのようにあまりにも経験年数に差があると賦課・徴収業務の遂行能力について疑問を持たざるをえない。県民の財産を扱う業務としては心もとないものといえる。県の若手職員については多様な業務を経験するジョブローテーションがあり、税務課または県税事務所に配属される職員についても O J T が実施され、経験がつかれる。このジョブローテーションの過程のみではなく、多様な職員について本人の適正や能力を考慮して専門的な知識の習得に努められるような育成計画を作成すべきであり、また、業務内容に応じた適正な職員配置を行うべきである。さらに、これらの指針を作成して、既存の職員にもわかるように開示し、運用していくべきである。

(2) 納税者の利便性を高めるため、公開されている質疑応答事例を充実すべきである
(指摘事項)

山梨県のホームページ上で県税に関するQ & Aが掲載されているが、納税者からの問い合わせの多い内容について追加を随時行い、充実を図ることにより、納税者の利便に供すべきである。

山梨県県庁のホームページに県税に関するQ & Aが掲載されている。県税のQ & Aに掲載されている税目及び件数は次の通りである。

個人県民税：5件

法人県民税：3件

個人事業税：5件

法人事業税：5件

不動産取得税：6件

県たばこ税：3件

ゴルフ場利用税：4件

軽油引取税：3件

自動車税・自動車取得税：23件

納付について：14件

滞納整理：6件

このほか上記の税目に対する概要が掲載されている。

記載されている内容は一般県民の多くが疑問に思う初歩的な内容であり、また、これらに対するお問い合わせのフォームも税務課及び総合県税事務所ごとに作成されている。県税に対する問い合わせは国税ほどに多くはないものと思われるが、各税目の質疑応答事例の件数は上記の通り非常に貧弱で、納税者の疑問に答えられものではない。納税者からの問い合わせは電話や当該ホームページのメールでの問い合わせ等相当程度あるものと思われる。これらの中から問い合わせ頻度が高いものを抽出し、このQ & Aに追記することにより、充実を図っていくべきと思われる。

個人事業税、法人事業税等一部の県税については申告納税制度が採用されている。この場合には、納税者は税法や条例に対して知らないことのリスクを負うことになる。課税サイドとしても申告に当たって注意すべき点を広く県民に広報することにより正確な申告納税が行われることが期待される。また、山梨県特有な取扱を規定した申告内容もあることから、このような定めについて質疑応答事例を充実して納税者の利便に供すべきである。

また、登録件数が増大してきた場合には検索機能を追加することも必要である。国税庁の質疑応答事例は各種税目、法令等に準拠した質疑応答内容等非常に充実している。当該質疑応答事例には検索機能が備えられており、閲覧者がどの税目に関するものか不

第三 県税の監査結果と意見

1 1. 山梨県税務課

明な場合や税目を横断した内容のものまで容易に検索できるように作成されている。

さらに、国税庁では平成 13 年 6 月より文書回答制度を導入している。当該制度は納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても予測可能性を与えることを目的として創設された制度である。

これらの納税者に対するサービスについては、予算上の制限はあるが、納税者の利便に供するように対応を図ることが求められる。

(3) 自動車税の督促料を徴収することも検討すべきである（意見）

滞納者への督促状送付に対し督促料を徴収していないが、経費負担分の督促料の徴収を検討することも一考である。

自動車所の納付期限は毎年 5 月 31 日である。自動車税の滞納については、県の条例により納期限後 50 日以内に督促状を発することになっており、税務課は、7 月 1 日現在の滞納者に対し督促状を作成している。その件数は下記のとおりである。

年度	督促状作成件数（件）	税額（円）
平成 20 年度	56,704	2,218,883,191
平成 21 年度	53,775	2,114,760,060
平成 22 年度	51,674	2,026,870,180

上記の督促状に係る経費は、平成 22 年度では作成費及び発送料で 420 万余りであり、1 件当たり 80 余円となる。しかし、滞納者へのこれらの経費の徴収はなく、全額が県の負担となっている。しかも、期限内納付が行なわれないことによる県の損害に対し、滞納者にこのような多額の経費が発生していることを通知せず、放置していることは不合理である。滞納者に対し、最低でも経費負担分を科し損害金に補填すべきであると思われる。税務システムの改修を伴うため早期の導入は困難とも思われるが、システム改修に合わせて今後検討も必要と思われる。このような措置を行なうことが期限内の納付を促進することにもなる。また、毎年 2 割強の滞納者が発生しているので、罰則規定を強化することもあわせて必要と思料される。

(4) e L T A Xの完全導入を進めるべきである (意見)

e L T A X (地方税ポータルシステム) について山梨県は現在法人 2 税の電子申告に対応しているが、固定資産税 (償却資産税) の申告、電子納税、電子申請・届出は未対応である。税務システムの改修を伴うため予算上の制約を考慮の上ではあるが、納税者の利便性の観点から対応をより検討すべきである。

e L T A X (地方税ポータルシステム) とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。地方税の申告、申請、納税など (以下「申告等」という) の手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになる。紙ベースの申告等がなくなり、パソコンでの一括した申告等が可能となるため、多くの自治体が導入することにより利便性が一層増すことになる。山梨県の e L T A X の導入状況は法人 2 税の申告について平成 18 年 1 月 16 日より対応済みであるが、固定資産税 (償却資産税) の申告、電子納税、電子申請・届出については未対応である。電子申請・届出については山梨県のホームページ上の「やまなしくらしネット」で対応しているとのことであるが、ほとんど利用されていない状況にある。下表の通り全国の自治体でも徐々に対応を図っていることから、山梨県においても対応をより図るべきであると思われる。

都道府県名	申告 開始日	申請・届出 開始日	電子納税 開始日
北海道	H18.1.30	H22.4.1	
青森県	H18.1.16		
岩手県	H18.1.16	H22.1.18	H22.3.23
宮城県	H18.1.16	H22.4.1	H22.4.1
秋田県	H18.1.16		
山形県	H18.1.16		
福島県	H18.1.30		
茨城県	H18.1.16		
栃木県	H18.1.16	H22.12.20	
群馬県	H18.1.16		
埼玉県	H17.8.1		
千葉県	H18.1.16		
東京都	H17.8.17	H20.9.22	H21.4.1
神奈川県	H17.8.17		
新潟県	H18.10.23		
富山県	H18.1.16		
石川県	H18.1.16		
福井県	H18.1.16		
山梨県	H18.1.16		
長野県	H18.1.16		
岐阜県	H17.1.21		
静岡県	H17.8.17	H23.3.22	
愛知県	H17.8.17		H21.4.1
三重県	H17.10.3		

都道府県名	申告 開始日	申請・届出 開始日	電子納税 開始日
滋賀県	H18.1.16		
京都府	H18.1.16	H21.12.14	
大阪府	H17.1.21	H23.4.1	
兵庫県	H17.1.21		
奈良県	H18.2.27		H22.4.1
和歌山県	H17.1.21	H22.3.23	
鳥取県	H18.1.16	H23.9.20	
島根県	H17.8.17		H20.4.1
岡山県	H17.1.21	H20.3.24	H20.3.24
広島県	H18.1.16	H23.4.1	
山口県	H18.1.16		
徳島県	H18.1.16	H23.4.1	
香川県	H18.1.16		
愛媛県	H18.1.16		
高知県	H18.1.16	H22.4.1	
福岡県	H18.1.16		
佐賀県	H17.1.21		
長崎県	H18.2.27		
熊本県	H18.1.16		
大分県	H18.1.16		
宮崎県	H18.1.16		
鹿児島県	H18.1.16		
沖縄県	H18.2.27	H23.9.20	

第三 県税の監査結果と意見

1 1. 山梨県税務課

(5) 県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の申告を電子化することにより、集計の効率化を図ることも一考に値すると思料される。(意見)

県民税利子割及び配当割・株式等譲渡所得割の集計を手作業でおこなっているが、申告の電子化等により作業の効率化を図ることも一考に値する。

県は利子割税を金融機関からの「利子割納入申告書」をもとに、次の手順にて「県民利子割課税状況一覧表」を作成し管理している。

1. 各金融機関より県税務課に「利子割納入申告書」が送付される
2. 県税務課は、申告書の納税額と各金融機関からの入金額を突合する
3. 「利子割納入申告書」を県税務課より県税事務所に渡す
4. 県税事務所は、「利子割納入申告書」を徴収義務者順に整理し外注先に申告書を渡す
5. 外注先は、「利子割納入申告書」のデーターを入力し結果帳票を県税事務所に渡す
6. 県税事務所は、帳票に自動印字されるエラーメッセージを各金融機関に伝える
7. 県税事務所は、上記の回答より帳票を修正し、一覧表の完成となる

エラーメッセージに自動印字される項目は 22 種類におよぶが、そのほとんどが「合計エラー」「税額が 4%未満です」「税額が 5%超 8%未満です」であり、金融機関の転記ミスが多いという。これらの作業も、金融機関より「利子割納入申告書」を電子により送付され、自動集計されるならば、上記 3 以降の相当量を軽減できるものと思料される。なお、配当割・株式等譲渡所得割の管理についても、上記の金融機関が証券代行等に変わる程度でほとんど同様の処理である。金融機関、証券代行等の相手先との連携もあり、山梨県の独自の対応は難しいところであるので、集計作業の電子化等を国に要望することも一考に値すると思料される。

(6) 行政経費削減のために法人県民税等の申告書用紙の送付を希望者のみに行うことを今後検討すべきである（意見）

現在国税の法人税等においては申告書用紙の送付を希望者のみに行うことによって、行政経費の削減に努めている。山梨県においてもシステムの改修を行うことにより同様の対応は可能であると考えられ、少なくとも郵送料だけで年間 375 万円の行政経費削減に繋がると試算される。行政経費の削減は常に目指すべきものであり、次回システム改修時にはそのような施策が可能となるような改修を行うことが望まれる。

従来、国税では電子申告により申告を行った納税者に対しては、納税者本人の希望がある場合を除いて翌年度以降は申告書用紙の郵送は行わず、納付書としおり等の資料を送付するだけの対応としていたが、法人税確定申告書については平成 22 年 4 月 1 日以後終了事業年度分から、消費税についても平成 23 年 4 月 1 日終了事業年度分から電子による申告を行っていない納税者に対しても、納税者本人が申告書の「翌年度以降送付要否」の欄に要の記載がない場合には申告用紙の郵送を行わないこととした。この対応の目的とするところは「行政経費の削減」にある。

それに対して山梨県では電子申告を行ったか否かにかかわらず、全ての県民法人税及び事業税の納税者に対して申告書用紙の郵送を現在も行っている。担当者によると現在のシステムは申告書用紙送付の要否の選択は行えず、仮にそれを可能にするシステム改修を行った場合、概算で 1 千万円近い費用が発生してしまうとのことであった。また前述のとおり国税においては現在電子申告を行ったか否かにかかわらず、納税者本人の希望がある場合に限って申告用紙の郵送を行うといった処理に切り替えており、これと同様の対応によれば山梨県においてもシステムの改修を行うことなく、行政経費の削減が可能ではないかとも考えられるが、この場合にも納付書のみを出力するためのシステム改修が必要になってしまうとのことであった。国税ではその対応が可能な根拠を、「市販の会計ソフトシステム等の普及により、税務署郵送の申告書用紙を使用した申告割合が低下したこと」としているが、このような傾向は県民法人税等の申告においても今後さらに強くなっていくと判断される。現在県内において申告を行っている法人は約 25,000 社存在し、仮にその全てに申告書用紙の送付をやめて、納付書及び案内資料のみの送付に切り替えた場合には最低でも郵送料が 1 社当たり 230 円（定形外）から 80 円（定形）に削減可能であり、年間で約 375 万円の行政経費の削減が可能となる。さらに申告書用紙の紙代や印刷代等を含めると削減額はさらに増加することが想定される。

行政経費の削減は常に念頭に置かれるべきであり、次回のシステム改修の際には上記施策が可能となるように、その改修内容について検討を行うことが望まれる。

第三 県税の監査結果と意見

1 1. 山梨県税務課

(7) 軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対する報償金制度については他県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方について検討していくことを考えるべきである。(意見)

軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者が納期限までに申告及び納税を行った場合にはその納税額に対して一定率を乗じた報償金が支給されている。この報償金は過去5年間で9億5千万円超にも上るが、このような報償金制度は、他の間接税や住民税の特別徴収制度においては存在しない。この制度は、全都道府県にある制度であることから、他県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方について、その廃止も視野に入れて検討していくことを考えるべきである。

軽油引取税及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対しては、「県税特別徴収義務者に対する報償金交付要綱」に基づき年間の納税額に対して一定率を乗じた金額が報償金として支給されている。

「県税特別徴収義務者に対する報償金交付要綱」抜粋

1 目的

県税特別徴収制度の円滑な運営を図り、県税収入の確保を期するため、これらの特別徴収義務者に対し、この要綱の定めるところにより報償金を交付する。

2 交付基準等

(1) 報償金は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間において、特別徴収義務者がそれぞれの税につき定められた納期限までに申告し、かつその申告に係る税額当該納期限(略)までに完納した場合に限り、当該税額(略)を基準として次の区分により算定した額を交付するものとする。

ア ゴルフ場利用税 納入額の100分の1.2

イ 軽油引取税 納入額の100分の2.5

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ゴルフ場 利用税	件数(件)	43	44	44	42	43
	金額(千円)	11,418	11,730	12,024	11,676	11,765
軽油引取 税	件数(件)	142	137	134	134	141
	金額(千円)	194,316	186,803	183,922	162,356	164,890
合計	件数(件)	185	181	178	176	184
	金額(千円)	205,735	198,534	195,947	174,032	176,656



平成18年度～平成22年度の報償金支給総額 950,906,300円(全904件)

上記のとおり、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対して平成18年度から平成22年度の5年間で9億5千万円超の多額の報償金を支給しているが、要綱

によると、当該報償金の支給を受けるための要件は、「納期限までに申告し、かつその申告に係る税額を当該納期限までに完納すること」という、納税者として当然に果たすべき義務を履行することのみである。要綱の目的に掲げられている「県税特別徴収制度の円滑な運営」の実現を達成するために、報償金の支給が絶対に必要であるとは考えられない。不申告者や不納付者に対しては加算金や延滞金等を賦課する罰則の規定が別途手当てされており、納期限までの申告及び納付の推進の為には、むしろこれらの規定を厳格に適用することを一義的には徹底すべきである。税には公平性が求められることは言うまでも無く当然のことである。ただ単に当然の納税義務を履行した者に、しかも間接税の中でも特定の税目（業種）に限って報償金を支給している現在の制度の妥当性及び必要性については疑問を感じる。

しかしながら、当該報償金制度については、国からの交付金の算定基礎にもなっており、また総務省からその支給率についても適当とされる率が通知として示されていること、他県も同様な制度を設けていること等を勘案すると、山梨県独自での対応は困難と思われる。今後は、他県や国と意見交換等を行いながら、制度のあり方について、その廃止も視野に入れて検討していくことを考えるべきである。

第三 県税の監査結果と意見

1 2. 滞納整理事務全般

1 2. 滞納整理事務全般

(1) 地区別(担当別)の徴収率を把握し、徴収率向上の対策を検討することが望まれる(意見)

現在、県税について、地区別の徴収率が把握されていない。県税の徴収率の向上のためには、地区別に徴収率を把握した上で、徴収率に応じた詳細な原因分析調査を行い、徴収率向上のための抜本的な対策を検討することが望まれる。

「第二 県税の概要」の「2. 県税事務所及び税務課の組織形態」のとおり、山梨県においては徴収担当につき、税目別でなく地区別に担当割りを行っている。

徴収第一担当：北杜市・韮崎市・甲斐市・昭和町

徴収第二担当：南アルプス市・中央市・市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町・甲府市の一部(旧中道町・上九一色村)

徴収第三担当：山梨市・甲州市・大月市・丹波山村・小菅村・上野原市・道志村・都留市・西桂町

徴収第四担当：富士河口湖町・鳴沢村・富士吉田市・忍野村・山中湖村・笛吹市

徴収第五担当：甲府市

現在は、税目毎の地区別徴収率を税務システム上で集計できる仕組みになっていない。これについては、システム対応(場合によっては、システム改修)が必要となるが、徴収率向上の対策として、マクロ的な観点から地区別徴収率という統計データの作成が必要である。地区別の徴収率分析により税目毎の地域特性を把握し、これに応じた具体的かつ効率的な徴収行動、例えば、徴収担当の配置見直しを行う等、抜本的な対策を取ることができると考えられ、結果として徴収率の早期向上に繋がるものと考えられる。

個別の滞納案件をサンプル抽出して過去における督促記録等を確認したところ、頻繁に督促や訪問、財産調査を行う等必要な対応に重大な欠落は見られず、今後は個別的な視点に加え全般的な視点からも、徴収率の向上対策を検討することが望まれる。

(2) 滞納整理に関して迅速な対応を図るべきである(指摘事項)

現状、必ずしも滞納案件に対する迅速な対応がされているとは言い難い。徴収部に滞納案件として回される前の段階で、課税・管理部において、回収困難な兆候を把握し、迅速な対応を取ることが望まれる。

「第二 県税の概要」の「5. 滞納整理関係」で述べたとおり、課税・管理部総務管理課の管理第一担当・管理第二担当において、未納者に対する「督促状」の発付が行われ、その後の滞納者に対しては、徴収部から「催告書」の発付が行われ、滞納整理が実施されることとなっている。

滞納案件の中には、納税意識が乏しい者の滞納や同じ者が滞納を繰り返すケースも少なくない。このような者の滞納は、回収困難となる可能性が高いため、早期の滞納整理が有効である。

また、滞納案件となる前段階でも過去の事例から回収困難となる兆候を分析し、どのような方法、対応をとるべきかを検討することが必要である。

平成23年度税務運営重点方針(税込確保対策会議)の中で、課税・管理部門においては、「課税された案件が完納されてはじめて自らの仕事が完了するという意識を持ち、大口で回収困難と予想される案件や滞納者への新たな課税等について、課税後のきめ細かな対応を行うとともに、徴収部門への引継が最小となるよう努める。」を目標として掲げている。課税部門ではこの方針を受け、納期限から「督促状」発付までの間に未納者に対して電話催告等の働きかけを行っている。

特に、自動車税課では、平成20年度から、大口納税者(課税20台以上かつ未納額10万円以上かつ徴収部との折衝がない)に対する電話催告を実施しており、現年課税分の徴収率が毎年向上する等の実績をあげているところである。

初期対応が早いほど回収(徴収)の可能性が高くなる傾向があると思われ、滞納案件になる早期の段階で、より迅速な対応を取っていくことが有効である。今後も課税部門と徴収部門とで連携しながら、納税者に対する早期の働きかけを行い、税込確保に努めていくことが望まれる。

第三 県税の監査結果と意見

12. 滞納整理事務全般

(3) 延滞金の総額を集計し、活用方法を検討していく必要がある(意見)

発生している延滞金について適切に徴収を行うためには、一定時点における延滞金発生総額を把握し、発生総額に対する徴収目標を立てる等の活用方法を検討していく必要がある。

延滞金総額については、年度末・毎月末等必要に応じて滞納者管理システム(新リサーチシステム)により集計している。

しかし、その集計結果の分析・活用は十分とは言い難い。

延滞金とはいえ、徴収事務にかかるコストや滞納せずに納税している人との不公平感を考えると、本税と一体で管理し、かつ、徴収漏れがないような工夫が必要である。

そのためには、徴収担当が、確定した延滞金額だけではなく本税未納者・滞納者に対する延滞金を含めて残高管理を行い、このうちどれくらいの割合分を徴収していくかという徴収目標を立てるか等の活用方法を検討していく必要がある。

(4) 延滞金減免の不正入力が行えないようなシステムを構築することが望まれる(意見)

現在の延滞金減免処理手続は、不正な減免処理を行う余地を残している。延滞金減免処理手続の見直しや、税務システムの改修等が望まれる。

「総合県税事務所長の決議を必要とする」延滞金の減免(免除)は、税務システム上の減免処理後に出力される「延滞金減免決議書」の総合県税事務所長の決裁をもって決議される。しかしながら、現在、税務システム上で延滞金減免処理されたすべての案件について、総合県税事務所長決裁が網羅的に行われることを担保するための仕組みが構築されていない。そのため、例えば、総合県税事務所担当者が延滞金減免の要件を満たさない近親者、友人等の延滞金減免処理を行うなどの不正な減免処理を行う余地を残している。

税務システム上、延滞金減免処理された案件の一覧表を作成・出力できないことが、網羅的な総合県税事務所長の決裁を確認できないことの原因の1つであると考えられる。税務システムにおいて一覧表を作成・出力できるようにし、税務システム上で延滞金減免処理されたすべての案件が「延滞金減免決議書」の決裁を適切に受けているかどうかを、「延滞金催告書」送付前など、定期的にチェックする仕組みを構築することが望まれる。また、現在紙面上で行われている総合県税事務所長決裁を電子決裁に変更する等、現行システムの再開発時には検討されたい。

(5) 執行停止手続を踏んだ上で不納欠損処理を行うことが望まれる（意見）

滞納事案について税負担の公平性の見地からは、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて執行停止を行った上で、「執行停止後3年消滅」での不納欠損処理としていくことが望まれる。

地方公共団体の歳入決算において、法令等の規定に基づく時効又は徴収停止による債権の消滅又は債務の免除により、既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合、これを会計上不納欠損額として表示し整理することとなり、これを不納欠損処分と呼ぶ。

不納欠損一覧表を拝見したところ、「地方税の消滅時効」5年でもって不納欠損処理をしている案件が多いが、財産調査等の滞納処分の手続を実施した後、「停止後3年消滅」で不納欠損となるべきものが、「地方税の消滅時効」となっているケースも考えられる。(6)で述べるとおり、回収の可能性が著しく低い滞納案件について、執行停止の手続を積極的に取ることが望まれる。

このことによって、執行停止手続を取らない場合に比べて、早期に滞納繰越の縮減を図ることができることとなる。不納欠損処理について言えば、「地方税の消滅時効」5年を迎えるのか、「停止後3年消滅」となるのかで年数の差こそあれ、結果は同じではあるものの、執行停止手続を踏んだ上での不納欠損処理ということであれば、地方税の消滅時効5年による不納欠損処理前に滞納繰越の縮減が図られており、執行停止手続を行わない場合において滞納繰越額が依然として残り続けることと比べて、当該処理に至るまでの財務の健全性が異なることとなる。

よって不納欠損処理については、執行停止手続を踏んだ上で実施することが望まれる。

(6) 執行停止の適用基準を緩和することが必要である（意見）

現状、執行停止については、滞納処分すべき財産がない場合等について、調査に基づいて処理しているが、時効による不納欠損にならないよう、執行停止の適用基準を見直し思い切った執行停止手続の実行が必要である。

現状、平成 21 年度から山梨県では執行停止や即時消滅処理を促進しているものの、以下の地方税法第 15 条の 7 第 1 項を適用した執行停止の手続をもっと多く行える余地があるものと思われる。

滞納者が次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき
- ② 滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

徴収の効率化のためには、執行停止の適用基準をもっと緩和し、思い切った執行停止手続の実行が望まれる。

現在山梨県が執行停止の手続を取っている案件は、納付の見込みがなく、滞納処分すべき財産がない場合等について、調査に基づいて処理しているが、執行停止の適用基準が厳格過ぎる嫌いがある。

例えば、執行停止の要件の一つとしての「生活困窮」の状況の判断をするのに、明らかに生活保護を受けるレベルまで困窮が確認できないと執行停止をしないとといった例もある。状況判断の調査手続や財産調査件数が十分でない等の理由で執行停止を逡巡しているため、結果として他自治体に比べて執行停止の手続が少なくなっているものと思われる。

執行停止要件を拡大することは、モラルハザードを招く懸念があるため、十分な注意を払い、厳格な対応を取ることが必要であるが、時効による不納欠損になることを避けるとともに、滞納者の早期の立ち直りを図るためにも、執行停止の適用基準の見直しが必要である。

(7) 換価の猶予の開始日と担保の登記日が一致するように改善することが望ましい
(意見)

換価の猶予の開始日が担保権の登記日より先であるケースがある。この場合、猶予の開始日から登記の日までの間は、担保権は成立しているものの第三者への対抗要件を具備していないため、改善することが望ましい。

滞納処分を執行することにより滞納者の事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は滞納処分を執行するよりもその執行を一定期間猶予することが徴収金の徴収上有利である場合において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときには、1年以内の期間に限り換価を猶予（以下、「換価の猶予」という。）することができる。

換価の猶予を行う際には、原則として猶予を受ける者から担保を徴さなければならない。この際の手続は、以下の通りである。

- i. 猶予を受ける滞納者から抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書及び担保提供書が提出される。
- ii. 抵当権設定決議書により総合県税事務所長の決裁を受ける。
- iii. 法務局に登記嘱託を行うことにより、登記がなされる。

上記の手続は、換価の猶予の手続と同時並行して行われる。当然のことながら、換価の猶予と担保権の効力が発生する時期が法令に従っているように手続を実施する必要がある。

換価の猶予の開始日、抵当権設定日（双方が合意した日であり、担保提供書の日付と考えられる）及び抵当権の登記日の関係について調査したところ、下記のとおり猶予開始日と抵当権の登記日に差異があるケースが発見された。

	担当部署	猶予開始日	担保提供書の日付	抵当権の登記日
サンプル1	第三担当	平成21年9月24日	平成21年9月24日	平成21年9月28日
サンプル2	第五担当	平成22年3月26日	平成22年3月26日	平成22年3月29日

いずれも、換価の猶予開始日と抵当権が成立した日は同日であり、無担保で換価の猶予が適用されている期間はなく、この点においては法令上の問題はない。しかし、抵当権の登記日が猶予開始日及び抵当権の設定日より後となっており、猶予開始日と抵当権登記日の間については善意の第三者に対する対抗要件を具備していないこととなる。

換価の猶予の開始日、抵当権設定日及び抵当権の登記日の関係については、収納管理事務取扱要領又は徴収事務処理マニュアルをはじめ、その他の要領やマニュアルでは特段定められていない。上記の実例においては、対抗要件を具備していない期間はいずれ

第三 県税の監査結果と意見

12. 滞納整理事務全般

もわずかであり、他の担保権者との問題も発生していないが、換価の猶予の開始日と抵当権の登記日をあわせるとともに、これを要領又はマニュアルにおいて明記することが望ましい。

(8) 執行停止処理の研修等の継続的な取り組みが望まれる (意見)

県税の徴収率の向上や、執行停止等要件に該当する滞納者の公平性の観点から、徴収担当の執行停止処理が統一的な水準に基づいて実施されるよう、また、要件にあてはまる滞納者の執行停止処理が促進されるよう、総合県税事務所として継続的な取り組みを実施していくことが望まれる。

滞納者について、一定の事実がある場合において、滞納処分を執行してもその実益がないと認められるとき等に、総合県税事務所長の職権によってその執行を一時停止することを滞納処分の停止（以下「執行停止」という。）という。この場合、その停止の期間が三年間継続したときは、滞納者の納税義務が消滅する。また、滞納者に財産がない場合において、徴収金が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに滞納者の納税義務を消滅させることができる。このことを即時消滅という。

執行停止、即時消滅の要件については、徴収事務処理マニュアルに具体的に定められている。徴収部の各担当者は、自分の担当する滞納者がマニュアルに定められている要件に適合する場合には、執行停止、即時消滅の処理を行うこととなる。しかしながら、各滞納者の状況は担当者しか把握していないことから、執行停止、即時消滅の処理がなされるかどうかの判断については、担当者ごとにバラつきが生じてしまう可能性がある。

この点について、総合県税事務所では、平成 23 年 7 月 7 日に執行停止に係る勉強会を実施している。マニュアルに記載されている要件等の解説のほか、執行停止処理に長けた職員による事務処理の進め方、過去事例によるケーススタディの研修が行われた。また、平成 23 年度は執行停止処理の強化月間を定め、執行停止処理が促進されるような取り組みも実施している。

県税の徴収率の向上や、執行停止等要件に該当する滞納者間で相違を生じさせないという観点から、徴収担当の執行停止処理が統一的な水準に基づいて実施されるよう、また、要件に当てはまる滞納者の執行停止処理が促進されるよう、今後も継続的に対応していくことが望まれる。

13. 収納事務全般

(1) 納付方法の拡大について検討すべきである（意見）

納付方法として、総合県税事務所窓口での納付・金融機関での納付・コンビニエンスストアでの納付 と多様化が図られてきているが、さらに一步踏み込んで口座振替による納付・クレジットカードによる納付・マルチペイメントネットワークシステムによる納付 といった他の納付方法を採用することを検討することが望まれる。また、コンビニエンスストアでの納付を自動車税のみならず他の税目についても拡大することが望まれる。

「第二 県税の概要」の「6. 収納対策」で述べたとおり、県税の納付方法としては以下のようなものがある。

- ① 総合県税事務所窓口での納付
- ② 金融機関での納付
- ③ 口座振替による納付
- ④ コンビニエンスストアでの納付
- ⑤ クレジットカードによる納付
- ⑥ マルチペイメントネットワークシステム（PC、携帯電話、ATM によって納付可能とするサービス）による納付

従来からの納税手段としての ①総合県税事務所窓口 ②金融機関 ③口座振替 ④コンビニエンスストア での納付と、納税手段の多様化が図られてきた。今後さらに徴収率を向上させていくためには納税方法を拡大していくことが有効と思われる。

具体的には、⑤クレジットカード ⑥マルチペイメントネットワークシステム による納付 といった現在行っていない納税手段の採用を検討すること、また、現在一部税目に導入されている③口座振替 ④コンビニエンスストア での納付についても、他税目への導入拡大の検討が望まれる。

ただし、以上のような新たな納税手段の導入は、税務システムの改修や財務システムの改修等の経費が発生するのみならず、維持管理のコストに関しても新たな手数料が発生する等の問題が考えられるため、十分な議論を行い対応することが望まれる。

13. 収納事務全般

(2) 個人県民税について特別徴収のさらなる推進が望まれる (意見)

徴収事務の作業量軽減のため、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げていくことであるため、今後のさらなる拡大が望まれる。

個人県民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収の2つがあり、特別徴収であれば、市町村が特別徴収義務者(事業者)を指定し、この指定された特別徴収義務者が納税義務者(給与所得者)から税金を徴収(給与天引き)し、その徴収した税金を県に納めることとなるため、特別徴収の場合にはほぼ100%の納付が期待できる。また、徴収事務の作業量は格段に軽減される。したがって、滞納を発生させないという点で、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げていくことである。

山梨県における給与所得者の個人県民税特別徴収の状況は、以下のとおりである。

個人県民税特別徴収の状況

	(単位：件)			
	特別徴収	普通徴収	計	実施割合
平成18年度	204,557	112,063	316,620	64.6%
平成19年度	206,926	112,034	318,960	64.9%
平成20年度	210,074	112,063	322,137	65.2%
平成21年度	206,515	112,898	319,413	64.7%
平成22年度	209,771	97,546	307,317	68.3%

上表からわかるように、山梨県における特別徴収の実施割合は徐々に上がってきている。現在、普通徴収の他に特別徴収の推進を図っているのは、都市部が中心である。給与所得者の個人県民税については、地方税法において原則として市町村が給与支払者に特別徴収させなければならないとされているため、山梨県が市町村と共同して、各市町村内の事業者を説得していくことに加え、特別徴収制度自体のPRをより広範囲に継続的に実施していくことにより、特別徴収への移行を働きかけることが重要である。

また、特別徴収の実施割合を上げていくためのホームページへの掲載やチラシの作成・配布と、現在特別徴収採用拡大といった現在の取組を推進する上で、特別徴収実施割合の低い市町村の洗い出し、行政サービスの制限の検討、具体的な特別徴収実施事業者数の数値目標の設定、計画の進捗状況のモニタリング等、取組をより実効的に推進できる仕組みが重要である。

市町村の税金関係担当者にとっては、特別徴収をもっと採用してもらいたいとのことであり、山梨県も現在、次のような特別徴収採用拡大の取組みは行っており、今後さらなる拡大が望まれる。

- ① 広報紙、ホームページ等による PR
- ② 関係団体（税理士会、法人会連合会、中小企業中央会、商工会議所、商工会連合会、県経営者協会、病院協会、建設業協会 等）への周知・協力要請
- ③ 未実施事業所への要請活動
 - i 市町村長と総合県税事務所長の連名による文書要請
 - ii 訪問要請（特別徴収への切替え要請）
- ④ 特別徴収税額決定通知書の送付

訪問要請した事業所については、雇用形態や給与支払い状況の実態を確認後、特別な理由がない場合は、承諾がなくても特別徴収税額決定通知書を送付し、特別徴収への切替えを行う。

（3）徴収率向上のための諸施策について今後も不断の活動が望まれる（意見）

徴収率向上のためには、住民の納税意識を高めること、納税手段を拡大することが有効である。このために、自主納税を促す PR を行う等住民の納税意識を高揚させる活動を継続して行っていく必要がある。

納税は納期限までに行うことが課税の公平の観点からも重要であり、そのため、住民の納税意識を高めること、納税手段を拡大することが有効である。

現在、例えば自動車税の納期内納付奨励活動としてのテレビ CM や広告、不正軽油の取り締まり強化、個人事業税の納期のお知らせについてのパンフレットを作成するなどにより、高い効果が上がってきている。

この他に、テレビ CM、ラジオ放送、新聞広報、デパートにおける懸垂幕の掲出、納期内納付促進キャンペーンの実施といった諸施策を実施しているものの、それらがスポット的に単発なものであったりして、継続して PR 活動がされていない面も見受けられる。徴収率向上のためには、これら自主納税を促す PR を継続して行っていくことが望まれる。

第三 県税の監査結果と意見

13. 収納事務全般

(4) 滞納繰越額の減少に向けての対策を早期に実現することが望まれる（意見）

滞納繰越額の減少に向けて、例えば市町村職員が併任発令によって山梨県の総合県税事務所に入ってもらふことにより、さらに踏み込んで山梨県が強制的に滞納処分を行っていくことを現在検討中とのことであるため、当該取り組みを早期に実現することが望まれる。

山梨県の滞納繰越額については、平成20年度から発足した地方税滞納整理推進機構の取り組みの効果等により、年々減少してきている。

地方税滞納整理推進機構は、

- ① 山梨県と市町村の共通の課題である個人住民税を中心とした滞納整理を推進し、徴収率の向上を図ること
- ② 併せて、その活動を通じ、市町村職員の滞納整理に係る技術を向上させることにより、長期的に市町村の徴収力の強化を図ること

の2つを目的として、山梨県と市町村とが相互に連携して設置した共同徴収組織である。市町村の職員49名、山梨県の職員4名で構成されており、山梨県と市町村との連携により、一定の効果を上げているところである。

今後は、県が市町村から滞納案件を引き継いで処理することを規定した地方税法48条を根拠に山梨県が市町村から滞納案件を引き継ぎ、例えば市町村職員が所属する市町村のみならず山梨県の併任辞令を受けるといった併任発令によって山梨県の総合県税事務所に入ることにより、さらに踏み込んで山梨県が強制的に滞納処分を行っていくことを検討しており、その取り組みを実現することが望まれる。

地方税法48条を根拠にした取り組み・市町村へのアプローチは、平成14年度から実施しており、当時は山梨県が市町村から案件を引き継いで初めて財産調査を行ったり、差押を行ったりした状況であった。その後、県職員の市町村への派遣を経て、地方税滞納整理推進機構へその役割を委ねていったわけであるが、再び山梨県が地方税法48条を根拠に個人県民税について滞納整理を行うこととしたものである。今後対象となる滞納案件は、長年にわたって滞納継続中の徴収困難な案件であるが、体制や人員が変わることによって、従来とは別の観点・角度から滞納状況を分析したり対策を検討することが可能となり、解決が図れることが期待される。

(5) 山梨県全体としての徴収率の向上に向けて引き続き取り組んでいただきたい(意見)

山梨県では、方針として平成22年までは現年分の徴収率の向上を優先させてきたが、平成23年以降は過年度からの滞納繰越の徴収率の向上に努める予定とのことであるため、引き続き全体の徴収率向上に向けて取り組んでいただきたい。

県税のうち、個人県民税の徴収率の平成20年から平成22年までの全国順位(総務省発表)は、次頁以降のとおりである。

徴収率について、山梨県は現年分が97.4%で全国36位であり、滞納繰越分が21.4%で全国32位、合計は90.4%で全国41位である。平成21年になって現年分の徴収率は向上してきており、これによって新規の滞納繰越の発生が抑えられているといえる。

そして、山梨県では方針として、平成22年までは現年分の徴収率の向上を優先させてきたが、平成23年以降は、i. 差押を中心とした滞納整理 ii. 搜索の実施 iii. 差押物件の迅速な換価 といった諸施策により、滞納繰越の徴収率の向上に努める予定とのことであるため、引き続き全体の徴収率向上に向けて取り組んでいただきたい。

第三 県税の監査結果と意見

13. 収納事務全般

(全体)

平成22年度				平成21年度				平成20年度				平成19年度			
順位	都道府名	徴収率		順位	都道府名	徴収率		順位	都道府名	徴収率		順位	都道府名	徴収率	
1	島根	96.4%		1	島根	96.3%		1	島根	96.6%		1	島根	96.9%	
2	京都	95.1%		2	京都	95.3%		2	京都	96.0%		2	京都	96.3%	
3	新潟	94.4%		3	新潟	94.9%		3	新潟	95.6%		3	新潟	95.9%	
4	鳥取	93.9%		4	滋賀	94.2%		4	滋賀	95.0%		4	富山	95.5%	
5	滋賀	93.9%		5	鳥取	94.2%		5	富山	94.9%		5	山形	95.5%	
6	奈良	93.6%		6	富山	94.1%		6	山形	94.6%		6	滋賀	95.4%	
7	香川	93.6%		7	徳島	94.0%		7	徳島	94.6%		7	徳島	95.1%	
8	富山	93.4%		8	奈良	94.0%		8	鳥取	94.5%		8	鳥取	95.1%	
9	徳島	93.4%		9	香川	93.8%		9	神奈川	94.5%		9	神奈川	95.1%	
10	神奈川	93.3%		10	神奈川	93.8%		10	奈良	94.4%		10	石川	94.9%	
11	広島	93.3%		11	山形	93.7%		11	広島	94.4%		11	岩手	94.9%	
12	兵庫	93.0%		12	兵庫	93.6%		12	兵庫	94.3%		12	長野	94.9%	
13	高知	93.0%		13	広島	93.6%		13	長野	94.2%		13	兵庫	94.8%	
14	山形	93.0%		14	岩手	93.4%		14	香川	94.2%		14	奈良	94.8%	
15	佐賀	93.0%		15	長野	93.3%		15	岩手	94.1%		15	香川	94.8%	
16	和歌山	93.0%		16	岡山	93.2%		16	石川	94.0%		16	広島	94.7%	
17	長野	92.9%		17	佐賀	93.2%		17	岡山	93.9%		17	愛媛	94.7%	
18	愛媛	92.7%		18	高知	93.1%		18	福島	93.8%		18	岡山	94.6%	
19	山口	92.5%		19	石川	93.0%		19	秋田	93.8%		19	秋田	94.6%	
20	福岡	2.5%		20	愛媛	93.0%		20	福岡	93.7%		20	福島	94.6%	
21	岡山	92.4%		21	福岡	93.0%		21	愛媛	93.7%		21	愛知	94.5%	
22	鹿児島	92.4%		22	和歌山	92.9%		22	愛知	93.7%		22	東京	94.5%	
23	岩手	92.3%		23	秋田	92.9%		23	鹿児島	93.6%		23	大阪	94.4%	
24	大分	92.3%		24	山口	92.9%		24	高知	93.5%		24	鹿児島	94.4%	
25	秋田	92.3%		25	福島	92.9%		25	東京	93.5%		25	大分	94.3%	
26	石川	92.2%		26	鹿児島	92.8%		26	大分	93.5%		26	岐阜	94.2%	
27	宮崎	92.1%		27	福井	92.7%		27	大阪	93.5%		27	福岡	94.1%	
28	岐阜	92.0%		28	東京	92.7%		28	岐阜	93.4%		28	青森	94.0%	
29	長崎	91.9%		29	大分	92.6%		29	佐賀	93.4%		29	山口	93.9%	
30	福井	91.9%		30	大阪	92.5%		30	山口	93.4%		30	高知	93.8%	
31	東京	91.7%		31	長崎	92.5%		31	宮崎	93.3%		31	長崎	93.8%	
32	大阪	91.6%		32	岐阜	92.5%		32	福井	93.3%		32	佐賀	93.8%	
33	愛知	91.5%		33	愛知	92.4%		33	青森	93.2%		33	宮城	93.8%	
34	青森	91.3%		34	宮崎	92.4%		34	長崎	93.2%		34	福井	93.7%	
35	福島	91.2%		35	青森	92.1%		35	和歌山	93.0%		35	和歌山	93.6%	
36	熊本	91.0%		36	熊本	91.6%		36	三重	92.7%		36	宮崎	93.6%	
37	三重	90.9%		37	群馬	91.5%		37	宮城	92.6%		37	三重	93.5%	
38	北海道	90.9%		38	三重	91.5%		38	群馬	92.6%		38	群馬	93.4%	
39	群馬	90.7%		39	北海道	91.4%		39	熊本	92.5%		39	熊本	93.3%	
40	沖縄	90.5%		40	宮城	91.4%		40	千葉	92.3%		40	北海道	93.2%	
41	山梨	90.4%		41	千葉	91.3%		41	北海道	92.1%		41	千葉	93.0%	
42	千葉	90.3%		42	山梨	91.2%		42	茨城	92.1%		42	埼玉	93.0%	
43	宮城	90.1%		43	茨城	91.0%		43	埼玉	92.1%		43	茨城	92.8%	
44	茨城	89.9%		44	埼玉	90.9%		44	山梨	91.9%		44	栃木	92.8%	
45	埼玉	89.7%		45	沖縄	90.6%		45	栃木	91.9%		45	静岡	92.7%	
46	栃木	89.4%		46	栃木	90.5%		46	静岡	91.6%		46	山梨	92.6%	
47	静岡	88.9%		47	静岡	90.3%		47	沖縄	91.3%		47	沖縄	91.9%	
	合計	91.8%		合計	92.5%			合計	93.5%			合計	94.2%		

第三 県税の監査結果と意見

13. 収納事務全般

(現年分)

平成22年度				平成21年度				平成20年度				平成19年度			
順位	都道府	徴収率		順位	都道府	徴収率		順位	都道府	徴収率		順位	都道府	徴収率	
1	島根	98.9%		1	島根	98.5%		1	島根	98.5%		1	島根	98.5%	
2	鳥取	98.4%		2	新潟	98.1%		2	新潟	98.2%		2	新潟	98.0%	
3	新潟	98.4%		3	鳥取	98.0%		3	滋賀	98.0%		3	奈良	97.8%	
4	奈良	98.3%		4	徳島	97.9%		4	京都	97.9%		4	山形	97.8%	
5	富山	98.3%		5	奈良	97.9%		5	奈良	97.8%		5	滋賀	97.8%	
6	滋賀	98.3%		6	山形	97.9%		6	富山	97.8%		6	鳥取	97.8%	
7	山形	98.2%		7	富山	97.9%		7	山形	97.8%		7	徳島	97.8%	
8	長野	98.1%		8	滋賀	97.8%		8	鳥取	97.8%		8	京都	97.8%	
9	香川	98.1%		9	和歌山	97.7%		9	徳島	97.7%		9	富山	97.8%	
10	徳島	98.0%		10	京都	97.7%		10	兵庫	97.7%		10	和歌山	97.7%	
11	和歌山	98.0%		11	香川	97.7%		11	広島	97.7%		11	石川	97.7%	
12	京都	98.0%		12	兵庫	97.6%		12	香川	97.5%		12	兵庫	97.6%	
13	広島	98.0%		13	福井	97.6%		13	長野	97.5%		13	長野	97.6%	
14	石川	98.0%		14	岩手	97.6%		14	福井	97.5%		14	広島	97.5%	
15	兵庫	98.0%		15	石川	97.6%		15	和歌山	97.5%		15	岩手	97.5%	
16	高知	98.0%		16	高知	97.6%		16	石川	97.5%		16	愛媛	97.5%	
17	秋田	98.0%		17	秋田	97.5%		17	岩手	97.5%		17	神奈川	97.4%	
18	山口	97.9%		18	長野	97.5%		18	高知	97.5%		18	岡山	97.4%	
19	鹿児島	97.8%		19	山口	97.4%		19	秋田	97.4%		19	愛知	97.4%	
20	愛知	97.8%		20	広島	97.4%		20	神奈川	97.4%		20	福島	97.4%	
21	岐阜	97.7%		21	佐賀	97.4%		21	福岡	97.4%		21	山口	97.4%	
22	福井	97.7%		22	岡山	97.4%		22	岡山	97.3%		22	香川	97.4%	
23	岩手	97.7%		23	福岡	97.4%		23	愛知	97.3%		23	秋田	97.3%	
24	佐賀	97.7%		24	神奈川	97.3%		24	福島	97.3%		24	福井	97.2%	
25	大分	97.7%		25	福島	97.3%		25	山口	97.3%		25	鹿児島	97.2%	
26	群馬	97.6%		26	鹿児島	97.3%		26	愛媛	97.2%		26	岐阜	97.1%	
27	神奈川	97.6%		27	愛媛	97.3%		27	鹿児島	97.1%		27	高知	97.1%	
28	愛媛	97.6%		28	青森	97.2%		28	佐賀	97.1%		28	福岡	97.1%	
29	宮崎	97.6%		29	宮崎	97.2%		29	群馬	97.1%		29	群馬	97.1%	
30	福岡	97.6%		30	長崎	97.1%		30	青森	97.1%		30	青森	97.1%	
31	長崎	97.5%		31	愛知	97.1%		31	大分	97.1%		31	佐賀	97.1%	
32	熊本	97.5%		32	大分	97.1%		32	宮崎	97.0%		32	大分	97.0%	
33	青森	97.5%		33	岐阜	97.1%		33	岐阜	97.0%		33	大阪	97.0%	
34	岡山	97.5%		34	群馬	97.1%		34	宮城	97.0%		34	宮城	97.0%	
35	三重	97.5%		35	熊本	97.0%		35	長崎	97.0%		35	千葉	96.9%	
36	山梨	97.4%		36	山梨	97.0%		36	大阪	96.9%		36	熊本	96.9%	
37	大阪	97.4%		37	大阪	97.0%		37	熊本	96.9%		37	三重	96.9%	
38	静岡	97.1%		38	宮城	96.8%		38	三重	96.9%		38	長崎	96.8%	
39	北海道	97.0%		39	千葉	96.8%		39	千葉	96.8%		39	埼玉	96.7%	
40	千葉	97.0%		40	三重	96.7%		40	山梨	96.7%		40	東京	96.7%	
41	茨城	97.0%		41	茨城	96.7%		41	茨城	96.7%		41	茨城	96.7%	
42	栃木	96.9%		42	北海道	96.6%		42	埼玉	96.6%		42	静岡	96.6%	
43	沖縄	96.9%		43	東京	96.6%		43	静岡	96.6%		43	山梨	96.6%	
44	宮城	96.9%		44	埼玉	96.6%		44	東京	96.4%		44	宮崎	96.3%	
45	埼玉	96.8%		45	静岡	96.5%		45	栃木	96.3%		45	栃木	96.3%	
46	東京	96.8%		46	沖縄	96.3%		46	北海道	96.3%		46	北海道	96.2%	
47	福島	96.7%		47	栃木	96.3%		47	沖縄	96.0%		47	沖縄	95.8%	
	合計	97.4%		合計	97.1%		合計	97.0%		合計	97.1%		合計	97.1%	

第三 県税の監査結果と意見

13. 収納事務全般

(滞納繰越分)

平成22年度				平成21年度				平成20年度				平成19年度			
順位	都道府	徴収率		順位	都道府	徴収率		順位	都道府	徴収率		順位	都道府	徴収率	
1	京都	37.1%		1	京都	33.5%		1	京都	40.2%		1	京都	33.2%	
2	島根	30.5%		2	東京	31.8%		2	東京	34.4%		2	東京	31.3%	
3	東京	28.7%		3	島根	29.2%		3	宮崎	32.6%		3	島根	30.3%	
4	沖縄	28.3%		4	佐賀	29.2%		4	島根	31.1%		4	宮崎	28.3%	
5	佐賀	28.3%		5	沖縄	29.1%		5	沖縄	29.4%		5	沖縄	25.8%	
6	愛媛	27.6%		6	高知	27.7%		6	神奈川	28.3%		6	大阪	25.5%	
7	神奈川	27.6%		7	香川	27.6%		7	福岡	28.0%		7	神奈川	24.6%	
8	広島	27.1%		8	神奈川	27.3%		8	広島	27.6%		8	香川	24.5%	
9	香川	26.6%		9	愛媛	26.9%		9	岐阜	27.6%		9	愛媛	24.5%	
10	大分	26.2%		10	和歌山	26.3%		10	大阪	27.6%		10	北海道	24.2%	
11	和歌山	26.2%		11	大阪	26.2%		11	高知	27.5%		11	高知	24.1%	
12	高知	26.0%		12	長崎	25.8%		12	長崎	27.3%		12	長崎	23.6%	
13	宮崎	25.8%		13	大分	25.7%		13	香川	26.9%		13	徳島	23.5%	
14	福岡	24.9%		14	北海道	25.7%		14	徳島	26.7%		14	岐阜	22.9%	
15	滋賀	24.9%		15	徳島	25.2%		15	大分	26.6%		15	三重	22.6%	
16	北海道	24.7%		16	広島	25.1%		16	富山	26.5%		16	大分	22.5%	
17	大阪	24.3%		17	山口	25.1%		17	北海道	26.4%		17	岡山	22.5%	
18	岐阜	24.3%		18	岐阜	25.0%		18	佐賀	25.7%		18	広島	22.4%	
19	山口	24.2%		19	福岡	24.7%		19	愛媛	25.4%		19	福岡	21.5%	
20	岡山	24.2%		20	宮崎	24.5%		20	三重	25.2%		20	富山	21.5%	
21	新潟	23.9%		21	鳥取	24.4%		21	兵庫	25.1%		21	栃木	21.3%	
22	三重	23.9%		22	鹿児島	24.4%		22	鹿児島	25.0%		22	鹿児島	21.3%	
23	徳島	23.7%		23	奈良	24.3%		23	岡山	25.0%		23	岩手	21.2%	
24	鳥取	23.5%		24	岡山	24.2%		24	奈良	24.9%		24	熊本	21.1%	
25	長崎	23.3%		25	滋賀	24.2%		25	山口	24.7%		25	埼玉	21.1%	
26	長野	23.2%		26	兵庫	24.0%		26	新潟	24.3%		26	兵庫	20.9%	
27	奈良	22.9%		27	三重	23.4%		27	鳥取	24.2%		27	奈良	20.8%	
28	兵庫	22.8%		28	新潟	23.2%		28	滋賀	24.1%		28	新潟	20.7%	
29	鹿児島	22.6%		29	熊本	22.9%		29	栃木	24.1%		29	福島	20.4%	
30	福島	22.1%		30	福島	22.7%		30	福島	24.0%		30	滋賀	20.1%	
31	熊本	21.6%		31	岩手	22.7%		31	岩手	23.6%		31	茨城	19.8%	
32	山梨	21.4%		32	富山	21.9%		32	長野	23.3%		32	鳥取	19.8%	
33	福井	21.1%		33	長野	21.9%		33	福井	22.8%		33	長野	19.7%	
34	岩手	21.0%		34	山梨	21.8%		34	山梨	22.5%		34	佐賀	19.6%	
35	埼玉	20.8%		35	千葉	21.3%		35	埼玉	22.2%		35	山口	19.6%	
36	富山	20.6%		36	福井	21.2%		36	千葉	22.1%		36	福井	19.5%	
37	千葉	20.5%		37	茨城	21.1%		37	茨城	22.0%		37	千葉	19.4%	
38	茨城	20.1%		38	埼玉	21.0%		38	熊本	21.9%		38	青森	19.3%	
39	栃木	19.9%		39	秋田	20.2%		39	和歌山	21.8%		39	山梨	18.5%	
40	愛知	19.6%		40	栃木	20.1%		40	秋田	21.8%		40	秋田	18.0%	
41	宮城	19.3%		41	青森	19.7%		41	青森	21.7%		41	群馬	18.0%	
42	青森	19.0%		42	石川	19.6%		42	山形	21.3%		42	和歌山	17.8%	
43	秋田	18.9%		43	愛知	19.2%		43	愛知	20.7%		43	石川	17.5%	
44	石川	18.6%		44	静岡	18.9%		44	石川	20.3%		44	山形	17.2%	
45	山形	18.1%		45	山形	18.2%		45	静岡	20.3%		45	静岡	17.2%	
46	群馬	18.0%		46	群馬	18.1%		46	群馬	19.0%		46	宮城	16.8%	
47	静岡	16.7%		47	宮城	17.8%		47	宮城	18.5%		47	愛知	16.7%	
	合計	23.7%		合計		24.6%		合計		26.1%		合計		22.7%	

14. 租税教育

(1) 高等学校を対象とした租税教育を検討すべきである（意見）

租税教育に関する山梨県の取組みは小中学校の社会科向けのみであるが、高等学校向けの租税教育についての取組みを検討すべきである。

現在山梨県において行なわれている租税教育の取組は、小中学生を対象としたものであり、高校生その他の層を対象とした租税教育の取組みは行われていない。

高校生に対する租税教育が不要な訳ではない。

現に、日本税理士会連合会のホームページには、「租税教育は生涯学習・生涯教育の一つに位置付けられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学の学生、社会人全般にわたる生涯に及ぶものです」との記載がある。全国的に見ると、現状、高校生に対する租税教育は、国税庁、税理士会及び法人会を中心に実施されているようである。

また、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日）において、「本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。」としている。その上で、学校における租税教育について、「特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」と述べている。このように、高等学校における租税教育は、租税教育の更なる充実にとって不可欠な取組みであると認識されている。

高校生は納税者となる時期が最も近いことから、「社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てる」効果が最も現れやすい層であると考えられ、山梨県としての高校生に対する租税教育の取組みを検討するべきであると考えられる。より広範な層に対して租税教育を行なうことにより、納税意識の向上を図り、長期的には県の財政に寄与するものと思われる。

15. 税務システム

15. 税務システム

(1) 税務システムの運用維持管理業務委託契約における再委託に関する条項を追加すべきである（意見）

税務システムの運用維持管理業務について、県はA社に委託している。また、A社では委託業務の一部を別会社であるB社に再委託している。一方、「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、再委託に関する条項は記載されていない。再委託に対しても委託先と同等のセキュリティ体制が敷かれるよう契約書上に明記することが望まれる。

税務システムの運用維持管理業務について、県は「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」に基づきA社に委託している。また、A社では委託業務の一部を別会社であるB社に再委託している。一方、「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、再委託に関する条項は記載されていない。

税務システムでは、県民の賦課情報等の個人情報記録されており、運用保守の作業上、委託先又は再委託先がこれらの情報に触れることは十分にあると思われる。「山梨県税務システム運用維持管理業務委託契約書」では、「秘密の保持」として「乙（委託先）は、業務の処理上知り得た情報を他に漏らしてはならない。」と定めており、委託先に対しては秘密保持義務を課しているが、再委託先にまで課することはできていない。

再委託に対しても委託先と同等のセキュリティ体制が敷かれるよう契約書上に明記することが望まれる。なお、明記する具体的な内容としては以下が考えられる。

- ・再委託の原則禁止と、再委託する場合には、事前に県の承諾を書面で得ること
- ・再委託する場合、再委託の理由、再委託先と体制、再委託する作業範囲、委託先の再委託先に対する監督方法を明確にすること
- ・再委託先に委託先と同等以上のセキュリティ対策を実施、報告させること

(2) 一時訪問者用 IC カードに対する退庁時の確認、記録を行うべきである（意見）

税務課では保有する一時訪問者用 IC カードについては、万一紛失した場合、最長で 1 ヶ月間気がつかないおそれがある。日々の退庁時に税務課システム担当で実施している確認、記録項目に、一時訪問者用 IC カードが紛失していないことを確認、記録することが望まれる。

税務課では一時訪問者用 IC カードを保有しており、保守作業等の目的で委託先担当者がサーバ室へ入室する場合、IC カードを一時貸与する運用としている。IC カードは、未使用時には税務課システム担当者しか知らない場所で保管しているが、この IC カードの使用頻度は月に 1 回程度であるため、万一紛失した場合、最長で 1 ヶ月間気が付かないおそれがあり、その場合、紛失時の経緯を遡って確認することが困難になる可能性がある。

日々の退庁時に税務課システム担当で実施している確認、記録項目に、一時訪問者用 IC カードが紛失していないことを追加することが望まれる。

(3) 「税務システムデータ管理台帳」における具体的な LT0 の名称の記録を残すべきである（意見）

税務システムでは、税務課と情報政策課の間でバックアップ媒体の授受を定期的に行い、その結果を「税務システムデータ管理台帳」に記録しているが、具体的にどの LT0 を授受したのかを記録していない。

「税務システムデータ管理台帳」に具体的にどの LT0 を授受したのかを記録として残すことが望まれる。

税務システムでは、情報政策課を介してバックアップデータの遠隔地保管を行っている。そのため、税務課と情報政策課の間でバックアップ媒体の授受を定期的に行い、その結果を「税務システムデータ管理台帳」に記録しているが、具体的にどの LT0 を授受したのかを記録していない。

具体的な LT0 の媒体名を記録しないと、万一 LT0 が紛失した場合に、そのことに気が付かないおそれがある。「税務システムデータ管理台帳」に具体的にどの LT0 を授受したのかを記録に残すことが望まれる。

第三 県税の監査結果と意見

15. 税務システム

(4) 税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメントを施錠保管すべきである（意見）

税務課では過去の契約で委託先から納入された税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメント（紙）を保管しているが、常時施錠できる場所には保管していない。これらのドキュメントは、施錠可能な場所で保管、管理する必要がある。

「山梨県税務システムセキュリティ実施手順書 IIセキュリティ実施手順 1情報資産の分類」では、税務システムの情報の機密性、完全性、可用性はいずれもレベル3と最高ランクとしている。また、「山梨県情報セキュリティ対策基準 第1章情報資産の分類と管理」では、「情報資産の機密性、完全性及び可用性に鑑み、重要性に応じて分類した上で管理をしなければならない」と定めている。これらのことから、税務システムについては、「重要性I 個人情報及び必要とする最小限の者のみが扱うべき情報資産」が該当し、保管の方法としては、「施錠可能な場所で保管しなければならない。」を適用する必要がある。

しかしながら、税務課では過去の契約で委託先から納入された税務システムに関する設計書や連絡票等のドキュメント（紙）を保管しているが、常時施錠されている場所（保管庫等）できる場所には保管していない。これらのドキュメントは、税務システムとシステムで管理しているデータに関するものであり、常時施錠されている場所で保管、管理する必要がある。

(5) 県主体の特権 ID 及びパスワードを県が主体的に管理すべきである（意見）

**税務課では、特権 ID 及びパスワードの管理を委託先に任せ切りにしており、税務課では特権 ID 及びパスワードの情報を管理、把握していない。
税務システムの特権 ID 及びパスワードは県が主体的に管理することが望まれる。**

税務課では、委託先が保守作業のために税務システムサーバの特権 ID を使用することを許可している。許可するにあたっては、予め委託先から使用する者の氏名を提出させており、人数も必要最低限としている。また、使用時には連絡票が提出されており、使用の記録を残している。しかし、特権 ID 及びパスワードの管理を委託先に任せ切りにしており、税務課では特権 ID 及びパスワードの情報を管理、把握していない。税務システムの所有者は委託先ではなく県であることから、税務システムの特権 ID 及びパスワードは県が主体的に管理することが望まれる。

(6) 税務システムの本番データの利用について適切な管理を行うべきである（意見）

税務システムのシステム改修において委託先が本番データを利用する際は、事前に税務課システム担当者へ利用の依頼を行い税務課長の承認を得ているが、依頼、承認とも口頭によるものに留まっており、利用後のデータ廃棄についても特に記録を残していない。

委託先が本番データを利用する際は、連絡票を用いた運用が望まれる。また、データを適切に廃棄したことを確認し、記録することが望まれる。

税務システムのシステム改修における委託先の最終試験では、県に設置している試験環境に本番データのうち試験に必要な部分をコピーして、試験に利用している。委託先が本番データを利用する際は、事前に税務課システム担当者へ利用の依頼を行い税務課長の承認を得ているが、依頼、承認とも口頭によるものに留まっており、利用後のデータ廃棄についても特に記録を残していない。

本番データ利用の記録を残さないと、いつ誰が何の目的で利用したのか、利用について税務課長が承認したのか、利用後にデータを適切に廃棄したのかが不明確となってしまうおそれがある。

委託先が本番データを利用する際は、現在運用保守で利用している連絡票を用いて、利用する本番データの内容、使用期限、廃棄方法を記載させ、税務システム管理者である税務課長の承認を得てから、委託先にデータを提供するという運用が望まれる。また、利用後において、データを適切に廃棄したのか、税務課システム担当は確認し、記録することが望まれる。

第四 山梨県出資法人の概要

1. 公益法人制度改革の概要

第四 山梨県出資法人の概要

1. 公益法人制度改革の概要

(1) 公益法人制度改革の概要

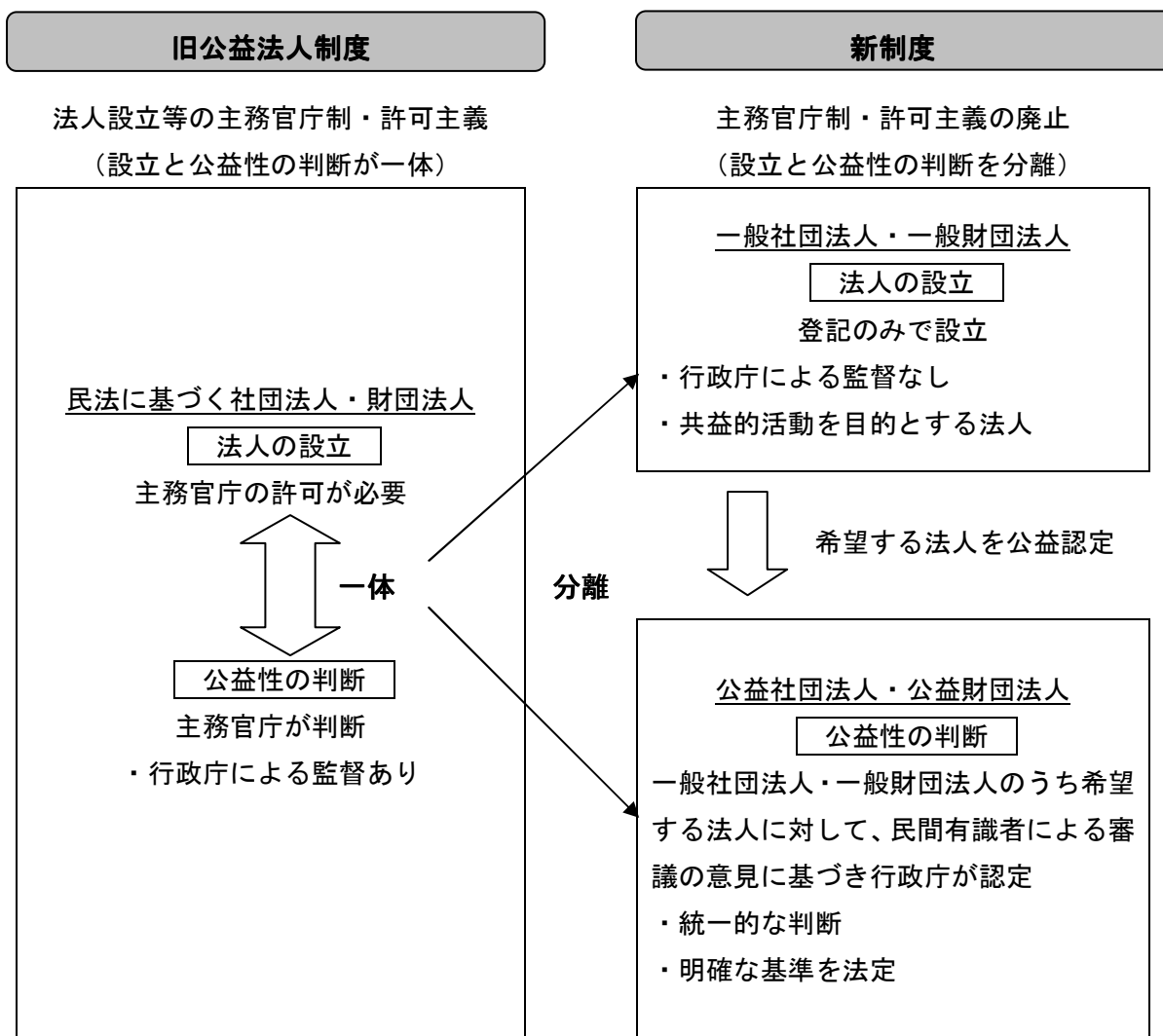
平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革関連三法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が施行された。これにより従来の公益法人は経過措置として特例民法法人とされ、法の施行日から 5 年間（平成 25 年 11 月 30 日まで）の内に、行政庁に所定の申請を行い認定または認可を得て、新制度の公益法人（公益社団法人または公益財団法人）または一般法人（一般社団法人または一般財団法人）へ移行することとされた。なお、平成 25 年 11 月 30 日までに移行を行わない法人は解散したものとみなされる。

(2) 公益法人制度改革の背景と目的

従来の公益法人は明治 29 年の民法制定以来、100 年以上もの間、抜本的な改革は行われておらず現代においてはその制度には様々な問題点が指摘されていた。1 つはその設立許可基準や公益性の判断が明確でないことにあった。法人の公益性の判断に関しては、改正前民法第 34 条において「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であり、営利を目的としないもの」と定められているのみであり、結果としてその公益性の判断は主務官庁の自由裁量となってしまうていた。また NPO 法人（特定非営利活動法人）等の存在も民法の制定時には当然に想定されておらず、制度自体を時代に適合したものにする必要があった。そのため民による公益増進の活動促進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の問題を解決するため、今回の改革が行われた。

(3) 公益法人制度改革の基本的仕組み

まずは従来の主務官庁の設立許可制度を改め、公益性の有無によらず準則主義（法人格の登記）により設立が可能となる一般法人（一般社団法人または一般財団法人）の制度を創設した。そして一般法人の内、公益目的事業を主たる目的とした法人であって、法が定める基準を満たす法人について、民間有識者の審議に基づき内閣総理大臣や知事がその公益性を認定するという制度に改めた。つまり、新しい制度の最も大きな趣旨は法人の設立と公益性の認定を分離するというところにある。また併せて公益法人が準拠すべき会計基準についても平成 16 年に企業会計基準の考え方を織り込んだ会計基準が制定された。これは従来の収支計算体系から損益計算体系へと転換する大変革であった。



	公益社団法人・公益財団法人	一般社団法人・一般財団法人
移行	・法人法及び認定法に適合していること。	・法人法に適合していること。(※1)
事業等	・公益認定基準を遵守し事業実施することが必要。事業内容を変更するには、変更の認定が必要となる場合がある。	・法人の創意工夫により公益的な事業に限らず柔軟な事業の展開が可能。(※2)
監督等	・公益認定等審議会等による報告徴収、立入検査の実施、知事等による勧告・命令、認定の取消しがある。	・原則、法人の自主的な運営が可能。(※2)

(※1) 特例民法法人からの移行については、公益目的支出計画が適正、確実であること。

(※2) 特例民法法人からの移行法人については、公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画を定めた実施事業を着実に実施し、毎年度知事等に実施報告をする必要がある。

第四 山梨県出資法人の概要

2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

山梨県が県出資法人の改革の方向性を明らかにするために平成 21 年 3 月に策定した「県出資法人経営健全化プラン」の概要は以下のとおりである。

(1) 策定の趣意

山梨県は平成 19 年 12 月に策定した「山梨県行政改革大綱」に示された県出資法人の見直しについての実施計画として「県出資法人経営健全化プラン」を平成 21 年 3 月に策定した。当プランはこれまでの県出資法人改革の取り組みや、公益法人制度改革及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」と第三セクター改革等の出資法人を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より一層の効率的・効果的な経営の推進と県民サービスの向上を図るために必要となる出資法人改革の方向性を明らかにすることがその趣意とされている。

(2) 山梨県のこれまでの出資法人改革の取り組み

山梨県は、出資法人について平成 10 年度以降、整理統合、県関与の縮小、運営の合理化・効率化等を目的として 4 回にわたり見直しの計画を策定し、法人の統廃合をはじめ、県関与の見直し、民間への譲渡、管理部門の一元化、情報公開の推進等の改革に取り組んできた。また、平成 19 年度からは、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した合理的、効率的な法人経営を可能とするため、PDCA マネジメント・サイクルの考え方を導入した経営評価を実施している。

(3) 対象とされる法人及び計画期間

プラン策定時に県が出資していた法人全 41 法人のうち、平成 21 年 3 月に解散した(財)山梨県公園公社とその運営に県が関与しないこととされている(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブの 2 法人を除いた 39 法人が対象とされている。また、計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間である。

(4) 出資法人改革の方向性等

山梨県は出資法人改革の方向性を以下のように定めている。

i. 法人の役割や事業の再確認等

社会経済情勢の変化に伴い、目的が県民ニーズに合った内容となっているかを確認するとともに、民間企業や非営利団体などとの役割分担を踏まえた事業等の見直しを行う。

ii. 公益法人制度改革への対応

旧公益法人は、事業内容や財務状況を勘案し、新制度の法人に移行する必要があるた

第四 山梨県出資法人の概要
2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

め、移行する法人の種類、課題、スケジュール等を整理検討する。

iii. 国ガイドラインへの対応

国ガイドラインに沿った経営改革を進めることとし、外部の専門家を含めた検討委員会の検討結果等を踏まえ、経営改革に関する方針を策定する。

iv. 効率的な業務体制の推進

出資法人に対しては、公益性の観点から県が支援を行っているが、県の財政状況が厳しいことを踏まえて、出資法人も効率的な業務体制の推進を図る。

(5) 総合的かつ持続的な改革の推進

山梨県は総合的かつ持続的な改革の推進のために以下の3点を掲げている。

i. 自立した法人経営を行う環境の整備

平成18年度から指定管理者制度の導入により、公共施設の管理を主たる業務とした法人においては、組織のスリム化や経営の効率化が進められた。

ii. 経営評価システムを中心とした経営改革

PDCA マネジメント・サイクルの考え方を導入した経営評価システムは、各法人が自己評価を行い、その自己評価に対し経営評価アドバイザー会議の意見等を参考に県が総合所見を作成し、県民に対しても公表する等、透明性の確保を図りながら、継続的な取り組みを行う仕組みとなっている。

iii. 改革の推進と検証

出資法人は、県の行政目的達成の一翼を担っていることに鑑み、本プランに示された出資法人改革の実現に向け、県と法人が協力して、具体的な取組内容の確実な実施に努めるとともに、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、数値目標の達成状況と併せて、県のホームページ上で公表することとする。

(6) 個別法人の改革の概要(表中の太字ゴシックは今回の外部監査の対象とした法人)

i. 存廃を含めた抜本的な見直しを実施する法人(1法人)

法人名	改革の概要
(社) 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	平成21年度から廃プラスチックの加工処理を全面廃止することとしており、法人の存廃を含めた抜本的な見直しを実施する。

第四 山梨県出資法人の概要

2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

ii. 国ガイドラインに沿って法人のあり方を検討する法人（5 法人）

法人名	改革の概要
山梨県土地開発公社	社会情勢の変化に伴い、土地の先行取得の意義が薄れている。県の支援により米倉山造成地の債務処理を進めるとともに、公社のあり方を検討する。
(財)山梨県環境整備事業団	平成 21 年度の供用開始に向けて、経営方針を策定し、健全な経営に向けて、効率的な運営に努める。
(財)山梨県林業公社	木材価格の低迷が続いており、分収造林事業の意義は薄れている。国の支援策も踏まえて、今後の法人のあり方を検討する。なお、公益法人制度改革への対応として、正味財産不足の状態の解消も課題となる。
(財)山梨県農業振興公社	農地保有合理化事業については債務超過となっているため、この解消策と合わせて、今後の法人のあり方を検討する。
山梨県住宅供給公社	社会情勢の変化に伴い、住宅分譲事業は廃止する。県の支援により計画的に住宅分譲事業に係る債務処理をすすめるとともに、公社のあり方を検討する。

iii. 中・長期的な経営合理化を図る法人(27 法人)

法人名	改革の概要
(財)山梨総合研究所 ※平成 23 年 11 月 1 日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に、公益目的事業の充実と管理費の縮減が課題である。
山梨県更生保護協会	寄付金への依存度が高く経営が不安定なため、経営計画を策定し、安定的な収入確保を図る。
(財)やまなし文化学習協会	県民文化ホールの指定管理者に選定されなかったことや公益法人制度改革などを踏まえ、経営計画を改定し、さらなる経営の合理化を図る。
(財)山梨県青少年協会 ※平成 23 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、指定管理者制度の下で、運営費の抑制が課題である。
(社)山梨県私学教育振興会	公益法人制度改革を前提に経営計画を策定する。特に、事業量が減少しており、事業の充実等が課題である。

第四 山梨県出資法人の概要
2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

(財)山梨県臓器移植推進財団 ※平成 23 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、基本財産を取り崩しており、収入の確保が課題である。
(財)山梨県生活衛生営業指導センター	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、公衆衛生の向上のため、より積極的な事業展開が課題である。
(財)山梨県健康管理事業団	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。自立した経営に向け、より一層の経営の改善が課題である。
(財)山梨県緑化推進機構 ※平成 23 年 1 月 4 日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。
㈱清里の森管理公社	県受託事業の廃止等を踏まえ、独立採算に向けて、経営計画を見直す。
(財)やまなし産業支援機構 ※平成 23 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。経営合理化を進めているが、業務量の増加に伴う組織、機能の充実も課題となっている。組織等の見直しに際しては、県運営費補助金の抑制に留意する必要がある。
山梨県信用保証協会	単年度収支の赤字が続いており、収益及び費用の抜本的見直しを含めた経営計画を策定する。
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	経営の合理化を図るとともに、公益法人制度改革に対応するため、法人のあり方を検討する。
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	経営の合理化を図るとともに、公益法人制度改革に対応するため、法人のあり方を検討する。
(財)山梨県国際交流協会	公益法人制度改革を踏まえ経営計画を見直す。特に事業費の大半を占める収益事業の見直しが課題である。また、既に役割を終えたと思われる「農業拓殖基金債務保証事業」の見直しも必要である。
(社)山梨県青果物経営安定基金協会	公益社団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、単年度収支の赤字の改善が課題である。
(財)山梨県子牛育成協会 ※平成 23 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に、指定管理者の制度の下で、人件費の抑制が課題である。

第四 山梨県出資法人の概要

2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

(社)山梨県畜産協会	公益社団法人化を前提に経営計画を策定する。補助金・委託金等に頼らない安定的な運営が課題。
(財)山梨県馬事振興センター	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に、運営費補助金の抑制が課題である。
(株)山梨食肉流通センター	旧食肉公社の負債を引き継いでおり、厳しい経営が続いている。経営計画を見直し、引き続き経営合理化を進める。
山梨県農業信用基金協会	経営計画に基づき、経営の合理化を推進する。
山梨県道路公社	雁坂トンネル有料道路の交通量が計画を大きく下回っているため、経営計画を見直し、経費の削減等により計画的に経営改善を図る。
(財)山梨県下水道公社	公益法人制度を踏まえ経営計画を見直す。特に、給与の適正化が課題である
(財)山梨みどり奨学会 ※平成22年4月1日公益財団法人へ移行	公益財団法人化を前提に経営計画を見直す。特に償還業務の確実な実施が課題である。
(財)山梨県体育協会	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。特に、運営費の抑制が課題である。
(財)山梨県暴力追放県民会議 ※平成22年11月1日公益財団法人へ移行、名称を(公財)山梨県暴力追放運動推進センターと改称	公益財団法人化を前提に経営計画を策定する。寄付金の獲得と経費の削減が課題である。

iv. 自立的に経営の合理化を進める法人(6法人)

法人名	改革の概要
(財)ふるさと財団 ※平成23年4月1日公益財団法人へ移行、名称を(公財)長田ふるさと財団と改称	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。
(財)やまなみ文化基金	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。
(福)山梨県社会福祉事業団	独立採算の下、自立的な運営を行っている。
(財)山梨県アイバンク ※平成23年4月1日公益財団法人へ移行	基本財産の運用益や寄付金の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。
(財)やまなし環境財団	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、

第四 山梨県出資法人の概要
2. 山梨県による県出資法人経営健全化プランの概要

※平成 23 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行	公益財団法人に移行する。
(財)小佐野記念財団	基本財産の運用益の範囲内で運営を行っており、公益財団法人に移行する。

(※は監査人による)

第四 山梨県出資法人の概要

3. 山梨県が出資している全 40 法人の概要

(1) 財務の状況(平成 22 年度)

3. 山梨県が出資している全 40 法人の総括表

(1) 財務の状況(平成 22 年度)

法人名	資産			負債			正味財産等(資本等)		
	流動資産	固定資産	資産計	流動負債	固定負債	負債計	正味財産計 (資本計)	内当期増減額	内基本財産等 (内資本金)
(特)山梨県土地開発公社	2,493,404	169,409	2,662,813	8,248,210	1,563,947	9,812,157	△ 7,149,344	20,897	20,000
(公財)山梨総合研究所	45,308	587,629	632,937	5,964	0	5,964	626,973	△ 10,795	525,000
(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ	355,430	161,003	516,433	258,007	47,987	305,994	210,440	201	367,000
(公財)長田ふるさと財団	4,947	501,152	506,099	0	0	0	506,099	△ 772	500,000
(特)山梨県更生保護協会	20,144	146,243	166,387	0	1,243	1,243	165,144	1,926	145,000
(財)やまなみ文化基金	1,382	300,800	302,182	0	0	0	302,182	1,281	300,800
(財)やまなし文化学習協会	99,844	15,001	114,845	18,879	0	18,879	95,966	668	15,000
(社)山梨県私学教育振興会	108,309	136,110	244,419	0	0	0	244,419	△ 2,832	204,179
(福)山梨県社会福祉事業団	1,730,619	2,857,534	4,588,153	307,936	196,142	504,078	4,084,075	223,002	13,300
(公財)山梨県臓器移植推進財団	4,503	36,734	41,237	61	1,108	1,169	40,068	△ 2,311	35,625
(公財)山梨県アイバンク	2,438	51,000	53,438	0	0	0	53,438	△ 758	51,000
(財)山梨県生活衛生営業指導センター	1,291	5,000	6,291	182	0	182	6,109	156	5,000
(財)山梨県健康管理事業団	227,595	788,295	1,015,890	39,573	185,935	225,508	790,382	1,958	4,536
(公財)やまなし環境財団	6,946	483,011	489,957	794	0	794	489,163	△ 47	482,290
(財)山梨県環境整備事業団	256,961	4,151,874	4,408,835	2,394,839	1,816,123	4,210,962	197,873	△ 675,918	30,000
(公財)山梨県緑化推進機構	73,770	1,086,390	1,160,160	544	393	937	1,159,223	54,465	1,032,216
(財)山梨県林業公社	524,548	26,408,409	26,932,957	31,376	27,128,909	27,160,285	△ 227,328	△ 13,206	1,000
(株)清里の森管理公社	53,316	18,346	71,662	9,377	14,218	23,595	48,067	303	10,000
(公財)やまなし産業支援機構	7,762,798	5,711,176	13,473,974	171,050	10,063,929	10,234,979	3,238,995	6,410	434,170
(特)山梨県信用保証協会	15,430,668	212,384,052	227,814,720	5,700,407	212,484,113	218,184,520	9,630,199	245,149	9,248,838
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	35,710	1,403,771	1,439,481	14,897	72,389	87,286	1,352,195	△ 13,060	30,000
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	5,938	368,126	374,064	5,234	10,414	15,648	358,416	△ 13,267	30,000
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター	11,681	549,017	560,698	10,106	54,283	64,389	496,309	△ 2,930	30,000
(財)小佐野記念財団	3,602	320,950	324,552	0	0	0	324,552	229	300,000
(財)山梨県国際交流協会	39,219	250,696	289,915	5,235	6,995	12,230	277,685	△ 21,954	250,696
(財)山梨県農業振興公社	127,801	866,649	994,450	54,980	271,728	326,708	667,742	△ 2,620	807,111
(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	5,158	50,189	55,347	3,019	1,586	4,605	50,742	184	31,305
(社)山梨県青果物経営安定基金協会	1,276	918,556	919,832	953	38,751	39,704	880,128	△ 1,138	815,782
(公財)山梨県子牛育成協会	28,063	96,825	124,888	13,714	63,828	77,542	47,346	2,526	10,000
(社)山梨県畜産協会	60,865	660,875	721,740	28,839	658,186	687,025	34,715	△ 217,864	0
(財)山梨県馬事振興センター	3,686	279,767	283,453	1,532	21,420	22,952	260,500	△ 21,488	1,000
(株)山梨県食肉流通センター	437,534	376,452	813,986	143,577	520,727	664,304	149,683	5,383	420,000
(特)山梨県農業信用基金協会	47,215,970	3,716,495	50,932,465	46,469,678	1,453,653	47,923,331	3,009,134	69,049	2,865,370
(特)山梨県道路公社	705,760	4,933,904	5,639,664	102,862	3,831,890	3,934,752	1,704,911	102,311	1,225,000
(財)山梨県下水道公社	223,563	228,319	451,882	171,250	153,588	324,838	127,044	84	74,000
(特)山梨県住宅供給公社	426,652	7,775,902	8,202,554	237,745	11,871,392	12,109,137	△ 3,906,584	212,228	10,000
(公財)山梨みどり奨学会	12,814	1,729,765	1,742,579	2,935	918	3,853	1,738,726	253,136	480,293
(公財)山梨県青少年協会	151,558	182,225	333,783	110,864	131,225	242,089	91,694	18,346	51,000
(財)山梨県体育協会	432,392	1,003,675	1,436,067	180,129	237,297	417,426	1,018,641	36,181	449,249
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター	3,741	594,196	597,937	105	175	280	597,657	△ 952	594,197
全法人合計	79,137,204	282,305,522	361,442,726	64,744,853	272,904,492	337,649,345	23,793,379	254,161	21,899,957

第四 山梨県出資法人の概要
3. 山梨県が出資している全40法人の概要

(2) 収支の状況(平成22年度)

(2) 収支の状況(平成22年度)

(単位：千円)

法人名	経常収入(A)	(A)のうち県からの補助金・委託金(B)	(B)÷(A)	経常支出(C)	経常収支差額(A)-(C)	経常収支比率(A)÷(C)
(特)山梨県土地開発公社	786,066	216,057	27.5%	765,169	20,897	102.7%
(公財)山梨総合研究所	76,034	5,000	6.6%	86,764	△10,730	87.6%
(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ	1,067,057	0	0.0%	1,064,499	2,558	100.2%
(公財)長田ふるさと財団	5,123	0	0.0%	5,895	△772	86.9%
(特)山梨県更生保護協会	12,573	0	0.0%	10,647	1,926	118.1%
(財)やまなみ文化基金	4,231	0	0.0%	2,950	1,281	143.4%
(財)やまなし文化学習協会	259,687	179,335	69.1%	259,019	668	100.3%
(社)山梨県私学教育振興会	1,926	0	0.0%	4,758	△2,832	40.5%
(福)山梨県社会福祉事業団	2,226,339	114,905	5.2%	2,001,692	224,647	111.2%
(公財)山梨県臓器移植推進財団	3,418	650	19.0%	5,729	△2,311	59.7%
(公財)山梨県アイバンク	3,941	500	12.7%	4,699	△758	83.9%
(財)山梨県生活衛生営業指導センター	20,847	17,165	82.3%	20,691	156	100.8%
(財)山梨県健康管理事業団	535,364	37,201	6.9%	533,085	2,279	100.4%
(公財)やまなし環境財団	7,510	0	0.0%	7,803	△293	96.2%
(財)山梨県環境整備事業団	194,777	3,524	1.8%	870,695	△675,918	22.4%
(公財)山梨県緑化推進機構	90,116	3,074	3.4%	87,540	2,576	102.9%
(財)山梨県林業公社	657,264	307,384	46.8%	672,164	△14,900	97.8%
(株)清里の森管理公社	99,328	0	0.0%	98,510	818	100.8%
(公財)やまなし産業支援機構	3,311,496	198,004	6.0%	3,305,086	6,410	100.2%
(特)山梨県信用保証協会	2,570,176	67,245	2.6%	1,418,448	1,151,728	181.2%
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	111,255	12,218	11.0%	104,784	6,471	106.2%
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	67,185	20,399	30.4%	79,143	△11,958	84.9%
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター	80,338	25,329	31.5%	82,104	△1,766	97.8%
(財)小佐野記念財団	3,608	0	0.0%	3,378	230	106.8%
(財)山梨県国際交流協会	297,723	48,663	16.3%	319,803	△22,080	93.1%
(財)山梨県農業振興公社	193,378	12,016	6.2%	190,955	2,423	101.3%
(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	36,925	0	0.0%	36,741	184	100.5%
(社)山梨県青果物経営安定基金協会	192,526	0	0.0%	193,621	△1,095	99.4%
(公財)山梨県子牛育成協会	257,210	210,579	81.9%	254,684	2,526	101.0%
(社)山梨県畜産協会	350,065	5,712	1.6%	258,591	91,474	135.4%
(財)山梨県馬事振興センター	96,583	24,558	25.4%	100,094	△3,511	96.5%
(株)山梨県食肉流通センター	1,491,272	0	0.0%	1,487,226	4,046	100.3%
(特)山梨県農業信用基金協会	242,590	31	0.0%	228,932	13,658	106.0%
(特)山梨県道路公社	950,396	21,050	2.2%	1,000,934	△50,538	95.0%
(財)山梨県下水道公社	2,239,334	2,223,453	99.3%	2,227,420	11,914	100.5%
(特)山梨県住宅供給公社	1,332,221	807,629	60.6%	1,119,993	212,228	118.9%
(公財)山梨みどり奨学会	22,821	10,081	44.2%	17,072	5,749	133.7%
(公財)山梨県青少年協会	765,786	664,922	86.8%	744,487	21,299	102.9%
(財)山梨県体育協会	1,153,363	822,135	71.3%	1,113,496	39,867	103.6%
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター	17,146	1,844	10.8%	18,097	△951	94.7%
全法人合計	21,834,998	6,060,663	27.8%	20,807,398	1,027,600	104.9%

第四 山梨県出資法人の概要

3. 山梨県が出資している全 40 法人の概要

(3) 出資金、県支出金及び県貸付金の状況(平成 22 年度)

(3) 出資金、県支出金及び県貸付金の状況 (平成 22 年度)

(単位：千円)

法人名	出資金			県支出金			県貸付金残高
	出資総額(A)	県出資額(B)	(B)÷(A)	負担金補助金(A)	委託金(B)	(C)=(A)+(B)	
(特)山梨県土地開発公社	20,000	20,000	100.0%	201,285	14,772	216,057	0
(公財)山梨総合研究所	525,000	200,000	38.1%	5,000	0	5,000	0
(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ	367,000	80,000	21.8%	0	0	0	0
(公財)長田ふるさと財団	500,000	300,000	60.0%	0	0	0	0
(特)山梨県更生保護協会	145,000	40,000	27.6%	0	0	0	0
(財)やまなみ文化基金	300,000	300,000	100.0%	0	0	0	0
(財)やまなし文化学習協会	15,000	15,000	100.0%	0	179,335	179,335	0
(社)山梨県私学教育振興会	204,179	100,000	49.0%	0	0	0	0
(福)山梨県社会福祉事業団	13,300	13,300	100.0%	2,962	111,943	114,905	0
(公財)山梨県臓器移植推進財団	35,625	10,000	28.1%	650	0	650	0
(公財)山梨県アイバンク	51,000	5,000	9.8%	500	0	500	0
(財)山梨県生活衛生営業指導センター	5,000	2,000	40.0%	17,165	0	17,165	0
(財)山梨県健康管理事業団	4,536	100	2.2%	5,147	32,054	37,201	0
(公財)やまなし環境財団	482,290	479,000	99.3%	0	0	0	0
(財)山梨県環境整備事業団	30,000	10,000	33.3%	3,524	0	3,524	0
(公財)山梨県緑化推進機構	1,032,216	300,000	29.1%	1,551	1,523	3,074	0
(財)山梨県林業公社	1,000	1,000	100.0%	159,277	148,107	307,384	14,706,980
(株)清里の森管理公社	10,000	4,500	45.0%	0	0	0	0
(公財)やまなし産業支援機構	434,170	173,800	40.0%	138,837	59,207	198,044	6,918,360
(特)山梨県信用保証協会	9,248,838	2,335,149	25.2%	67,245	0	67,245	9,414,988
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	30,000	10,000	33.3%	12,218	0	12,218	35,911
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	30,000	14,200	47.3%	20,399	0	20,399	0
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター	30,000	13,950	46.5%	28,724	10,225	38,949	48,870
(財)小佐野記念財団	300,000	300,000	100.0%	0	0	0	0
(財)山梨県国際交流協会	250,876	200,100	79.8%	9,350	39,313	48,663	0
(財)山梨県農業振興公社	807,111	600,000	74.3%	12,016	0	12,016	57,246
(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	31,305	15,000	47.9%	0	0	0	0
(社)山梨県青果物経営安定基金協会	815,782	82,700	10.1%	0	0	0	0
(公財)山梨県子牛育成協会	10,000	10,000	100.0%	0	210,579	210,579	0
(社)山梨県畜産協会	218,272	87,500	40.1%	1,787	3,925	5,712	0
(財)山梨県馬事振興センター	1,000	400	40.0%	4,496	20,062	24,558	0
(株)山梨県食肉流通センター	420,000	150,000	35.7%	80,463	500	80,963	0
(特)山梨県農業信用基金協会	2,865,370	497,510	17.4%	31	0	31	0
(特)山梨県道路公社	1,225,000	612,500	50.0%	0	21,050	21,050	0
(財)山梨県下水道公社	74,000	37,000	50.0%	0	2,223,453	2,223,453	0
(特)山梨県住宅供給公社	10,000	10,000	100.0%	242,580	567,629	810,209	2,788
(公財)山梨みどり奨学会	480,293	16,000	3.3%	256,498	0	256,498	0
(公財)山梨県青少年協会	51,000	20,000	39.2%	0	664,922	664,922	0
(財)山梨県体育協会	449,249	411,407	91.6%	172,205	649,930	822,135	0
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター	594,196	300,000	50.5%	0	1,844	1,844	0
合計	22,117,608	7,777,116	35.2%	1,443,910	4,960,373	6,404,283	31,185,143

注) 山梨総合研究所の委託金には調査・計画策定委託料は除く

第四 山梨県出資法人の概要
3. 山梨県が出資している全40法人の概要

(4) 役員構成(平成23年4月1日時点)

(4) 役員構成(平成23年4月1日時点)

単位：人

法人名	常勤理事（取締役）					非常勤理事（取締役）					監事（監査役）					評議員計	総計
	プロパー	県職員	県OB	その他	計	プロパー	県職員	県OB	その他	計	プロパー	県職員	県OB	その他	計		
(特)山梨県土地開発公社			1		1		4			4		2			2		7
(公財)山梨総合研究所				2	2		1		8	9		1		2	3	11	25
(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ	3			3	6	8				8				2	2		16
(公財)長田ふるさと財団					0		1		8	9		1		1	2	7	18
(特)山梨県更生保護協会					0				20	20				2	2	29	51
(財)やまなみ文化基金					0		2		6	8		1		1	2	8	18
(財)やまなし文化学習協会	1				1		2		8	10				2	2	11	24
(社)山梨県私学教育振興会					0		1		9	10				2	2		12
(福)山梨県社会福祉事業団			1		1	1	1		4	6				2	2	15	24
(公財)山梨県臓器移植推進財団					0		1		15	16		1		2	3	14	33
(公財)山梨県アイバンク					0		2		10	12		1		1	2	12	26
(財)山梨県生活衛生営業指導センター			1		1				9	9				3	3		13
(財)山梨県健康管理事業団			1		1		3		19	22				4	4		27
(公財)やまなし環境財団					0		1		6	7				2	2	7	16
(財)山梨県環境整備事業団		1	1		2		4		16	20		1		1	2	21	45
(公財)山梨県緑化推進機構			1		1				10	10				2	2	12	25
(財)山梨県林業公社			1		1		2		10	12		1		1	2	19	34
(株)清里の森管理公社			1		1		2		2	4				2	2		7
(公財)やまなし産業支援機構		1	1		2		1	2	5	8			1	1	2	10	22
(特)山梨県信用保証協会	1		2		3		1		11	12	1			1	2		17
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター			1	1	2		1		17	18				2	2	22	44
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター			1		1		2		11	13				2	2	16	32
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター			1		1		2		27	29				2	2	31	63
(財)小佐野記念財団					0		2		4	6		1		1	2	6	14
(財)山梨県国際交流協会			1		1		1		11	12		1		1	2	14	29
(財)山梨県農業振興公社			1		1		4		8	12				2	2	12	27
(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター			1		1		5		15	20				2	2		23
(社)山梨県青果物経営安定基金協会					0		1		10	11				3	3		14
(公財)山梨県子牛育成協会			1		1		2		6	8				2	2	5	16
(社)山梨県畜産協会					0		2	1	12	15		1		2	3		18
(財)山梨県馬事振興センター				1	1		3		8	11		1		1	2		14
(株)山梨県食肉流通センター			1		1		3		4	7				3	3		11
(特)山梨県農業信用基金協会	1				1		1		10	11		1		2	3		15
(特)山梨県道路公社			1		1		4			4		2			2		7
(財)山梨県下水道公社			2		2		3		14	17		1		2	3		22
(特)山梨県住宅供給公社			1		1		4			4		2			2		7
(公財)山梨みどり奨学会					0		1	3	8	12			1	1	2	7	21
(公財)山梨県青少年協会			2		2		3	1	5	9				1	1	8	20
(財)山梨県体育協会			1		1		2		29	31				2	2	80	114
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター			1		1			2	4	6				2	2	10	19
全法人合計	6	2	27	7	42	9	75	9	379	472	1	19	2	67	89	387	990

第四 山梨県出資法人の概要

3. 山梨県が出資している全 40 法人の概要

(5) 職員の構成(平成 23 年 4 月 1 日時点)

(5) 職員の構成(平成 23 年 4 月 1 日時点)

単位：人

法人名	管理職					一般職員					臨時・非常勤職員				総計
	プロパー	県職員	県OB	その他	計	プロパー	県職員	県OB	その他	計	プロパー等	県職員	県OB	計	
(特)山梨県土地開発公社	2	1			3	1				1				0	4
(公財)山梨総合研究所	1				1	1	3			4	4			4	9
(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ					0	7			2	9	6			6	15
(公財)長田ふるさと財団					0					0		5		5	5
(特)山梨県更生保護協会	1				1	1				1				0	2
(財)やまなみ文化基金					0					0		5		5	5
(財)やまなし文化学習協会	5				5	10				10	16		1	17	32
(社)山梨県私学教育振興会					0					0	1		1	2	2
(福)山梨県社会福祉事業団	9		5		14	131				131	133			133	278
(公財)山梨県臓器移植推進財団					0					0	1			1	1
(公財)山梨県アイバンク					0					0	1			1	1
(財)山梨県生活衛生営業指導センター					0	1				1			1	1	2
(財)山梨県健康管理事業団	5				5	22				22	19		4	23	50
(公財)やまなし環境財団		2			2		2			2				0	4
(財)山梨県環境整備事業団		5			5		9			9	3			3	17
(公財)山梨県緑化推進機構		1			1					0	1			1	2
(財)山梨県林業公社	4	1	4		9	7		3		10	8		1	9	28
(株)清里の森管理公社	2				2	3				3	1			1	6
(公財)やまなし産業支援機構	6				6	12	2		1	15	54			54	75
(特)山梨県信用保証協会	12				12	29				29	14		1	15	56
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター					0	1				1	6			6	7
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター					0	2			1	3	5			5	8
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター				1	1	3				3	4		1	5	9
(財)小佐野記念財団		2			2		4			4	0			0	6
(財)山梨県国際交流協会			1		1	3				3	4			4	8
(財)山梨県農業振興公社	1	1			2	2				2	1		2	3	7
(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター				1	1	1				1	1			1	3
(社)山梨県青果物経営安定基金協会					0	2				2			1	1	3
(公財)山梨県子牛育成協会	2				2	19				19	2			2	23
(社)山梨県畜産協会	1				1	4				4	4		1	5	10
(財)山梨県馬事振興センター	1		1		2	3				3	5			5	10
(株)山梨県食肉流通センター	7				7	35				35	15			15	57
(特)山梨県農業信用基金協会	1			1	2	3			1	4	1			1	7
(特)山梨県道路公社		2			2		8			8	2		1	3	13
(財)山梨県下水道公社	3				3	19				19	4			4	26
(特)山梨県住宅供給公社	2	1			3	11				11	8			8	22
(公財)山梨みどり奨学会		1			1	1				1	2			2	4
(公財)山梨県青少年協会	8				8	19				19	35			35	62
(財)山梨県体育協会	7				7	31				31	37			37	75
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター					0			1		1	1			1	2
全法人合計	80	17	11	3	111	384	28	4	5	421	399	10	15	424	956

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(1) 公益財団法人長田ふるさと財団

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(1) 公益財団法人長田ふるさと財団

①所在

公益財団法人長田ふるさと財団はその事務局を山梨県企画県民部県民生活・男女参画課内に置く。

②沿革

昭和 62 年 12 月	東京相和銀行関連 7 社が県に対して財団設立の原資として 2 億 9 千 8 百万円を寄付
昭和 63 年 1 月	財団法人ふるさと財団設立
平成 23 年 4 月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人長田ふるさと財団として新たに設立登記

③目的

基本財産の運用益をもとに、民間活動（障害者・高齢者への福祉活動、芸術・文化活動、教育・教養活動、国際交流・地域振興活動など）への助成や県民の看護師さんの表彰を通して、県民が心身ともに健康で幸せを実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
- ・ 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業
- ・ 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
- ・ 看護の促進に関する事業

民間活動への助成	基本財産の運用益をもとに、障害者・高齢者の福祉、芸術・文化活動、教育・教養を深める活動、国際交流や地域振興などを行う民間の団体に対する助成を実施する。
県民の看護師さん表彰	基本財産の運用益をもとに、看護の第一線で活躍している看護師等への表彰を行う。（副賞として、「ナイチンゲールゆかりの地を訪ねる研修」を実施）

⑤所管部（局）課

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(2) 更生保護法人山梨県更生保護協会

(2) 更生保護法人山梨県更生保護協会

①所在

更生保護法人山梨県更生保護協会は山梨県甲府市中央 1-11-8 甲府保護観察所内に所在している。

②沿革

昭和 25 年 6 月	山梨保護観察協会結成
昭和 27 年	山梨更生保護助成協会に改称
昭和 30 年 12 月	公益法人認可
昭和 39 年 4 月	山梨更生保護協会に改称
昭和 42 年	山梨県更生保護協会に改称
平成 8 年 4 月	法人格を更生保護法人に変更

③目的

山梨県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第 2 条第 2 項に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- ・ 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- ・ 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- ・ 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- ・ 更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に掲げる者に対する金品の給与

一時保護事業	保護観察対象者や更生緊急保護の対象者（刑務所満期釈放者、起訴猶予者など）のうち、援助や保護が必要な人に対する、必要かつ相当な範囲で金品の給貸与等の援助を行う。
連絡助成事業	更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡及び助成を行う。

⑤所管部（局）課

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(3) 財団法人やまなみ文化基金

(3) 財団法人やまなみ文化基金

①所在

財団法人やまなみ文化基金はその事務局を山梨県企画県民部生涯学習文化課内に置く。

②沿革

昭和 59 年 8 月	山梨日日新聞社及び山梨放送が財団設立の原資として 3 億円を寄付 財団法人やまなみ文化基金設立
-------------	--

③目的

山梨県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 地域文化振興事業への助成
- ・ 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成
- ・ 文化教養活動の奨励、助成

地域文化振興事業への助成	地域に残るすぐれた伝統文化の保存や伝承活動の促進、また地域における新しい文化の創造のための事業など、県内の各種文化団体が行う事業に対する助成を実施する。
芸術文化の創作、成果発表への助成	県民の芸術文化活動が自主的かつ活発に行われるよう、個人、各種芸術文化団体が行う活動成果の発表会等に対する助成を実施する。
文化教養活動への助成	県民の文化意識の高揚を図ることを目的として、地域の各種文化団体等が行う国内外の文化事業や講演会等に対する助成を実施する。

⑤所管部（局）課

山梨県企画県民部生涯学習文化課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(4) 社団法人山梨県私学教育振興会

(4) 社団法人山梨県私学教育振興会

①所在

社団法人山梨県私学教育振興会は山梨県甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル6階に所在している。

②沿革

昭和36年7月	社団法人山梨県私学教育振興会設立
---------	------------------

③目的

山梨県内の私学教育振興のため、必要な資金を貸付、又は助成し、もって私学教育を振興し、本県教育文化の高揚に資することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・本会の会員が、その設置する私立学校の経営上資金を必要とする場合の貸付又は助成
- ・本会の会員が、その設置する私立学校の教育の振興のために事業を行う場合の助成
- ・会員又は本会の会員等で組織する団体が私立学校の職員の研修及び福利厚生等の事業を行う場合の助成

貸付事業	私立学校の教育条件の改善充実と経営の安定健全化に資するための貸付を実施する。(施設整備及び経営資金、耐震診断及び耐震工事経費貸付)
助成事業	県私立中学高等学校連合会、県私立幼稚園協会が実施する研修会、県私学協会が主催する私学振興大会に対して助成を実施する。

⑤所管部(局)課

山梨県総務部私学文書課

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(5) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

(5) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

①所在

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の本部事務局は山梨県山梨市一町田中 155 に所在している。また、法人において経営及び山梨県より管理を受託している施設は下表のとおりである。

施設名	所在地
豊寿荘	山梨県南アルプス市十日市場 727
明生学園	山梨県甲斐市竜王 2175
桃源荘	山梨県山梨市一町田中 155
きぼうの家	山梨県甲府市羽黒町 1255
もえぎ寮	山梨県大月市富浜町宮谷 1510-3
はまなし寮	山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-1
山梨県立総合福祉センター かえで荘	山梨県笛吹市石和町窪中島 587-36
山梨県立聴覚障害者情報センター	山梨県甲府市北新一丁目 2-12

②沿革

昭和 41 年 4 月	法人本部事業執行体制確立、山梨県立養護老人ホーム豊寿荘の運営受託
昭和 41 年 11 月	山梨県立老人福祉センターの運営受託
昭和 42 年 9 月	山梨県立明生学園の運営受託
昭和 46 年 2 月	本部事務局が山梨県民会館から社会福社会館へ移転
昭和 46 年 4 月	山梨県立特別養護老人ホーム桃源荘の運営受託
昭和 51 年 9 月	山梨県立きぼうの家の運営受託
昭和 56 年 3 月	山梨県立老人福祉センター閉鎖
昭和 57 年 9 月	山梨県立総合福祉センターかえで荘の運営受託
昭和 63 年 4 月	山梨県立もえぎ寮の運営受託
平成 8 年 4 月	山梨県立はまなし寮の運営受託
平成 9 年 4 月	本部事務局が社会福社会館から福祉プラザへ移転
平成 9 年 4 月	山梨県立聴覚障害者福祉センターの運営受託
平成 17 年 4 月	山梨県社会福祉事業団民営化（県立入所 6 施設移管受入れ）
平成 18 年 4 月	山梨県立総合福祉センターかえで荘指定管理者制度スタート
平成 18 年 4 月	山梨県立聴覚障害者福祉センター指定管理者制度スタート
平成 22 年 10 月	本部事務局が福祉プラザから桃源荘へ移転

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(5) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

③目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

i. 第一種社会福祉事業

- ・ 養護老人ホームの経営
- ・ 児童養護施設の経営
- ・ 特別養護老人ホームの経営
- ・ 身体障害者療護施設の経営
- ・ 身体障害者通所授産施設の経営
- ・ 知的障害者授産施設の経営

ii. 第二種社会福祉事業

- ・ 山梨県立総合福祉センターの経営
- ・ 老人デイサービス事業の経営
- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 聴覚障害者情報提供施設の経営
- ・ 老人居宅介護等事業の経営

高年齢者福祉	<p>i. 豊寿荘（養護老人ホーム・訪問介護事業・特定施設入居者生活介護事業・特別養護老人ホーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境や経済的事情により生活が困難な概ね 65 歳以上の方が、生活を送ることが出来るよう支援する。 <p>ii. 桃源荘（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護施設、通所介護施設、居宅介護支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度に基づき、日常生活の援助を受け、快適な生活を送ることが出来るよう支援する。
障害者福祉	<p>i. きぼうの家（身体障害者療護施設・短期入所事業・身体障害者通所授産施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする身体障害者の方が安心して生活を送ることが出来るよう支援する。 ・ 身体的な理由により、一般に就労が困難な方が、職業を得て自活できるように支援を行う。

	<p>ii. はまなし寮（身体障害者療護施設・短期入所事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする身体障害者の方が安心して生活を送ることができるよう支援する。 <p>iii. もえぎ寮（知的障害者授産施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等での就労が困難な知的障害者の方に、働く場の提供や知識及び技能習得のための訓練を行う。 <p>iv. 県立聴覚障害者情報センター（指定管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者派遣事業などを行い、聴覚障害者の自立と社会参加を支援する。
<p>児童福祉</p>	<p>明生学園（児童養護施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな理由から保護者と一緒に生活できない児童を保護者に代わって養育し支援を行う。
<p>総合福祉センター</p>	<p>県立総合福祉センターかえで荘（指定管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上の方、母子家庭及び寡婦の方、障害者の方がご利用いただける宿泊温泉施設。

⑤所管部（局）課

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(6) 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

(6) 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

①所在

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団は山梨県中央市下河東 1110 に所在している。

②目的

臓器移植に関する知識の普及啓発及び啓蒙を図るとともに、腎臓機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

③沿革

昭和 61 年 8 月	財団法人山梨県臓器移植推進財団設立
平成 23 年 4 月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人山梨県臓器移植推進財団として新たに設立登記

④事業及び主たる事業の概要等

- ・臓器移植に関する普及啓発及び啓蒙活動
- ・腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植登録希望者の登録及びそれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助を行う。
- ・腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動

臓器移植に関する知識の普及及び啓発事業	県内病院等を巡回し、臓器提供担当者との協議やパンフレット等の配布及びシンポジウム、研修会等の開催を行う。
献腎移植希望者の登録に関する事業	献腎移植希望者の組織適合検査及び新規登録の援助や街頭でのキャンペーン活動等を行う。

(7) 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(7) 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

①所在地

財団法人山梨県生活衛生営業指導センターは山梨県甲府市南口町 4-8 山梨県理容会館 2 階に所在している。

②沿革

昭和 59 年 10 月	財団法人山梨県生活衛生営業指導センター設立
--------------	-----------------------

③目的

山梨県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導
- ・生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導
- ・標準営業約款に関する営業者の登録
- ・生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はそのあっせん
- ・生活衛生関係営業の振興のための事業

生衛業相談指導事業	生衛業者の経営や創業等に対する相談指導を実施する。
生衛業経営改善資金融資指導業務	生衛業者の設備資金や運転資金について、円滑な資金の導入を図るための指導を実施する。
生衛業情報化整備事業	生衛業の経営の健全化に資する情報等について、生衛業情報ネットワークシステムを活用し、その情報を整備することにより、効果的な相談指導を実施する。
活性化促進事業	高齢者、障がい者に必要な接客に必要となる技能等を習得するための研修会や生衛業でのインターンシップ、及び「やまなし生衛フェア」等を実施する。
生衛業景気動向等調査事業	全国生活衛生営業指導センターからの受託事業であり、県民の生衛業に対する消費動向等の調査を実施する。
標準営業約款登録事業	理容業等の標準営業約款の登録事業を実施する。
クリーニング師研修等事業	クリーニング師及びクリーニング店に勤務する従業員に対するクリーニングサービスの研修及び講習会を実施する。

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(7) 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

⑤所管部（局）課

山梨県福祉保健部衛生薬務課

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(8) 公益財団法人やまなし環境財団

(8) 公益財団法人やまなし環境財団

①所在地

公益財団法人やまなし環境財団はその事務局を山梨県森林環境部環境創造課内に置く。

②沿革

平成7年8月	県内在住の若宮家が県に対して財団設立の原資として株券を寄付
平成9年11月	財団法人やまなし環境財団設立
平成23年4月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人やまなし環境財団として新たに設立登記

③目的

環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰
- ・環境に関する普及啓発活動
- ・民間団体による環境保全活動への支援
- ・環境教育のための事業

民間活動団体への助成	民間活動団体及び学生等のグループが行う環境保全のための活動に対する助成を実施する。
「若宮賞」の表彰	個人や民間団体による環境保全に向けた取り組みの事例の内、優秀な事例に対して表彰を行う。
ネットワーク集会の開催	環境保全に向けた活動を行う個人・団体に交流の場を提供し、相互理解及びネットワークづくりを推進する。
情報提供	環境保全活動の参考となる情報を発信する。
温暖化防止対策支援	温暖化防止対策の普及啓発及び環境教育事業を地球温暖化防止活動推進センターに委託する。

⑤所管部(局)課

山梨県森林環境部環境創造課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(9) 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(9) 公益財団法人山梨県緑化推進機構

①所在地

公益財団法人山梨県緑化推進機構は山梨県甲府市丸の内 1-5-4 の恩賜林記念会館内に所在している。

②沿革

昭和 25 年	緑の羽根募金運動の開始
平成 2 年 1 月	財団法人山梨県みどりの基金を設立
平成 4 年 2 月	特定公益増進法人の認定
平成 7 年 11 月	「緑の募金法」(平成 7 年 6 月) の制定に伴い山梨県の緑の募金の指定団体となり、名称を(財)山梨県緑化推進機構に変更
平成 23 年 1 月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人山梨県緑化推進機構として新たに設立登記

③目的

緑化の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与する。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・緑化活動の普及啓発に関する事業
- ・青少年等の美化意識を醸成する事業
- ・森林の公益的機能の維持増進に関する事業
- ・市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業
- ・森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業

緑化活動普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・やまなし森づくりコミッションへの支援 ・森林のフェスティバルへの協賛 ・県民緑化まつりの開催等
青少年等緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生森林・林業体験研修会の開催 ・緑の少年隊活動発表大会開催等
森林整備公募事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の緑推が行うシンポジウム等の開催経費に係る交付金の交付 ・森林ボランティア団体が行う森林整備事業活動の支援等
緑化推進公募事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県下 4 地区緑推が実施する植樹祭会場整備等の費用に係る交付金の交付

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(9) 公益財団法人山梨県緑化推進機構

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の生徒等が行う、校庭周辺の緑化施設の設置等に対する交付金の交付
市町村緑化推進組織活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村緑推が主催する森林整備等への交付金の交付
国際緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が実施する国際緑化公募事業への交付金の交付
国土緑化推進機構交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づき募金の一部を交付金として交付
募金活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金の趣旨、募金の活動内容等を県民に広く周知するために行う広報や啓発事業

⑤所管部（局）課

山梨県森林環境部みどり自然課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(10) 株式会社清里の森管理公社

(10) 株式会社清里の森管理公社

①所在地

株式会社清里の森管理公社は山梨県北杜市高根町清里字念場ヶ原 3545 番地 1 に所在している。

②沿革

昭和 60 年 4 月	株式会社清里の森管理公社設立
-------------	----------------

③目的

地域社会の振興と県有林経営の活性化を図るため、県有林を多角的に活用する県有林野高度活動事業として、山梨県が整備した保健休養施設である「清里の森」を管理運営し、別荘利用者及び一般来訪者に対し、様々なサービスを提供することにより、同事業の達成に資することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 県有施設の管理及び経営の受託
- ・ 別荘等の管理受託
- ・ 不動産の斡旋及び仲介
- ・ 広告、宣伝業務
- ・ 料理飲食業の経営
- ・ 観光土産品、地域特産品の製造及び販売
- ・ 損害保険の代理

別荘地の管理事業	別荘地区内の道路など共用部分の維持管理業務を行う。
収益施設運営業務	テニスコート、売店、食堂、テナント施設等の運営及び別荘入居者への個別サービス、別荘仲介業務を行う。
文化振興・施設管理運営業務	文化振興を図るためのコンサートや各種教室の開催及び施設管理運営業務を行う。

⑤所管部（局）課

山梨県森林環境部県有林課

(11) 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

(11) 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

①所在地

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターは山梨県南巨摩郡身延町下山 1578 に所在している。

②沿革

昭和 62 年 9 月	財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター設立
平成元年 5 月	富士川ふるさと工芸館開館
平成 17 年 8 月	道の駅として登録を受ける

③目的

地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 地場産業に係る新商品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業
- ・ 地場産業に係るデザイン又はシステム開発に関する事業
- ・ 地場産業に係る教育、研修及び実習に関する事業
- ・ 地場産業に係る情報の収集及び提供に関する事業
- ・ 地場産業に係る経営相談及び情報交流に関する事業
- ・ 地場産業に係る展示、実演及び消費者への製品普及に関する事業
- ・ 地場産業に係る技術指導及び技術相談に関する事業
- ・ 地場産業に係る見本市等の開催に関する事業

施設の維持管理運營業務	貸し会議室、展示販売場、食事・喫茶施設等の運営管理
創作体験事業	地域の伝統工芸品や陶芸、ガラス工芸等の創作体験を通じて工芸に対する理解を深め、地場産業の振興を図る。
展示販売業務	峡南地域をはじめ、県内の地場産品の展示販売を行うことにより、峡南地域及び山梨県の紹介を行う。

⑤所管部（局）課

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(12) 財団法人小佐野記念財団

(12) 財団法人小佐野記念財団

①所在

財団法人小佐野記念財団はその事務局を山梨県観光部国際交流課内に置く。

②沿革

昭和 62 年 4 月	故小佐野賢治氏の夫人、小佐野英子氏が財団設立の原資として 3 億円を寄付
昭和 62 年 5 月	財団法人小佐野記念財団設立

③目的

文化やスポーツの国際交流活動などにより、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・国際交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助
- ・国際交流を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助
- ・国際交流を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布

国際交流等推進事業	英字による山梨県紹介紙の発行、国際交流・国際理解のための小中学生による作文コンクール及び高校生による国際交流・国際理解のための企画コンクールの実施、並びに国際交流事業に対する助成を行う。
-----------	---

⑤所管部（局）課

山梨県観光部国際交流課

(13) 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(13) 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

①所在

社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターは山梨県南アルプス市高田新田字川東 33-1 に所在している。

②沿革

昭和 51 年 11 月	昭和 51 年 8 月に解散した株式会社山梨県園芸用プラスチック変成センターの施設資産の買い取りにより、社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設立
--------------	--

③目的

廃プラスチックの処理技術の研究開発をはかり、農業用廃プラスチックを適正に処理することによって、自然的・社会的環境公害を未然に防止することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 農業用廃プラスチックの処理に関すること
- ・ 廃プラスチック処理技術の研究開発に関すること

農業用廃プラスチックの収集処理	施設園芸等に伴い農家等から排出される使用済み廃プラスチックの円滑な収集及び適切な処理を行う。
-----------------	--

⑤所管部（局）課

山梨県農政部果樹食品流通課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(14) 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(14) 公益財団法人山梨県子牛育成協会

①所在

公益財団法人山梨県子牛育成協会は山梨県北杜市小淵沢町大平 10061 に所在している。また、山梨県より管理を受託している施設は下表のとおりである。

施設名	所在地
i. 八ヶ岳牧場本場	山梨県北杜市小淵沢町大平 10061
ii. 八ヶ岳牧場天女山分場	山梨県北巨摩郡大泉村西井出 8240
iii. まきば公園	山梨県北巨摩郡大泉村西井出 8240-1

②沿革

昭和 52 年 3 月	財団法人山梨県子牛育成協会設立
平成 23 年 4 月	公益法人改革に伴い新名称を公益財団法人山梨県子牛育成協会として新たに設立登記

③目的

山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝
- ・子牛の生産、育成振興事業
- ・動物のふれあい事業に関する事業
- ・公共育成牧場の業務受託事業

八ヶ岳牧場管理業務	<p>本県における酪農・肉用牛等の大家畜の振興に資するために設置された公共牧場としての八ヶ岳牧場の管理業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有肉用繁殖牛の飼養、生産子牛の育成及び売却業務 ・ 農家有等家畜（牛・馬）の周年受託業務 ・ 草地等の維持管理業務 ・ 農家の巡回調査指導業務 ・ 肉用牛の改良増殖業務(牛の受精卵移植の普及定着化) ・ 家畜排せつ物処理業務等
まきば公園管理業務	牧場の生産機能との相乗効果により、県民に「うるおいと

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(14) 公益財団法人山梨県子牛育成協会

	<p>やすらぎの場」を提供する保養の地と観光拠点施設として地域観光の推進及び畜産に対する県民の理解醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めん羊（サフォーク種）の増殖業務及びふれあい動物の飼養管理 ・公園施設、草地、植栽の維持管理 ・フェルト教室やめん羊の毛刈り体験等のイベント開催等
死亡牛焼却処理業務	<p>県が行う牛海綿状脳症（BSE）検査後の死亡牛の受け入れ及び焼却処理業務を行う。</p>

⑤所管部（局）課

山梨県農政部畜産課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(15) 社団法人山梨県畜産協会

(15) 社団法人山梨県畜産協会

①所在

社団法人山梨県畜産協会は山梨県甲府市里吉 3-9-1 に所在している。

②沿革

平成 13 年 2 月	社団法人山梨県畜産会、社団法人山梨県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人山梨県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人山梨県畜産物価格補償協会の 4 団体が統合し、社団法人山梨県畜産協会設立
-------------	--

③目的

畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、畜産業を営む者の所得安定対策、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、その他畜産の発展に資するための事業を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業
- ・ 畜産物の生産、流通に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業
- ・ 家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業
- ・ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- ・ 肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業
- ・ 肉用子牛の生産振興に関する事業
- ・ 家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業
- ・ 家畜伝染性疾病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業

経営支援対策業務	畜産経営の高度化と経営安定、生産性の向上を図るため、指導者や生産の担い手の確保・育成対策、経営安定対策、肉用牛関連対策、消費者対策、自給飼料生産・利用促進対策等を実施する。
衛生対策業務	家畜伝染病予防法に基づき、自衛防疫措置の実効性を確保するため、予防注射の推進、家畜衛生に関する技術・知識の普及啓発及び衛生情報の伝達等を実施する。
価格安定業務	肉用牛、養豚経営安定のため、生産者補給金の交付及び肉用子牛生産振興対策等を実施する。

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(15) 社団法人山梨県畜産協会

⑤所管部（局）課

山梨県農政部畜産課

第四 山梨県出資法人の概要

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(16) 財団法人山梨県体育協会

(16) 財団法人山梨県体育協会

①所在地

財団法人山梨県体育協会は山梨県甲府市小瀬町 840 に所在している。また、法人において管理及び山梨県より管理を受託している施設は下表のとおりである。

施設名	所在地
小瀬スポーツ公園	山梨県甲府市小瀬町 840
富士北麓公園	山梨県富士吉田市上吉田 5000
緑が丘スポーツ公園	山梨県甲府市緑が丘 2-8-2
本栖湖青少年スポーツセンター	山梨県富士河口湖町本栖 210
八ヶ岳スケートセンター	山梨県北杜市小淵沢町上の原 3989-1
八代射撃場	山梨県笛吹市八代町竹居 5737
境川自転車競技場	山梨県笛吹市境川町藤垈字八乙女 3460

②沿革

昭和 4 年 3 月	山梨県体育協会創立
昭和 21 年 2 月	山梨県体育協会戦後再建
昭和 45 年 4 月	財団法人山梨県体育協会設立
昭和 46 年 4 月	本栖湖青少年スポーツセンター管理受託
昭和 58 年 4 月	境川自転車競技場管理運営開始
昭和 59 年 4 月	財団法人山梨県県民スポーツ事業団設立
昭和 63 年 4 月	緑が丘スポーツ公園、飯田野球場管理受託
平成 17 年 4 月	財団法人山梨県県民スポーツ事業団と統合

③目的

山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的としている。

④事業及び主たる事業の概要等

- ・ 県民総スポーツ運動を推進すること
- ・ 競技力の向上を図ること
- ・ 国民体育大会の県代表選手の育成並びに選手、役員を選定に関する事
- ・ 各種スポーツ大会を開催すること
- ・ 市町村及び職域のスポーツ振興を図ること
- ・ スポーツ指導者の育成に関する事

4. 監査対象とした県出資法人の所在、沿革等

(16) 財団法人山梨県体育協会

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成、支援に関すること
- ・ スポーツ少年団を育成すること
- ・ スポーツ情報を提供すること
- ・ スポーツに関して調査、研究すること
- ・ 都市公園及び県有スポーツ施設等の管理運営に関すること
- ・ 加盟団体及び参加団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること
- ・ 公益財団法人日本体育協会との連携並びに事業に協力すること

スポーツ活動の推進	i. 地域スポーツの推進
	ii. 競技スポーツの推進
	iii. 参加機会の充実
	iv. 少年スポーツの推進
指導推進体制の充実	i. 指導者の養成確保
	ii. 推進体制の充実
スポーツ環境等の整備充実	i. スポーツ施設等の管理運営
	ii. 自主企画事業
	iii. 利用環境の充実

⑤所管部(局)課

山梨県教育長スポーツ健康課

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

1. 公益財団法人長田ふるさと財団

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

1. 公益財団法人長田ふるさと財団

(1) 財務諸表に記載間違いが見られる（指摘事項）

平成 22 年度の財務諸表に一般正味財産として記載されている基本財産 5 億円は、指定正味財産として記載すべきである。

当法人では平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 20 年度新基準」によって作成されている。

公益法人会計基準の運用指針によると「指定正味財産として計上される額は、・・・寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいう」と規定されており、当法人の基本財産に計上されている 5 億円は当該規定に基づき一般正味財産ではなく指定正味財産として計上すべきである。

(2) 助成事業に特別扱いされた事業が含まれており県の出資法人が行う助成事業としては不適切である (指摘事項)

当法人が助成している事業の中には寄付者の強い思い入れにより特別扱いされた助成事業が3件含まれているが、県の出資する法人としては特別扱いされた事業が存在することは不適切である。

当法人では県民の福祉、教育、文化、国際交流活動を行う団体への助成事業を行っている。定款では次の事業が記載されている。

- ① 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
- ② 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業
- ③ 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
- ④ 看護の促進に関する事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記の通り非常に幅広い事業が助成対象とされている。

また、助成金交付要綱運用基準では原則として助成金の額は30万円を限度とし、助成期間は3年間を限度としている。但し、理事会が特に認める事業はこの基準の限りでないとして規定されている。次の3件の事業を除き当該原則的な基準に基づき助成事業が行われている。

事業名	主催団体	平成22年度 助成額 (円)	助成期間
山の都ふれあいコンサート	山の都ふれあいコンサート実行委員会	250,000	昭和63年度～
ふれあい文庫図書購入事業	ふれあい文庫連絡会	75,000	平成6年度～
看護職定着、資質向上、職域拡大のための研修等	社団法人山梨県看護協会	1,000,000	平成7年度～

上記の3事業は「理事会が特に認める事業」として特別扱いをされている。これは寄付者の強い思い入れによるものである。県の出資する法人として特別な事業に対して毎期継続的に助成することは、たとえそれが県の施策に合致するものであっても、県の予算の枠外におかれるものであり、特別な団体に対する予算外の補助を行っていることと同様とみなされる可能性がある。法人設立の原資は県に寄附された資金であり、特定団体の利益誘導をすることは不適切である。

1. 公益財団法人長田ふるさと財団

(3) 「県民の看護師さん」表彰事業について改善すべき事項が見られる（意見）

当法人は県内医療機関に勤務する看護師等を対象として表彰事業を実施しているが、当該表彰事業には次のような改善すべき点が見られる。

①被推薦者が所属している医療機関が比較的固定化しているので、より多くの医療機関から推薦されるように工夫をすべきである。

②表彰者の選考に当たりより多くの情報を基に、表彰者の決定をすべきである。

当法人では、法人設立後に寄付者から当該事業の原資として基本財産の積み増しが行われて、寄付者の寄付の趣旨（医療機関等で勤務する看護師さん等の苦勞に報いる事業の創設）に鑑み、「県民の看護師さん」表彰事業を行っている。当該表彰事業の概要は次の通りである。

- ・対象者：県内の病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師、助産師
- ・推薦基準：県民（患者又はその家族）推薦、病院長等推薦（50歳以下で10年以上の勤務者）
- ・表彰方法：表彰状及び副賞（海外研修旅行）
- ・表彰選考委員会の選考に基づき理事会が表彰者を決定

① 過去16回の当該表彰事業では県民推薦、病院長推薦はほぼ半々であるが、両推薦ともに被推薦者の所属する医療機関は比較的固定化している。特に病院長推薦は勤続年数の縛りがあるとはいえ中規模以上の病院に偏っているものと思われる。募集要項の配布先は県内835施設、配布枚数8420枚（第15回）と広く配布されて事業の周知には努めているものの、副賞の海外研修旅行を考慮すると被推薦者の所属する医療機関は休暇が取得しやすい看護師等が比較的多く在籍する医療機関に限られるように思われる。より多くの看護師等が推薦されるように表彰内容も含めて事業内容を工夫することも必要と思われる。

② 表彰者の選考に当たっては、所定の様式による推薦書、被推薦者の意見書、病院等の評価調書、履歴書により選考委員会で書面による審査を行っている。これらの審査対象書類を基に審査項目ごとに配点が決められ、審査ポイントに従い各委員が採点し、合計点数により順位付けが行われている。平成22年度（第15回）の採点結果集計表によると、各委員の採点結果にはばらつきがあり、表彰対象者の中に最下位として採点した委員が見られたり、一方落選者の中にも第1位と採点した委員が見られた。これは審査の対象となる書類が少なく情報が限定されることによるものと思われる。推薦者及び病院等の推薦に当たっての熱意や被推薦者の文章力等によって、採点結果が左右されることによるものと思われる。採点のばらつきを防ぐためにも面接等を実施し評価の精度をあげることが必要と思われる。

(4) 助成金申請書類の精査の効率化を図るべきである (指摘事項)

助成金の交付に当たって支出内容の精査を行っているが、これらの作業を効率的に行うために、交付先の各団体が提出する書類を支出項目ごとに整理された定型的な形で提出するように義務付けるべきである。

当法人は、平成 22 年度、下記の事業に対し 12 の団体に助成金を交付している。

1	障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
2	生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
3	地域づくりの推進に関する事業
4	看護の促進に関する事業

当法人は、助成の対象となる各種団体等(以下、助成事業者という)に「助成金交付申請書」「事業計画書」及び「収支予算書」を提出させ、審査のうえ適当と認められた場合に「助成金交付決定通知書」を助成事業者に交付している。また、助成金の支給の際は、助成事業者に「実績報告書」「収支計算書」「領収書等証拠書類の写し(以下、証拠書類という)」及び「参考資料」を提出させている。

通常、収支計算書の各経費項目と証拠書類を照合し、参考資料としての写真、パンフレット、レジュメ等を精査したうえで、助成金交付要綱に即した適正な支出となっているか否かを審査することとなる。しかし、収支計算書の経費項目は、定型ではなく助成事業者が様々な項目を任意に作成しているため、例えば、コピー用紙の購入が、同一の助成事業者でも総務費やステージ費となり、他の助成事業者は事務費、印刷製本費となる。また、提出される証拠書類によっては、これらの経費項目ごとに整理されておらず領収書等を乱雑にコピーしているのみのももあり、収支計算書のどの経費項目と合致するか判断に手間取り、結果として提出書類では精査しにくい状況にある。そのため、当法人側が「日付」「金額」「支出内容」等を表計算ソフトに入力し、並び換え、そのうえで内容を精査するといった作業も見受けられる。このように、助成金を交付する側が手間やコストを掛けることは、本来は適切であるとは思われない。助成金支給の対象となる経費は、当初申請された事業の実施に真に適合するものでなければならず、支出した内容を理解している助成事業者が、それらを審査しやすい形で提出することは当然であると思われる。当法人では科目体系を事前に整備し、助成事業者に対し審査が容易になるような資料の提出を徹底させることが必要である。

2. 更生保護法人山梨県更生保護協会

(1) 理事会運営規則等を設けて、理事会運営の円滑化を図ることも必要と思われる(意見)

理事会の議長は理事長とする旨定款上規定されているが、理事長が欠席した場合、定款の規定により副理事長が理事長の職務を行っている。理事会運営を円滑に行うためにも理事会運営規則等を設けて運営していくことが望ましい。

当法人の定款第16条では「理事会の議長は、理事長とする。」旨規定している。しかしながら、理事長が欠席した場合の理事会議長の選任方法に関する規定が本定款には存在しないため、同第7条第2項を適用して副理事長が理事長の職務を行っていた。また、定款の変更には同第41条第1項の規定により法務大臣の認可を必要としているため、定款変更は容易には行い得ない状況にある。実務上は平成21年度の理事会までは理事長が理事会を欠席することが多く、理事会の承認のもと副理事長が議長に就任していた。理事会運営をより円滑に行うためには、理事会運営規則等を別途設けて実務的に対応することが望ましいものと思われる。

更生保護法人山梨県更生保護協会定款

第7条（理事長及び理事の職務）

理事長は、この法人を代表し、その事業を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

第16条（議長）

理事会の議長は、理事長とする。

第41条（定款の変更）

この定款を変更するとき（略）は、理事会における・・・議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を受けなければならない。

(2) 山梨県保護司会連合会と当法人の経費分担について恣意的な基準で按分が行われている（指摘事項）

山梨県保護司会連合会と当法人とは事業面等からも緊密な関係にあり、事務局が兼務している状況にある。両団体は共通する事務費等をほぼ折半して負担している。しかし、経費の按分基準が不明確であり、恣意的な基準で按分が行われている状況にある。実際の使用状況等により合理的な按分基準を定め、これを継続して適用すべきである。

当法人と山梨県保護司会連合会（以下、連合会という。）とは何れも法務合同庁舎の甲府保護観察所内に事務局が存し、事務局職員も兼務している。また、連合会への助成や機関紙の共同発行等の諸活動も合同して行い、緊密な関係にある。事務局の管理費については両団体がほぼ折半になるように経費を按分しているとのことであるが、勘定科目の中身を分析すると、総額での折半を意識して経費の按分を行っているように見られる。例えばコピーのリース代は連合会が負担、コピーのカウンター料、パソコンリース代は当法人が負担、また、個別対応できる弔電を除いた電話代はほぼ半々になるように月ごとに判断して当月は連合会、翌月は当協会が負担といったように計上している。このような計上方法では恣意的な計上となるため、実際の使用状況等により負担すべき内容を分析して勘定科目ごとに両団体の合理的な按分基準を決め、それに基づき継続的にその按分基準を適用すべきである。あるいは連合会は当協会から助成を受けていることでもあるので、連合会は当法人に対して事務の委託を行い、個別対応する経費を除き事務委託料を支払うことにより両団体の負担を明確化することも一考に値するものと思われる。

(3) 賛助会費領収書の管理について不適切な事例が見受けられた（指摘事項）

賛助会費の納入については領収書が発行されているが、次のような問題点が見られた。

- ① 領収書綴りの受払管理がされておらず、棚卸もされていない。
- ② 領収書綴りの各地区団体等への払出時に「地区別領収書番号控え」を作成し、渡した領収書の番号を記入しているが、記入漏れが多い
- ③ 領収書3枚目の当法人控えには扱者印の欄が設けられているが、この欄に記載のないものが多数ある。
- ④ 領収書は各地区団体等で管理され使用後保管されているが、これらについても当法人としての領収書の使用状況等の管理を行うべきである。

当法人では更生保護事業を行うため賛助会員を募集している。賛助会員の募集は各地区の保護司会、更生保護女性会、更生保護雇用主会等を通じて行われている。賛助会費の納入に当たっては所定の領収書を発行しており、事前にこれら地区の団体に一定数量の領収書綴りを渡している。当該領収書は4枚複写となっており、その各葉には連番が付されている。領収書等の受け払いは次のような流れとなっている。

領収書綴りは印刷業者にまとめて印刷の依頼→領収書綴りを業者から納入→在庫→各地区団体等の要求により払出→各地区団体等で管理・発行・使用後保管→3枚目の当法人控えを現金とともに協会へ持参→控えを綴り、保管する

しかし、当該領収書の管理について下記のような不適切な事例が見られた。

- ① 領収書綴りの受払管理がされておらず、棚卸もされていない。業者からの納入時に受入、各団体等への払出時に払出の台帳記録を行い、在庫の管理を行うべきである。
- ② 領収書綴りの払出時に「地区別領収書番号控え」を保護司会用及び更生保護女性会用に作成し、渡した領収書の番号を記入しているが、記入漏れが多いため番号の欠番が見られる。実態として受払の管理として機能していない。
- ③ 領収書3枚目の当法人控えには扱者印の欄が設けられているが、この欄に記載のないものが多数ある。責任の所在や後日不明点等があった場合に確認するためにも記載を行うことが必要である。
- ④ 領収書は各地区団体等で管理され、使用後保管されているが、当法人への使用状況等の報告は行われていない。当法人としての領収書の使用状況等の管理を行うべきである。また、各団体に対して領収書の受払管理、発行方法、書き損じの際の処理、未発行領収書の管理等の指導を行い、場合によっては使用済み領収書を回収し、管理することも必要である。

(4) 会計基準において求められている財務諸表への注記が行われていない(指摘事項)

現在当法人では個別注記表の作成等を行っていないが、更生保護事業会計基準第 20 条には更生保護事業を行う法人が作成する計算書類に注記すべき事項が規定されている。今後は会計基準に従い個別注記表の作成等により、資産の評価方法等について注記を行うべきである。

当法人が準拠すべき会計基準である更生保護事業会計基準には、計算書類に注記すべき事項が以下のとおり定められている。

「更生保護事業会計基準」

第 20 条 計算書類には次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価方法、固定資産の減価償却の方法等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その内容
- (3) 貸借対照表における正味財産の部の資産受贈勘定及び資産増減勘定に増減を生じたときは、その原因及び金額
- (4) 資産を担保に供しているときは、その内容
- (5) その他認可事業者及び届出事業者の収支及び財政状態を明らかにするために必要な事項

過年度の計算書類を確認したところ個別注記表の作成は行われていなかったが、今後は会計基準に従いその作成を行うべきであると考え。なお、当法人の平成 22 年度決算時点において必要であったと判断される注記事項は上記表中の(1)に係る事項であり、記載例は以下のとおりである。

重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

②引当金の計上基準

退職給与引当金

職員の退職に際し、期末要支給額の 100%を引き当てて計上しております。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

2. 更生保護法人山梨県更生保護協会

(5) 計算書類の様式及び表示方法等に改善が求められる(意見)

現在当法人で作成している計算書類はその様式や使用している科目の名称が更生保護事業会計基準に準じていないものが見られるが、計算書類の作成は基準に従って行われるべきである。また、計算書類の様式については会計基準の定めそのものの改善が望まれるものもあると思われる。

当法人が準拠すべき会計基準である更生保護事業会計基準では、「収支計算書は第2号に準じて作成するものとし、これに記載する科目は別表第1のとおりとする」とあるが、現在の計算書類の様式はそれに従って作成されてはいない。基準に則して計算書類を作成した場合は以下のとおりとなる。

①事業年度の表示部及び当期繰越金の表示

現 状	→	会 計 基 準
平成22年度一般会計収支計算書		平成22年度一般会計収支計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)
収入総額 ××円		収入総額 ××円
支出総額 ××円		支出総額 ××円
差引き額 ××円		当期繰越金 ××円
自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 更生保護法人山梨県更生保護協会		
1 収入の部		1 収入の部
⋮		⋮
収入合計		収入合計
2 支出の部		2 支出の部
⋮		⋮
支出合計		支出合計
		当期繰越金

②勘定科目の名称

現 状	会 計 基 準
支出の部	支出の部
退職手当	退職給与
連絡保護事業連絡調整費	連絡助成事業連絡調整費

また、計算書類の様式については会計基準の定めそのものの改善が求められると考え

られるものがある。

①収支計算書の様式の改善

$$\left. \begin{array}{l} \times \times \text{ 収入} \\ \times \times \text{ 収入} \\ \times \times \text{ 収入} \end{array} \right\} 12,573,125 \text{ 円 (A)} \rightarrow \text{当期収入合計金額}$$

前期繰越収支差額 18,218,250 円 (B) 収入合計 30,791,375 円 (C) ((A)+(B)=(C))	⇒	前期の貸借対照表の流動資産の現金預金である。
支出合計 10,647,083 円 (D) 次期繰越収支差額 20,144,292 円 (E) ((C)-(D)=(E))	⇒	貸借対照表の流動資産の現金預金と一致する。従ってここでチェック機能がはたらく。

②貸借対照表の様式の改善

会計基準第 17 条貸借対照表勘定科目別表 2 の負債の部、引当金の中に減価償却累計額が含まれているが、これは会計基準を見直して、引当金の中から削除すべきである。

その他、過年度の計算書類においては流動資産の有価証券・消耗品、その他固定資産の備品、負債の部、引当金(減価償却累計額)等がすべてゼロとして表示されていたが、そのような場合には科目、合計などを削除すべきであると考えられる。

(6) 退職給与引当金が過大計上されている。また、退職金規定の不備な部分を改善すべきである（指摘事項）

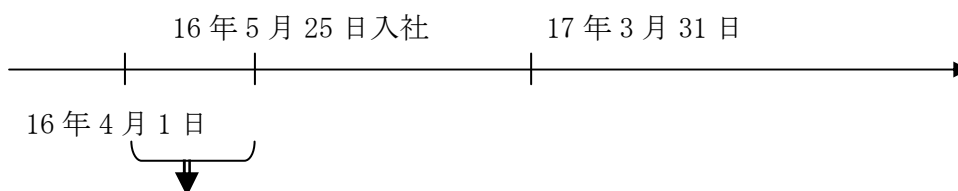
貸借対照表の退職給与引当金の金額が、退職金規定に従って算定された金額に対して608,000円過大となっているため、速やかに取崩しを行う必要がある。また、退職金規定の勤続年数の算定において端数となる月数部分の計算方法が規定されていないので、この扱いについては規定において定められることが求められると考えられる。

当法人の退職金規程に従って退職金の要支給額を計算すると、635,000円であるが、平成22年度決算時において貸借対照表に計上されている金額は、1,243,000円であり608,000円過大に計上されているため、平成23年度には取崩す必要がある。なお修正仕訳は以下のとおりとなる。

修正仕訳

退職給与引当金	608,000	雑収入	608,000
---------	---------	-----	---------

また、退職金規程では勤続年数の端数、月数の端数をどう対応するか規定されていない。例えば局長の場合は以下のとおりである。



ここの端数をどうするか明確にし、第××条として明記すべきである。

具体的な対応としては以下の①から③の内、法人の実情に応じて選択が行われることが望ましいと考えられる。

- ① 1年未満は切り捨てる。 ⇒ 0（支給しない。）
- ② 月数に端数があれば切り上げる。 ⇒ 11ヵ月を支給する。
- ③ 月数に端数があれば切り捨てる。 ⇒ 10ヶ月を支給する

(7) 機関紙発行時の単価基準を明瞭にすべきである (意見)

機関紙の発行単価に明瞭な基準が見られないので、不透明性を排除するように明確な単価設定の基準を設けるべきである。

山梨県更生保護協会においては、機関紙「更生保護やまなし」を年間3回発行している。平成21年度の相見積りでは、3社の見積書によりY社を採用している。平成21年4月以降の機関紙の単価は下記のとおりである。

号数	請求日	部数 (部)	単価 (円)
145号	H21. 4. 16	1,300	50
146号	H21. 7. 23	1,500	46
147号	H21. 11. 30	1,500	52
148号	H22. 4. 26	1,500	46
149号	H22. 7. 27	1,200	52.5
150号	H22. 11. 25	2,000	46
151号	H23. 4. 26	1,300	54
152号	H23. 8. 19	1,200	52.5

当初の見積書と単価が一致しているのは、150号(2,000部)の46円のみである。担当者の説明によると、147号はカラー写真を掲載したことにより単価が高くなっている、151号は新たな図解を挿入したので高くなっている、149号、152号は部数が少ないため割高になっている、とのことであるが基準が定まっていなく曖昧である。見積り時と異なる請求が行われる場合には、請求書にその旨を記載する等、不透明性を排除するように対処することが望まれる。また、相見積り時の単価と異なる単価で請求が行われていることは、見積合せを実施した意味がないものと思われる。見積合せの実施時に、発行部数やカラー印刷等の条件により見積り単価を明確に定めるか、発行条件が異なる都度見積合せを実施することが必要である。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

2. 更生保護法人山梨県更生保護協会

(8) 職員の給与に対して所得税の源泉徴収が行われていない(指摘事項)

当法人では、扶養控除申告書の提出がない職員に対して「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での源泉徴収がなされていなかった。これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断され、過年度において源泉所得税の納付漏れがあったと判断される。今後は法令に則った処理を確実に行うべきである。

当法人では職員から給与の支払者である法人に対して扶養控除申告書の提出がなされていなかった。所得税法では扶養控除申告書について以下のとおりに規定されている。

「所得税法」

第194条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者(その支払者が2以上ある場合には、主たる給与等の支払者)から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条(略)の規定による納税地(略)の所轄税務署長に提出しなければならない。

(略)

第4項 第1項又は第2項の規定による申告書は、給与所得者の扶養控除等申告書という。

職員の主たる給与の支払者が当法人であるならば、当該職員は扶養控除申告書を提出する義務を負うが、従たる給与の支払者である場合には申告書の提出は不要となる。ただし、申告書の提出が行われていない場合にはその支払われる給与に対して法人が源泉徴収を行う際には、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄ではなく乙欄が適用されることとなる。乙欄適用となった給与に対する源泉徴収は、その支給額が少額であった場合にも源泉徴収の税額が必ず発生する。

「別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」(国税庁)抜粋

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲		乙
		扶養親族等の数		
		0人	1人	
以上	未満	税額		税額
88,000円未満		0円	0円	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3%に相当する金額
88,000円	89,000円	130円	0円	3,100円

当法人の源泉徴収事務を確認したところ、扶養控除申告書の提出のない職員に対して乙欄での源泉徴収が行われておらず、これは法人に課されている源泉徴収義務違反に当たると判断され、過年度において源泉所得税の納付漏れがあったと判断される。今後は当法人が主たる給与の支払者となる職員に対しては扶養控除申告書の提出を求め、その提出のない者に対しては所得税法の定めに基づいて乙欄での源泉徴収を確実にいき、かつその納期限までに納付を行うべきである。

(9) 経済性も考慮した資金運用を検討すべきである (意見)

ペイオフ(預金保険による保護)対策のため数社の金融機関にペイオフの限度額まで預け入れしているが、安全性を重視した上で種々の運用方法の検討も必要と思われる。

山梨県更生保護協会においては、ペイオフへの対応のため、9つの金融機関に対し延11の定期預金を組んでいる。これらの定期預金の預け入れ期間は、信託銀行を除き1年になっている。担当者の説明によると、安全性を重視していること、また、定期預金を地方債等にするには「関東地方更生保護委員会」の承諾が必要であることが挙げられるという。

しかし、手持ちの定期預金証書は数年前のもので1年更新(継続)となっており、現在の定期預金の利率について確認したところ「証書記載の金利が、固定で継続している」という誤った認識をしていたが、実態は、定期預金は変動金利であり、1年満期の定期預金は証書に表示された金利に比べてすべて低金利である。種々のリスクを考慮した上での法人の判断によるが、元本保証の安全性を重視したうえで、経済性の面からも資金運用を検討することが必要と思われる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

2. 更生保護法人山梨県更生保護協会

(10) 監事監査の日当支給について規定等がない(意見)

監事の監査に対して交通費の支給とは別に日当を支給しているが、日当支給についての規定がないので、規程等を整備すべきである。

当法人では役員に対して実費弁償としての交通費を支給している。一般的に役員へ日当等は特に支給していない。しかし、監事の監査に対しては交通費の支給のほか日当@3,000円を支給している。当該支給について特に規定はない。旅費規程では実費弁償としての交通費を規定しているのみであるため、監事監査に対して日当支給を行うためには規程等を設け明確化するべきである。

(11) 助成対象となっている全ての保護区の決算報告書を入手し、その内容を確認すべきである(意見)

当法人は賛助会費の半額を山梨県更生保護女性連盟に助成費として交付しているが、交付後にその決算書を入手しているのは全19保護区の内5保護区に過ぎず、助成費の適正な経理等を確認するためにも、助成対象となった全保護区の決算書を入手すべきであり、その処理についても統一したルールを作成することが望ましい。

当法人では賛助会費を19保護区の山梨県更生保護女性連盟から受け取り半額を同女性連盟へ助成費として交付しているが、19保護区のうち年間の決算報告書を入手しているのは5保護区のみで過ぎず、14保護区からは入手していない。当該助成費が適正に経理及び使用されているか確認する意味も含め、助成対象としている全ての保護区の決算報告書を入手すべきである。

また、現在決算報告書を入手している保護区でも、この処理の対応が保護区ごとに異なってしまうため統一したルールを作成することが望ましいと考えられる。

3. 財団法人やまなみ文化基金

(1) 理事会、評議員会への出席率向上について改善が必要である（指摘事項）

理事会及び評議員会への出席率は低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。

当法人の寄附行為によると、理事・評議員の任期は2年であり、理事は評議員会において選任し、評議員は理事会で選出し理事長が委嘱している。平成22年度の理事は9名、評議員は8名である。

最近3年間の理事会及び評議員会への出席率は次の通りである。

年度		理事会	評議員会
		出席／理事数（出席率）	出席／評議員数（出席率）
平成20年度	第1回	5名／9名（56%）	6名／9名（67%）
	第2回	3名／9名（33%）	7名／9名（78%）
平成21年度	第1回	5名／9名（56%）	7名／8名（88%）
	第2回	4名／9名（44%）	4名／8名（50%）
平成22年度	第1回	5名／9名（56%）	4名／8名（50%）
	第2回	3名／9名（33%）	6名／8名（75%）

理事会及び評議員本人の出席が原則であることから、本人出席が可能となるような理事会及び評議員会の開催日時の設定を行うことが必要である。また、理事及び評議員の選出にあたっては出席が可能な人選に努めるべきである。

当法人については、寄付者の関係者が占める割合が多いため、ガバナンスの面からも特に出席率の向上を図ることが求められるものと思料される。また、助成事業の審査に当たっても運営委員会等が設定されていないため、理事会及び評議員委員会がその役割を担っていることから、選定の客観性を確保するためにも出席率の確保は特に求められるものと思われる。

3. 財団法人やまなみ文化基金

(2) 助成事業の収支報告に不適切な支出が認められる (意見)

助成事業の収支報告の中には不適切な支出が含まれている場合がある。

①収支予算書と収支決算書の支出項目が異なり予算どおりの支出が行われたか否か検証が困難な事例が見られる。

②収支差額が生じている場合には助成金の返還を検討することも必要である。

③収支報告の中には、恣意的と思われる支出で収支を合わせているものと認められるものが見られる。

④給与及び報酬に関する所得税の源泉はほとんどのケースで行われていない。

当法人では文化活動を行う県内の団体に対して助成事業を行っている。助成対象先に対しては事業終了後、実績報告書、事業報告書、収支決算書等の提出を要請している。事業報告書及び収支決算書等を閲覧すると次のような不適切な事例が見られた。

①助成金の交付申請に当たっては申請書、事業計画書及び収支予算書を提出する。事業終了後には収支決算書の提出を受け、証拠書類と照合の上助成金を支給している。事前に申請された収支予算書の支出項目と収支決算書の支出項目の記載が異なり予算書通りに支出されているのか否か不明な決算書が見られた。予算書と決算書の支出項目が一致するような報告を求めるべきである。

②収支予算で計画していた場合より、入場料収入等が多く収支差額が生じた事例が1件あった。この場合には、事業計画にない内容の事業 (DVDの作成等) を実施して収支を合わせていると思われる。事業の追加実施との解釈もできるが、事前に審査された内容と異なる支出である。収支差額が生じる場合には原則として助成金の減額によって対応すべきであると思われる。

③収支決算書の中には恣意的な支出で収支を合わせているものと思われる事例が散見された。例えば、委託料として事業主催者又はその補助者等に対する支出や同一人への賃金としての支出と出演料としての支出が同時に行われている場合等が見られた。また、中には予算書に記載されていない支出項目も見られる。支出内容の適正なチェックが望まれる。

④個人に対する出演料や賃金の支給について所得税の源泉が行われている例はほとんど見られない。所得税法に準拠した取扱を行うように指導することが必要である。

(3) 助成金支給額の決定プロセスの根拠資料がなく、不透明である（意見）

当法人による助成金支給額については、その算定資料等が存在せず、外部の者がその決定プロセスに疑義を抱く可能性は否定できない。事務局、すなわち県職員による支給案の作成時にその基礎となった算定資料は保管整備され、かつ当然に理事会に提示及び説明される必要がある。

(財) やまなみ文化基金助成金交付要綱によると、助成金の交付決定については以下のとおり定められおり、また平成 22 年度における。実際の各助成事業の助成要望額及び助成内定額は以下のとおりであった。

「やまなみ文化基金助成金交付要綱」

第 6 条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式 2）を助成事業者に交付する。

助成事業	助成要望額(A)	助成内定額(B)	(B) ÷ (A) × 100
①	566,000 円	560,000 円	98.9%
②	300,000 円	300,000 円	100.0%
③	1,500,000 円	600,000 円	40.0%
④	778,000 円	700,000 円	90.0%
⑤	1,000,000 円	650,000 円	65.0%
⑥	1,000,000 円	650,000 円	65.0%
⑦	1,281,000 円	640,000 円	50.0%

助成要望額に対する助成内定額は割合等による一律の支給ではなく、個々の事業に応じて支給額を決定しているとの事であるため、助成内定額決定のプロセスを確認するために当時の理事会議事録を閲覧した。理事会では、事務局による事業の概要説明及び事務局が作成した助成金支給額案の報告が行われ、それを理事会が承認するといったプロセスが踏まれていた。しかし、ここで 1 つ問題として考えられるのが、事務局において作成された助成金支給額案の算定根拠となる基礎資料が理事会に提示されていない点にある。前述のとおり、個々の事業に応じて助成額を決定しているのであれば、その積算となる算定資料は参考資料として理事会に提示されるべきであるが、担当者によるとそもそもそのような資料は存在しないとの回答であった。当法人における事務局は、県庁企画県民部生涯学習文化課内に設置されており、前記の通り助成事業の選定を担う法人運営委員会等は存在せず、現在の助成額決定プロセスでは事務局による助成金支給額案を理事会が追認しているのみであると外部に誤解される可能性が高い。事務局におい

3. 財団法人やまなみ文化基金

て、助成金支給額の案を作成すること自体は何ら否定するところではないが、当然にその決定は理事会等の審議を経て理事長の決定によるべきである。また、適正な助成額の支給及びその金額の決定プロセスについて、外部に疑義を抱かせないためにも、事務局はその案の決定の基礎となった算定資料を整備保管し、理事会への提示及びその説明を行うべきであると考えられる。

(4) 寄付者からの独立性が確保された組織体制を構築することが必要と思われる(意見)

当法人の役員構成は寄付者の関連団体の役職員が多くを占めている。県の出資法人としての独立性を確保することが必要と思われる。

財団法人やまなみ文化基金は、県内所在の法人から県が寄附を受け設立された公益法人である。文化活動を行う県内の団体への助成事業等を行っている。

当法人は寄附を基に県が100%出資した団体であり、県民の文化活動事業への助成という県の施策の一部を担っているものである。但し、助成事業の選定を担う法人運営委員会等は存在せず、理事8名のうち3名、監事2名のうち1名、評議員8名のうち4名は寄付者の関連団体の役職員で構成されており、県の関連者より多い。県と寄付者両方に関連しない役員は、理事のうち2名、評議員のうち2名のみである。法人の運営に当たって寄付者の意向が事業全体に影響を及ぼすような役員構成になっている。それは寄付者の実施する事業が直近5年間で毎年度1~2件ずつ助成事業として選定されていることにも現れていると思われる。当該役員構成面から県の出資する団体として果たして県の自主性が担保されているのか疑問であり、組織統治の観点からも問題と思われる。現状では、事務局が課長のほか4名の体制で運営され、いわば県費により事務局が運営されているにもかかわらず、寄付者の意向に基づき法人の統治が行われているものと推測されても仕方がない状況にある。役員の構成も含めて組織の体制を早期に改善することが必要である。

なお、新公益法人制度改革の中で公益認定に当たっては理事、監事の親族及び特別の関係者等の要件が規定されている。

(5) 助成対象として適切であるか検討が必要な事業が見られる (意見)

過去5年間の助成金の交付対象となった事業の内、毎年1~2件は法人設立の原資寄付者のグループへの助成が行われていた。助成をおこなうこと自体には制限等はないが、恣意的な決定が行われているのではないかと疑念を外部の者に対して抱かせる可能性は否定できず、慎重な取扱いが求められる。また、助成対象となった事業には、一般的に考えて県の出資法人が助成するに適切であるか検討が必要な事業がある。県民の財産である基本金の運用益が助成の原資となるため、助成対象の選定に当たっては更に慎重な判断が求められると考えられる。

(財) やまなみ文化基金助成金交付要綱によると、当法人の助成対象となる事業は以下のとおり定められている。

「やまなみ文化基金助成金交付要綱」
 第2条 助成対象となる事業は、助成事業者が主催して実施する次に掲げる文化事業のうち、個性豊かな地域文化の向上に寄与すると認められる事業とする。
 (1) 地域文化振興に資する事業
 (2) 芸術文化の創作・成果発表等
 (3) 文化教養活動

平成18年度から平成22年度までの過去5年間の支給対象となった事業等を確認したところ、毎年1~2件は当法人設立の原資の寄付者グループが行う事業に対して助成金の交付が行われていた。対象となった事業等は以下のとおりである。

年度	助成対象事業	実施主体
18	ミュージカル「葉っぱのフレディ」	A社
19	ブロードウェイミュージカル「ピーターパン」	A社
	劇団四季ミュージカル「エビータ」	A社
20	ブロードウェイミュージカル「サウンド・オブ・ミュージック」	A社
	野外オペラ モーツァルト作曲「魔笛」	B社
21	アダム・フィッシャー指揮ハイドンフィルハーモニー山梨公演	A社
	ミュージカル「フロッグとトート」がま君とかえる君の春夏秋冬	A社
22	Disney Live! ミッキーとハッピーバースデー くまのプーさん	A社
	劇団四季ソング&ダンス「55STEPS」	A社

寄付行為等には設立時の寄付者に対する助成金の交付を制限するといった定めは特段存在しないが、当法人の役員等の内、A社及びその関連会社に所属する者の占める人

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

3. 財団法人やまなみ文化基金

数は、理事 8 名中 3 名 (37.5%)、監事 2 名中 1 名 (50.0%)、評議員 8 名中 4 名 (50.0%) とかなりの割合を占めていることから勘案すると、同グループが実施主体となる事業に対する助成については、恣意的な決定が行われ、法人自身のチェック機能に関して外部の者に対して疑念を抱かせる可能性が極めて高いと考えられるため、その取扱いには特に慎重さが求められると思料される。では、その実施事業について考察してみると一般的な感覚を持ってすると株式会社が主催する劇団四季やディズニーのミュージカルに対して、県の出資法人が助成を行う必要があるのかといった疑問を感じる点は否めない。これは仮に事業の実施主体が寄付者でなかったとしても同様である。さらに、平成 22 年度において実施された「Disney Live! ミッキーとハッピーバースデー くまのプーさん」の入場料はその種別に応じて 5,000 円、4,500 円、4,000 円と設定されていたが、同時期に他の都道府県において実施された同イベントの入場料を調べたところ山梨県におけるそれと全く同額であり、入場料という点でも県民に利益が還元されているとも言えなかった。

当法人は設立の経緯はともかくとして、現在は山梨県の出資法人であり、その基本財産が生み出す運用益は県民共有の財産である。そのため助成対象となる事業の選定には寄付行為や助成金交付要綱に適合しているものであるか否かについて更なる慎重さが求められ、外部に誤った印象を与えることがないように情報公開などに更に努めることも必要になってくるのではないかと思われる。

4. 社団法人山梨県私学教育振興会

(1) 出資法人間の出資金や入会金等に格差や規定違反が生じている（指摘事項）

県を除き出資した学校法人間の出資金や入会金に関して、その取扱等に次のような格差や規定違反が認められるので、その解消に努めるべきである。

- ① 出資法人間で出資金の額について大きな格差が生じている。
- ② 出資金の額について規定されていない徴収を行っている。
- ③ 規定されていない入会金を徴収している。

社団法人山梨県私学教育振興会は平成22年度末現在県からの出資金100,000,000円、私立学校法人からの出資金104,179,290円、合計204,179,290円を原資に貸付又は助成事業等を行っている。

- ①当法人の設立当初（昭和36年）の出資金は3,944,240円であったが、その後加入法人数の増加や事業資金確保のための度重なる増資により出資金の額は大幅に増加している。設立初期の法人はこれらの増資に比べその出資額は多額にのぼり、最近入会した法人（会員）との間には別表の出資金対比表に示された格差が生じている。最近入会した法人に比べ初期入会の法人ほど格差が大き傾向にあるといえる。このような格差は、出資金額は入会時の園児数や生徒数によって計算されるため園児数等の減少が初期入会の法人ほど大きいこと及び過去の資金需要に応えた増資に起因するものと思料される。しかし、現在の各会員の出資金額は園児数等による実態を反映したものではなくなっているといえる。この出資金額の格差の問題は、簡単に解決するものではないと思われるが、このような会員間格差は適正なものとは思われないので、その格差の解消に努めるべきである。また、このような格差について会員からの返還の要望等はないとのことであるが、過去に資金援助を受け受益した会員との公平の観点も考慮の上、あるべき出資金額を検討することが必要とは思われる。
- ②出資金については社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書（以下、業務方法書という。）第26条に規定されているが、当該規定によると経営する幼稚園や学校の種別ごとに、園児・生徒数により出資金の月額を定め、その4半期分（1年間分）を納入するものとしている。しかし、現実には3年間分を徴収しており、業務方法書に規定のない徴収を行っている。過去も現在も3ヵ年分の徴収を行ってきたとのことであるが、設立当初より50年以上の長期にわたり業務方法書に規定のない取扱を行ってきたことは極めて不適切である。今後も3年間分の徴収を行っていくのなら、業務方法書の規定を実体にあわすように3ヵ年分の出資の旨を明記すべきである。
- ③上記加入法人に対しては出資金のほかに、出資金（第1年次分）×6%×当法人設立時からの経過年数、で算出された額を入会金として徴収している。以前は同様な計算

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

4. 社団法人山梨県私学教育振興会

式で寄附金として徴収していたものであるが、現在は当該入会金の徴収に関する規定はない。これについても当初に加入した学校法人との不平等を解消するために設けられた取扱であるものと思われる。各学校法人の加入時点が異なることから格差が生じるため、このような取扱を運用上行っているものと思われるが、当該入会金についても規定を設けて明確化すべきである。

出資金対比表

(単位：円)

法人名	22年度 出資金残高	出資金 理論額※1	差異	法人名	22年度 出資金残高	出資金 理論額※1	差異
山梨県	100,000,000	100,000,000	0	II法人	503,520	15,840	487,680
A法人	1,067,300	36,000	1,031,300	JJ法人	237,240	18,120	219,120
B法人	9,916,980	594,120	9,322,860	KK法人	220,040	12,720	207,320
C法人	9,836,250	209,880	9,626,370	LL法人	320,880	25,920	294,960
D法人	11,690,970	245,880	11,445,090	MM法人	565,960	24,240	541,720
E法人	8,765,620	859,560	7,906,060	NN法人	244,640	24,000	220,640
F法人	10,872,500	243,000	10,629,500	OO法人	753,000	31,200	721,800
G法人	4,588,170	531,000	4,057,170	PP法人	303,040	23,880	279,160
H法人	5,976,120	197,280	5,778,840	QQ法人	704,920	15,960	688,960
I法人	5,009,150	168,480	4,840,670	RR法人	279,600	28,920	250,680
J法人	958,860	30,000	928,860	SS法人	319,280	23,880	295,400
K法人	792,300	20,160	772,140	TT法人	609,600	62,520	547,080
L法人	1,037,060	38,520	998,540	UU法人	335,840	28,320	307,520
M法人	466,220	14,880	451,340	VV法人	254,520	24,600	229,920
N法人	653,500	21,960	631,540	WW法人	712,600	41,280	671,320
O法人	579,590	13,560	566,030	XX法人	440,960	17,040	423,920
P法人	589,980	15,240	574,740	YY法人	273,360	17,760	255,600
Q法人	460,140	22,560	437,580	ZZ法人	392,240	38,040	354,200
R法人	1,599,980	60,360	1,539,620	AAA法人	507,520	25,440	482,080
S法人	523,520	16,440	507,080	BBB法人	334,640	29,520	305,120
T法人	682,620	28,920	653,700	CCC法人	99,720	※2	99,720
U法人	903,370	22,080	881,290	DDD法人	356,800	28,920	327,880
V法人	198,720	※2	198,720	EEE法人	145,648	※2	145,648
W法人	1,837,460	78,600	1,758,860	FFF法人	201,000	※2	201,000
X法人	785,770	43,920	741,850	GGG法人	522,672	42,000	480,672
Y法人	668,120	24,240	643,880	HHH法人	375,960	25,200	350,760
Z法人	444,130	17,880	426,250	III法人	415,720	19,320	396,400
AA法人	846,520	33,240	813,280	JJJ法人	7,135,520	363,960	6,771,560
BB法人	564,200	28,440	535,760	KKK法人	248,040	14,040	234,000
CC法人	401,890	22,560	379,330	LLL法人	52,200	7,920	44,280
DD法人	1,409,850	35,880	1,373,970	MMM法人	132,720	37,440	95,280
EE法人	492,100	29,040	463,060	NNN法人	62,880	20,040	42,840
FF法人	357,160	※2	357,160	退会会員分	258,090	258,090	258,090
GG法人	335,240	15,600	319,640	法人合計	104,179,210	5,095,050	99,342,330
HH法人	547,560	29,640	517,920	合計	204,179,290	105,095,050	99,342,330

※1 現実には3ヵ年分を出資しているとのことであるが、本表上業務方法書第26条の規定どおりに算定した。

※2 休園中のため空欄とした。

(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。

- ① 収支計算書に対する注記に「資金の範囲」についての記載が漏れている。
- ② 「財務諸表に対する注記」の記載が全て漏れている。
- ③ 指定正味財産の計上がされていない。
- ④ 1 年内回収予定長期貸付金が区分計上されていない。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 16 年基準」によって作成されているが、次のような問題点が見られた。

- ① 収支計算書は財務諸表から除外され、ガバナンスのための計算書類として位置づけられているが、当該計算書の注記の中に「資金の範囲」の注記が記載されておらず、記載漏れとなっている。なお、平成 21 年度の収支計算書には当該記載は行われている。
- ② 上記と同様に「財務諸表に対する注記」についても平成 21 年度の財務諸表には当該記載は行われているが、平成 22 年度の財務諸表には記載漏れとなっている。
- ③ 県や私立学校法人からの出資金は指定正味財産に該当するが、一般正味財産に含めて計上されている。当該出資金は指定正味財産として正味財産増減計算書や貸借対照表に計上すべきである。
- ④ 1 年内回収予定の長期貸付金を「貸付金」の勘定科目で「その他の固定資産」に計上しているが、契約により 1 年以内に回収が予定されるものは、「1 年内回収予定長期貸付金」の勘定科目で流動資産として区分計上すべきである。

4. 社団法人山梨県私学教育振興会

(3) 幼稚園等への貸付業務実施において準拠すべき規定に不備が存在する(指摘事項)

当法人の財産は、現金預金 108 百万円、幼稚園や高等学校への貸付金 136 百万円であり、借入金等の負債はない。当法人にとって、貸付業務は主たる業務であり、貸付を行うにあたっては、現在社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書に準拠して行う必要があるが、この業務方法書は実態とかい離しているばかりか、条文自体に整合性がない。また運用上の問題もあるため抜本的に見直して、理事会で再検討すべきである。

当法人の財産は、現金預金 108 百万円、幼稚園や高等学校への貸付金 136 百万円であり、借入金等の負債はない。当法人にとって、貸付業務は主たる業務であり、貸付を行うにあたっては、社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書に準拠して行う必要があるが、同書第 2 章「貸付」の各条項の適用に当たって以下のような諸問題が発生している。

①第 8 条で貸付を受けようとする者は、「物上担保を提供しなければならない」と規定されているが、すべて融資に当たり担保の提供を受けているわけではない。実際の運用は、2,000 万円超の貸付の時に物上担保がとられているので、今後もそのような取扱を行うのであるならば、業務方法書の記載を訂正すべきである。

②第 8 条で確実な連帯保証人を立てた場合で、理事会が承認したときは担保提供が免除される旨の規定がある。現実の運用に当たっては連帯保証人 2 名を要求しているが 2 名を用意することは困難な状況にあり、監事が連帯保証人となっているケースが見られる。連帯保証人の人数の緩和も検討に値するものと思われる。また、監事が連帯保証人となっている場合には、監事監査の独立性の観点から不相当であり、連帯保証人の適格者から監事は除外すべきである。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 8 条 貸付を受けようとする者は、物上担保を提供しなければならない。ただし、確実な連帯保証人を立てた場合で、理事会がこれを承認したときはこの限りではない

③第 6 条の第 1 項 2 号と第 2 項は矛盾する項目であるため、第 2 項を削除することが必要である。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 6 条 貸付の限度は、次の各号により算出する額のうちもっとも低い額とする。

- (1) 貸付を必要とする事業資金の 75/100
- (2) 出資額に関わらず、貸付金の未償還額を併せて 4,000 万円を限度とする。
- (3) 物上担保による場合は、その担保物の時価の 70/100

2 前項の場合において、貸付金の額と未償還金の額の合計額は、前項第 2 号のただし書きの額の 2 倍を超えないものとする。

④第 11 条で、貸付を決定したときは、貸付契約書（第 6 号様式）により契約を結びとあるが、第 6 号様式がなく、第 7 号様式の中に貸付借用契約証書（保証貸）と同（担保貸）があるので改訂する必要がある。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 11 条 前条の規定により貸付を決定したときは貸付契約者(第 6 号様式)により契約を結び、貸付を行うものとする。

⑤第 12 条で利息は、半年ごとに徴収するものとするとはあるが、実際は半年ごとに徴収しているのではなく、5 月 31 日と 9 月 30 日に徴収しているため、実態に即して改訂するか、業務方法書どおりにするか検討する必要がある。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 12 条 利息は半年ごとに徴収するものとする。

⑥第 13 条で、貸付の対象となった事業の完了後、理事長に提出しなければならない書類として、契約書の写し、事業完了報告、完成写真の記載があるが、代金の領収書の写しや工事変更契約書の写しも貸付の実態の把握のためには必要であると考ええる。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 13 条 貸付の対象となった事業の完了後、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施区分毎の契約書の写し、又は事業完了報告
- (2) 事業実施区分毎の完成写真

⑦第 9 条第 2 項では、資金借入申込書には、事業計画書（第 2 号様式）資金計画書（第 3 号様式）の書類を添えなければならないとされているが、第 2 号様式、第 3 号様式には、通常の設定事業計画と耐震工事計画の 2 種があるので、その旨業務方法書に記載することが望ましい。

「社団法人山梨県私学教育振興会業務方法書」

第 9 条第 2 項 前項の申込書には次の書類を添えなければならない。

- (1) 事業計画書(第 2 号様式)資金計画書(第 3 号様式)及び資金償還計画書(第 4 号様式)
- (2) 資金収支予算書(当該年度のもの)(学校法人会計基準による様式)
- (3) 資金収支予算書(前年度のもの)(学校法人会計基準による様式)
- (4) 理事会議事録抄本(第 5 号様式)

以上のように、この業務方法書は実態とかい離しているばかりか、条文自体に整合性がなく、また運用上の問題もあるため抜本的に見直して、理事会で再検討すべきである。

(4) 融資に当たって物上担保の提供を受けているが、平成 18 年度以前は担保物の時価の査定が行われていない（指摘事項）

平成 18 年度以前は融資に当たって提供を受ける担保物について、評価額の根拠資料の提示を受けたり、時価の査定が行われていない。当該担保物の評価額は業務方法書に記載された貸付限度額算定の根拠になるだけでなく、貸付金回収の担保となるものであることから今後も時価査定等を適正に行うべきである。

業務方法書第 8 条で融資に当たり物上担保の提供を規定し、実際の運用にあたっては、2,000 万円超の貸付の時には物上担保の提供を要求している。また、第 6 条第 1 項第 3 号で物上担保による場合は、その担保物の時価の 70/100 を貸付限度額算定時の一項目としている。融資に当たっては抵当物件の評価額を記載した「抵当権設定の状況」を申込書に添付させ、理事会の協議資料に当該金額を記載の上融資の審査を行っている。当該評価額は融資先が記載したものであり、評価の根拠となる資料の提示を受けたり、平成 18 年度以前においては当法人がその評価額の検証を特に行っていない。

平成 19 年度の融資に当たっては、事務局長が簡便的ではあるが近隣の地価調査基準地の価格をもとに担保物件の評価書を作成し、理事会の協議資料としている。現実の運用に当たっては融資額を超えるような価値のある担保物の提供を受けているものと思われるが、融資に当たっては理事会への協議資料として、融資先から評価額の根拠資料の提示を受けるか又はこのような時価査定書類を用意すべきである。学校法人にあって教育施設については固定資産税が非課税であることから市町村の固定資産税評価額が表示されていない。近隣の公示価格や基準地価格をもとに査定することも必ずしも否定するものではないが、規準となる価格にどの価格を適用すべきか専門的な知識も必要とする。そこで担保物の時価査定的手段として、土地については相続税の路線価地域内では財産評価通達により、また、その他の地域では財団法人資産評価システム研究センターが開示している全国地価マップの固定資産税路線価等の資料を参考に簡便的な時価査定を行うことも検討すべきである。建物については各学校法人の帳簿価格を時価査定の参考価格として入手すること等が必要であるものと思われる。

(5) 当法人を含む3つの団体に共通発生する人件費の負担割合についての再検討が必要である(意見)

当法人の負担金 2,700,000 円(毎年定額)については、当法人、社団法人山梨県私立幼稚園協会、山梨県私立中学高等学校連合会の3つの団体4人の人件費総計 19,830,000 円のうち、当法人が負担する人件費であるが、4人の職員の各団体への従事割合を再調査のうえ決定することが必要である。また現在進行中の公益認定・一般認可申請に際しても重要な事項であると考えられる。

現在、当法人と社団法人山梨県私立幼稚園協会及び山梨県私立中学高等学校連合会の3つの団体の業務を4名の職員で行っている。それぞれの団体の人件費の負担は次のとおりである。

職員4名分給与	16,350,000 円
福利厚生費	3,480,000 円
人件費合計	19,830,000 円

- ①当法人は上記 19,830,000 円のうち、毎年定額で 2,700,000 円としている。
- ②社団法人山梨県私立幼稚園協会及び山梨県私立中学高等学校連合会は、上記人件費 19,830,000 円から振興会負担額 2,700,000 円と、山梨県からの補助金 6,000,000 円を控除した額を折半し、それぞれ 5,565,000 円を負担している。
- $19,830,000 \text{ 円} - 2,700,000 \text{ 円} - 6,000,000 \text{ 円} = 11,130,000 \text{ 円}$
- $11,130,000 \text{ 円} \times 1/2 = 5,565,000 \text{ 円}$

当法人の人件費の負担額は、毎年定額で 2,700,000 円とされているが、4人の職員がどのように3つの団体の仕事をしているか(従事割合)の再調査を行い、業務実態に対応した人件費の負担とすべきであることが必要である。また、現在当法人が進めている公益社団法人への移行認定や一般社団法人への移行認可申請に際しても重要かつ必要となる事項であると考えられる。

4. 社団法人山梨県私学教育振興会

(6) 助成金の交付事業について、より正確な収支予算のもと助成金額を決定すべきと思われる(意見)

助成金を交付した事業の収支報告によると、185万円の収支差額を生じている事業がある。当初の収支予算を前提として、助成金額が決定されていることから、より正確な収支予算を作成し、その上で助成金額を決定すべきと思われる。

当法人の業務方法書には、助成を行うことのできる事業として次のとおり記載されている。

第3章 助成

(助成の対象)

第15条 助成を行うことのできる事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員が行う施設設備の整備改善の事業
- (2) 会員等で組織する団体がその目的達成のために行う事業
- (3) その他私学振興のための必要な事業

平成22年度に当法人は、山梨県私立中学高等学校連合会(以下、連合会という。)の「第47回中部地区私学教育研修会」の実施にあたり、上記(2)の事業として70万円の助成を行っている。

この研修会は、中部地区の各県により持ち回りで行われており、本県では数年ぶりの開催となる。平成23年3月23日に提出された助成事業者からの実績報告書によると、収入合計9,431,903円に対し支出合計7,584,569円とあり、収支差額は1,847,334円であった。この収支差額は、助成事業者の「中部私学研修会計」名義の普通預金内に、当該事業が終了した現在も資金はそのまま残っており、連合会の特別会計として報告されている。今後も、他県で開催される先の私学教育研修会の参加資金に使用する予定という。

収支差額が生じた主な理由は、

- ①「地元開催のため参加者を多く募った
- ②「支出の軽減を図った

といった、自助努力による残余資金という。この事業は、当法人70万円のほか、下表のとおり山梨県60万円及び甲府市10万円を助成金として交付している。当初の収支予算を前提としてこれらの補助金額が決定されていることから、上記のような理由が存することとはいえ、より正確な収支予算が作成されていればこのような収支差額が生じる事はなかったものと思われる。結果としてではあるが、その場合には、県や当法人から交付される助成金額にも影響していた可能性もあるものと思われる。

また、当該助成金は、あくまでも本県において「中部地区私学教育研修会」を開催に

するにあたっての助成金である。上記の収支差額は、今後他県で開催される同じ研修会への参加資金として使用される予定ではあっても、本県開催に対する助成という当初の目的とは厳密な意味では異なる使途に充当されることとなる。

したがって、このような余剰資金が発生しないような適切な収支予算を作成の上、助成金額を決定すべきであると思われる。

※「中部私学研修会計」の収支決算書（監査人が略記）

収支決算書 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	備考
参加費	6,000,000	6,910,000	910,000	参加費@10,000円×691名
補助金	1,400,000	1,400,000	0	山梨県 60万円・甲府市 10万円・私学振興会 70万円
助成金	800,000	850,000	50,000	私学研修福社会
他の収入	300,000	271,903	△ 28,097	
収入合計	8,500,000	9,431,903	931,903	

収支決算書 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	備考
支出合計	8,500,000	7,584,569	△ 915,431	
収支差額	0	1,847,334	1,847,334	

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

(1) 預金出納帳（総勘定元帳の預金科目）の記帳を適時適切に行うべきである（法人本部）（指摘事項）

現金・預金の実査時に預金出納帳（総勘定元帳の預金科目）と預金通帳の照合を行ったが、通帳の記載内容が総勘定元帳へ適切に反映されていなかった。預金出納帳の記帳を適時適切に行うべきである。

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の法人本部では、原則的に現金を持たず、預金について日々出納業務を行っている。往査時に預金の実査を行ったが、記帳されていた預金通帳と預金出納帳（総勘定元帳の預金科目 001-002）との照合を行ったが、通帳の記載内容が総勘定元帳に反映されておらず、下記の通り一部記帳漏れが生じていた。

総勘定元帳の記載(8/29の一部、8/30)

年月日	借方金額 (円)	貸方金額 (円)	残高
23. 8. 29			87, 893, 547
23. 8. 30	51, 549		87, 945, 096

銀行預金通帳の記載(8/29の一部、8/30)

年月日	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引金額 (円)
23. 8. 29	105		87, 893, 442
23. 8. 30	3, 007		87, 890, 435
23. 8. 30		106, 177	87, 996, 612
23. 8. 30		72, 526, 734	160, 523, 346
23. 8. 30		51, 549	160, 574, 895
23. 8. 30	50, 523, 214		110, 051, 681
23. 8. 30	93, 949		109, 957, 732

は元帳記帳洩れ部分

上記の通り、8/29 及び 8/30 について元帳残高と通帳残高とに差異が生じている。

出納業務は現金及び預金の取引が生じる都度とその取引内容を記帳し、現金及び預金の残高を日々把握することが必要であり、資金管理等にとって重要な業務である。実際の預金取引に応じて預金出納の業務を適時適切に行うべきである。

(2) 互助会の運営等に不適切な点が見受けられた（指摘事項・意見）

互助会の運営等に次のような問題点が見受けられた。

- ① 互助会規約の事務所所在地が旧所在地のままであった。
- ② 法人から互助会へ補助金を支出しているが、その支出について根拠となる規定がない。
- ③ 当法人は互助会の事業と重複が認められる他の福利厚生サービスにも加入しており、互助会に対する補助金支出（平成 22 年度実績：665,800 円）は過剰なものと思われる。
- ④ 平成 19 年度～平成 21 年度の収支計算書がなく、総会等の開催も行われていない。
- ⑤ 互助会の資金残高について計画的な維持が必要である。
- ⑥ 意見としてはあるが、互助会から支給される資格取得奨励金については給与課税の可能性を認識した上で、制度の運営を行うことが必要である。
- ⑦ 他の福利厚生サービス団体からクラブ活動の助成を受けられるが、平成 19 年度以降当該助成の申請が行われていない。意見としてはあるが、申請するクラブ活動にばらつきがあるものの、活発な活動を促すためにも、制度の周知徹底が必要と思われる。

当法人には、職員の相互扶助と福利厚生及び職員の資質の向上のため山梨県社会福祉事業団職員互助会を設けている。職員は当該互助会へ任意に加入し、掛金月額 200 円を納入のうえ、法人から同額の一般補助及び出産に伴う特別補助を得ている。

その主な事業は次の通りである。

- 1 慶弔金・退職慰労金の給付事業
- 2 クラブ活動に対する助成事業
- 3 「かえで荘」の宿泊に対する助成事業
- 4 資格取得に対する奨励金支給事業
- 5 貸付事業

当該互助会の規約、事業内容、運営等について、次のような問題点が見受けられた。

- ① 山梨県社会福祉事業団職員互助会規約を設けて規約に則り運営しているが、平成 20 年 4 月 1 日以降規約の改正が行われておらず、事務所所在地について法人本部が従来所在した場所のままとなっていた。法人本部の現所在地へ速やかに変更すべきである。
- ② 当法人から職員の掛金月額 200 円と同額の一般補助（平成 22 年度実績：665,800 円）が行われているが、当該補助について規定がされていない。根拠となる規定を設けるべきである。
- ③ 当法人は職員の福利厚生の一環として社会福祉法人福利厚生センターに加入（掛

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

金：年額1万円／名）し、職員は上記の慶弔及び資格取得とほぼ重複するような内容で祝品や弔慰金・見舞金を受給することができ、またクラブ活動に対する助成も行われている。法人から当該互助会への補助については職員の福利厚生に関する過剰な支出と思われる。

- ④ 平成19年度～平成21年度の収支計算書が作成されていない。また、当該収支計算書等は運営委員会の承認が必要であるが、承認も行われていない。
- ⑤ 互助会では加入者の退職にあたり規約に基づき退職慰労金を給付している。互助会が支給すべき平成22年度末の退職慰労金要支給額は4,557,000円であり、一方互助会が所有する預金残額に貸付事業の貸付金残高を加えると4,577,171円である。後者が前者をやや上回っているため現状では退職慰労金の支給に問題はないものと思われるが、平成22年度の事務費・事業費等（出産に伴う特別給付を除く）の合計は180万円ほどであり、掛金及び法人からの一般補助の合計133万円を超える支出となっている。今後は毎年度の退職慰労金要支給額を考慮しながら事業の運営を行うことが必要である。
- ⑥ 加入者が社会福祉事業に関する一定の資格を取得した場合、奨励金2万円（1名4万円が限度）を交付している。法人が職員の資格取得について金銭の給付を行った場合には、その支給が社会通念上一般的であり、かつ金額が相当なものを除き、給与として所得税の課税が行われ（所得税基本通達28-5）、源泉徴収が必要となる。当該資格取得に関わる一時金についても検討を要するものであるが、給与としての認定が行われると、互助会も法人から1/2の補助金を受けていることから、その支給に対して補助金相当額については同様に給与としての認定が行われる可能性も否定できない。したがって、この課税面からの検討を行った上で制度の運営を行う必要性も認められる。
- ⑦ 当法人が加入している前記（社福）福利厚生センターでは申請に基づきクラブ・サークル活動助成（各クラブ等への所属会員当たり1,000円/名）を行っているが、平成19年度以降当該助成の申請が行われていない。各クラブ等からの申請がなかったことによるものとのことである。法人内に存在するこれらクラブ団体の活動にはばらつきがあるが、職員の福利厚生を充実させる点においても、制度の更なる周知徹底が必要と思われる。

(3) 職員に対する諸手当が委託費として支給されていた（指摘事項）

職員に対する手当等の支払いのうち一部が委託費として計上されている。本来は給与として合算して支払い、所得税の源泉徴収を行うべきである。

①かえで荘

かえで荘の宿直担当者が宿直時に風呂の掃除をしたときに、風呂掃除の委託料として委託費が計上されている。10%の源泉徴収は行われているものの、本来は給与として処理すべきものである。

②聴覚障害者情報センター

職員が手話通訳した場合の報酬が委託費として計上されている。10%の源泉徴収は行われているものの、本来は給与として処理すべきものである。

何れも所得税の源泉は行われているものの、業務の内容はともかくとして雇用関係を前提として支払われるものであり、報酬として源泉を行うことは所得税法上間違った処理である。給与と報酬では所得税の源泉徴収金額は異なり、当該職員の給与水準や控除額によっては源泉徴収不足が生じ、税務上問題となることがある。給与額によって徴収が行われる社会保険料等も徴収不足が生じる恐れがある。また、給与とは別に支給されているため、職員側でも当該委託費が他の所得とあわせて20万円を超えた場合には確定申告をする必要が出てくる。法令の遵守が望まれる。

(4) 食堂運営を委託している会社に対し、ガス料金の負担を請求すべきである（意見）

現在契約上、食堂運営委託会社に対して光熱費の請求を行っていない。電気代については別メーターを設ける等の手間もかかるが、厨房のガスについては当該会社が使用しているだけであり、ガス代については請求することを検討すべきである。

かえで荘では食堂運営を民間会社に委託している。現在の契約では光熱給水費は社会福祉事業団の負担となっている。

水道代や電気代については切り分けが難しいものの、ガス代については厨房のみで使用することが明らかである。そこで、ガス使用量を削減するインセンティブを持たせる観点からもガス代については契約を変更して委託会社に請求することを検討すべきである。

(5) 講師の交通費について実費精算を検討すべきである (意見)

講師に対して報酬及び交通費を支払っているが、現在は交通費分も含め現金で支払っているため、交通費にかかる所得税も負担している。遠方の講師の場合は交通費について実費精算を行い、負担の軽減を検討すべきである。

聴覚障害者情報センターにおいて、講師に報酬及び交通費の現金支給を行っており、報酬＋交通費の支給額に対して所得税を源泉徴収している。

現在の処理は、所得税法の規定に従った処理であり問題があるわけではないが、所得税法に規定されている実費精算にすれば交通費にかかる所得税分は節約できる。

所得税基本通達 204-4

報酬・料金等の支払者が、旅行、宿泊等の費用を負担する場合に、その役務を提供する人に対して交付されるものではなく、支払者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内の場合には源泉徴収をしなくて差し支えない

遠方の講師の場合は交通費分に対する所得税の負担額も無視し得ない金額となるので、乗車券を送付する等の経費削減策も検討する必要がある。

(6) かえで荘のマッサージ機の現金回収に関して内部牽制を図るべきである (意見)

かえで荘にマッサージ機を4台設置しているが、当該マッサージ機のコインタイマーに利用者が投入した利用料を月末に職員が現金回収している。現金回収は職員1人で行っており、内部牽制が行われていない。

かえで荘にマッサージ機を4台設置しており、当該マッサージ機の利用料金は利用者が10分間100円の利用料を現金で機械に付属しているコインタイマーに投入し利用している。コインタイマーによる収入は証拠書類が残らないため、後から適正に処理されたかどうかを検証することは困難であり、何らかの内部統制がなければ、着服することも不可能ではない。従って、2人で回収し他人のチェックが入るような内部統制を構築することが必要である。

(7) 経理規定に従った管理がされていない事例が見られる (指摘事項)

経理規定に従った管理が行なわれていない事例や不適切な管理の事例が見られる。

- ① 現金金種表を作成していない
- ② 固定資産管理責任者の任命がない
- ③ 実地棚卸をしていない

① 当法人では、経理規程第 26 条に従い小口の支払いを定額資金前渡し制度による資金 (小口現金) により行っているが、日々の現金有高を示す金種表を作成していない施設があった。

経理規定では次のとおり記載している。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」
(残高の確認)

第 28 条 会計責任者は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない。

小口現金は、出納職員が管理し会計責任者が監督すべきであるが、金種表での確認がないということは、現金の実地照合をしていないことであり、現金残高の信憑性を損ねることとなる。適正さを欠いているので早急に改善する必要がある。

② 経理規定では、固定資産管理責任者の任務について次のとおり記載している。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」
(現物管理)

第 43 条 固定資産の現物管理を行うために、理事長は固定資産管理責任者を任命する。
2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

(現在高報告)

第 45 条 固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない。

2 会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(下線部は監査人)

任命の発令状況を確認したところ、固定資産管理責任者の任命は、どの施設もなかった。上記のとおり、固定資産の管理は会計年度末だけでなく期中においても随時行う必要がある。固定資産管理責任者が不在では、固定資産の実物との突合、使用状況の調査、

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

廃棄処分手続きなどの法人内での現況管理を曖昧にする要因となることも考えられる。資産の現況把握は資産の有効活用につながることにともなるので、経理規定に従い早急に固定資産管理責任者を任命し対処する必要がある。

③ 経理規定では、棚卸資産について次のとおり記載している。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」	
(棚卸資産の評価及び管理)	
第 38 条 貯蔵品等の棚卸資産のうち、以下に定める資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。(ただし、棚卸資産は、未使用のものに限る。)	
ア	事務用の用紙
イ	法人のパンフレット
ウ	切手、収入印紙
エ	介護用品、利用者の寝具
オ	職員の制服
2	会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。
3	会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する。
4	第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに 1 年間の消費量を下回るものについては、販売用品及びこれに準ずるものを除き、その購入時に消費したものとして処理することができる。

当法人の貸借対照表の「貯蔵品」の残高は、上記の第 4 項の条件に適合するため数値はゼロである。ただし、第 2 項の記載のとおり会計年度末に実地棚卸を行うこととなっているが、下表のとおり、すべての棚卸を行っていたのは豊寿荘のみであった。

品目	本部	豊寿荘	明生学園	桃源荘	きぼうの家
事務用の用紙	×	○	×	×	×
法人のパンフレット	ｺﾋﾟｰ対応	ｺﾋﾟｰ対応	ｺﾋﾟｰ対応	×	×
切手、収入印紙	○	○	在庫なし	○	○
介護用品、利用者の寝具		○	在庫なし	×	×
職員の制服	毎年法人で必要数を一括購入しているので、在庫なし				

品目	もえぎ寮	はまなし寮	かえで荘	情報センター
事務用の用紙	×	×	×	×
法人のパンフレット	ｺﾋﾟｰ対応	×	×	×
切手、収入印紙	○	○	○	○

介護用品、利用者の寝具	在庫なし	○	在庫なし	
職員の制服				

実地棚卸の目的は、残高数量の確認に留まらず、「不良在庫の確認」「過剰在庫の削減」「不正使用の排除」等といった経営上の内部牽制にあるので、本来、会計年度末だけでなく月々実地棚卸をすることが望ましいと思料される。また、先の第4項は、社会福祉会計基準の注解の「重要性の原則」より経理処理の簡便法を述べているのであって、このように実地棚卸を省くことは規定に反していると言える。経理規定に従い貯蔵品についても実地棚卸を適切に実施すべきである。

(8) 桃源荘の基本財産にあるべきはずの短期入所と通所介護の建物の資産計上が欠落している（指摘事項）

桃源荘の経理区分に短期入所と通所介護があるが、基本財産にあるべきはずの建物の資産額が載っていない。適切に評価し資産計上すべきである。

桃源荘の平成22年度の貸借対照表を確認したところ、経理区分の短期入所と通所介護の基本財産に建物勘定の記載がなかった。また、固定資産台帳にも記載がなかった。

桃源荘のパフレットによると、平成3年10月に「ショートステイ室増築（8名）」「デイサービスセンター事業開始」とあり、面積も450.35平方メートル増築しているという。確認したところ、平成17年4月に県より建物を移管されたが、県の公有財産台帳の「特別養護老人ホーム桃源荘本館」に平成3年10月の内容について記載がなく、価額不明のため計上できない状況にあるということであった。不適切な処理なので、県と協議のうえ早急に対処することが必要である。

(9) 会計処理に不適切な事項が見受けられる (指摘事項)

会計処理の問題視される事例が次の通り見られた。

- ① 未収金の残高の差異
- ② 固定資産の計上洩れ
- ③ 未収金と未払金の額の不一致

① (豊寿荘) 国民健康保険団体連合会の未収金台帳

連合会の未収金を確認したところ、平成 23 年 2 月及び 3 月の請求額に対し残高に 502,600 円の差異があった。この連合会への介護報酬の請求は、請求内容を審査した結果 2 カ月後に入金される。月々の請求額と入金額を突合したところ、相違している月が数件あった。これは、審査のさいの「過誤の請求」「保留金の入金」等による調整額と推測される。先の差異は、このような調整額の仕訳がないため生じたものと思料される。このままでは、不明瞭な未収金額が推移し翌年度へも影響することとなるので、差異の内容を調査し早急に対処することが必要である。

(豊寿荘) 利用者負担金の未収金台帳

利用者への平成 22 年 8 月の請求に対し、入金額に差異が生じていた。確認したところ、入金額が正しく、請求額の計上に誤りがあるということであった。是正が必要である。

(豊寿荘) 処遇改善交付金の未収金台帳

先の国民健康保険団体連合会と同様に月々の残高に差異が生じている。差額調整の仕訳処理の欠落と思料されるので是正が必要である。

(桃源荘短期入所) 利用者負担金の未収金台帳

平成 23 年 3 月期の利用者負担金の未収計上が洩れている。

② (豊寿荘) 固定資産台帳

平成 23 年 3 月期の貸借対照表と固定資産台帳を突合したところ、下記のとおり金額が一致していなかった。

養護老人ホーム 豊寿荘

(単位：円)

	貸借対照表	固定資産台帳	差異
建物	287,631,917	287,631,917	0
構築物	10,652,667	9,502,667	1,150,000
器具・備品	4,395,773	4,481,487	△ 85,714
機械・装置	103,461,236	103,112,111	349,125

総勘定元帳を確認したところ、下記の資産が固定資産台帳より洩れていた。

(単位：円)

科目	日付	摘要	金額
構築物	H22. 10. 25	墓地外柵石塔一式	1, 150, 000
機械・装置	H22. 5. 14	浄化槽装置	349, 125

また、器具備品の差異については、下記の資産によるものである。

(単位：円)

資産の名称	取得年月日	取得価額	期首帳簿価額	当期減価償却費	減価償却累計額	期末帳簿価額
高圧蒸気滅菌機	H20. 4. 11	155, 844	85, 714	35, 065	105, 195	50, 649

平成 21 年度に資産計上すべきところを経費処理したため、平成 22 年度の固定資産台帳に記載したが、貸借対照表及び事業収支計算書に修正仕訳を入れるのを失念したものと史料される。上記資産とともに是正が必要である。

(豊寿荘) 固定資産台帳

固定資産の償却費は、会計基準の規定により、平成 19 年 4 月 1 日以降取得の資産から下記のとおりとなった。

減価償却資産の残存価額は、取得価額のゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘勘定を控除した金額に達するまで償却できるものとする。

豊寿荘では、平成 20 年度において、上記の対象となる資産の減価償却費を以前の規定のまま計算したため、下記の金額が償却不足となった。この償却不足額は、平成 21 年度に正規の償却額に加算し是正している。

	建物	構築物	機械装置	器具備品	計
養護老人ホーム	801, 203	77, 117	737, 008	173, 584	1, 788, 912
特別養護老人ホーム	463, 068	60, 115	578, 224	288, 892	1, 390, 299
訪問介護事業所	8, 516	818	7, 886	0	17, 220
計	1, 272, 787	138, 050	1, 323, 118	462, 476	3, 196, 431

しかし、平成 22 年度においても、先の償却不足額を加算したままの償却費を計上していた。そのため、平成 22 年度は上記の償却費が過剰となり、資産残高が其々過少となっている。是正が必要である。

(明生学園) 固定資産台帳

固定資産台帳によると、車両運搬具にワゴン車 1 台の記載があるが、それに対する車両リサイクル料の記載が「その他の固定資産」にない。金額を確認のうえ是正する必要がある。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

また、以下の資産は、現物はあるものの、固定資産管理台帳に記載されていなかった。

1. 特殊浴槽（1セットは管理台帳に記載されていなかった）
2. カラオケセット
3. 放送設備
4. 防災設備
5. 利用者の会が使用している金庫

その他にも丸テーブルやベッド等、他の施設から移管されてきたものについて固定資産管理台帳に記載されていないものが散見された。

③ （豊寿荘）未収金及び未払金明細表

豊寿荘では、施設内で資金の繰替及び共通経費の負担の振替を行っており、会計年度末に未収金と未払金に載っている。その額は相対するので、双方同額が載ることになるが、下記のとおり一致していなかった。

項目	経理区分（科目）	金額	経理区分（科目）	金額	差異
介護サービス加算金	特定施設入居者生活介護（未収金、その他の流動資産）	496,215	養護老人ホーム（未払金）	3,349,421	△ 2,853,206
施設共通経費	養護老人ホーム（未収金）	0	訪問介護（未払金）	484,297	△ 484,297

当該不一致により、収入の計上洩れ及び経費の過大計上となり、平成 22 年度の収支差額に 3,337,503 円の過誤を生じていることとなる。差異の内容を調査し、早急に対処することが必要である。

(10) 各施設から本部への繰入金処理について、損益の状況を見るという目的からすると各施設にて経費処理することが望ましい(意見)

介護保険事業は、損益計算を重視し収入とその事業コストのバランスを見るという目的があるので、本部への事務コストの繰入金を各施設及び経理区分にて経費処理することが望ましい。

当法人では、各施設の事務作業を本部で一括処理している。そのため、各施設は、収入及び職員数より負担割合を算出し下記のとおり本部に繰入れている。

平成 22 年度繰入金 (単位：円)

施設名	繰入額	うち本部への繰入金
豊寿荘	9,701,000	7,200,000
明生学園	4,200,000	4,200,000
桃源荘	20,081,000	16,200,000
きぼうの家	14,400,000	14,400,000
もえぎ寮	8,544,457	4,800,000
はまなし寮	7,804,494	7,800,000
かえで荘	4,200,000	4,200,000
情報センター	1,200,000	1,200,000
計	70,130,951	60,000,000

このように、本部に繰入れ、本部にて事務負担の実質経費(人件費、事務費、事業費)を処理することは、実務的にも経理的にも有効な方法といえる。

しかし、平成 12 年に介護保険法が導入され、社会福祉法人会計基準も一新され、経理処理が見直された背景には、介護事業において、介護報酬を得るためにどれほどの経費(コスト)がかかるのか、介護報酬の基準を算出するための分析データとして、減価償却費を組み入れた損益計算書(事業活動収支計算書)を必要としていることが挙げられる。

当法人の経理処理では、各施設の繰入金支出は、損益計算書(事業活動収支計算書)の「事業活動外支出」に表示され「福祉事業活動」に反映されず、介護報酬を得るための経費(コスト)より外れてしまう。そのため、事務作業コストを各経理区分の人件費、事務費及び事業費で経理処理することが望ましいと思料される。

(11) きぼうの家の建物が未登記である（指摘事項）

基本財産である「きぼうの家」の建物の登記ができない状況にある。未登記の状態は固定資産管理の観点からも望ましいものではなく、早期に改善を図るべきである。

当法人の登記簿謄本を照合したところ、「きぼうの家」の建物謄本がなかった。

説明によると、平成17年4月に、県より建物に移管され所有権登記を進めていたところ、きぼうの家の建物が建っている地番は「字」が3つに分かれており、「字」は公図も別々で、国勢調査も入っていないため字界が一致せず、現状の形状と異なるため、法務局より、測量等を行い筆界や赤道等の位置を明白にしたうえで再度申請する旨を伝えられたという。そこで、事業団は、平成18年3月に、土地の所有者である県に対し、隣地の所有者との境界の問題等もあり事業団では作業できないことを伝え、対応を依頼し現在に至っている。未登記建物の存在自体が固定資産管理上望ましいものといえず、増改築時における建築確認等の際に支障を来す可能性もあることから、県の早期対応を望むところである。

(12) 県より移管された資産の耐用年数に誤謬が見られる（指摘事項）

県より移管された資産の耐用年数に誤謬が見られるので訂正が必要である。

当法人の経理規定第46条2に「減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする」とあり、いわゆる税法上の法定耐用年数を採用している。桃源荘の固定資産台帳によると、本館の耐用年数が「43年」となっていた。桃源荘の建物は、登記簿謄本によると「鉄骨コンクリート造陸屋根・スレートふき2階建」である。用途分類は「病院用」となり、税法上の法定耐用年数は「39年」である。この建物は、県から移管された物件であり中古資産となるので、経過年数を考慮する必要がある。

確認したところ、県の「公有財産台帳」の「特別養護老人ホーム桃源荘本館」の耐用年数の欄は「50年」となっており、そこから中古資産の耐用年数の見積もりの簡便法による算定をしたため「43年」であった。県の「公有財産台帳」では、この資産の種目を「事務所」としているため、法定耐用年数は50年となる。しかし、桃源荘での用途は「介護老人福祉施設」なので39年が正しく、訂正が必要である。

前述したような耐用年数に違いのある資産が、桃源荘を含め他の施設にも散見されるので、再度見直しを行い訂正する必要がある。

(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額が減価償却費より先行計上されているので注記することが望ましい(意見)

社会福祉法人会計基準の計算法によっているため、国庫補助金等特別積立金取崩額が減価償却費より先行して計上されるため多額の収益を生じているので、その旨を注記することが望ましい。

当法人では、県より建物、構築物を無償譲渡されている。そのため、当初の経理処理では、貸借対照表の固定資産の部の「建物」「構築物」と純資産の部の「国庫補助金等特別積立金」に相対するように同額が載っていた。その後、年度ごとの損益計算書(事業活動収支計算書)の経費に「減価償却費」同じく収益に「国庫補助金等特別積立金取崩額」が計上されている。

通常では、当初同額なので「減価償却費」と「国庫補助金等特別積立金取崩額」は同額が計上されると考えられるが、下記のとおり平成22年度までの累計に差額が生じている。

(単位：円)

	減価償却費(累計)	国庫補助取崩額(累計)	差額
明生学園	26,972,841	29,914,824	2,941,983
桃源荘	108,472,579	119,110,206	10,637,627
きぼうの家	56,130,076	62,125,745	5,995,669
もえぎ寮	41,026,924	45,437,808	4,410,884
はまなし寮	85,260,979	94,652,422	9,391,443
計	317,863,399	351,241,005	33,377,606

このことは、会計基準の計算の仕方に違いがあることによる。減価償却費は残存価額の1割を除くが、国庫補助金等特別積立金取崩額にはそれが無いため金額が多くなるのである。そのため事業団では、この計算差額だけで損益計算書(事業活動収支計算書)の収益が、累計で33,377,606円も出ていることとなる。

会計基準の制度に問題があり、平成24年度より施行される新しい会計基準では、この件は改正され、減価償却費と同様の計算を行うこととなり、過去の累積も是正されることとなる。そこで、事業団としては差額が多額となっているので、新会計に移行するまでの期間、その旨を注記することが望ましいと思料される。

(14) 積立金に関して、財務諸表において明瞭な表示を行うことが必要である(意見)

積立金に関し、次の通り不明瞭な記載が見受けられる。

①貸借対照表(合算)の積立金の科目名が「その他の積立金」となっているが、目的支出の名称を付す必要がある。

②積立金とそれに対応する特定積立預金の金額が整合していない。投資有価証券の一部が積立金に対応していると思われるので、その内容を注記等によって明瞭な表示を行うことが必要と思われる。

当法人は、平成22年度において総額512,869,455円の特定預金への積立てを行っている。会計基準では、積立金について次のとおり記載している。

(その他の積立金)

第35条 その他の積立金には、将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動収支計算書の当期末繰越活動収支差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

2 前項に規定する積立金は、積立ての目的を示す名称を付すものとする。

3 第1項に規定する積立金は、その積立ての目的である支出が行われた会計年度において取り崩すものとする。

4 第1項に規定する積立金をその積立ての目的以外の理由で取り崩す場合には、その旨、その理由及び金額を事業活動収支計算書の脚注として記載するものとする。

(下線部は監査人)

その他の積立金は、貸借対照表の「純資産の部」に計上される。また、その同額が、特定預金として定期預金等に積立て、貸借対照表の「固定資産の部」に計上することとなる。

① 第2項では「積立ての目的を示す名称を付すもの」とある。

当法人の平成22年度の貸借対照表(合算)における純資産の部の積立金を下記に記載する。

(単位:円)

科 目	金 額
その他の積立金	82,295,000
建設積立金	146,364,437
人件費積立金	51,260,000
修繕積立金	134,500,000
備品等積立金	98,436,000
授産修繕積立金	14,018
計	512,869,455

積立ての目的を示す名称を付すべきであるが、上記の「その他の・・・」は特定の目的を示したものとはいえない。内容は明生学園の「施設整備等積立金」であり、明生学園事業会計の貸借対照表に明示されていた。しかし、当法人の貸借対照表（合算）は、法人の各会計単位を総合した計算書であり理事会での提示書類となっているので科目名を適正に表示する必要がある。

- ② 当法人の平成 22 年度の積立預金（固定資産の部抜粋）と積立金（純資産の部抜粋）を下記に記載する。

（金額：円）

科目	特定預金	科目	その他の積立金	差額
投資有価証券	228,695,000	-	-	228,695,000
繰越特定預金	103,560,000	-	-	103,560,000
-	-	その他の積立金	82,295,000	△ 82,295,000
建設積立預金	45,050,000	建設積立金	146,364,437	△ 101,314,437
人件費積立預金	17,000,000	人件費積立金	51,260,000	△ 34,260,000
修繕積立預金	124,500,000	修繕積立金	134,500,000	△ 10,000,000
備品等積立預金	66,436,000	備品等積立金	98,436,000	△ 32,000,000
授産備品等購入積立預金	14,018	授産修繕積立金	14,018	0
計	585,255,018	計	512,869,455	72,385,563

積立金と同額を積立預金とすることとなっているが、上記のとおり一致していない。このことは、固定資産の「投資有価証券」の中が、通常の投資有価証券と特定預金の投資有価証券とに分かれるということであるが、現状の表示では積立の不足あるいは過剰と判断される恐れもあるのでその内容を注記等により明示することが望ましい。

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

(15) 予定される改築費等の積算を随時見直し、中・長期経営計画に適正に反映させ、計画的な積立金の積立を行うべきである (意見)

明生学園の改築費は、結果として計画の半額以下で納まっている。資金計画に大きく影響する事項なので、今後の改築事業及び大規模修繕事業に関し積算を随時見直し、中・長期経営計画に反映させ、それに伴う資金(積立金)を計画的に積立てる必要があると思料される。

措置費の施設は、以前、措置費収入に対し人件費、事務費及び事業費の用途制限があった。資金収支差額についても、積立金支出との合計額が収入決算額の5%相当額を上回る場合は、収支計算分析表の添付が義務付けられ、職員待遇、入所者処遇等に施設の運営上不適切な事由が認められる場合は、改善計画等により当該事由の解消が図られるように指導されていた。しかし、平成16年5月14日「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」により先の通知が廃止され、運営費の弾力運用が認められることとなった。

そのなかで当期支払資金残高について次のとおり記載されている。

当期支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とする。 (下線部監査人)

明生学園の措置費収入と当期末支払資金残高は以下のとおりであり30%を下回っている。なお、各年度の積立金支出額もあわせて記載する。

(単位：円、%)

	措置費収入	当期末支払資金残高	割合	積立金支出
平成20年度	158,814,721	47,044,202	29.6	23,000,000
平成21年度	147,122,024	43,213,898	29.3	12,000,000
平成22年度	144,715,447	22,264,608	15.3	22,300,000

また、「運営費の用途制限」は積立金について次のとおり言及している。

運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。

- ① 人件費積立金
- ② 施設整備等積立金

明生学園での積立金支出は施設整備等積立金であり、平成22年度の積立金残高は82,295,000円である。また、使用計画については、平成22年3月の理事会において、老朽化した建物の建築年度を見据えた新たな「経営シミュレーション」を提示し、その

中で明生学園の建物について、平成 27 年度の改築予定を耐震化整備事業の補助金交付に準じ、平成 23 年度に前倒して改築を実施する旨が報告されている。平成 17 年に施設等を山梨県より譲渡された当時にも経営計画が作成されたが、昨今の障害者自立支援法の施行や介護保険法の改正など福祉施設の経営環境が大きく変化していくなかで、健全かつ持続可能な経営を維持・発展することを目的に経営計画検討委員会が新たに設置された。当委員会が、平成 20 年度から 21 年度に渡り見直しを行い、作成した新経営計画に「経営シミュレーション」が盛り込まれている。この「経営シミュレーション」によると、明生学園の改築費は 7 億円である。積算根拠として平成 20 年 4 月に竣工した豊寿荘の改築費を参考としている。

(単位：円)

	明生学園	豊寿荘
実施	平成 23 年度	平成 19 年度
竣工	平成 24 年 3 月 31 日	平成 20 年 4 月 1 日
旧建物構造	鉄筋コンクリート一部 2 階建	
新建物構造	—	鉄骨造合金メッキ銅板葺き 2 階建
旧建物面積	1,563.63 m ²	1,638.40 m ²
新建物面積	—	3,324.86 m ²
本体建築	400,000,000	400,260,931
解体工事	25,000,000	21,699,669
仮設プレハブ	0	58,962,326
グラウンド整備	20,000,000	19,927,074
建築設備工事	124,000,000	123,690,000
建築電気設備	95,000,000	93,765,000
設計管理費	36,000,000	35,175,000
計	700,000,000	753,480,000
備品類費	50,000,000	36,303,656
総改築費	750,000,000	789,783,656

※豊寿荘は、改築のおり特別養護老人ホームと訪問介護事業を新設している

上記の数値を見る限りにおいては、ほぼ類似した金額である。しかし、豊寿荘が養護老人ホーム定員 50 名、特別養護老人ホーム定員 27 名の計 77 名に対し、明生学園は定員 40 名である。(明生学園の定員は 70 名であるが、平成 22 年度の暫定定員は 57 名である。また、改築にあたり事業団は山梨県に対し定員 40 名を提言している。) 人員規模では明生学園は豊寿荘の半分程度である。明生学園は一部屋当たりの人員数の相違等により m²単価が高くなるということであるが、積算時の金額が高額すぎるのではないかと思料される。結果としてではあるが、平成 22 年度末の明生学園の当該改築費等の入札価額は 31,258 万円である。やはり、改築計画の積算と対比すると適正な積算価額であっ

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

たとは言い難いと判断される。

当該改築に伴う補助金は23,430万円である。これは、平成21年7月31日付、厚生労働省「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」の児童養護施設の基準単価（本体工事及び解体工事、仮設施設整備工事）に定員40名を掛けて算出される。よって、改築計画での自己資金は、備品費を除くと46,570万円であった。しかし、入札の結果、自己資金は、入札価額に設計監理費1,180万円を加え、補助金23,430万円を差し引くとして9,008万円となり、当該計画に対し5分の1に減少した。したがって、今後の資金計画も大幅に見直されることとなると思われる。平成22年度の「経営シミュレーション」によると、今後予定される、きぼうの家、桃源荘及びもえぎ寮の改築費及び大規模修繕費に関する記載がある。しかし、明生学園の事例のように積算価額を高額に見積もるならば、資金調達のために必要以上の経費削減等の対応が要請され、職員の処遇等にも影響を及ぼすシミュレーションになりかねない。改築費及び想定される大規模修繕費の積算に関しては、随時に適正価額を見直し、中・長期の経営計画に反映させる必要がある。

また、当法人の積立金の積み立て状況は下記の通りである。

(単位：円)

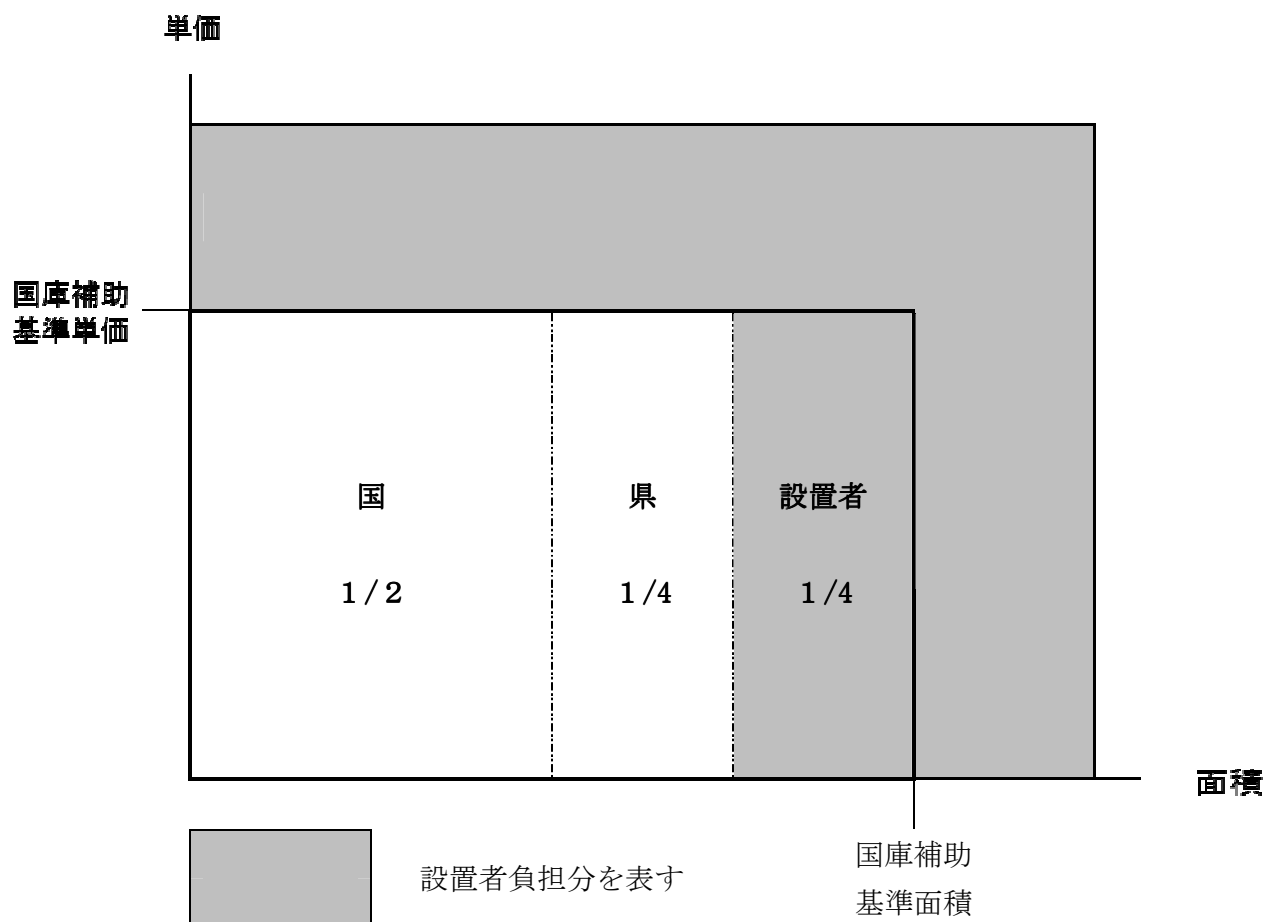
経理区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
豊寿荘	0	28,000,000	6,800,000	34,800,000
明生学園	23,000,000	12,000,000	22,300,000	57,300,000
桃源荘	0	0	45,000,000	45,000,000
きぼうの家	0	40,000,000	5,000,000	45,000,000
もえぎ寮	0	18,000,000	8,000,000	26,000,000
はまなし寮	0	0	5,000,000	5,000,000
計	23,000,000	98,000,000	92,100,000	213,100,000

上記のとおり、3期にわたり213,100千円を積立てており、平成23年3月末日の積立金の総額は、(14)のとおり512,869,455円となる。当法人の理事会の議事録によると、当該積立金は「人件費、備品等購入及び大規模修繕等の費用に対応するための積立金」と記載されている。しかし、積立金の趣旨は、(14)に記したとおり「将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため」である。また、先述した措置費の適正な執行に関する記載にも「将来発生が見込まれる経費を計画的に積立て・・・」とある。単に剰余金が生じるから積立てるのではなく、理事会においてその都度「特定の目的、損失」を明示し、その目的に基づく計画及び損失の予測金額を説明し、そのうえで計画的に積立てる必要があると判断される。積立金が3期で急激に増加しているが、特定の目的又は損失の積算根拠をもとに積立金の必要額を算定し、急激に変動することなく、その計画のもとに積立てるべきと思料される。

(16) 基本財産等の無償譲渡によって生じると考えられる剰余金を、今後も利用者サービス等に還元すべきと思われる。(意見)

社会福祉法人は通常基本財産等の設置者負担を負うこととなる。当法人は、県から基本財産等が無償譲渡されたことにより自己資金の流出はなく、設置者負担相当額は当法人の剰余金となるので、今後も施設のアメニティーを含め利用者サービス等に還元すべきと思われる。

社会福祉法人の施設の用地は、基本的に国又は地方公共団体からの無償貸与による他は所有権を有していなければならないこととされており、その財源は、一般的に寄付によることとされている。一方、施設の建物は、社会福祉事業の種類ごと並びに定員ごとに具備すべき要件が定められており、下表の設置者負担が一般的であった。



これによると、国庫補助金は、基準単価と基準面積により定められており、その4分の2を国が、4分の1を県が補助し、網掛けされている残りの4分の1及び基準外を設置者が負担することとなる。平成18年より介護保険法の規定が、居住費及び食事を利

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

用者負担としたため、その後の建物建設での補助金は削減され、設置者負担は増加したが、それ以前は前述の負担割合となる。設立当初の負担の財源は、「寄附金」「国庫補助金等」「設備資金借入金」のみとなるため、建物の財源は、そのほとんどが独立行政法人福祉医療機構等からの借入金である。平成 12 年の介護保険制度導入に伴う社会福祉法人会計基準への移行における基本金の制定について、「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」では、円滑な移行を進めるにあたり、国庫補助金等の額が確定できない場合は、基本財産である建物の価額の 4 分の 1 を借入金とみなし、それから算出する簡便法の記載がある。このことは、設置者負担の割合が 4 分の 1 以上あったことを意味している。

当法人では、土地については、平成 17 年 4 月 1 日に山梨県との間で無償となる「土地使用貸借契約書」を締結している。また、建物については、下記 6 施設の設置及び運営を移管するにあたり「県立社会福祉施設の移管に関する協定書」により平成 17 年 4 月 1 日に無償で譲渡されている。譲渡金額は下記のとおりである。

(単位：円)

施設名	建物	構築物	計
明生学園（児童養護施設）	132,946,000	4,361,000	137,307,000
豊寿荘（養護老人ホーム）	65,159,000	2,974,000	68,133,000
桃源荘（特別養護老人ホーム）	461,693,000	54,193,234	515,886,234
きぼうの家（身体障害者療護施設）	266,008,000	8,776,000	274,784,000
もえぎ寮（知的障害者授産施設）	227,692,000	36,320,000	264,012,000
はまなし寮（身体障害者療護施設）	564,210,000	38,108,000	602,318,000
合計	1,717,708,000	144,732,234	1,862,440,234

結果としてではあるが、上記の譲渡金額の 4 分の 1（46,561 万円）については当法人の剰余金となると思料される。

しかし、山梨県から譲渡された 6 施設（豊寿荘、明生学園、桃源荘、きぼうの家、もえぎ寮、はまなし寮）のなかには経過年数が耐用年数に近い施設もあり、平成 20 年度に豊寿荘、平成 23 年度に明生学園が改築となった。（15）に記したとおり他の施設も大規模修繕及び改築が予定されていることから、これらの施設を維持していくためには今後も一定の建築費等の支出は必要とされる。しかしながら、県から無償により受け、生じる剰余金であることには変わりなく、今後も、施設等のアメニティーを含め利用者へのサービス等に還元することに努めるべきと思われる。

(17) 授産会計における期末貯蔵品の原価計算が合理的でなく、また、棚卸資産計上されていない資産がある (指摘事項)

きぼうの家、もえぎ寮の授産施設における棚卸資産の原価計算は法人の経理規定に則っておらず、またその計算方法も適切であるとは判断できない。また、本来計上されるべき棚卸資産が未計上となっている。棚卸資産の計上は適正な計算書類の作成のみならず、利用者へ支払う工賃の適正な算定のためにも重要であるため、今後は計上すべき棚卸資産は漏れなく計上し、かつ原価計算については適正な方法で行うべきである。

当法人では、きぼうの家及びもえぎ寮の2つの障害者授産施設を運営している。障害者授産施設は身体的理由等によって一般に雇用されることが困難な人が、整備された環境のもとに必要な訓練を受けるとともに、職業を得て自活できるよう援助を行うことを目的としている。きぼうの家では縫製作業、もえぎ寮では農産物の生産及び漬物の製造など、活動の成果として製品在庫、つまりは棚卸資産を生ずる活動を行っている。社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程には棚卸資産の評価について以下のとおりの定めがある。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」

第38条3項 会計年度末の棚卸資産は最終仕入原価法により評価する。

最終仕入原価法とは事業年度終了の時から最も近い時において取得をしたものの1単位当たりの取得価額をもって、その棚卸資産の1単位当たり取得価額とする方法である。また、前述の製品在庫は自己の製造によるものであるため、期末棚卸資産の算定においては、最終仕入原価法を前提とした製品原価計算が必要になると判断される。施設ごとに平成22年度決算において、貯蔵品として期末棚卸資産に計上されていた棚卸資産の算定について確認した結果は以下のとおりである。

①きぼうの家

平成22年度に実際に採用された原価計算の方法は以下のとおりである。(平成19年度より継続して同計算方法を採用している。)

A 期首貯蔵品棚卸高	8,060 円
B 当期材料仕入高	24,664 円
C 当期縫製製品売却額合計	542,235 円
D 期末貯蔵品売価棚卸高	102,650 円

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

- i 原価率の算定・・・(B-A) ÷ C = 3.1%
- ii 期末棚卸貯蔵品原価計算・・・D × 3.1% = 3,182 円
→ 期末貯蔵品棚卸高 = 3,182 円

この計算方法における問題点としては、まず材料費の計算において期末材料棚卸高の存在が全く考慮されていない点にある。さらに、期末における材料については貯蔵品に計上もされていない。貯蔵品はあくまで完成された製品のことであり、期末材料については別途棚卸として計上するべきである。また、当該計算においては労務費や間接費が原価の構成要素となっていないという基本的な欠陥も存在するが、仮に材料費のみで製品原価の計算を行う場合であっても期末材料棚卸高については当然に計算過程に含まれるべきである。1つの方法として考えられる計算方法は以下のとおりである。

A	期首材料棚卸高
B	当期材料仕入高
C	期末材料棚卸高
D	期首貯蔵品売価
E	当期製品売却額合計
F	期末貯蔵品売価

- i 当期材料費の算定・・・A + B - C
- ii 材料比率（原価率）の算定・・・i ÷ {(E + F) - D}
- iii 期末貯蔵品原価の算定・・・ii × F

上記の計算方法はあくまで1つの例であるが、少なくとも現在行われている計算方法が適切な原価計算であると判断することは難しい。

②もえぎ寮

平成22年度に貯蔵品として計上されている期末棚卸の金額は12,250円であった。構成している品目は漬物（商品名「ウリウリうりちゃん」）を製造する材料である「種」「ビニール袋」「酒粕」となっており、算定方法は以下のとおりであった。

品目	単価 (A)	数量 (B)	金額 (C)
種	2,000 円	0.5 袋	1,000 円
ビニール袋	7 円	150 枚	1,050 円

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

酒粕	68 円	150 個分	10,200 円
期末貯蔵品（期末材料棚卸高）合計			12,250 円
※(A) × (B) = (C)			

前述のとおり、当法人では棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用しているため、それに従えば上記表中の単価は期末直近の金額とするべきであるが実際の期末直近仕入単価を確認したところ「種」及び「酒粕」については、以下のとおり上記表中の単価とは異なっていた。実際の最終単価で期末貯蔵品を算定した結果は以下のとおりである。

品目	単価 (A)	数量 (B)	金額 (C)
種	425 円	0.5 袋	212.5 円
ビニール袋	7 円	150 枚	1,050 円
酒粕	50.4 円	150 個分	7,560 円
期末貯蔵品（期末材料棚卸高）合計			8,822.5 円
※(A) × (B) = (C)			

また、平成 22 年度の期末貯蔵品台帳には完成品としての漬物在庫が 30kg の記載があったが計算書類上においては未計上であった。

きぼうの家及びもえぎ寮ともに期末貯蔵品については、未計上となっている資産が簿外に存在し、かつ原価計算の方法も経理規定に則っておらず適正であるとは判断し難い結果であった。棚卸資産の正確な計算は、適正な計算書類の作成に極めて重要であることは言うまでもないが、授産施設における棚卸資産の算定は更に重要な意味を持っていると言える、それは利用者に支払う工賃の存在である。厚生労働省による「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」には利用者に支払うべき工賃について、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」との定めがある。棚卸資産の金額は、「事業に必要な経費」の金額に当然に影響を与える。すなわち、法人が行う期末棚卸資産の評価によって、利用者に支払う工賃の額にも影響を与えることになってしまう。適正な計算書類の作成、及び利用者に支払う工賃の適正な算定のために、きぼうの家における期末材料在庫、もえぎ寮における期末製品在庫は每期継続的に計上されるべきであり、またその前提となる原価計算についても合理性をもった計算方法を法人において検討し、採用するべきであると考えられる。

(18) きぼうの家における生産物販売に伴い収納した現金の取扱いが不適切である
(指摘事項)

きぼうの家において生産物販売時に収納した現金の取扱いは、経理規定に則っておらず、またその管理方法では職員による不正に対する牽制効果は低く、その即時発見も困難であると考えられる。現金の管理は最も重要視されるべき事項であり、速やかに規定に則った方法に改善されるべきであると判断される。

きぼうの家では授産活動において生産していた陶器等の在庫を、施設見学者やかえで荘での直売や、バザーへの出品等により販売活動を行っている。商品の販売に伴い収納した現金については、授産の担当者がその場で授受し、1ヵ月毎に袋にまとめて、売却報告書とともに出納員に渡すという処理方法が行われていた、またその際に領収書の発行は特段行っていないとの事であった。現状の管理方法における問題点としては以下の事項が考えられる。

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程には金銭の収納について以下のように定められている。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」

第21条 金銭の収納に際しては、会計責任者の認印を受けた領収書を発行するものとする。

第22条 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入のあった当日又は当日が困難な場合には翌日に金融機関に預け入れなければならない。

まず、現在の処理方法が上記規定に反していることは明らかであり、規定に則った処理に是正されるべきであるが、最大の問題点としては当該販売収入について出納責任者が日々その実態を把握していない点にある。前述のとおり、当該販売収入に係る金銭については月中においては現場の担当者レベルにおいて管理の全てがなされており、また実際に現場で行われている管理方法についても、監査当日のヒアリングにおいては出納責任者も正確な把握はしていなかった。現状の管理方法では在庫の実地棚卸等が定期的に行われているとしても、職員の横領などの不正に対する牽制効果は低く、またその即時発見は非常に困難であるといわざるを得ない。現金は法人において最も重要視されるべき管理項目であり、現金管理というその行為の重要性を鑑みるに、現在の処理及び管理方法については速やかに規定に則った方法に改善されるべきであると判断される。

(19) 窓口で授受された現金の管理及び寄付金申込書及び領収書の管理方法が経理規定に反している(指摘事項)

経理規定においては入金した現金についてその当日または翌日の金融機関への預け入れを求めているが、きぼうの家、もえぎ寮及びはまなし荘の3施設とも規定に反した取扱いを行っており、その入金については帳簿等での管理も行っていなかった。個々の事情はあったとしても当該規定が存在する以上はその遵守に努めるべきである。また寄付金受領書等を確認したところ連番による管理が行われていなかった。寄付金の私的着服を未然に防ぐためにも連番による管理は確実に行われるべきである。さらに、もえぎ寮においては法人規定外の受領書等を使用していたが、これについても速やかに法人規定の様式を使用するように是正されるべきである。

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程において、金銭の収納及び寄付金品の受入手続について以下のとおり定められている。

「社会福祉法人山梨県社会福祉事業団経理規程」
第21条 金銭の収納に際しては、会計責任者の認印を受けた領収書を発行するものとする。
第22条 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入のあった当日又は当日が困難な場合には翌日に金融機関に預け入れなければならない。
第23条 寄付金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄付の目的を記載した寄付申込書に基づき、寄付者、寄付金額及び寄付の目的を明らかにして統括会計責任者に報告するとともに、原則として、理事長の承認を受けなければならない。

きぼうの家、もえぎ寮及びはまなし荘の施設窓口において、利用者から利用料を現金で徴収した際の管理方法(①)と、寄付金申込書及び領収書の管理方法等(②)について確認したところ以下のとおりであった。

施設名	①	②
きぼうの家	金融機関への預け入れは職員が銀行に行く機会に合わせて不定期に行っている。また、窓口入金について管理する帳簿等の作成は特段行っていない。	寄付申込書、寄付領収書ともに法人の規定に定められている様式(様式6-2、6-3(1)、(2))を使用。寄付領収書のNo.部分は未記載となっており、連番管理は未実施。
もえぎ寮	金融機関への預け入れは全員分の利用料の徴収が完了した時点で行っている。また、窓口入金について管理する帳簿等の作成は	寄付申込書、寄付領収書ともに法人規定外の市販のものを使用。寄付領収書のNo.部分は未記載となっており、連番管理は未実施。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

5. 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

	特段行っていない。	
はまなし荘	金融機関への預け入れは職員が銀行に行く機会に合わせて不定期に行っている。また、窓口入金について管理する帳簿等の作成は特段行っていない。	寄付申込書、寄付領収書ともに法人の規定に定められている様式（様式6-2、6-3(1)、(2)）を使用。寄付領収書のNo.部分は未記載となっており、連番管理は未実施。

経理規定では入金した現金の預け入れは当日若しくは翌日と定められているが、全施設ともに、規定に則った処理を行っていなかった。個々の施設において特有の事情はあるかもしれないが、現金預け入れについての日限が規定において定められている限りは、その遵守に努めるべきであり、少なくともその時点において金庫内等に保管されている現金の残高については整備された帳簿により管理が行われるべきである。また、寄付金受領書及び申込書については、法人において定められている受領書と領収書が複写形式によるものではなくその都度印刷を行う形式となっており、個人の悪意により寄付金が私的に着服されるという危険性も存在しうるため、確実に連番管理を行っていく必要がある。さらにもえぎ寮において使用されている受領書等は法人の経理規定に定められている様式ではないものが独自に使用されていたが、これについては言うまでも無く速やかに是正されるべきであると考えらる。

(20) きぼうの家の資産管理に不適切な事例があった（意見）

きぼうの家において資産の現物実査を行ったところ、故障したパソコンや使用期限の過ぎた給油カード等が目的もなく保管されていた。そのような資産の存在は不要な管理コストを生むのみであると考えられるため、正規の手続きを経て廃棄や売却の処分を進めていくことが望ましいと考えられる。

きぼうの家における固定資産管理状況の確認を目的として、現物実査を行ったところ以下のような不適切な事例が判明した。

資産の名称	取得日	取得価額	実査時の状況
ノートパソコン	H14.3	186,585 円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585 円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585 円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585 円	故障により使用不可
ノートパソコン	H14.3	186,585 円	故障により使用不可

また、実査の過程でオリックスリースの給油カード複数枚が手提げ金庫内に保管されていたが、現在は給油先を他の業者に切り替えており、その給油カードについては特段使用していないとのことであった。そのカードはほとんどが使用期限を経過していたが、内1枚については実査時点に（平成23年9月20日）においても給油はまだ可能な状態であった。

故障等により使用することが出来ない資産や、今後事業に使用する見込みが無いと思われる資産を目的なくただ保有することは、不要な管理コストを生むだけであると思料される。コストの削減は法人の運営上、常に念頭に置かれるべき目標であり、そのような資産については規定に則った手続きを経て、廃棄又は売却などの処分を行っていくことが望ましいと思われる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた (指摘事項)

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① 平成 22 年度以前は理事会・評議員会が合同で開催されている。
- ② 平成 21 年度第 2・3 回の理事会で欠員が 2 名生じている。
- ③ 理事会・評議員会への出席率が低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。
- ④ 平成 22 年度の収支決算書及び財務諸表に対する注記が理事会・評議員会において正式に報告されていない。

財団法人山梨県臓器移植推進財団の寄附行為によると、理事及び評議員の任期は 2 年であり、理事は評議員会で、評議員は理事会で選任している。理事は 18 人以上 22 人以内、評議員は 20 人以上 24 人以内となっている。また、公益財団法人山梨県臓器移植推進財団の定款によると、理事の任期は 2 年、評議員の任期は 4 年であり、理事及び評議員は評議員会で選任している。理事及び評議員はともに 5 人以上 18 人以内となっている。

最近 3 年間の理事会への理事の出席率は次の通りである。

年度		出席	委任状	欠席	合計
平成 21 年度	第 1 回	10 名 (56%)	6 名 (33%)	2 名 (11%)	18 名
	第 2 回	8 名 (50%)	6 名 (38%)	2 名 (12%)	16 名
	第 3 回	8 名 (50%)	7 名 (44%)	1 名 (6%)	16 名
平成 22 年度	第 1 回	10 名 (56%)	6 名 (33%)	2 名 (11%)	18 名
	第 2 回	11 名 (61%)	6 名 (33%)	1 名 (6%)	18 名
	第 3 回	8 名 (44%)	10 名 (56%)	0 名 (0%)	18 名
平成 23 年度	第 1 回	11 名 (69%)		5 名 (31%)	16 名

最近 3 年間の評議員会への評議員の出席率は次の通りである。

年度		出席	委任状	欠席	合計
平成 21 年度	第 1 回	13 名 (65%)	5 名 (25%)	2 名 (10%)	20 名
	第 2 回	8 名 (40%)	9 名 (45%)	3 名 (15%)	20 名
	第 3 回	8 名 (40%)	9 名 (45%)	3 名 (15%)	20 名
平成 22 年度	第 1 回	8 名 (40%)	8 名 (40%)	4 名 (20%)	20 名
	第 2 回	9 名 (45%)	8 名 (40%)	3 名 (15%)	20 名

	第3回	12名 (60%)	6名 (30%)	2名 (10%)	20名
平成23年度	第1回	8名 (57%)		6名 (43%)	14名

※ ()内の割合は合計が100%となるように調整している。

- ① 平成22年度以前は理事会及び評議員会が合同で開催されている。当該合同の会議では理事長が議長を務め、議事録署名人は理事・評議員から各1名選出されている。寄付行為上では理事会の議長は理事長が務め、評議員会の議長は評議員会で互選することとなっている。また、議事録署名人は理事会及び評議員会ともに出席理事または評議員のうち2名以上が署名することとなっている。公益法人の機関において理事会は業務運営の決議機関であり、評議員会は諮問・審議・助言機関である。両者はその機能を異とする。したがって、各々の会議では議論する内容は自ずと異なり、合同開催された理事会・評議員会はこれらの機能を果たしていない。また、寄付行為違反であり、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。
- ② 平成21年度第2・3回の理事会で理事の欠員が2名生じているにも係わらず補充が行われていない。寄附行為によると、理事の定員は18人以上22人以内と規定され、また、理事は評議員会で選任している。欠員が生じた場合には速やかに選任することが必要である。また、欠員が生じた場合には選任のために評議員会の開催が必要となるため余裕をもって理事の人数を確保しておくことも必要と思われる。
- ③ 理事会及び評議員会は理事・評議員本人の出席が原則であることから、本人出席が可能となるような会議の開催日時を設定を行うことが必要である。また、やむをえず欠席となる場合には委任状の提出を極力求め、委任状の回収率が高まるような方法を検討すべきである。さらに理事・評議員の選出にあたっては出席が可能な人選に努めるべきである。

尚、公益認定を受けた後には、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められることとなる。

- ④ 公益法人会計基準(平成20年新基準)によると作成すべき財務諸表は原則として貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの内訳表、財務諸表に対する注記とされ、収支予算書、収支計算書、財産目録は財務諸表の範囲外とされ内部管理資料との位置づけとされている。当法人の平成22年度の決算に当たっては平成20年新基準に基づき作成されていることから、収支計算書を正式な財務諸表として扱っていない。平成22年度の収支計算書を作成はしているが、理事会及び評議員会の議事録にも収支計算書の承認について特に記載されていない。しかしながら、収支計算書は、事業年度の当初に承認された収支予算書に基づき事業が行われたか、予算とその結果としての決算の数値とを対比することにより年度の収支状況を表示し、会員に対して報告するために必要な決算書類である。平成20年新基準によると収支計算書は正

式な財務諸表として扱われていないものの、平成 22 年度の決算に当たっては報告すべきものである。当法人の現在の定款第 6 条では収支予算書は理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるべきものとされており、今後も収支計算書は事業報告の中で報告が必要な書類と思われる。また、財務諸表に対する注記も以前から作成されていないが、公益法人会計基準（平成 20 年新基準）によると作成すべき財務諸表とされている。

(2) 領収書の管理について不適切な事例が見られた（指摘事項）

寄付金・賛助会費等に関する現金収入については領収書が発行されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 領収書の連番管理がされていない。
- ② 書き損じ領収書の廃棄処理が行われている。
- ③ 領収書の控えは切り取って収入伺に添付されている。

当法人では寄付金・賛助会費及び HAL 検査料の現金収入については領収書を発行している。当該領収書は市販の 2 枚複写の領収書を使用しているが、領収書の管理等において下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 領収書の各葉には連番が付されているが、発行の直前に連番を付しており厳密な連番管理が行われていない。市販の領収書を使用する場合には使用の開始前に連番を全て付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行うべきである。
- ② 領収書の書き損じの際には 2 枚複写の領収書が単に領収書綴りから切り取られて廃棄処理が行われている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。
- ③ 2 枚複写の領収書では、発行された領収書については控えが残されるが、当該控えの領収書を領収書綴りから切り取って収入伺へ添付している。領収書が連番で正規に発行されたか否か管理可能なように領収書綴りにそのまま残しておくべきである。

(3) 印鑑、通帳、現金の管理について不適切な事例が見られた（指摘事項）

印鑑（角印・丸印）は事務室内の管理に劣る場所に入れられ、また、預金通帳や現金は事務職員が単独で管理している。保安上鍵付の金庫を用意して適切に管理すべきである。

当法人では公文書に押印する実印として角印を、銀行取引、証券・領収書等へ押印する印鑑として丸印を所有している。普段は事務室内の管理に劣る場所に保管されている。また、銀行通帳や現金も事務職員が管理している。事務局長が常置しておらず、事務局長のみである現状ではやむをえないものと思料されるが、盗難等の保安上の問題や内部牽制等を考慮すると、本来は鍵の付いた金庫を用意して、その金庫の鍵は事務局長が管理し、容易に第3者が使用できないようにすることが必要である。

(4) 公益財団法人山梨県アイバンクとの適正な費用分担を行うべきである。また、経費節減や事業の合理化から他の同様な法人との統合も検討に値するものと思われる（意見）

当法人と山梨県アイバンクとは共同した活動を行なっている。本来は山梨県アイバンクが負担すべき活動の事業費の一部を当法人が負担しているケースが見られる。それぞれ独立した団体であることから、適正な事業費の分担を行うべきである。また、経費節減や事業の効率的な実施の上から、同様な普及啓発活動を行っている他の団体との合併を検討することも一考に値する。

当法人では臓器移植事業及び臓器移植普及啓発活動を行うにあたり山梨県より平成22年度は年額65万円の補助金の交付を受けている。この補助金の中には臓器移植普及啓発及び推進月間キャンペーン事業費に対する補助(15万円)が含まれている。この事業では山梨県、山梨県アイバンク及び当法人が共催して街頭キャンペーンを行っており、名入れのクリアファイルを作成して県民に他の資料とともに配布している。当該クリアファイルは山梨県、山梨県アイバンク及び当法人名が記載されたものである。このように当法人と山梨県アイバンクとは共同して普及啓発活動を行なっているが、山梨県アイバンクに経費負担を求めている事例が見られる。それぞれ独立した法人であることから、山梨県アイバンクに対して適正な費用の負担を求めるべきであると思われる。

当法人運営の主たる財源は寄付金、会費や補助金等に依存している。また、事業の実施に当たってもその活動の多くは会員等のボランティアによっている。今後は間接経費の節減や事業の効率的な実施を図るために、当法人が行っている普及啓発活動と同様な活動を行っている他の団体との合併を検討することも一考に値するものと思われる。

(5) 実質的に職員給与と認められる支出が他の科目で処理され不適切である(指摘事項)

非常勤職員に実質手当での支払と考えられるものが事業費勘定や活動費勘定等で処理されていた。給与の重複支給や給与所得課税漏れが生じる可能性がある。

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団には現在非常勤職員が1人おり、給与としては平成20年度960,000円(月額80,000円)、平成21年度924,000円(月額77,000円)、平成22年度960,000円(月額80,000円)支払われている。この他以下の内容の支払が行われている。

①実費の経費負担(健康保険料、傷害保険、自動車保険、ガソリン代、自動車使用料、旅費・交通費)として平成20年度953,440円、平成21年度953,440円、平成22年度890,480円(全て年額)が支払われている。

②平成21年度には管理費の事務費勘定で300,000円が、平成22年度には事業費勘定で150,000円と公益法人移行経費勘定で150,000円が支払われている。これらは公益法人移行に伴う事務負担の急増に対する実質手当とのこと。

③平成22年度は自動車購入負担金として当該職員が個人で購入した自動車代金の一部(300,000円)を事業費勘定で支払っている。

②については当然給与勘定で処理されるべきであり、①の実費の経費負担についても③の自動車の購入費用、保険料と自動車の使用料のように支出の内容が重複しているものや個人が負担すべき健康保険料があり、本来は給与となるべき部分があると思われる。また、給与勘定で処理された支払以外は源泉徴収も行われていず、税務上給与として認定される部分を含めて、源泉徴収等の対応をとることも必要である。

(6) 平成 22 年度の財務諸表および会計処理に誤謬が見受けられる (指摘事項)

平成 22 年度の貸借対照表において、資産の計上金額及び表記に誤謬がみられるので是正が必要である。

臓器移植推進財団の平成 22 年度の貸借対照表の基本財産及びその他の資産の欄に、不可解な勘定科目が見られるので下記に示す。

(単位：円)

勘定科目	金額
① 基本財産-減価償却引当資産	819,512
② 基本財産-減価償却累計額	△819,512
③ 基本財産-減価損失累計額	△819,512
④ その他の資産-什器備品	819,512

- ① 「減価償却引当資産」は、通常それに見合う預貯金等があるはずだが、対応する預貯金はない。
- ② 「減価償却累計額」は、④の「その他の固定資産-什器備品」の控除項目として計上するものなので、基本財産の欄での計上はない。
- ③ 「減価損失累計額」のマイナス項目は、どの資産に対しマイナスなのか不明である。また、企業会計の損益計算書に当たる正味財産増減計算書の勘定元帳によると、下記の総額 819,512 円となる資産が「経常費用」の項目に計上されていた。通常、「資産項目」と「費用項目」は両立しないので、このように不適切な財務数値がなぜ生じるのか疑問である。

(単位：円)

年月日	資産名称	費用科目	金額
H22.4.9	PCソフト	管理費-公益法人移経費	299,040
H22.5.7	パソコン	管理費-備品	121,170
H22.6.7	コピー機	管理費-備品	399,302
計			819,512

そこで、臓器移植推進財団内の財務システムにより確認したところ、上記の3件は相手勘定を「費用項目」とする処理を行っていた。よって、「資産項目」には数値は載っていない。それにも関わらず④の「その他の固定資産-什器備品」に同額が載っているのは何故か。さらに調べてみると、平成 22 年度の期首の残高に同額の数値があることが判明した。故意ではないと思われるが、正味財産残高を照合させるために期首の残高をマスター修正したもようである。

さらに、誤謬が生じている点を次に挙げる。

- i 請求書によると、下記の金額に振込料が含まれているのでこれを除き資産計上すべ

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

きである。

(単位：円)

資産名称	金額（誤）	金額（正）	差額
PCソフト	299,040	298,200	840
パソコン	121,170	120,330	840
コピー機	399,302	398,462	840
計	819,512	816,992	2,520

なお、臓器移植推進財団の固定資産台帳には、上記（誤）の金額ではなく（正）の金額で記載されており償却費を計算している。ただし、「コピー機」は398,462円ではなく398,426円となっているので償却費の再計算が必要である。

ii コピー機398,462円にはトナー、コピー用紙が含まれているのでこれを除くべきである。

(単位：円)

資産名称	金額（誤）	金額（正）	差額
コピー機	398,462	367,290	31,172

iii 平成22年7月、車両（マツダAZワゴン平成16年7月式）購入の負担金300,000円を「費用項目」で処理しているため、資産計上すべきである。

(7) 切手の管理が不適切である（指摘事項）

切手の払出簿がなく管理が不適切なので、受払簿を作成のうえ随時現物との突合し管理することが必要である。

事務室内において、切手の実査行ったところ、切手の受払簿が作成されていなかった。このような管理では、切手の紛失、盗難及び横領にあったとしても即時に発見することは不可能である。切手は現金同等物であり厳格な管理が必要なので、受払簿を作成のうえ、随時現物と突合し管理する必要がある。

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(1) 財務諸表に記載漏れや改善すべき点等が見受けられた (指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。

- ① 財務諸表の各表に総括表が作成されていない。
- ② 「財務諸表に対する注記」が記載されていない。
- ③ 賞与引当金が未計上である。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 16 年度基準」によって作成されているが、次のような問題点が見られた。

- ① 平成 21 年度の財務諸表には正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録総括表が作成されていたが、平成 22 年度の財務諸表にはこれら各表が作成されていない。上記平成 16 年度基準では作成すべき財務諸表である。
- ② 「財務諸表に対する注記」が全て作成されていない。重要な会計方針、基本財産の増減額及びその残高、基本財産及び特定資産の財源等の内訳を記載すべきである。
- ③ 期間損益を適正に把握するために、賞与引当金を計上すべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(2) 関連する任意団体の事務を当法人が無償で行っており、結果として他団体の事務経費を当法人が負担している（指摘事項）

当法人と関連がある任意団体（山梨県生活衛生同業組合連合協議会）の事務を当法人が行っており、団体運営のための総務に関する人件費、賃料、事務経費を請求しておらず当法人が負担している。当該団体が独立して運営されるのならこれら総務人件費等も請求し、負担を求めべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。

当法人は関連する任意の団体である山梨県生活衛生同業組合連合協議会（以下、協議会という。）の事務を行っている。当法人は生活衛生関係業者及び「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく8つの生活衛生同業組合が構成員であるが、一方当協議会は当法人の構成員のうち組合のみが会員となっている。また、当協議会の役員のうち会長、副会長、理事及び監事2名のうち1名を当法人の理事長、副理事長及び理事が現在兼務している。当協議会の平成22年度の収支決算額は下記の通りである。

山梨県生活衛生同業組合連合協議会

（単位：円）

	収入	支出	当期収支差額	次期繰越収支差額
平成22年度	269,107	167,853	101,254	503,474

会員が少ないため、上記の通り多くの予算を取れなく、独立して事務局を設けて事務を行うことが困難であることから、事業及び総務業務等全般にわたり当法人が全面的な支援を行っている状況にある。また、職員がいなかったため独自に事業を企画し運営する能力もなく、事業の実施にあたっては当法人に依存し、事務局機能を当法人が担っている状況にある。支出を伴う独自事業の実施に当たっては直接の運営費を賄うように組合分担金を徴収し、協議会の会員が個別に負担している。しかし、事業の企画、運営、経理処理等の総務業務及び総会報告のための全体の予算・決算処理等の総務業務を行うのに係る人件費や賃料、諸経費は負担を求めておらず、当法人が実質的に無償で負担している状況にある。当協議会が今後も独立して運営されるのならこれら総務人件費等も請求し、負担を求めべきである。あるいは当協議会は予算規模的にも小規模であり、また、実質的な団体運営能力に欠けること、役員兼務の状況から、当法人が支援している現状に即して、事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討するべきである。

(3) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の加盟組合への委託金額の決定及び加盟組合からの補助申請に不適切な事例が見受けられた (指摘事項)

山梨県生活衛生営業振興事業を行うにあたって、加盟組合に事業を委託している。事業委託に当たって次のような問題点が見られた。

- ① 平成 20 年度は加盟組合からの補助金希望額の事業ごとの内訳の記載漏れや収支予算の記載間違い等が見られた。
- ② 平成 21 年度は加盟組合からの申請は事業計画のみで補助金希望額の記載がない。
- ③ 加盟組合からの委託金交付申請に基づき調整会議を開いているが、議事録等が作成されていない。

当法人は県から山梨県生活衛生営業振興事業費補助金として2,200千円を補助されている。当該補助金は加盟する組合が補助金交付要綱に規定された事業を行う場合に委託金として組合に支給される。各組合は該当する事業について事業計画及び収支予算を作成し当法人に対して申請を行っている。しかし、当該申請等に当たって下記のような不適切な事例が見られた。

- ① 平成 20 年度の各組合からの申請に不適切な事例が見られた。現在は改善されているものの、今後も申請書類の適切な記載が望まれる。
 - i 事業計画書に記載されている補助金交付申請額について事業ごとの内訳が記載されていない。
 - ii 事業計画書と収支予算書の補助金交付申請額が不一致である。
 - iii 収支予算書の収入金額と支出金額が一致しない。
- ② 平成 21 年度の各組合からの申請内容は各組合が行う事業計画書のみであった。収支予算に基づく正式な補助金希望額が明記されていない状態である。各組合として正式な補助金希望額の申請を受けるべきである。
- ③ 各組合が申請してきている事業計画及び収支予算について当法人はその内容が要綱に合致したものであるか、あるいは事業計画及び収支予算が適正なものであるか判断し、各組合からの申請金額が補助金の予算の範囲内に納まるように委託金額を調整している。その際、当法人は各組合の参加のもと調整会議を開催しているが調整内容がわかる議事録等が残されていない。平成 20 年度～22 年度の各組合が申請した事業計画と実際の委託金額を比較すると、申請金額より大幅に削減されたものから逆に申請金額以上とされたものまでまちまちである。議事録等の資料が存在しないため、これら調整の内容が不明である。議事録等の資料を作成し、後日検証可能な状態にすべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(4) 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の補助対象としてふさわしくないとと思われる支出が見受けられた(指摘事項)

補助金交付要綱に規定されている補助事業に照らして適当ではないと思われる支出が次の通り見受けられた。

- ① 組合加盟店の利用券代に対する支出：平成 22 年度 534 千円
- ② 旅館組合において懇親目的と受け取られる飲食会に対する支出：平成 20 年度 210 千円、平成 21 年度 273 千円

補助金交付要綱の別表に補助事業について以下のように規定されている。

1. 生活衛生営業における消費者サービスの向上、需要の開拓等に資するための事業又はその助成
2. 生活衛生の専門技術者養成、確保事業又はその助成
3. 生活衛生営業の後継者育成の事業又はその助成

補助金の使途は加盟 8 組合の補助事業費基準額(主に「やまなし生衛フェア」実施に係るもの)に対する支払と財団法人山梨県生活衛生営業指導センター(以下センター)独自の支払(「やまなし生衛フェア」のテント代等)である。下記の 2 項目について問題と思われる支出が見られた。各組合が申請してきている事業計画及び収支予算について、その内容が要綱に合致したものであるか、当法人はその内容をより精査すべきである。

- ① 平成 22 年度の事業に組合加盟店の利用券代の支払を補助金により負担している状態にある事業が見られる。より補助事業の目的にかなった支出を行なうべきである。以下が平成 22 年度の組合別の総事業費と補助額、総事業費中の利用券の金額である。

組合名	総事業費	補助額	利用券名	利用券の額
理容組合	465,073 円	405,000 円	理容エステ券	120,000 円
美容業組合	550,141 円	425,000 円	なし	
クリーニング組合	302,184 円	205,000 円	クリーニングギフト券	94,000 円
旅館組合	272,160 円	255,000 円	宿泊補助券	270,000 円
鮪商組合	430,091 円	195,000 円	なし	
興行組合	172,000 円	155,000 円	映画観賞券	50,000 円
食肉組合	1,047,124 円	165,000 円	なし	
公衆浴場組合	189,000 円	155,000 円	なし	
合計	3,427,773 円	1,960,000 円		534,000 円

- ② 平成 21 年度の事業の実施状況(生活衛生営業振興県単補助事業費基準額実績報告書の添付書類)を調査したところ旅館組合の事業費の総額は 301,640 円(補助額は

258,000円)でそのうち「奥様セミナー」(2回)に係る費用が273,000円計上されていた。内容は以下の通りである(事業の実施状況より抜粋)。

開催日：平成22年1月13日

目的：都内トップクラスのレストランでのサービス及び料理を経験して戴き、サービスのスキルと料理知識の向上を図り、山梨県のワインと料理についての教養を深める。

対象：山梨県旅館生活衛生同業組合青年部の奥様方

場所：イタリア料理「ボタニカ」

参加者：13名

支出金額：食事代193,000円、シニアワインアドバイザー講師代30,000円

開催日：平成22年3月2日

目的：県旅館生活衛生同業組合青年部の上部団体である「首都圏ブロックの事業内容を青年部奥様方に理解戴くこと」を目的とし、首都圏ブロック青年部員との交流を図りながら「おもてなし」のスキルとサービスの向上を目的とする。

対象：山梨県旅館生活衛生同業組合青年部の奥様方

場所：クリスタルヨットクラブ 豪華客船「レディクリスタル号」

参加者：5名

支出金額：参加費50,000円

いずれの研修会も懇親を目的とした飲食会と受け取られるような内容であり、補助事業として効果的に実施しているとは言いがたい。実施に当っては補助事業としての効果を明確にする必要がある。

なお、平成20年度は「県旅館生活衛生同業組合青年部奥様方の交流会」会費200,000円、講師代10,000円を事業費に含めている(総事業費384,000円)。また平成22年度は①で指摘の通り上記のような研修会費は支出されていないが、ほぼ事業費の全てが利用券代ということになっており、補助事業に合致しているとは言いがたい。また、補助金額はほぼ変わっていないことから補助金獲得のための事業という印象が否めない。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(5) 生活衛生営業指導費補助金の交付のタイミングが遅く、資金不足により事業活動に支障があるため、財務体質の健全化を図るべきである（意見）

年度の初めには生活衛生営業指導費補助金の申請が可能にもかかわらず、国との関連により、申請が事業年度の9月または10月に行なわれ、山梨県からの補助金の交付がそれ以降になり事業活動を行なうために金融機関から借入れをしなければならない事態になっている。事業の円滑な遂行のため、財務体質の健全化を図るべきである。

平成22年4月20日には財団法人山梨県生活衛生営業指導センター（以下センター）から山梨県へ「生活衛生営業指導費補助金」に係る交付申請書が提出されているが、当該補助金の交付決定の通知は平成22年10月12日であり、それを受けて概算払請求書がセンターから山梨県へ発せられ、資金がセンターへ入金となる。その間（4月から10月）必要資金は約7百万円ほどであるが、センターの内部資金が少ないため5百万円は基本財産を担保に、2百万円は理事長の個人保証により金融機関から一時的な借入れをして事業を行なっている状態である。当該事業は国の1/2補助事業であり、国からの補助金交付に関する内示が来るまで、県も交付決定が出来ないとのことであり、また、国に対して補助金交付申請等の一連の手続きを前倒しになるように要望しているとのことである。

しかし、一般的には他の多くの公益法人は借入金に頼らず運営されており、まして理事長の個人保証等に依存することはない。

当法人は主として国や県からの補助金により、公益性の高い事業を行っているため、出資金や内部留保も少なく、上記の通り補助金の入金のタイミングによっては資金不足となり、事業を円滑に遂行するためには借入を必要とする場合が生じる。したがって、今後も事業の円滑な遂行のためには、出資金の増額を図るか、収益事業等を行うことにより、内部留保の蓄積を図り、一時的な資金繰りのために借入金に頼ることのないような財務体質の健全化を図ることが必要と思われる。

(6) 領収書の管理について不適切な点が見られる (指摘事項)

領収書の管理について次のような不適切な事例が見られた。

- ① 関連団体の領収書が一冊の領収証綴り内で発行されている。
- ② 連番管理が行われていない。
- ③ 当法人の団体印が押印された未使用の領収書が残置されていた。
- ④ 書き損じの領収書に使用処理が行われていない。
- ⑤ 約款会計で使用する領収書はパソコン上で管理されていて、控えが残されていない。

財団法人山梨県生活衛生営業指導センター (以下センター) に加入する各組合からの賛助会費の入金について領収書を発行している。また、約款会計において標準営業約款再登録手数料を受領した時に領収書を発行している。領収書綴りの領収書控えを通査したところ、次のような問題点が見られた。

- ① 当法人が使用している領収書綴りの中に山梨県生活衛生同業組合連合協議会という関連する団体の協議会分担金や県大会懇親会負担金等の領収書控えが混在していた。1つの団体で1つの領収書綴りを使用すべきである。
- ② 領収書の連番管理が行われていない。領収書綴りを使用開始した時に連番処理を行なうべきである。
- ③ 当法人の団体印がすでに押印された状態の未使用の領収書が領収書綴りの中に残っていた。今後も使用しないのなら使用不可の処理を行うべきである。
- ④ 書き損じの領収書がそのまま領収書綴りに残されていた。使用不可処理を行うべきである。
- ⑤ 約款会計においては標準営業約款再登録手数料を受領した時にパソコン上で管理している領収書を発行しているが、パソコン内での管理であり、控えが残されていない。受領の事実の検証のためにも控えを残しておくことが必要である。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

7. 財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

(7) 受託事業で実際の支出項目の金額と報告書のコル額が違っているものがある(指摘事項)

財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業「経営改善推進事業」に関する「平成22年度経営改善推進事業事業経費精算調書」の報告内容が、当法人の総勘定元帳の同事業科目の内容と異なり、間違った実績報告が行われている。

経営改善推進事業の実際の事業は生衛業の経営改善に資することを目的に地域の実情に即した効果的な経営モデルを組合に提案するというもので事業の構成は「支援協議会」「アンケート」「報告会」となっている。

以下に「平成22年度経営改善推進事業事業経費精算調書」と山梨県生活衛生営業指導センター総勘定元帳上の「経営改善推進事業費」の経費ごとの金額を比較してみた。事業の細目はまとめてある。

経費区分	精算調書(実績報告)	総勘定元帳(実際支出額)
諸謝金	200,000円	180,000円
旅費	42,000円	21,000円
印刷製本費	164,300円	119,490円
通信運搬費	26,640円	13,644円
借料	19,000円	9,000円
会議費	38,400円	23,883円
消耗品費	10,520円	※198,048円
分析経費	185,000円	185,000円
一般管理費	67,140円	2,935円
合計	753,000円	753,000円

※ 消耗品費のうち180,000円は書類保管庫3台とパーティション3台で受託事業に直接関連するものとは考えにくい。

山梨県からの委託事業でも補助事業でもないが、間違った実績報告でありコンプライアンス上問題であるとする。

(8) 固定資産の計上に洩れがある (指摘事項)

パソコン3台の資産計上が洩れているので、固定資産台帳を整備し適正に対処することが必要である。

山梨県生活衛生営業指導センターの事務室内において備品の实地棚卸をしたところ、下記の備品が10万円以上にも関わらず固定資産台帳より洩れていた。

(単位：円)

支払日	費用科目	品名	金額
H20. 11. 7	事務諸費	ノートパソコン (富士通：FMV-A6260)	199, 500
H20. 12. 10	一般管理費	ノートパソコン (富士通：FMV-A6260)	215, 250
H23. 2. 10	受託調査費用	ノートパソコン (富士通：LIFBOOK. A550/B)	252, 000

これらのパソコンには次のソフトウェアが組み込まれている。

- ① 生活衛生情報ネットワークシステム・・・全国センターサーバーを使用してのメール・文書・スケジュール管理機能
- ② 名簿管理機能・・・生活衛生業者名簿・標準営業約款登録店名簿・クリーニング師名簿
- ③ アンケート集計機能・・・景気動向調査集計結果入力機能
- ④ 経営相談機能・・・経営相談・経営自己診断・財務分析・業界動向
- ⑤ 会計機能・・・会計システム

いずれも特殊なソフトウェアのためインストール済での購入であり、ハードとソフトを区分けして資産計上することは無理である。上記の備品は、期中「支払費用」の科目で経費処理されており、貸借対照表の資産からも洩れているので、固定資産台帳を整備し適正に対処することが必要である。

(9) 切手の受払簿が未記入であった (指摘事項)

切手の払出簿が途中までの記載のため不明瞭であった。現物と突合し随時管理することが必要である。

当法人の事務室内において切手の実査を行ったところ、切手の受払簿の記載が途中でしかなく不明瞭であった。このような管理では、切手の紛失、盗難及び横領にあったとしても即時に発見することは難しい。切手は現金同等物なので、受払簿と現物を突合し随時管理することが必要である。

(10) 退職所得の受給に関する申告書が不備である (指摘事項)

退職手当の支給に関し、所定の申告書の保存がなく対応が不適正であった。

山梨県生活衛生営業指導センターは、平成21年3月31日、Y氏の退職にともない退職手当を支給している。しかし、それに関する「退職所得の受給に関する申告書」(所得税法第203条)の保存がなかった。この申告書は、退職手当を受ける者が勤続期間等の事項を記載し、退職手当の支払者(センター)に提出する書類である。なお、この申告を行わない場合は、その退職手当の金額につき20%の税率による源泉徴収を行わなければならない(同法第201条第3項)とされている。いずれの対応も不適切であったので、処理を適正に行うことが必要である。

8. 公益財団法人やまなし環境財団

(1) 財務諸表の財産目録の内訳が不明瞭である (意見)

平成 22 年度の財務諸表に添付されている財産目録について記載内訳が不明瞭な点が認められる。

当法人では平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 20 年度新基準」によって作成されている。

公益法人会計基準によると財産目録は事業年度末におけるすべての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載することが必要であるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、貸借対照表科目、銀行支店名等は記載されているものの、名称・数量・使用目的・価額等の詳細な内訳が不明瞭である。

(2) 審査書類に財務資料を添付すべきである (意見)

助成金の申請内容の審査にあたり、団体の財務状況の資料添付を義務付けることを検討すべきである。

当法人は、平成 22 年度、30 団体に対し 430 万円余の助成金を支給している。助成金の申請内容の審査にあたっては、各団体からの助成金の対象となる事業の概要、実施の趣旨・目的及び収支予算書の提出を求めている。助成金の交付決定にあたり、各団体の財政状況も含めて助成団体となるか検討している。しかし、これら団体の財務状況は、これらの提出書類では不明である。申請団体の資金の繰越金の多寡は審査に影響することとなるので、通帳のコピーのほか財務資料の提出を義務付けて財政状況を確認することを検討すべきである。

(3) 財務諸表の作成の効率化を図るべきである (意見)

財務諸表に関する書類一式を表計算ソフトで作成している。事務量は相当なので効率化を図るべきである。

当法人は、財務諸表を作成するための財務ソフトを使用していない。そのため下記の書類は、すべて表計算ソフトで作成している。

1	収支計算書
2	正味財産増減計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	仕訳帳
6	普通預金出納帳
7	支出予算差引簿

もちろん、財務ソフトと違い表計算ソフトはこれら書類の相互間に連動はなく、互換性もない。これらすべての書類が手入力によるものなので、作成のみならず、相互の整合性をチェックするだけでも事務量は相当であると思料される。労力と財務ソフト購入のコストをどのように見るかということであるが、公益法人として適正な財務諸表の作成は当然のことであり、効率化の観点からも検討が必要である。

9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(1) 緑の募金領収書の管理について不適切な事例が見受けられた（指摘事項）

緑の募金の受領時には領収書が発行されているが、領収書の管理について次のような問題点が見られた。

- ① 募金領収書受払簿に予備の領収書 25 枚が記載されておらず簿外となっている。
- ② 緑の募金領収書の払出時にナンバーリングを行うため、ナンバーが記載されていない領収書がある。
- ③ 領収書の棚卸がされていない。

当法人は緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項に規定する緑の募金を推進する山梨県の緑の募金指定団体であり、定款第4条（事業）第5号で森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業を規定し、広く緑の募金を集めている。緑の募金は市町村の自治会等を通じた家庭、企業、団体、職場、学校等から受付け、募金の受領時には税務上の寄付金控除の要件を満たした緑の募金領収書が発行される。

しかし、当該領収書の管理について下記のような不適切な事例が見られた。

- ① 当法人は公益認定を受け公益財団法人へ組織変更したときに、従来使用していた領収書を廃棄し、新たに新法人の名称が記載された緑の募金領収書を印刷した。その印刷時に印刷業者より発注枚数を上回る予備の領収書 25 枚を受領しているが、当該領収書は募金領収書受払簿に記載されておらず、簿外となっている。受払簿に記載し適正に管理すべきである。
- ② 領収書の払出前の在庫は領収書ナンバーが記載されておらず、払出時に 50 枚あるいは 100 枚単位でナンバーリングをしている。印刷業者から受入時に全ての領収書にナンバーリングを行い、連番管理を行うべきである。また、印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することを検討することも必要と思われる。
- ③ 領収書の棚卸もされていないが、期末等に定期的に棚卸しを実施し在庫の適切な管理を行うべきである。

(2) 臨時職員の給与増額改定について合理的な理由が認められない。駐車場補助の支給が規程とは異なる名目で支給されている。また、規程の管理が不適切である(意見)

協会けんぽの保険料率引き上げに伴い臨時職員の給与を増額改定しているが、保険料の引き上げは協会けんぽ加入者全てに及ぶものであり、給与改定の明確な理由とは思われない。また、公益財団法人の設立以前においては、役員及び職員に規定にない駐車場補助が毎月支給されていた。さらに、当該規程の管理が不適切である。

臨時職員の給与は下記の通り給与規程第13条及び臨時職員取扱要綱第12条第2項によって、山梨県職員給与条例の臨時職員取扱要綱に準じて支給されている。

給与規程

第2条(給与の種類)

1 職員に支給する給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、及び勤勉手当とする。

第12条(その他の職員の給与)

臨時職員及び非常勤職員の給与については、この規程にかかわらず予算の範囲内で、代表理事が別に定める。

第13条(準用)

この規程に定めるもののほか、給与に関し必要な事項は、県職員給与条例を準用する。

臨時職員取扱要綱

第11条(給与の種類)

臨時職員に対して支給する給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本賃金
- (2) 時間外割増賃金
- (3) 休日割増賃金
- (4) 夜間割増賃金
- (5) 特別賃金
- (6) 通勤手当
- (7) 退職手当

第12条(基本賃金)

2 基本賃金は月額とし、4月1日現在における山梨県職員給与条例の臨時職員取扱要綱に準ずる。以下、略

平成22年3月分(4月納付分)より全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料

率引き上げに伴い、個人負担の増加分に相当する金額（月額1,500円）を補填するため給与の増額改定が行われている。当該増額の理由は当法人の臨時職員の業務は県の臨時職員の比ではなく、もともと抑えられていることから、他の要因での減額は補填されるべきとの考えからである。また、臨時職員の給与は給与規程第12条で予算の範囲内で代表理事が定めることができる。しかし、協会けんぽの健康保険料率の引き上げは全ての加入者に等しく及ぶものであり、また、当該保険料のアップはもともと事業者と被保険者が折半して負担すべきものである。したがって、当法人の臨時職員の業務量が県の臨時職員のそれに比べて多いことには理解できるが、今回の給与増額改定は明確な理由には当たらないものと思われる。

また、役員及び職員に対して給与規程及び臨時職員取扱要綱に基づく給料、賃金及び諸手当が支給されている。その他に別途「駐車場補助」が毎月支給されているが、公益財団法人設立以前の給与規程では当該駐車場補助については規定されておらず、支給の根拠がないものといえる。公益財団法人移行後の給与規程では通勤手当に駐車場手当を含むとの規定に変更しているが、この場合も「駐車場補助」として別建てで支給するのではなく通勤手当に含めて、給与規程に準拠した支給を行うべきである。

さらに、往査時には通勤手当に駐車場手当を含むとの規定が記載されていない公益財団法人移行後の給与規程を提示された。後日当該記載のある給与規程を再提示されたが、給与規程の管理が不適切であったことからこのようなこととなったものと思われる。給与規程は人事管理上重要な書類であり、適切な管理を行うべきである。

(3) 金利等変動準備預金取扱基準の違反が認められる (指摘事項)

金利等変動準備預金取扱基準に規定されている、取崩し、取崩しの理事会承認、運用益の積み立て違反が認められる。

金利等変動準備預金について当法人では次の通り規定している。

金利等変動準備預金取扱基準

第1 (準備預金の目的)

金利等変動準備預金 (以下「準備預金」という。) は、みどりの基金 (以下「基金」という。) の運用益による一般会計事業を将来にわたって安定して実施するため、基金の運用益の一部を毎年積み立て、金利の変動その他の事由により運用益が減少したときはこれを取崩して財源に充てるとともに、運用債券等に予期せぬ問題が生じた場合、これを取崩すことにより措置することを目的とする。

第3 (準備預金の取崩)

準備預金は、次の場合に取崩すことができるものとする。

(1) (2) 略

(3) 基金の運用において、外国債券の当事国の政変その他予期せぬ事由により金利の支払いが滞る等の事態が生じる等、次年度事業に支障が生ずると見込まれる場合。

2 前項の取崩しを行おうとするときは、次年度収支予算案に計上し、理事会の議決の同意を得なければならない。

第4 (準備預金の運用)

2 準備預金の運用益については、準備預金として積み立てるものとする。

平成 22 年度の収支予算に金利変動準備金取崩収入 10,000,000 円を計上し、収支計算書に 10,020,000 円の取崩しを行っている。上記の基準に基づくと、準備金の取崩しには明確な要件が定められている。当該取崩しは事業活動収入が減少してきているため、第3第1項(3)に該当し取崩しを行ったとの説明である。しかし、基金の運用益は確かに減少してきているが、金利の支払いが滞ったものではなく(3)には明らかに該当しない。

また、当該準備金の取崩に当たっては平成 22 年度の収支予算全体の承認の過程で理事会の承認を受けたとのことであるが、本来は個別の議案として理由を明示して議決を得ることが必要であり、上記基準の第3第2項違反と思われる。

さらに、平成 22 年度は準備預金の運用収入 860,246 円が計上されているが、準備預金の積み立てが行われていない。上記基準の第4第2項では準備預金の運用益は、準備預金として積み立てるものとされており、当該規定違反が認められる。

(4) 内部留保資金の有効活用を検討すべきである (意見)

平成 22 年度末に地方公共団体出捐金 400 百万円、寄付金 632 百万円、その他内部留保 127 百万円、合計 1,159 百万円が正味財産として存する。その他内部留保 127 百万円は平成 22 年度の事業経費 87 百万円に比べて過大であり、内部留保の有効な活用を検討すべきである。

平成 22 年度の貸借対照表によると、当法人の正味財産の部は次の通り表示されている。

(単位：円)

指定正味財産	1,083,933,486
地方公共団体出捐金	400,006,000
寄付金	632,209,576
上記運用益	51,717,910
一般正味財産	75,289,467
一般正味財産 (旧一般会計分)	37,946,024
一般正味財産 (旧特別会計分)	37,343,443
正味財産合計	1,159,222,953

上記正味財産のうち地方公共団体出捐金及び寄付金は、出捐者又は寄付者の意思によるものであり、法人内部に留保すべきものと思われるが、指定正味財産の運用益 51,717 千円 (前記金利等変動準備預金に相当) 及び一般正味財産 75,289 千円、合計 127,007 千円は事業活動の結果として積み立てられてきたものである。市場金利の低下等に伴う運用益の減少、各種補助金の削減、緑の募金の減少等が想定されることから、一定の事業活動を維持していくためには内部留保を厚くしておきたいことはわかるが、必要以上の蓄積は問題であるものと思われる。事業の進捗状況により一時的に年度のキャッシュフローが不足する場合があるが、事業に関連する支出のタイミングを検討したり、流動性のある資金運用を行うことによりキャッシュフローを改善すべきであり、今後の中長期的な事業計画に基づき必要額のみを留保し、残余資金の有効活用を図るべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(5) 仕組債への投資について現状分析を行い、リスク管理を徹底すべきである(意見)

機構は仕組み債による運用を行っているが現状では多くの投資案件で利子を生んでおらず、償還期間までの塩漬け状態となっている。当初は高利回りであったもののこのままの状況では非常に低利回りの運用となっている。

受取利息がゼロとなっている仕組債

投資案件	投資額	償還期間	残り期間	これまでの受取利息
ヒポチロル銀行債	1億	20年	12	15,130,000円
ノルウェー輸出公社債	1億	20年	15	4,400,000円
ドイツ復興金融公社債	1億	20年	15	6,980,000円
ジェラルドデポジットス債	1億	20年	10	28,655,800円

仮に償還期限まで利息がゼロだったとした場合の投資利回りは以下の通りとなっている。

投資案件	利息が発生する条件	現状	運用利回
ヒポチロル銀行債	1\$=90.295円以上	1\$=77	0.800%
ノルウェー輸出公社債	LIBORが0.225%以下	0.33438%	0.195%
ドイツ復興金融公社	LIBORが0.1%以下	0.33438%	0.311%
ジェラルドデポジットス	1\$=83.333円以上	1\$=77	1.5670%

現状の円高傾向と、ヨーロッパ金融不安下における長期金利の上昇傾向を鑑みれば、状況の改善は困難と考えられ、このまま受取利息ゼロと仮定した場合の投資利回りは上記の通りであり、非常にパフォーマンスが悪い投資に資金が固定化されてしまっている。

投資そのものは、「公益財団法人山梨県緑化推進機構資産運用規定」に則り、理事会の承認を受けて、規定通りに行われてはいるものの、目先の高金利にとらわれずリスクを考慮して投資を行うべきである。

ちなみに2011年11月18日時点での20年もの日本国債の利回りは1.729%である。
(財務省ホームページより http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.htm)

(6) 元帳の現金残高と貸借対照表の現金残高が異なっている (指摘事項)

預金と預かり金において元帳の金額と決算書の内容が一致していなかった。元帳と決算書の金額が一致するのは当然のことであり、元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

元帳の預かり金と決算書の預かり金が1円違っていた。また、元帳の預金残高と決算書の預金残高が一致していなかった。ただし、決算書は預金通帳から作成しているために、適正な金額となっていた。

決算の計算書類は元帳から誘導して作成されることが会計の原則である。したがって、元帳と決算書の数値が一致するのは当然のことであり、一致していなかったということは何らかの内部統制上の不備が存在している。

元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

(7) 切手の受け払いについて (指摘事項)

1円切手とハガキについては受け払いが行われていなかった。金額が僅少なものであっても受け払い管理を行うべきである。

機構は、切手については受け払い管理を行っているものの、1円切手とハガキについては受け払い管理が行われていなかった。1円切手は残高1枚(1円) ハガキは3枚(150円)と金額的には僅少ではあるが、金額が僅少であっても現金同等物に関しては受け払い管理を行うべきである。

(8) 家電エコポイントの収入計上漏れ及び未払金の計上漏れがある (指摘事項)

家電エコポイントの収入があったにもかかわらず簿外となっている。また、期末に未払金として計上すべきもの 429,700 円が未払計上されていなかった。当期中の使用にかかるものについては未払い計上すべきである。

液晶テレビの購入に伴う家電のエコポイントの交付により、金銭等価物 (4,000 円) の受け入れがあったにもかかわらず収入計上されていない。この収入は職員の茶菓子代等の福利厚生費用として利用されている。当該収入及び支出ともに簿外とせずに記帳すべきである。

また、期末に未払いを計上しているが、以下のものについては本来未払いとして計上すべきであるが、未払いの計上が漏れていた。

高速代	4,150
燃料費	12,561
コピー代	36,580
検診料	44,100
電気料	25,272
消耗品	16,470
消耗品	1,543
消耗品	4,364
消耗品	10,241
電話代	3,333
社会保険料	222,722
運送料	44,814
高速代	3,550
合計	429,700

明らかに、当期中の使用にかかるものについては期末に未払いとして計上すべきである。

(9) 固定資産・物品の管理について（指摘事項）

有形固定資産に計上すべきものが有形固定資産に計上されておらず、有形固定資産の備品と物品の備品が明確に区別されておらず、寄贈された物品が備品管理台帳に記載されていなかったりと固定資産の管理が不十分であった。会計規定に則り適切な固定資産・物品の管理を行うべきである。

公用車 トヨタカルディナ を平成20年5月28日に755,000円で購入しているが償却が行われていなかった。

会計規定には以下の通り規定されている。

第23条 固定資産は、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産 土地、建物、器具、備品
- (2) 無形固定資産 借地権等

2. 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、原則として固定資産として取り扱わない。

第26条

固定資産は、毎会計年度、定額法により減価償却を行う

公用車は備品管理台帳に記載されており、固定資産として認識されていなかった。しかしながら、23条第2項から明らかに固定資産とすべきものであり、会計規定第26条に従って減価償却を行うべきである。また、有形固定資産はすべて耐用年数5年の定額法で減価償却が行われている。しかしながら、一律に5年の耐用年数を用いるのではなく、国税庁の耐用年数表等を参考に適切な耐用年数を用いて減価償却を行うべきである。さらに、現存するものをゼロまで償却してしまっている。

会計規定には物品の管理に関して以下の規定が置かれている。

第27条 物品は備品及び消耗品に分類する。

- 2 備品は、購入価格3万円以上で固定資産以外の物品（定期刊行物等を除く）をいう。
- 3 消耗品は、取得価格が3万円未満の事務用品をいう。

第28条 備品は、固定資産に準じて備品台帳により、管理しなければならない。

公用車は、この備品管理台帳に記載されており、有形固定資産にすべきものが物品の備品として記載されていた。有形固定資産とすべきものと物品とすべきものの区別をきちんと行い、適切な管理を行うべきである。また、物品には管理シール等が貼付されておらず、現物と備品管理台帳の照合が困難であった。適切な管理を行えるようにすべきである。さらに、スチール棚、机、いす等県から寄贈を受けたものが事務所にあるが、備品台帳には載っていない。受贈したのもも備品管理台帳に記載して適切な管理を行うべきである。

(10) 県民を広く対象とした体験教室等の参加率が総じて低いと思われる (意見)

県民を広く対象として行っている体験教室等への定員に対する参加率は、その参加費用及びその対象を勘案すると総じて低いと思われる。その事業の目的や理念について否定するところではないが、体験教室等開催の原資は県民から善意の募金が含まれているため、県民の参加機会の公平性等の観点からも周知の方法について検討する必要があると思われる。

当法人では県民を広く対象とした体験教室等の企画、管理運営等を行っている。平成22年度において開催された主たる体験教室等及び参加人数等は以下のとおりであった。なお、参加費用は一部昼食費等の実費負担を除き、旅費及び宿泊費等は原則無料となっている。

(単位：円)

事業名	総事業費 (内、固定費)	参加人数/定員 (参加率)	参加者1人当 たりの費用
①森林浴の集い	213,415 (180,802)	16名/20名 (80.0%)	@13,338.4円
②中学生森林・林業体験研修会	429,650 (199,500)	21名/25名 (84.0%)	@20,459.5円
③親子巨樹とのふれあいウォーク教室	853,100 (853,100)	64名/80名 (80.0%)	@13,329.6円
④子ども樹木博士認定	447,200 (447,200)	45名/160名 (28.1%)	@9,937.7円
⑤森林体験プログラム実施と指導者養成のための体験教室	500,000 (500,000)	356名/330名 (107.9%)	@1,404.4円
⑥親子緑の集い	780,000 (780,000)	205組/214組 (95.8%)	@3,804.8円

上記の表からも明らかなように、体験教室等の参加費用がほぼ無料であるという点を勘案すると、その参加率は総じて低いのではないかとと思われる。実際に平成22年度の表中②中学生森林・林業体験研修会の参加等の状況等は以下のとおりであった。

i 中学生森林体験研修概要

県内の中学生が、キープ自然学校職員の指導のもと、ハイキングや野外炊事などの体験活動を通じ、森林や自然への興味・関心を深めることを目的に実施する研修。木登りや川遊び、夜の森探検など人気のプログラムを盛り込まれている。場所は北杜市高根町清里で定員は25名(先着順)、参加料は無料となっている。

ii 参加中学生の学校別人数

中学校	参加人数
甲府市立 A 中学校	2 人
私立 B 中学校	6 人
私立 C 中学校	6 人
笛吹市立 D 中学校	2 人
早川町立 E 中学校	3 人
富士吉田市立 F 中学校	2 人
計	21 人

研修への参加については県内の中学生であることを除いて何ら制約は設けられておらず、参加費用についても無料となっている。研修開催の告知は県内の全中学校に案内を送付し、全生徒への配布を依頼しているとの説明を受けたが、山梨全県では中学校は98校あり、平成23年5月1日時点での全生徒数は25,890人に及ぶ。対象人数と実際の参加人数の比較、及び参加費用が無料であるという点を併せて考えると、募金を原資として行う事業として果たして適当であるのかという議論が生じる。担当者によると全中学校への案内は確実にを行っているが、実際には生徒個別に案内が配布されていない中学校が存在することは確かであるとのことであった。確かに、iiの表を見ると県内中学校全98校のうち、在籍する生徒が参加しているのは僅か6校に過ぎない。

各事業の目的や理念については否定するところではないが、①から⑥の体験教室等の原資となっているものの一部は県民から広く募った緑の募金であり、研修参加への機会の公平性、透明性の確保が当然に求められる。今後は、県民への周知の方法などについて再度検討する必要があるのではないかと思われる。

9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(11) やまなし森づくり Kommission 及び緑の少年隊山梨県連盟との組織統合(意見)

当法人を事務局とする「やまなし森づくり Kommission」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という 2 つの任意団体は、その事業内容や職員の勤務状況から判断して、事実上当法人と同一の主体であると考えられる。今後は組織の統合を行い、法人全体としての適正な財務諸表作成を行うべきであると判断される。

「やまなし森づくり Kommission」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という 2 つの任意団体(ともに法人格なし)はどちらも当法人を事務局としている。両任意団体については独立した会計単位であり、当法人の決算において、会計の連結などは行われていない。2 つの任意団体の主な事業及び平成 22 年度収支計算の概要は以下のとおりである。

「やまなし森づくり Kommission 規約」

第 3 条 Kommission は、(中略) 次の事業を行う。

- (1) 企業や団体、ボランティアの森づくりに関する相談窓口
- (2) 企業・団体・学校等との連絡調整・情報交換、活動フィールドの紹介等
- (3) 森づくり活動の具体的指導、作業用具の貸し出し、指導者の紹介
- (4) 森づくり活動の移動手段や宿泊先の確保、地域イベントとの連携
- (5) 森林組合等への委託のアドバイス
- (6) 活動フィールドにおける森づくりの企画及び情報の発信、シンポジウムや講演会 研修会等の開催
- (7) 先駆的・先導的な森づくり活動の促進と普及等
- (8) その他、目的達成に必要な業務

「平成 22 年度 やまなし森づくり Kommission 収支決算(要約)」

収入	県緑化推進機構助成金	3,000,000
	国土緑化推進機構助成金	350,000
	その他収入	3,802
	繰越金	385,933
	収入合計	3,739,735
支出	賃金・共済費(臨時職員 1 名)	2,940,462
	その他支出	426,719
	支出合計	2,347,621
翌期繰越収支差額		372,554

「緑の少年隊山梨県連盟規約」

第3条 連盟は、(中略) 次の事業を行う。

- (1) 緑の少年隊相互の親善交流、情報交換、連絡
- (2) 緑の少年隊指導者の養成・研修
- (3) 緑化推進に関する諸大会、研修会等への参加
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

「平成22年度 緑の少年隊山梨県連盟 収支決算(要約)」

収入	県緑化推進機構より交付金	3,520,000
	緑の少年隊全国連盟より助成金	1,804,880
	その他収入	533
	繰越金	510,320
	収入合計	5,835,733
支出	給料・福利厚生(臨時職員1名)	2,695,253
	その他支出	2,305,538
	支出合計	5,000,791
翌期繰越収支差額		834,942

上記規約の事業内容から判断するに、その事業内容は当法人の寄付行為第4条に定められている事業に内包されていると考えられる。

「公益財団法人緑化推進機構寄付行為」

第4条 この法人は、(中略) 次の事業を行う。

- (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業
- (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業
- (3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業
- (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業
- (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

また、少年隊及びコミッションの収支決算に計上されている臨時職員に対する給料等であるが、当職員は当法人の業務にも深く携わっているのが実際のところであるとのことであった。さらに、少年隊及びコミッションの収入の大部分が当法人からの助成金等である点を併せて考えると、この2つの任意団体は実質的に当法人と同一の主体であると判断されるため、組織の統合を行い、法人全体としての財務諸表を作成することが必要であり、最も適切であると判断される。

10. 株式会社清里の森管理公社

10. 株式会社清里の森管理公社

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた（指摘事項）

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① 定款が旧商法の規定を前提に作成されたままであり、会社法に則した記載内容に変更すべきである。
- ② 取締役会が3ヶ月に1回以上開催されておらず、会社法が遵守されていない。
- ③ 監査役2名のうちの1名は顧問税理士であるため、当該監査役については内部牽制が有効に機能しないものと疑念を抱かれる恐れがある。

株式会社清里の森管理公社の平成20年度以降の株主総会議事録、取締役会議事録、現行定款及び現行の会社登記簿謄本を閲覧した。その結果、次のような問題点が見られた。

- ① 現行の定款は第10条（株券の再発行）における除権判決や第24条（営業年度）等旧商法で規定していた内容や文言が使用されている。現在施行されている会社法への読み替えは行われるものの、会社法に則した内容の定款に変更するべきと思われる。また、当法人は現在株券を発行しておらず、定款及び会社の登記上も株券不発行法人であるが、上記第10条では株券再発行の規定が残ったままである。実態に合致しない内容のものは速やかに変更することが必要である。
- ② 平成20年度以降、毎年度取締役会は3回開催されている。会社法第363条第2項では「前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。」と規定している。当法人は取締役会設置法人であり、取締役会を3ヶ月に1回以上、最低でも年間4回開催することが必要である。毎年度3回の開催にとどまる現状では会社法違反であり、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。
- ③ 現在監査役2名のうち1名は顧問税理士が務めている。監査役は取締役の業務執行を監査し、監査の範囲には取締役が作成した計算書類に対する会計監査が含まれる。一方、顧問税理士は計算書類等の作成あるいはその作成に対して助言することが一般的な業務である。したがって、監査役と顧問税理士を同一人が兼務するということは自らが作成又は作成支援した計算書類等に対して、自らが監査を行うこととなり矛盾が生じる。このような状態は極力避けるべきであり、外部の第三者から見ると内部牽制が有効に機能していないものと疑念を抱かれる可能性がある。なお、監査役の監査報告書には作成の年月日の記載がないが、記載を行なうべきである。

(2) シルバーアクセサリー教室の売上管理を改善すべきである (意見)

教室の受講料収入や物品販売収入の管理は講師が記入している手書きのノート等に基づいている。売上計上の妥当性を検証するためにも売上の裏づけ資料を残しておくことが必要である。

シルバーアクセサリー教室では外部から講師を招いて、有料教室の開催及び材料や物品の販売を委託している。受講料収入や物品販売額の一定割合を委託料として講師に渡している。講師は教室開催時に開催コース名や受講料、材料名や販売額を手書きのノートに記載し、シルバーアクセサリー教室売上集計表に転記している。それを月ごとに集計し月別売上金額及び委託料を計算し、差額を当該売上表とともに現金にて当法人に入金している。レジを使用しておらず受講者が記入した申込書等もないため、売上を裏付ける資料がない。売上計上の適切性を検証するこれらの書類を用意することが必要と思われる。

(3) 別荘関係収入のうち伐採業務について不適切な管理が見られた (意見)

別荘管理業務に伴う内部統制で不適切な点が次の通り見られる。

- ① 顧客に提示する見積書について決裁の記録がない。
- ② 請求書の発行に際してチェックが行われていない。
- ③ 請求書の控えが残されていない。

当法人では別荘所有者の求めに応じて別荘の管理業務を行っている。別荘敷地内の大径の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託している。その際当該業者の現場調査に基づき見積書を作成し、控えをファイルしている。当該見積書には決裁の記録が残されていないため、責任の所在を明確にするため、見積書の控え等に決裁者を明示すべきである。

また、伐採作業終了後に月別・別荘受託業務請求一覧表を作成し、これを基に翌月請求書を作成する。作成された請求書と当該月別・別荘受託業務請求一覧表との2重チェックは行われておらず、当該請求書の控えも残されていない。請求書が適正に作成されているかダブルチェックは必要であり、また、後日の検証可能性の担保の為にも請求書の控えは残しておくことが必要である。

(4) 契約書の記載に不適切な記載が見受けられた (指摘事項)

別荘地一般管理契約書に表示されている金額が消費税抜きであるにもかかわらず消費税抜きの表示がなく、また、テナントの賃貸借契約書に表示されている金額が消費税込みであるにもかかわらず消費税込みの表示がされていない。契約書上に表示されている契約金額については消費税の取扱を明確にすべきである。
また、県との管理運営委託契約についても委託料、施設の借用料に関する対価の記載がないため、対価（無償）の記載を行い、より分かりやすい記載とすべきである。

当法人では別荘地の借地人と「清里の森」別荘地の一般管理契約を締結している。その管理業務の対価として共益費を請求している。その共益費は消費税抜きの金額であるが、契約書には消費税の取扱が特に明示されていない。一方、モールに存する店舗等の賃貸借についてテナントと賃貸借契約を締結している。その賃料は消費税込みの金額であるが、契約書に消費税の取扱が特に明示されていない。

後者のテナントとの賃貸借契約はもともと消費税込みであるため、消費税の取扱が明示されていないことから消費税込みと取扱われても特に問題にはならない。しかし、前者の別荘地の一般管理契約は契約書上の共益費の金額は消費税抜きであるにもかかわらず、その取扱が明示されていないことから、その金額は消費税込みの金額とみなされてしまう場合には消費税相当額だけ共益費収入が減少する可能性がある。改善が望まれる。また、何れの場合でも契約の相手方とのトラブルを回避し、不測の損害を防止するためにも、契約書の金額については消費税の取扱を明示すべきである。

当法人は県と保健休養施設「清里の森」管理運営委託契約を締結し、県から施設の管理運営について委託されている。別荘の借地人から徴収する共益費を当該別荘地区の管理運営費用に充当し、また、県から借り受けた施設の運営収入をセンター施設地区の管理運営費用に充当している。県からの委託料やこれら施設の借用料は無償であるが、管理運営委託契約には対価の記載がない。当法人の上記収入を管理運営費用へ充当することをもって、無償の扱いとしていることは推認できるが、両者の契約内容を明確にするため、県との間の料金が無償であることを契約書上も明示すべきである。

(5) 自己株式の取得について取得価格が不適当と思われる（指摘事項）

平成19年度に山梨県企業局から所有する全株式を取得しているが、その取得に際して額面価格を採用し、一般的に用いられる簿価純資産価格より低額で取得している。企業局が低額で譲渡を行なうことにより、本来得られるべき利益約278万円を得られず、結果として県に対して同額の損失を及ぼしたと考えることもできる。また、今後の自己株式の扱いについても正式な機関決定を行うべきである。

当法人の株主は設立当初より山梨県90株（株式所有割合45%）、念場ヶ原山恩賜林保護財産区60株（同30%）、山梨県企業局50株（同25%）である。平成19年度に山梨県企業局が所有する50株を取得している。その経緯は次の通りである。

平成19年5月25日：甲府税務署にて課税関係の確認
 （寄付金課税や受贈益課税の対象とならないことの確認）
 平成19年6月28日：自己株式取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議
 平成19年7月18日：自己株式取得に関する決裁
 平成19年7月18日：山梨県企業局に対する自己株式取得についての通知
 平成19年7月20日：株式譲渡契約
 平成19年7月25日：株式取得代金の払込、自己株式の取得
 平成19年7月26日：株主名簿書換請求

当該自己株式の取得は、山梨県出資法人改革の一環として、発行済株式に対する山梨県（県、県企業局）の出資比率を50%以下とするために資本等取引として行ったものであり、株主が公共団体（普通地方公共団体の県、特別地方公共団体の財産区）のみで構成されていることなどから、利益移転が生じないものとして株式の時価を額面価格として行ったとのことである。

非上場会社等の株式時価算定には、DCF法、類似会社比準法などさまざまな手法があり、最も一般的に用いられる価格が時価純資産価格又はより簡便な簿価純資産価格である。

簿価純資産価格で算定した場合、当法人の平成19年3月31日時点の簿価純資産額は37,839,556円であることから、これを発行済み株式数200株で除すると、1株当たり簿価純資産価格は189,197円となり、山梨県企業局が所有する50株の簿価純資産価額は@189,197×50株=9,459,850円となる。したがって、帳簿価額2,500,000円との差額6,959,850円が、山梨県企業局から当法人に対して財産価値の移転が行なわれたこととなる。当法人の企業価値の増加は、すなわち既存の株主である山梨県及び念場ヶ原山恩賜林保護財産区に対して次の通り財産価値の移転が行なわれたことと同じことである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

10. 株式会社清里の森管理公社

山梨県：6,959,850円×90株／150株＝4,175,910円

念場ヶ原山恩賜林保護財産区：6,959,850円×60株／150株＝2,783,940円

県企業局から県への財産価値の移転は同じ県の内部での価値移転となるが、念場ヶ原山恩賜林保護財産区への財産価値の移転 2,783,940円は同額の損失を県に対して及ぼしたことになる。

また、当法人の平成19年3月31日時点の利益剰余金は27,839千円、現預金は44,511千円であり、当該自己株式の取得に当たっての財源規制を上回る支払い余力は十分にあったものと認められる。

今回の自己株式の取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議において、資本等取引として行う旨の説明はなされているが、当該取得した自己株式についても、自己株式として所有し続ける（金庫株）のか、又は譲渡するのか決定されていないため、今後の自己株式の取扱いについて明確に議事録に記載されるよう、機関決定を行うべきである。

(6) 県所有の空地が未分譲のまま放置されている。また、未売却の区画は分割して譲渡することも検討するべきである（意見）

県は、県所有の空地について分譲や他の有効活用の方策を検討すべきであり、また、未売却の区画は区画の細分化や単価の見直し等をより一層行い、早期の売却に努めるべきである。空地の分譲及び未売却区画の売却により現状では県は 584 百万円の売却収入及び 15,457 千円の年間土地賃料が得られ、また、当法人は 4,264 千円の年間共益費が得られる。

当法人では県から委託されて別荘地の借地権分譲の仲介を行っている。県が所有し分譲対象となっていない区画及び未だ売却されていない区画が下記の通り存在する。

	区画	土地面積	希望譲渡価格	年間土地賃料	年間共益費
分譲対象外区画					
1	旧 4-1-1	36,574 m ²			
未売却区画					
1	1-15-4	7,507 m ²	44,342,000 円	1,253,754 円	354,728 円
2	1-15-8	6,577 m ²	38,846,000 円	1,026,012 円	310,763 円
3	2-7-13	2,071 m ²	16,095,000 円	406,068 円	97,891 円
4	2-10-4	929 m ²	7,618,000 円	190,641 円	43,940 円
5	2-12-10	1,525 m ²	10,381,000 円	259,541 円	72,090 円
6	2-14-10	1,774 m ²	12,735,000 円	315,891 円	83,853 円
7	2-17-2	5,996 m ²	38,809,000 円	935,430 円	283,326 円
8	2-17-4	9,409 m ²	61,503,000 円	1,637,322 円	444,617 円
9	3-2-2	1,847 m ²	12,703,000 円	327,034 円	87,301 円
10	3-26-12	1,042 m ²	6,966,000 円	193,942 円	49,267 円
11	4-1-3	10,663 m ²	69,726,000 円	1,866,090 円	503,827 円
12	4-8-5	1,525 m ²	8,858,000 円	219,677 円	72,081 円
13	4-18-4	2,800 m ²	17,096,000 円	425,671 円	132,322 円
未売却区画合計		53,665 m ²	345,678,000 円	9,057,013 円	2,536,006 円

上記の現在分譲対象となっていない 4-1-1 の区画は県が所有し、空地のまま放置されている状況にある。近隣の未売却区画 4-1-3 の単価を乗じると譲渡価格 239 百万円、年間土地賃料 6,400 千円、年間共益費 1,728 千円程度になる。現在は別荘地とセンターエリアの緩衝地としての位置づけのため林地としているとのことであるが、入口ゲートの別荘地側であり既売却の 4-1-2 区画に隣接して立地することから、県有地の有効利用の

ためにも、空地のまま放置することなく、有効活用の方策を検討すべきと思われる。

「清里の森」別荘地の区画は比較的規模が大きく、それによって別荘地としての良好な居住環境を維持しているものであるが、現在の不動産市況を反映すると規模が大きく総額が張る物件は非常に動きが悪い状況にある。大規模別荘地として、適正配置を考慮した上での区画割については理解できるが、できるかぎりの早期売却のために、区画を細分化して小規模な区画として売却することも検討すべきと思われる。また、県は大型区画については標準的な面積の区画より単価を減じているとのことであるが、一般的には規模が大きく総額が多額となる物件ほど単価が逡減する傾向にあるため、区画の細分化が困難な状況にあるのなら規模の大きな物件についてはより大きく単価を見直すことも必要と思われる。早期の売却を促進することにより、県としても借地権の売却収入に留まらず、毎年土地の賃料収入が得られ、当法人としても毎年共益費収入が得られるとともに、所有者が増加することにより別荘の管理業務の受託が期待される。更に、居住者の増加は県や当該地域の活性化につながることも期待される。

空地の有効活用として分譲を選択した場合及び未売却区画の売却が行われると、現状では県は 584 百万円の売却収入及び 15,457 千円の年間土地賃料が得られ、また、当法人は 4,264 千円の年間共益費収入につながる。

(7) 早急な改修が必要と報告された設備に対して、十分な対応がとられていない(指摘事項)

当法人は開業以来約 27 年が経過し、設備の老朽化が激しく、電気工作物に対して点検業者より改修要請が 28 項目報告されている。その改修区分も「至急」または「急」となっており、早急な改修が必要であるにもかかわらず、抜本的な改修を行わず、当面の危険を回避するための断線等による対応となっている。山梨県で改修するもの、当法人で改修するものに区分して早急に改善すべきである。

清里の森は、昭和 60 年 4 月に設立して以来約 27 年が経過し、設備の老朽化が激しく、点検業者である一般財団法人関東電気保安協会より下記の項目で改修(「至急」または「急」)を要請されている。現在当法人は、毎年決算数値上若干利益をあげ、純資産の部は 48 百万円と安定している。適時適切に必要な改修を行う必要があり、仮に改修により赤字が発生したとしても、一定の程度であれば内部留保により吸収することができる。改修に当たっては、当法人対応分以外は、今後の運営方針の検討を行う中で、県で対応する予定であるとのことであり、当法人対応分についても同時に行う予定であるとのことである。早期に運営方針の協議を行い、実施計画を明確にすべきであると考え。

点検日 平成 23 年 8 月 29 日

NO	項目	場所	所見内容	改修区分	初回報告年月日
本日、月次点検を行いました結果は次のとおりです。					
1	改修要請	資源ゴミ専用庫	L-11 電灯分電盤内が結露しています。改修して下さい。	急	16. 12. 20
2	改修要請	イベント広場	噴水制御盤より噴水ランプ 3 が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	19. 4. 10
3	改修要請	イベント広場	噴水制御盤より噴水ランプ 4 が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	19. 4. 10
4	改修要請	広場東	アプローチライトが絶縁不良(漏電)です。(0.02～0.06MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 4. 8
5	改修要請	テニスコート	A コート No. 6 照明灯が絶縁不良(漏電)です。(0.01MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 4. 8
6	改修要請	イベント広場	外灯分電盤より広場南アプローチライトへ至る幹線が絶縁不良(漏電)です。(0.08MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 8. 18
7	改修要請	広場南	アプローチライトが絶縁不良(漏電)です。(0.01、0.05MΩ) 改修して下さい。	至急	20. 8. 18
8	改修要請	資源ゴミ専用庫	L-11 電灯分電盤内のマグネットスイッチで異音が発生します。交換して下さい。	急	20. 8. 18
9	改修要請	出合いの広場	外灯のブレーカが不具合です。交換して下さい。	急	20. 8. 18
10	改修要請	受電所	シンボルゲートの照明のマグネットスイッチとタイマが不良です。交換して下さい。	急	20. 8. 18

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

10. 株式会社清里の森管理公社

11	改修要請	クラフト棟南 西側駐車場	外灯が絶縁不良（漏電）です。（0.01MΩ）改修して 下さい。	至急	20.8.18
12	改修要請	クラフト棟	外灯が絶縁不良（漏電）です。（0.01MΩ）改修して 下さい。	至急	20.8.18
13	改修要請	遊歩道C・D	外灯の絶縁不良（漏電）が多数あります。改修して 下さい。	至急	20.8.18
14	改修要請	遊歩道A・B	外灯が絶縁不良（漏電）です。（0.08MΩ）改修して 下さい。	至急	20.8.18
15	改修要請	管理センター	キュービクル動力盤内の配線用遮断器（MCCB 3P200A）が入切出来なくなります。交換して下さい。 [クラフト棟動力]	急	21.2.10
16	改修要請	モール・トイレ	電灯盤 L-WC-E の漏電遮断器（2P50A）が動作不良で す。改修して下さい。	急	22.4.6
17	改修要請	レストラン棟	104 電灯分電盤内トラップヒーター回路の漏電遮断 器（2P20A）が動作不良です。改修して下さい。[現 在、開放中]	急	22.4.6
18	改修要請	森の音楽堂	電気室動力盤内の漏電遮断器（3P50A）が入切出来 なくなります。交換して下さい。	急	22.4.6
19	改修要請	イベント広場	フラワーロード池ポンプ盤より池ポンプ回路が絶縁 不良（漏電）です。（0.01MΩ）改修して下さい。[現 在、未使用]	至急	22.4.6
20	改修要請	汚水処理キュー ビクル	外灯 L33 の幹線が絶縁不良（漏電）です。（0.1MΩ） 改修して下さい。	至急	22.4.6
21	改修要請	汚水処理キュー ビクル	外灯 L31 の幹線が絶縁不良（漏電）です。（0.2MΩ） 改修して下さい。	至急	22.4.6
22	改修要請	管理センター	外灯制御盤 L-A-外より MC-2（外灯 2）回路が絶縁 不良（漏電）です。（0.04MΩ）改修して下さい。	至急	22.4.6
23	改修要請	受電所	No.2 駐車場（B）照明回路が絶縁不良（漏電）です。 （0.15MΩ）改修して下さい。	至急	22.4.6
24	改修要請	受電所	No.1 駐車場（A）照明回路が絶縁不良（漏電）です。 （0.01MΩ）改修して下さい。	至急	22.4.6
25	改修要請	テニスコートキ ュービクル	ゲート回路が絶縁不良（漏電）です。（0.01MΩ）改 修して下さい。	至急	23.4.5
26	改修要請	テニスコート	Cコート No.2 照明灯が絶縁不良（漏電）です。 （0.04MΩ）改修して下さい。	至急	23.4.5
27	改修要請	テニスコートキ ュービクル	テニスコート外灯 MgSw 回路が絶縁不良（漏電）です。 （0.01MΩ）改修して下さい。	至急	23.4.5
28	改修要請	テニスコートキ ュービクル	テニスコート外灯 MgSw 回路が絶縁不良（漏電）です。 （0.1MΩ）改修して下さい。	至急	23.4.5

(8) 県からの貸与資産の不足については法人が補充を行うべきである（指摘事項）

山梨県から当法人への「清里の森」委託に際して山梨県所有の備品の貸与を受けているが、管理運営委託契約書第9条第3項で「公社が過失により備品を毀損し、又は滅失した場合は、山梨県に対しこれを弁償し、又は公社の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有する物を購入し、若しくは調達しなければならない。」としている。備品確認の結果、在庫が不足しているものが確認されたが、当法人において補充等を行う必要がある。

山梨県は「清里の森」を当法人に管理運営委託を行っており、この委託に際し、山梨県所有の備品を(株)清里の森管理公社に貸与している。平成23年9月8日に、清里の森において備品確認を実施した結果、成型用具12点セット（40組）については次の不足分が発生していた。

1. 三角こて	在庫数 3	不足数 37	7. 成型用へら	在庫数 14	不足数 26
2. 四角こて	在庫数 11	不足数 29	8. かきべら	在庫数 19	不足数 21
3. 楕円こて	在庫数 9	不足数 31	9. かんな	在庫数 40	過不足なし
4. 刃型こて	在庫数 5	不足数 35	10. 仕上げ板	在庫数 20	不足数 20
5. くし刃こて	在庫数 14	不足数 26	11. 針	在庫数 40	過不足なし
6. 柄こて	在庫数 10	不足数 30	12. 弓	在庫数 38	不足数 2

管理運営委託契約書第9条第3項は「公社が過失により備品を毀損し、又は滅失した場合は、山梨県に対しこれを弁償し、又は公社の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有する物を購入し、若しくは調達しなければならない。」としているため不足分について速やかに法人が補充する必要があると判断される。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

10. 株式会社清里の森管理公社

(9) 別荘用地賃貸借更新契約書の更新が行われていない契約が 43 件存在する（指摘事項）

「清里の森」別荘用地賃貸借更新契約書の更新期間が 5 年を経過しているにもかかわらず、更新されていないもの等が 43 件あるため、山梨県中北林務環境事務所に対応すべきである。

「清里の森」別荘用地賃貸借更新契約書の更新時期が到来しているにもかかわらず、更新していないものは次のとおりである。この更新契約書を前提に、適切な管理運営を実施することが可能となるといえる。なお、当法人と別荘地の借地人との間では「清里の森」別荘地一般管理契約の締結は何れも適正に行われている。

「清里の森」契約書面 未更新者リスト

	契約期間		区画番号	氏名
1	H17 年度末	1	2-01-	T・Y(株)
2		2	2-01-	Y・Y
3		3	1-03-	Y・S(株)
4		4	1-03-	C・K
5		5	1-03-	K・H
6		6	1-04-	M・M
7		7	1-04-	K・T
8		8	1-04-	K・H
9		9	1-04-	K・N
10		10	1-05-	T・N
11		11	1-05-	E・I
12		12	1-05-	M・I
13		13	1-06-	(株)T・M
14		14	1-07-	N・W
15		15	1-07-	J・M
16		16	1-07-	S・N
17		17	1-07-	T・S
18		18	1-08-	M・K
19		19	1-08-	T・N
20		20	1-08-	K・A
21		21	1-08-	(有)M・F
22		22	1-08-	Y・S

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

10. 株式会社清里の森管理公社

23		23	1-08-	H・Y
24		24	1-09-	T・S
25		25	1-09-	M・U
26		26	1-10-	M・M
27		27	1-11-	D・N
28		28	1-12-	Y・N
29		29	1-12-	K・T
30		30	1-12-	株K・B
31		31	1-13-	S・S(株)
32	H18 年度末	1	2-07-	M・I
33	H19 年度末	1	3-03-	T・S
34		2	3-06-	M・F
35		3	3-10-	H・M
36		4	3-12-	K・Y
37		5	3-15-	T・H
38		6	3-25-	T・M
39	H20 年度末	1	4-05-	H・T
40		2	4-07-	株H・E
41		3	4-15-	K・H
42		4	4-16-	株S・A
43	H21 年度末	1	2-15-	M・S

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

10. 株式会社清里の森管理公社

(10) 対人賠償保険金額が規定の額に対して2億5千万円不足している期間が存する
(指摘事項)

保険金額の増額契約の遅れにより、当法人で加入している対人賠償保険の保険金額が「清里の森」管理運營業務仕様書の定めに対して2億5千万円不足している期間が生じた。不測の事態に備えて、仕様書に準拠した、遅滞のない対応が必要であった。

「清里の森」について、山梨県と(株)清里の森管理公社で、管理運営委託契約(委託期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日まで)を行った。「清里の森」管理運營業務仕様書によると、当該委託期間の保険への加入は対人賠償1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上となっている。平成21年9月24日から平成22年9月24日の期間における当初の保険加入金額は対人賠償1事故につき5千万円となっており、平成22年4月1日以降分については仕様書に定められた保険金額に対して2億5千万円不足していたため、平成22年4月1日以降分について保険金額の増加変更契約を締結している。しかし、変更届出書の届出日は4月15日、保険料の領収日も同日であることから、平成22年4月1日から同4月14日の期間における保険加入金額は当初の対人賠償1事故につき5千万円のみである。変更手続の遅れによるものと思料されるが、不測の事態に備えて、仕様書に準拠し、今後は遅滞なく手続を行うことが必要であると考えられる。

平成22年4月1日から同4月14日の期間

管理運營業務仕様書	(株)清里の森管理公社	差異
対人賠償 1名につき1億円以上 1事故につき3億円以上	対人賠償 1事故につき5千万円以上	2.5億円

(11) 係争中のテナントの収益を平成23年3月期に反映させるべきである(指摘事項)

平成23年3月期の法人申告では、テナント収入の一部を係争中のため半期分のみの計上としているが、この係争は、契約そのものの紛争ではなく、使用料等の減額に関する紛争と判断されるので、使用料等の合理的な金額(2,456千円)を見積もり平成23年3月期決算に反映させる必要があったと思料される。

清里の森管理公社は、平成23年3月期においてテナント8件を賃貸している。そのうち3件の収入を合計すると下記の金額となるが、これらのうち「賃借料6か月分1,700,994円」と「共益費全額756,000円」を収入より除外していた。

(単位:円)

	期間	月額	年額
賃貸料	4月～3月	283,499	3,401,988
共益費	4月～3月	63,000	756,000
直接費 他	4月～3月	変動	306,007
計			4,463,995

清里の森管理公社は、この3業者を相手に訴訟を起こしている。判決文によると、平成20年、当時の清里の森管理センター所長が、3業者らを代表するテナント会会長に対し「テナント会会員が毎年11月から翌年4月までの冬季6か月間営業しないのであれば、その間の賃料は無料とすると共に、共益費は通年無料とする旨の条件変更を申込みした」とされることに端を発するとしている。しかし、そのような事実は認められず、清里の森管理公社の勝訴判決となり、3業者に対し過去に遡及し賃貸料を支払う旨を命じている。

清里の森管理公社が収入の一部を除外していることは、賃貸料の収益計上の時期について述べている法人税基本通達2-1-29を援用し、収益が未確定との判断に基づくものと思料される。

法人税基本通達(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)

2-1-29・・・(一部抜粋)ただし、当該契約について係争(使用料等の額の増減に関するものを除く)があるためその支払を受けるべき使用料の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が供託をしたかどうかにかかわらず、その係争が解決し当該使用料等の額が確定し、その支払を受けることとなるまでその収益計上を見合わせるものとする。

(注)使用料等の額の増減に関して係争がある場合には本文の取扱いによるものであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託した金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積るものとする。

今般の係争に関し判決は、定時株主総会及び申告前の平成23年5月19日に下っ

る。裁判所の判断に「6 カ月無料申入れの存否に関し紛争となったため、平成 21 年度の契約更新に関する賃貸契約書が交わされていないが、賃貸借自体が更新されていることについては争いはない」とあるとおり、賃貸借契約の存否そのものについて争っていたわけではなく使用料等の減額に関する紛争と判断される。したがって、この係争は通達において「使用料等の額の増減に関するもの」となり、少なくとも使用料等を収入すること自体が不確定であるとは言えないため、本文の注書きの適用となり合理的な見積額を計上することが必要となる。注書きの「合理的に見積る」を鑑みると、相手方から供託されている金額等はなく目安はないが、少なくとも判決が下されている金額は合理的な見積額に相当すると思料される。よって、当該見積額等をもってテナント料等の収益を平成 23 年 3 月期決算に反映させる必要があったと考えられる。また、企業会計上は期間損益の適正化の観点から当然に当該年度に計上すべきものと思われる。

(12) 浄化槽の適正な維持管理を怠っている別荘所有者に対し、改善指導を行うべきである(指摘事項)

浄化槽の管理者(別荘所有者)は、毎年、法令に定められた回数の浄化槽の保守点検を行わなければならないとされるが、220棟余りに保守点検の形跡がない。衛生環境上の問題からも、県は公社とともに早急な改善指導を行うべきである。

清里の森の別荘所有者は、土地所有者である山梨県と「清里の森 自然保護協定書」を結んでいる。そのうち、第11条第2項の「汚水等の処理」に以下の記載がある。

(汚水等の処理)

第11条2 乙(土地賃借人)は、浄化槽設置後、メンテナンス会社と維持管理契約を締結して、浄化槽の適切な保守管理を行わなければなりません。

県内の保健所に浄化槽保守点検業登録があり、かつ北杜市内で保守点検を業としてできる67社のうち、当別荘地で実績のある16社に対して当法人が浄化槽の保守点検の委託状況を調査した資料によると、保守点検を必要とする749件のうち委託しているのは552件であり、残りの227件に委託の履歴はなかった。浄化槽の保守点検は、登録された業者に委託することとなっているので、それらは保守点検を怠っていると推測される。浄化槽法(最終改正平成15年6月18日)に浄化槽の保守点検について以下の記載がある。

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

第10条 浄化槽管理責任者(浄化槽の所有者)は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の点検を第48条第1項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には登録を受けた者に・・・委託することができる。

また、浄化槽管理者は、適正な維持管理を確保するために、法定検査(設置後の水質検査:法第7条、毎年1回の水質検査:法第11条)を受検しなければならないこととなっており、県はその結果に基づき助言、指導又は勧告することができる。さらに、浄化槽法によると、県は保守点検が行われていないと認めるとき改善措置を命じ、改善命令に違反した場合には30万円以下の過料に処するとされている。

このような規定が存するにも関わらず、前述の状況は遺憾である。このまま浄化槽の適正な維持管理を怠ると、正常な水質を維持できなくなり、汚れた水が放流され環境衛生上の問題となるばかりか公共水域の汚染につながるることとなる。そのような事態になる前に、県は強制力をもって、公社とともに厳格に対処することが必要である。

10. 株式会社清里の森管理公社

(13) 遺失物の管理が適切に行われていない(指摘事項)

現金や時計等、遺失物の適切な保管及び管理が行われていない事実が判明した。
 ①保管場所のルールが存在せず、かつ管理台帳の記載漏れが散見される
 ②住所や氏名等の判明する遺失物について本人への連絡等が行われていなかった
 ③遺失物の中には現金 313 円も含まれていたが、警察への届出等が行われていない
 長期にわたって放置されている物品も存在しているため警察署への届出を含め、早急に遺失物の管理態勢の改善を進めるべきである。

遺失物の確認をしたところ、以下のような物品が遺失物として存在した。

場所	品名及び数量
事務所倉庫棚 ダンボールの中	(1) テニスラケット・・・4本
	(2) リュックサック・・・1個
	(3) 任天堂DS本体・・・1個
	(4) 任天堂DSゲームソフト・・・3本
	(5) サングラス及び眼鏡・・・8個
	(6) 時計・・・6個
	(7) 車の鍵等、鍵類・・・5個
	(8) カード入れ・・・1個
	(9) 野球用グローブ・・・1個
	(10) 財布・・・1個
	(11) かさ・・・5本
	(12) ぼうし・・・2個
	(13) 洋服・・・2着
	(14) 水筒・・・1個
	(15) ピアス、指輪等装飾品類・・・多数
事務所金庫 1	(16) 鍵・・・1個
事務所金庫 2	(17) 時計・・・1個

その保管状況、管理状況等から以下の問題点が挙げられる。

①遺失物は上記のとおり 3 箇所に分けて保管されていたが、その理由を担当者に確認したところ、「時計や鍵等の貴重品は金庫に保管することとなっている」との説明を受けたが、実際は表中の(6)、(7)などは事務所倉庫のダンボールに無造作に押し込まれた状態となっていた。また、遺失物専用の管理台帳が作成されてはいたが、その内容について

て確認したところ、上記(1)～(17)のうちで個別に照合が出来た物品は0であり、管理台帳の記載方法は不適切であると言わざるを得ない。現在の管理状況では、仮に遺失物の本来の所有者から問合せがあったとしても、遺失物として預かっている物品の正確な把握が全く出来ていないため、本来は返還できる物品が返還されない恐れが存在する。

②(8)のカード入れについては、その内容物から遺失物の本来の所持者の特定が可能であり、遺失物の返還は容易に行うことが可能であったにもかかわらず、特段何の処置もなされていない状況であった。

③一部の遺失物にはメモが張っており、拾得日や拾得場所等の情報が書かれているものも存在した。しかしそのメモは取得日に年度の記載がないもの、拾得場所のみが記載されたもの等、管理目的としては不完全なものであり、これによって①の管理台帳の不備が補填できるといった類のものではなかった。そのメモによると相当に古い時期に拾得された遺失物（時計カシオGショック：拾得日平成16年7月）が存在していることが判明した。さらに(10)の財布について、事実財布内には現金313円が入っていた、金額的に僅少であったとはいえ所有者不明の現金が台帳等において全く管理されずに放置されていた状況は極めて問題であると考えられる。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第4条に基づき警察署への届出等の処置を講じ、法令遵守を徹底すべきである。

「遺失物法」

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかにこれを警察署長に提出しなければならない。

テニスコートやパークゴルフ等、その事業内容からして利用者による遺失物が発生することは一定程度避けられないと思われる。遺失物発見時の法人内での情報伝達経路、保管及び管理方法、遺失者への返還及び警察署への届出等のルールを整備など、その態勢の改善を早急に進めるべきであると考えられる。

(14) 販売用及び貸与用資産の管理が不適切である（指摘事項）

食品類等の販売用資産については期中での棚卸が一切行われておらず、その発注については担当者の目検討で行っているとのことであった。また、テニスラケット等の貸与用資産については個別にナンバリング等されておらず、さらに全体としての数量を管理する台帳の作成も行われていなかった。現在の管理状況では従業員等による不正の発生を誘引する危険性が存在し、かつ実際に発生した場合においても即時の発見は困難であると考えられるため、早急に管理方法の改善が必要である。

①販売用資産の管理について

当法人の平成22年度決算における販売用商品及び販売用食品等、棚卸資産として商品に計上されている金額の内訳は以下のとおりであった。

食品類（カップラーメン他）	5,828 円
雑貨類（ソックス、洗剤等）	118,985 円
酒類（ワイン）	7,296 円
テニスボール	6,894 円
合計	139,003 円

期末においては、各商品の实地棚卸が行われているとのことであり、実際に棚卸原票及び担当者等の確認印の存在についても確認した。しかし、期中においては各商品の受払いについては一切行っておらず、期中での発注についても担当者の目検討に頼る部分が多いとのことであった。

毎期計上されている棚卸資産の金額は比較的少額ではあるが、現在の販売資産の管理状況では仮に従業員等が私的に当該商品を流用したとしてもその事実を即時に把握することは困難であり、不正の温床となりうる可能性が存在する。資産管理やコスト管理の側面からのみならず、そのような事故を未然に防止するためにも、販売用商品等の日々の受払いについては確実に実施されることが必要であると考えられる。

②貸与用資産の管理について

当法人は希望者に対して、以下の資産の貸与を行っている。

テニスラケット、テニスシューズ、テニスボール、パークゴルフクラブ、パークゴルフボール、ディスクゴルフ用ディスク等

貸与用資産の管理状況について確認したところ、所有している貸与用資産の数量を管理する台帳等は存在せず、テニスラケット等に付番等の処理も行われていなかった。現在の管理状況では、利用者又は従業員等による資産の紛失及び盗難等が行われたとしても、その事実を即時に把握することは困難であると判断される。販売用資産と同じく、

資産管理やコスト管理の側面からのみならず、そのような事故を未然に防止するためにも、貸与用の資産については個別に番号を付した上で、専用の台帳を設ける等、適切に管理を行うことが必要であると考えられる。

(15) 領収書の管理について不適切な事例が見られた (指摘事項)

陶芸教室やシルバーアクセサリ教室等を行い、受講料金、物品販売等の現金収入があるため領収書が発行されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 領収書の連番管理がされていない。
- ② 複写式でないため控えが残っていない。

当法人は県が整備した保健休養施設「清里の森」を管理経営している。主たる収入は別荘管理による共益費収入、別荘管理収入、施設の利用率収入等である。これらのうち別荘管理収入、施設利用率収入等の一部は現金取引として清里の森管理センターで入金管理している。また、陶芸教室やシルバーアクセサリ教室において受講料収入や物品販売が行われている。センターでの収入はレジを利用しているため入金はレジレシートとして記録されている。しかし、陶芸教室やシルバーアクセサリ教室における受講料や物品販売についてはレジがないため、手書きの領収書を使用している。当該領収書は市販の領収書を使用しているが、領収書の管理等において下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 領収書の各葉には連番が付されておらず、連番管理が行われていない。市販の領収書を使用する場合には使用の開始前に連番を全て付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行うべきである。
- ② 複写式の領収書では、発行された領収書については控えが残されるが、現在使用している領収書は複写式でないため控えが残っていない。検証可能性を担保するため控えが残る複写式の領収書を使用すべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

10. 株式会社清里の森管理公社

(16) 清里の森音楽堂における音楽祭実行委員会の納税義務が履行されていない可能性がある(意見)

当法人がその事務の代行を行い、かつ資金の拠出も行っている清里の森音楽堂実行委員会については、法人税の納税義務の履行がなされていない可能性がある。課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

清里の森音楽堂において平成21年より毎年8月に開催されている涼風祭の企画・運営は清里の森音楽堂実行委員会によって行われている。当法人では、委員会の事務の代行を行い、かつ当該委員会に対して200,000円の拠出金を支出しており、法人格は異とするものの、その組織体としての結びつきは強いと判断される。

平成22年度に開催された涼風祭の収支状況概略は以下のとおりであった。

収入	チケット売上	1,703,500
	拠出金、補助金	400,000
	広告料収入	149,580
	その他収入	19,841
	繰越金	342,004
	収入合計	2,614,925
支出	印刷費	235,700
	広告宣伝費	175,790
	出演料、宿泊・交通費	1,351,340
	その他支出	584,791
	支出合計	2,347,621
収支差額		267,304

清里の森音楽堂実行委員会は平成21年8月に甲府税務署に対して法人設立届出書(人格なき社団に該当)及び給与支払事務所の開設届出書を提出しており、出演料に対する源泉税の徴収及び納付はなされているが、法人税の申告の実績はない。チケット売上については法人税法における収益事業の興行業と判断されるため、委員会には法人税の申告義務が存在する可能性が高いと思われる。また、法人設立に関する届出についても、税務署に届出を行っているのみで、山梨県及び北杜市への届出は行われていない。

納税義務は当然に遵守されるべきものであり、源泉税のみならず法人税についても課税当局等と協議の上、適切に処理されることが早急に望まれる。

1 1. 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

(1) 法人の今後について県も含めて積極的な協議が望まれる (意見)

平成 23 年度第 1 回の評議員会及び理事会で法人解散の審議が行われている。当該評議員会の出席率は代理出席も含め 47% (17 名中 8 名)、理事会の出席率は代理出席も含め 71% (14 名中 10 名) であり、法人の今後を決める重要な会議にもかかわらず役員の当事者意識の欠如が見られる。また、法人内部では解散のコンセンサスはとられているが、今後の運営方針や残余財産の処分等を含めて今後も県の積極的な指導が望まれる。

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターでは公益法人制度改革にあたり県の主導のもと法人内部に経営改革検討会議を設置し、公益認定、一般認可、解散の各方向性を検討し、平成 23 年 3 月 22 日に報告書を作成している。当該報告書の中では公益財団法人への移行、一般財団法人への移行、その他(解散)の可能性について検討が行われており、公益財団法人及び一般財団法人への移行は法人持続性の観点から極めて困難であると記述し、解散が現実的な判断となる旨結論付けている。また、法人解散に当たって、公益財産を地域の自治体又は県に譲渡した上で、施設を地域活性化に資する地域共有の財産として活用することの必要性を提言している。

当法人は平成 20 年度末に高度化資金の償還が終了することを契機として、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 ヶ年の経営計画を策定している。財務上の改善策としては自主事業収入の年 3% の増加、人件費の 20% の縮減等により、県補助金を 30,499 千円、町補助金を 22,902 千円、合計 53,351 千円に減少させることを目標としている。平成 22 年度の実績によると県補助金は 20,399 千円、町補助金は 24,776 千円、合計 45,175 千円であり、目標以上の縮減を達成している。但し、平成 23 年度の予算では県補助金 20,072 千円、町補助金 25,061 千円、合計 45,133 千円の補助金が法人運営に当たっては必要とされている。今後も県や町の補助がなければ運営することが困難な状況のもとでは、法人の解散を選択することは現実的な判断と思われる。

法人の解散を前提とすると経営改革検討会議の報告書に記載の通り、今後は当法人が所有する公益財産(主として富士川ふるさと工芸館の建物等の固定資産及び基本財産)の譲渡先の選定が必要となってくる。公益法人の移行申請の期限は平成 25 年 11 月 30 日であり、当該期日までに申請が行われないと解散したものとみなされることとなる。当法人が所有する富士川ふるさと工芸館は県土整備部都市計画課が指定管理者によって管理している都市公園「富士川クラフトパーク」内に存する。したがって、上記報告書でも触れられているが、都市公園施設の一部として指定管理者制度等により富士川クラフトパークと一体として管理運営することも必要と考えられる。当法人の所管は観光部観光企画・ブランド推進課であることから、県庁内の所管課相互の調整が必要になる

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

1 1. 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

ものの、県が所有する同一都市公園内に存することから権利調整も比較的容易なことと思われる。申請期日は間近に迫ってきていることから、最大の出捐団体である県が今後も主体的に主導することが必要である。

(2) 利用者の貸室使用の際に用いられる申請書等が規定の様式と異なっている(指摘事項)

利用者が貸室を使用する際に用いられる申請書等が、「施設使用規程」に定められた様式と異なっており、さらにその運用の実態についても同様であった。このような事態はコンプライアンスの低下を招くリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に規定の更新を行うべきである。

当法人の貸室の使用については、「施設使用規程」に基づいて事務手続きがなされる。「施設使用規程」においては、利用者が使用申請書(第1号様式)を提出し、これが認められた場合に別用紙である使用承認書(第2号様式)の交付を受けることとされている。しかし、実際の使用申請及び使用承認においては、同一の用紙に使用申請書と使用承認書が併記される様式となっており、「施設使用規程」に基づかない運用となっている。

実際の様式が事務的に簡便で管理し易いものであろうが、本来、様式を変更する場合には、「施設使用規程」における使用申請及び使用承認の様式を変更すべきである。

「施設使用規程」を無視した事務手続きはコンプライアンスの低下を招くことに繋がるリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に更新すべきである。

(3) 固定資産の管理業務について（指摘事項）

固定資産について、現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないものがある。また、資産計上科目の間違いや耐用年数の適用間違い、償却計算の間違い等が見られる。法人の今後の移行に当たり、所有資産を明確に把握した上で、資産価値を適正に把握し、減価償却資産台帳を整理し、固定資産の適正な残高管理を行っていくことが必要である。

固定資産の管理業務について、以下のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないもの
応接セット、ガラスショーケース、灯油式陶芸釜 2 台
- ② 税務上平成 10 年度に建物の耐用年数の改定が行われているが、改定前の耐用年数のままで減価償却計算が行われている。また、平成 19 年度より固定資産については残存価格 1 円として償却計算が行われ、既に耐用年数を満了した資産については 5 年平均償却が行われるべきであるが、このような処理が行われていない。中古の軽トラックや器具備品に償却率の適用が間違っているものが見られる。平成 22 年度末まで概略の償却計算を行うと次のような差異が認められ、資産が 43,388 千円過大計上されていることとなる。

(単位：千円)

種類	帳簿価額	改訂帳簿価額	差異
建物	305,699	266,985	38,714
建物附属設備	9,805	5,883	3,922
器具備品	518	379	139
機械装置	896	355	541
車両運搬具	98	26	72
合計	317,016	273,628	43,388

※現状の耐用年数を基に償却計算した。

その他、器具備品に耐用年数の適用間違いや 1 台 10 万円未満であるため固定資産計上すべきでないもの等が見られる。

- ③ 機械装置である電気炉（G-BOX）が器具備品に計上されている。
- ④ 全ての固定資産に管理ナンバーが貼付されていない。
- ⑤ 下記の固定資産について無償にて譲渡されているが、減価償却資産台帳上で除却処理されているのみであり、譲渡に当たっての契約書や稟議書等が作成されていない。ピーター、スタンパー、湿紙サクシオン装置、熱風循環式定温恒温器、なぎなたピーター

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

1 1. 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

(4) 市場価値が高いと思われる美術品については個別管理を行うべきである(指摘事項)

当法人が所持するガラス製の作品には、過去に高額で売却された実績もあるような海外有名工芸家の制作による試作品も存在する。しかし、当該試作品については作品一覧表等の管理は行われておらず、その所持点数も定かではない。現在の管理体制では作品の紛失リスクは高いと考えられるため、これらの海外有名工芸家の作品については写真を撮ったうえで作品ごと個別に管理を行うべきである。

当法人には、海外有名工芸家の試作品が多数存在している。これらの試作品は、当法人のオープン時に海外ガラス工芸家 5 名を招いてのワークショップ開催時に作られたものである。このワークショップで作った試作品の一部は、これらの工芸家が置きみやげとして、当法人に寄贈された。また、担当者の説明によれば、これらの工芸家の販売目的で制作された完成度の高い作品は、過去において都内のデパートで 100 万円以上の価格で販売されたものもあったとのことである。

これらについては、現在、作品一覧表が作成されておらず、何点存在するかも定かではなく、紛失するリスクが高い状況が続いている。これらの海外有名工芸家の作品については、ワークショップで作られた試作品とはいえ、それぞれが個別性のあるものであり、写真を撮って作者名、形状、大きさ、及び制作時期などを記載した作品一覧表を作成し、定期的に実物確認できるような管理を行うべきである。

また、費用にもよるが、どの程度で評価すべきか鑑定し資産計上することが望ましい。



11. 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

(5) 物品要求書及び支出負担行為何票の検収確認に不適切な処理が見受けられる(指摘事項)

平成 22 年度末の未払金に計上のある 2 件の物品等に関し検収の確認がなかった。未払金計上の妥当性を立証する上でも適切に処理することが必要である。

平成 22 年度期末の未払金に計上のある下記の 2 件につき、検収の確認がなかった。

(単位：円)

	物品名	科目	金額
1	館内電灯盤既設主幹保護ブレーカー取換え漏電ブレーカー設置電気工事 (13 カ所)	修繕費	805,350
2	タイムカード 他	消耗品費	61,511

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターにおいて作成している書類に「支出負担行為何票」「物品要求書」がある。それらによると、各々の物品の購入等に対し、検収の日付の記入と確認印が押されている。平成 22 年度の購入物品及び修繕工事と「要求書」・支出関係書類を突合したところ、確認する限りにおいて上記 2 件を除いて漏れなく記入されていた。上記 2 件については単なる記入漏れとも考えられるが、2 件の請求書は通常より遅れており、期末の 3 月中に引き渡されている物品等なのか疑念を生じる。業務の不執行は、補助金の減額に影響するので、期末の処理は特に注意する必要がある。内部管理上不適切な処理と思料されるので、自ら取引の実態を証明するためにも書類を適切に整備することが必要である。

(6) 証券会社への預け金が簿外となっていた(指摘事項)

平成 22 年度決算において、証券会社への預け金 426,231 円について貸借対照表に未計上となっており、財産目録への記載も漏れていた。予定されている法人の解散等の移行時における正確な財産額計算のためにも資産管理は厳格に行うべきである。

平成 23 年 3 月 31 日時点を作成基準日とする、当法人の証券会社残高証明書を確認したところ、証券会社に対する預け金の残高が 426,231 円となっていた。しかし、同日を決算日とする平成 22 年度の財務諸表においては、当該預け金については貸借対照表に計上されておらず、また財産目録への記載もなされていなかった。今後当法人は解散する可能性を含めて、組織の移行が予定されているが、移行時において法人が所有する財産額の正確な算定のためにも、資産の管理はより厳格に行うべきであると考えられる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

1 1. 財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

(7) 平成 21 年度決算における決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した（指摘事項）

平成 21 年度決算において決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると思料される。

当法人の退職給付引当金（以後、「引当金」という。）は、山梨県職員の算定基準により計算された期末における自己都合要支給額を計算し、期首の要支給額に対する差額分を正味財産増減計算書において退職給付費用として計上し、同時にそれと同額の資金を退職給付特定資産（以後、「特定資産」という。）として積み立てる（収支計算書上の退職手当引当支出）こととされている。その処理を適正に行うと結果として引当金と特定資産は貸借対照表において同額となることとなる。実際に、法人が自身において算定した平成 22 年度末における引当金等の残高は 10,414,379 円と、決算書残高と一致していた。しかし、期首における決算書の引当金及び特定資産の残高は 7,447,020 円であるため、平成 22 年度の退職給付費用及び退職手当引当金支出は当然に期末残高 10,414,379 円と期首残高 7,447,020 円の差額である 2,967,359 円の計上となるはずであるが、実際の決算書における計上額はどちらも当初予算と同額の 667,000 円となっていた。その原因を確認するために関係科目の元帳を確認したところ、引当金については当該差額 2,300,359 円が未払金からの振替という一般的には行われたいない会計処理により計上されていた。一方、特定資産の元帳を確認すると、当該差額分に該当する処理が行われていないにもかかわらず、期末残高は引当金の期末残高と一致していた。つまり、特定資産については決算書の期首残高と元帳の期首残高が一致していないという異常な状態であることが判明した。平成 22 年度の状況を図示すると以下のとおりである。

H22 引当金 (元帳)		H22 引当金 (決算書)		H22 特定資産 (決算書)		H22 特定資産 (元帳)
期首残高 7,447,020 円	○ ⇔	期首残高 7,447,020 円	○ ⇔	期首残高 7,447,020 円	× ⇔	期首残高 9,747,379 円
増加(退職給付費用)667,000 円	○ ⇔	増加(退職給付費用)667,000 円	○ ⇔	増加(普通預金より振替)667,000 円	○ ⇔	増加(普通預金より振替)667,000 円
増加(未払金より振替)2,300,359 円	○ ⇔	増加(未払金より振替)2,300,359 円	○ ⇔	増加(処理不明)2,300,359 円	× ⇔	処理無し
期末残高 10,414,379 円	○ ⇔	期末残高 10,414,379 円	○ ⇔	期末残高 10,414,379 円	○ ⇔	期末残高 10,414,379 円

特定資産期首残高が元帳と決算書で異なってしまうこと及び引当金に振替が

行われた未払金計上時の処理方法の確認を行うために平成21年度の関係科目の元帳及び決算書等を確認したところ、以下のような会計処理が帳簿上及び帳簿外で行われていたことが判明した。

まず平成21年度期首の引当金の金額は7,026,390円であり、法人が自身において積算した平成20年度期末における退職金自己都合要支給額と一致している。しかし平成21年度末における退職金自己都合要支給額は9,747,379円と積算されていたが、決算額は7,447,020円と2,300,359円引当不足となっていた。一方で、期末における引当金計上のための退職給付費用及び特定資産への資金積立額、並びに退職手当預金引当支出の金額はいずれも期首残高と期末残高の差額である420,630円となるはずであるが、退職給付費用等の金額は決算書及び元帳ともに2,720,989円と2,300,359円過大となっていた。これは、退職給付費用計上時において前述の引当金の不足額2,300,359円について、引当金ではなく未払金を相手勘定としていたことに起因するものであった。これが前述の平成22年度決算において引当金に振替が行われた未払金の発生原因である。また、この処理を行うと引当金の計上額と特定資産への積立額が異なるため、本来は同額であるべき両科目の金額に差異が生じるはずである。しかし、平成21年度の決算書において、引当金と特定資産は退職金期末要支給額である7,447,020円と同額となっていた。これは決算書作成時に特定資産の金額2,300,359円については普通預金に含めて表示が行われたためである。これが平成22年度において特定資産期首残高が決算書と元帳で異なっていた原因である。

当該一連の会計処理については、当時の担当者の知識不足によるところである旨の説明を受けたが、特に元帳と決算書の金額が異なっていたという点については、悪意の有無に係わらず、外部に対して決算時に何らかの不正が行われたのではないかとの誤った印象を与えてしまう可能性がある。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると思料される。

1 2. 財団法人小佐野記念財団

1 2. 財団法人小佐野記念財団

(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた (指摘事項)

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① **理事会・評議員会が会議の途中で合同開催されている。**
- ② **両機関の議長が専務理事であり、寄付行為の規定と異なる**
- ③ **通常理事会の開催は年2回であるが、内1回は書面での開催である。正式な理事会の開催が望まれる。**
- ④ **各種事業の結果が理事会・評議員会で報告されるのみであり、事後承諾し追認されている状態である。**
- ⑤ **助成事業やコンクールの審査に当たり、運営委員会等の審査組織が存在しない。審査組織を設け外部の有識者等をメンバーに入れ、審査の客観性をより担保することが必要である。**

当法人の法人運営について次のような問題点が見られる。

- ① 当法人の理事会及び評議員会は同じ日時に同時開催され、各機関の専決事項(理事会:評議員の選任、評議員会:理事の選任等)はそれぞれ別々に協議を行い、専決事項の協議が終了後同じ議案については合同して開催し協議している。公益法人の機関において理事会は業務運営の決議機関であり、評議員会は諮問・審議・助言機関である。両者はその機能を異とする。したがって、各々の会議では議論する内容は自ずと異なり、合同開催された理事会・評議員会はこれらの機能を果たしていない。ガバナンスが有効に機能していないものといえる。
- ② 当法人の平成23年度の理事会及び評議員会は専決事項の協議が終了後合同で開催されている。当該合同の会議では専務理事が議長を務めているが、寄付行為上では理事会の議長は理事長が務め(寄付行為第22条)、評議員会の議長は会長が努める(寄付行為第28条第3項)こととなっている。理事長が高齢とのことであるが、現状では寄付行為違反であり、寄付行為の規定を実態にあわせて改正することが必要である。
- ③ 当法人の通常理事会は年2回開催する(寄付行為第20条第2項)こととなっている。平成22年度は年2回の開催ではあるが、内1回は評議員の改選に伴う書面での理事会開催である。適切な法人運営のためにも正式な開催を行うべきである。
- ④ 合同開催された理事会及び評議員会の第2号議案(事業報告及び決算について)で年度内に行われた各種事業の結果が報告される。これらは事後的な報告であり理事会・評議員会で事前に協議されたものではない。各年度の当初において理事会で事業計画及び予算の承認を得た上で事務局は「事務処理規程」に基づき事業を実施しているとはいえ、その具体的な内容については事後的に追認されている状態である。下記の⑤に記載の通り運営委員会等が設けられていない現状では、理事会は業務運営の決

議機関であることから、事業実施に当たりより積極的に関与することが必要であると思われる。

- ⑤ 当法人は文化やスポーツの国際交流活動を行う団体への助成事業、小中学生による作文コンクール、高校生による企画コンクール等を行っているが、これら事業の選定にあたり、下記の審査担当者及び事務局が中心となって選定作業を行い事業の実施結果を事後的に理事会に報告している。助成対象となる事業の選定やコンクールの入賞者の決定に当たっては県職員のみならず事業に関連する多方面の外部の有識者等をメンバーに入れた運営委員会等を設け、審査の客観性をより担保することが必要である。

事業名	審査担当者
助成事業	山梨県国際交流課職員
小中学生作文コンクール	山梨県教育委員会国語科担当指導主事
高校生企画コンクール	ロサンゼルス山梨県人会 山梨県教育委員会指導主事及び課長 山梨県国際交流課長

12. 財団法人小佐野記念財団

(2) 助成金制度の周知活動を更に行う必要がある (意見)

当法人では基本財産の運用益を原資として、国際交流活動を行う事業者に対して助成金の交付を行っているが、過去3年間で総事業費に対する助成金の支給割合は23.0%に過ぎず、支給件数も19件に留まっている。今後はこの助成金制度について、更に県民に広く知らしめる活動を行う必要があるのではないかと考えられ、併せて法人における助成事業の位置づけについても検討する必要があると思料される。また、電話等での問合せの段階においてヒアリングシート等は特設作成されていない。今後はそのような問い合わせについては記録を残し、資料として整備しておくことが必要であると思われる。

小佐野記念財団助成金交付要綱によると、当法人の助成金の対象となる事業及びその事業者は以下のとおり定められている。

「小佐野記念財団助成金交付要綱」

第2条 助成の対象となる事業は、助成対象事業者が主体となって実施または参加する国際交流にかかる事業であり、山梨県の国際化の発展に資すると認められるものとする。ただし、助成対象事業者が継続的に実施する同一事業については助成を受けた翌年度は対象外とする。

第3条 助成対象事業者(略)は、山梨県内において非営利の国際交流活動(政治的もしくは宗教的な内容を除く。)を行う個人または団体とする。

定められている対象事業及びその事業者は「国際活動」という要件はあるものの、比較的世間一般を広く対象としたものであると判断される。平成20年度から平成22年度における総事業費に占める助成金支給の金額及び件数は以下のとおりである。

年度	総事業費(A)	助成金支給総額(件数)(B)	(B)÷(A)
20	2,373,312円	700,000円(7件)	29.5%
21	2,382,465円	630,000円(7件)	26.4%
22	3,198,026円	500,000円(5件)	15.6%
合計	7,953,803円	1,830,000円(19件)	23.0%

3年間における助成金支給合計額の総事業費合計額に対する割合は23.0%に過ぎず、その支給の件数についても少ないように感じられる。支給件数について確認を行ったところ、当該期間においては申請書の受理を受けたものについては全て助成金交付の決定をしているとのことであった。つまり上記表中の19件は実際に助成金の支給を行った件数でもあり、かつ助成金の申請があった全事業者の件数でもある。また、申請書を受理する以前の段階、電話等での問合せでの受付窓口となっているのは山梨県国際交流課

であるが、その電話での問合せに対するヒアリングシート等は特段作成されてはいなかった。助成金の問合せについては、仮に、その事業が誰の目から見ても助成金交付要綱の対象事業に該当しないと判断される場合であったとしても、少なくともそのような問合せがあったことは記録として残し、資料として整備されることが望ましいと思われる。

現在、同助成金制度の案内は国際交流センターのメーリングリストと法人のホームページ等によって行っているとのことであるが、「国際交流活動」に係る事業を行おうとする者が全て国際交流センターに関与しているとは限らず、この助成金制度についても県民に広く知らせる活動を行っていくことが必要ではないかと思われる。また、上記表のとおり総事業費に占める助成金支給総額の割合は年々低下しているが、法人におけるこの助成事業の位置づけについても併せて検討すべきであると思料される。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

12. 財団法人小佐野記念財団

(3) 小中学生を対象とした作文コンクールの参加総数等が少ないと感じられる(意見)

当法人が毎年県内の小学生及び中学生を対象として主催している作文コンクールについては、参加学校数及び応募総数を増やすために何らかの施策を検討することが必要ではないかと考えられる。

当法人では毎年県内の小学生及び中学生を対象とし、「国際交流・国際理解」をテーマとした作文コンクールを主催している。

「小中学生による作文コンクール募集要項」(抜粋)

テーマ 国際交流や国際協力などについて、自分の体験や考えなど自由に書いてください。

対象 県内の小学生及び中学生の未発表作品

表彰 小学生・中学生の部とも最優秀各1名(副賞は海外研修)
優秀各2名、佳作若干名

※応募者全員に記念品を贈呈します。

主に各学校においては、夏季休暇中の自主課題として扱われているとのことであるが、当該コンクールの過去5年間の応募状況等について確認をしたところ以下のとおりであった。

年度	小学生の部		中学生の部	
	参加学校数	応募総数 (内、受賞者数)	参加学校数	応募総数 (内、受賞者数)
H18	12校	15点(7点)	24校	163点(14点)
H19	11校	21点(6点)	24校	166点(15点)
H20	16校	28点(7点)	26校	227点(13点)
H21	10校	13点(6点)	18校	83点(11点)
H22	17校	24点(6点)	12校	97点(8点)

山梨県内の平成23年5月1日時点での学校数及び児童・生徒数は小学校200校(生徒数47,589人)、中学校98校(生徒数25,890人)となっているが、それを踏まえると上記表中の参加学校数及び応募総数は少ないと感じられる点は否めない。その原因が、学校への周知不足によるものであるのか、又はコンクール自体の企画力によるものかなどについては議論の余地があると思われるが、いずれにせよ今後もコンクールを継続するのであれば、参加学校数及び応募総数を増加させるために何らかの施策を検討することが必要ではないかと考えられる。

(4) 運用利息に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきである。また周年事業積立金についてはその積立目的等を明確にすべきである。(意見)

当法人の基本財産運用利息に占める事業費の割合は低いと判断されるため、今後は事業の活性化をより図るべきであると思料される。また、特定資産の部に計上されている周年事業引当資産 21,000 千円については、その実施予定の事業について計上金額の妥当性や事業実施の具体性が乏しいと思われる。計上の目的等について取扱要領の作成を行うことが望ましいと考えられる。

当法人は基本財産の運用益（運用利息）を原資として国際交流等に係る事業を行っているが、過去3年間の運用益に対する総事業費の割合等は以下のとおりとなっている。

年度	基本財産運用利息(A)	総事業費(B)	事業費割合 (B) ÷ (A)	総費用(管理 費含)(C)	総費用割合 (C) ÷ (A)
20	4,625,956 円	2,373,312 円	51.3%	2,615,746 円	56.5%
21	3,418,926 円	2,382,465 円	69.9%	2,565,235 円	75.0%
22	3,583,740 円	3,198,026 円	89.2%	3,378,305 円	94.3%
合計	11,628,622 円	7,953,803 円	68.4%	8,559,286 円	73.6%

上記表のとおり、基本財産の運用利息に対する事業費の割合は22年度に改善は見られるものの、総じて低いと判断されるため事業の活性化をより図るべきであると思料される。また、当法人は県がその事務局を運営していることから、その管理費の金額は3年間で605,483円と僅少であり、結果として運用利息の内で事業に活用されなかった大部分については一般正味財産として内部留保されることとなる。法人は平成22年度において、過去の内部留保の内、21,000千円を周年事業引当資産として特定資産の部に計上している。この引当資産は5年ごとに実施予定の周年事業に使用するために保有している資産であるとの説明を担当者より受けたが、その実施する事業及びそれに対する必要額についてはいずれも具体性に乏しいように感じられた。公益法人会計に関する実務指針その2（平成18年4月13日日本公認会計士協会）のQ10によると特定目的のための預金については以下の6項目の取扱要領を作成することが望ましいとされている。

- ①目的 ②積立ての方法 ③目的取崩の要件 ④目的外取崩の要件 ⑤運用方法
⑥その他

法人の年間事業費の金額から勘案すると、当該引当資産の21,000千円という金額の重要性は非常に高いと思われる。そのため資産保有の目的や実施する事業の計画等については明確かつ具体的に必要があると判断されるため、上記の要件を充足した取扱要綱の作成を行うことが望ましいと考えられる。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(1) 領収書の管理について不適切な事例が見受けられた（指摘事項）

現金収入については領収書が発行されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 領収書の連番管理がされていない。
- ② 書き損じ領収書の廃棄処理が行われている。
- ③ 領収書の発行要件を満たした未発行の領収書が領収書綴りに残置されている。
- ④ 使用済み領収書綴りの中の未使用の領収書について社判（角印）が押印され、使用可能な状態となっている。

社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターでは、員外の農業用廃プラスチックの持ち込み、回収袋の販売時等において現金収入が発生している。その際先方の要求に基づき領収書を発行している。当該領収書は市販の2枚複写の領収書を使用しているが、領収書の管理等において下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 領収書の各葉には連番が付されておらず、連番管理が行われていない。市販の領収書を使用する場合には使用の開始前に連番を付し、領収書が抜き取られていないか容易に確認できるように連番管理を行うべきである。
- ② 領収書の書き損じの際には2枚複写の領収書が単に領収書綴りから切り取られて廃棄処理が行われている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。
- ③ 宛名・金額・日付・摘要が記載され領収書の発行要件を満たした未発行の領収書がそのまま領収書の控えにホッチキス止めされ、領収書綴りに残置されている。今後発行する予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。
- ④ 発行前の領収書について事前に社判（角印）を押印しており、使用済み領収書綴りの中の未使用の領収書についても社判が押印されたままで、使用可能な状態となっている。今後使用する予定がないのであるならば、社判が押印された未使用の領収書を残置することなく、使用不可能な処理を行うことが必要である。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(2) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた (指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。

- ① 勘定科目の記載が不適切又は改善すべきと思われる事例が見られた。
- ② 貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載洩れ及び記載間違いが見られた。
- ③ 財産目録の内訳が不明瞭である。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 16 年度基準」によって作成されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 貸借対照表に未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目の記載があるが、金額は 0 となっており、未払金に含めて表示している。法人税の未払金及び消費税の未払金は未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目を使用して、他の科目と独立して表示すべきである。また、残高が 0 の勘定科目は財務諸表から削除すべきである。
- ② 貸借対照表に次のような記載間違いがある。

科目	当年度	前年度	増減
Ⅲ 正味財産の部			
2. 一般正味財産			
（うち特定資産への充当額）	(誤) 14,518,875	(誤) 12,485,369	
	(正) 12,932,295	(正) 11,192,009	

「財務諸表に対する注記」の 3. 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表内で退職給付引当資産の財源の記載が次のように 2 重の記載となっている。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	1,586,580		(誤) 1,586,580	1,586,580
			(正) 0	
減価償却引当資産	12,932,295		12,932,295	
小計	14,518,875		(誤) 14,518,875	1,586,580
			(正) 12,932,295	

また、出資金を所有しているが「財務諸表に対する注記」の「重要な会計方針」に「有価証券の評価基準及び評価方法」の記載がない。

- ③ 財産目録は事業年度末におけるすべての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載することが必要であるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(3) 予算作成時における支出計画を適正化することにより会費負担の公平化を図るべきである (意見)

補助金交付要綱によると法人の当期収支差額が黒字化すると山梨県は会費(補助金)の負担を行わないこととなっているが、予算算定時において適正な支出の見積もりを行なうことにより県の会費負担が生じることとなる。現状では県が負担すべき会費を、会員である各市町村が負担をしている状況にある。また、予算作成時の精度により会費負担の不公平が生じないように、補助金交付要綱の改正も検討すべきと思われる。

当法人の収入構造は、会員(県、加入14市町村、加入JA)からの会費収入、加入市町村からの廃プラ処理に伴う負担金、回収袋の販売収入、処理品・有価物の販売収入、その他の業務雑収入からなっている。そのうち会員からの会費収入により事業管理費を賄い、加入市町村からの負担金により事業費を賄っている。したがって、各年度予算の算定時に想定される事業費及び事業管理費を見積り、これを回収できるように会費及び市町村負担金を計上し、会員等にその負担を求めている。その計算式は次の通りである。

会費(県、市町村、JA) = 事業管理費 - (回収袋販売収入 + 事業外収入等)

負担金(市町村) = 事業費 - (処理品等販売収入 + 業務雑収入)

山梨県農業用廃プラスチック処理対策事業費補助金交付要綱によると、このうち会費(補助金)は年度予算に基づき県が1/2、市町村及びJAが各1/4の割合で負担している。しかし、実際の収支差額が黒字になったときには、当該補助金交付要綱に基づき県のみ会費の負担が行なわれていない。

上記の計算式によると予算計上時の事業費及び事業管理費の計上額が多くなると、県、市町村、JAの予算計上時の会費及び負担金の負担は多くなる。しかし、実際の事業を行った経費が経営努力等により予算計上したものと比較して少額となった場合には、結果として黒字の収支差額となり、県は会費を補助金交付要綱上では支出できないことになっている。

直近3年間の予算と実績の推移は下記の通りである。各年度ともに特に事業費の予算計上額が多額であるため市町村負担金が多くなったこと等により、結果として収支差額は黒字化され、県は会費を支払っていない。年度の予算計上時における事業量の把握や見積もりの精度をより一層上げることにより、県を含めた各会員の負担を公平化することが必要である。

また、現状では予算作成時の支出計画の精度により、各会員の会費負担に不公平が生じる可能性がある。したがって、予算と実績に格差が生じた場合にも、会員間の負担が公平となるように補助金交付要綱の改正を検討することも必要と思われる。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

年度	費目	予算	実績	差額	予算時に県が負担すべき会費
平成 22 年度	事業費	27,225,000	22,787,991	<u>4,437,009</u>	2,418,000
	事業管理費	12,160,000	12,212,898	△52,898	
	計	39,385,000	35,000,889	4,384,111	
平成 21 年度	事業費	29,456,000	23,381,209	<u>6,074,791</u>	3,572,000
	事業管理費	16,518,000	15,233,301	1,284,699	
	計	45,974,000	38,614,510	7,359,490	
平成 20 年度	事業費	44,997,000	30,581,921	<u>14,415,079</u>	8,444,000
	事業管理費	13,672,000	14,987,868	△1,315,868	
	計	58,669,000	45,569,789	13,099,211	

※事業管理費には退職給付引当資産支出が含まれる。

(4) 処理品等の売却にあたり契約書の締結はされているが、販売単価の決定手続が行われていない(指摘事項)

農業用廃プラスチックの売却にあたり契約書の締結は行われているが、販売単価の決定に当たり見積書の取得や覚書の締結等が行われていない。

当法人では、持ち込まれた農業用廃プラスチックのうち売却価値のあるものについては、外部のリサイクル業者2社に販売している。その際当該業者との間では売買契約を締結している。売買契約書の中では第2条(買取り条件)の第3項内で売却価格は別紙見積書の通りと規定している。しかしながら、2社ともに当初取得した見積書が現在の現実に取引されている売却価格と異なっており、価格改定後の見積書の取得を怠っている。

売買契約書に記載している通り売却価格の改定が行われる都度見積書を事前に入手し、取引価格の妥当性を検討のうえ、販売を行うことが必要である。

(5) 単独随意契約とすることが不適當であると思われる委託契約が存する(指摘事項)

当法人のトイレ改修工事を基金出資団体である全国農業協同組合連合会山梨県本部に委託しており、その契約形態は単独随意契約であった。しかし、その工事の内容からして特定の者との契約が求められるものではなく、価格の妥当性についての検証可能性及び公平性、透明性の確保のためにも競争入札等の方法を選定すべきである。

平成23年3月において、当法人のトイレ改修工事を全国農業協同組合連合会山梨県本部(以下、全農山梨という。)に1,575,000円の価格で委託した。この改修工事については、1者見積による随意契約であった。

これは、当法人の基金出資団体であり、かつ、会費分担金のうち1/4を全農山梨のグループが負担していることもあり、このような契約形態となったということである。

トイレ改修工事は、独自の技術や作業等を必要とする業務で特定の者と契約しなければその目的を達することができない性格のものでない。また、当法人の会費分担金のうち3/4は県及び市町村に頼ったものとなっており、価格の妥当性を検証し、公平で透明性をもった委託契約が必要な団体である。

このことから、競争入札あるいは少なくとも何社からか見積書を受領し、価格を比較した後に契約相手方を選定する方法にすべきである。

なお、金額基準などにより、その事務手続きが明確になることが本来望ましい。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(6) 契約電力量変更の遅れにより 36 万円の経費削減の機会が損なわれた (指摘事項)

リサイクル製品製造部門の廃止に伴って製品製造設備の稼働はほとんどなくなったため、消費電力量は確かに減少した。しかし契約電力量の変更は半年間遅延してしまっていた。同時期に契約電力量の変更を行えば約 36 万円の経費削減が可能であった。

当法人は、県下の農業用廃プラスチックを回収して処理している。平成 22 年 12 月において、回収した農業資材をリサイクル原料として販売又は有償引取に切り替えることにより、不採算となっていたリサイクル製品製造部門を廃止した。

これにより、リサイクル製品製造設備の稼働がほとんどなくなり、消費電力量もこれに伴い減少した。しかし、契約電力量は休止後の平成 23 年 6 月まで休止前と同じ 92kw で契約されていたため、消費電力量は少なくとも契約電力量の変更がなかったため大きな削減に繋がらなかった。そして、平成 23 年 7 月に契約電力を 20kw に変更してからは月額 12 万円程度の電気料から半額である 6 万円程度の電気料となった。結果として、契約電力の変更が半年間遅滞したことで、約 36 万円 (6 万円×6 ヶ月) の経費削減が損なわれた。

年	月	電気料	契約電力	備考
22年	4月	140,324円	92kw	
22年	5月	138,443円	92kw	
22年	6月	147,143円	92kw	
22年	7月	140,438円	92kw	
22年	8月	160,553円	92kw	
22年	9月	148,365円	92kw	
22年	10月	143,204円	92kw	
22年	11月	151,558円	92kw	
22年	12月	147,209円	92kw	製造中止
22年	1月	134,870円	92kw	
22年	2月	128,530円	92kw	
22年	3月	125,827円	92kw	
23年	4月	126,926円	92kw	
23年	5月	103,162円	92kw	
23年	6月	128,163円	92kw	
23年	7月	58,274円	20kw	契約電力変更
23年	8月	62,109円	20kw	

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(7) 消費税修正申告時の誤処理により更なる納税漏れが発生していた（指摘事項）

各市町村からの負担金収入の課税売上計上漏れに起因する、平成16年度から平成18年度の3期分の消費税修正申告税額に相当する金額について、各市町村に後日請求していたが、当該処理は誤っており、更なる課税漏れを発生させてしまっていた。当該年度分について、再度消費税の修正申告を行うべきである。

当法人では消費税の課税対象外として不課税処理していた市町村からの負担金収入について、平成19年11月に甲府税務署より当該収入は課税売上に該当し、過年度において消費税の申告漏れがあるとの指摘を受けた（その他簡易課税の計算誤りによる申告漏れもあり）。センターではその指摘に基づいて、平成16年度から平成18年度の3期分の消費税修正申告書を平成19年11月6日に甲府税務署へ提出し、2,070,000円（内、上記負担金収入に係る税額1,897,600円）の消費税を納付しているが、その修正申告後に各市町村に対して、当時の負担金収入の5%分、つまり修正税額相当分の請求を行っていた。市町村宛の請求書には「過年度追徴に係る延滞税及び過少申告加算税は当センターで負担いたしますが、過年度三ヵ年及び19年度、20年度の本税分につきましては、別紙のとおり平成20年度に一括納入させていただきますので、予算措置を講じて頂けますよう御願いたします。」と記載されており、各市町村もそれに応じて支払を行っていたが、消費税法の規定に則れば、当時の負担金収入は、その時の収入額を税込みとして計算するべきである。したがって、後日市町村に請求した5%分は当時の課税売上の未収金の計上に相当し、修正申告によって納付すべき税額もその分当然に増加するため、結果として消費税の申告漏れが更に発生するといった事態が発生している。新たに申告漏れとなったと考えられる税額は以下のとおりである。

消費税申告漏れとなっている税額等の試算（簡易課税）

- ①消費税 $1,897,600 \text{円} \times 4 \div 105 = 72,289 \text{円} \times 50\% = 36,144 \text{円}$
→36,100円（百円未満切捨て）
- ②地方消費税 ①×25% = 9,025円 → 9,000円（百円未満切捨て）
- ③申告漏れ等と考えられる税額等 ①+② = 45,100円

さらにその修正申告税額及びそれに対応する市町村からの入金額については、修正税額納付時に立替金処理を行い、市町村からの入金時に立替金の精算という会計処理を行っていた。前述のとおり、当該市町村からの入金は当時の未収金の計上として処理されるべきであったと考えられるが、少なくとも修正申告が行われた平成19年度においては、市町村からの当該入金は負担金収入としてその課税期間における課税売上高として処理するべきである。

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

平成19年度の修正申告税額及び市町村からの入金額についての会計処理	
①実際に行われた会計処理 立替金／現金預金 1,897,600円 (修正申告税額の納付) 現金預金／立替金 1,897,600円 (市町村からの入金)	②正しいと考えられる会計処理 租税公課／現金預金 1,897,600円 (修正申告税額の納付) 現金預金／負担金収入 1,897,600円 (市町村からの入金)

結果として、現在に至るまでその1,897,600円については課税売上高に計上されることなく、税額にして45,100円が消費税の申告漏れとなったままとされている。平成16年度から平成18年度又は平成19年度について再度消費税の修正申告を行うべきである。

(8) 販売用回収袋在庫の期末棚卸資産への計上漏れがあった(指摘事項)

廃プラスチック回収のために販売している専用の回収袋は期末棚卸資産として計上するべきである(平成22年度決算においては254,386円)。

当法人では一部の廃プラスチックについては専用の回収袋で回収することとしており、法人窓口にて販売の他、JAに販売を委託している。この回収袋は年間を通して販売しているため、経常的に在庫は存在するが、毎期決算において当該資産については棚卸資産として未計上となっていた。平成22年度末における回収袋の在庫数及び本来棚卸として計上されるべきであった金額は以下のとおりである。

販売場所	H22年度末 在庫数	期末単価	H22年度末期末回収 袋在庫金額
法人手持分	3,047袋	62円	188,914円
委託販売分	1,056袋	62円	65,472円
合計	4,103枚	—	254,386円

当該回収袋については、適正な財務諸表の作成のために、毎期継続して棚卸資産として計上されるべきであると考えられる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

13. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

(9) 固定資産管理の徹底と遊休資産の売却を検討すべきである（指摘事項）

固定資産について往査時に現物実査を行ったところ、所在不明となっている資産が確認された。後日、法人より資産の存在について確認がとれた旨の報告を受けた。固定資産の管理は適切に行われるべきであり、また、現在稼働を停止している工場に係る資産については売却等も検討すべきと思料される。

当法人の固定資産の管理状況について現物実査を行ったところ、以下のような不適切な事例が存在した。

資産名称	取得日	取得価額	往査時の状況
オリオンジェットヒーター	S51.11.30	159,000 円	所在不明
ヒーター風道	S51.11.30	69,500 円	所在不明
農ビフラフ袋詰装置	H13.3.30	3,600,000 円	所在不明

上記表中の資産は現在稼働していない農業用廃プラスチックの再生加工処理工場内の設備である。各資産について個別にナンバリング処理等が行われていないため、実査時点においては確認が出来なかったが、担当者によると工場内の何処かに存在することであった。後日、当法人より上記資産については全て実際に存在していた旨の報告を受けたが、現在は稼働していない遊休資産であっても、資産の管理は適切に行われるべきである。また、工場の稼働が今後全く行われる見込みがないのであれば、再利用できる資産については売却を含めてその処分について検討すべきである。

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(1) 山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理の実績報告に指定管理以外の収入及び支出が含まれている（指摘事項）

県は指定管理契約に際して毎事業年度終了後に、管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書の提出を義務付けているが、この収支決算に指定管理契約に関連しない収入及び支出が含まれている。指定管理のみに係る収入及び支出を報告すべきである。

当法人は山梨県立八ヶ岳牧場（以下、八ヶ岳牧場という。）の指定管理者として平成18年度から平成22年度までの5年間にわたり管理運営を行っている。「山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定書」を県と締結し、この協定書の第22条第3号では管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書を提出しなければならないと規定している。毎年度当該規定に基づき収支決算を記載した事業報告書を提出しているが、平成18年度及び平成22年度の収支決算には指定管理に関係ない下記の収入及び支出が含まれている。

	収入	支出
平成18年度	草地畜産生産性向上対策事業助成金収入	左に関連する支出
平成22年度	死亡牛焼却業務委託料収入	左に関連する支出

当該報告は基本協定書に従い指定管理に関する収支を報告するものであるから、指定管理に関連しない項目を含めるべきではない。

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(2) 平成22年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成23年度の収支予算書の人件費に関する表示金額が間違っている(指摘事項)

平成22年度の収支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成23年度の収支予算書の各書類間において人件費に関する配賦について不整合が生じている。移行認定申請書の配賦割合が正しいとのことであるから、平成23年度の収支予算書の表示金額を訂正することが必要である。

また、人件費の配賦割合は原則として各業務に係る作業時間に応じて、その割合を決定すべきであるが、明確な根拠がなく概略の割合を適用している。現実の業務の実態に合わせて、明確な根拠を設け、人件費の配賦を適正に行うべきである。

当法人は平成22年度の収支計算書は公益法人会計基準の平成16年基準で作成しており、事業費支出の内訳を、八ヶ岳牧場に関する牧場管理業務費とまきば公園に関するまきば公園管理業務費とに区分して各業務費の内訳を表示している。その際役員報酬支出及び関連する経費を牧場管理業務費に計上している。一方、公益認定に係る移行認定申請書では役員報酬支出の10%及び給料手当支出及び退職給付手当の7%を法人会計に計上している。また、平成23年度の収支予算書では役員報酬支出の全額、及び給料手当、職員手当、共済費手当、退職給付手当を該当職員の各職務に直接従事した割合(法人の予算決算の作業月である3月・5月の担当者給与等を2か月分法人会計へ計上)に応じた額を法人会計に計上している。配賦処理の内容を比較すると次の通りである。

役員に関する経費	平成22年度の収支計算書	移行認定申請書	平成23年度の収支予算書
役員報酬支出	牧場管理業務費	牧場管理業務費：90% 法人会計：10%	法人会計
給料手当支出	牧場管理業務費	牧場管理業務費：93% 法人会計：7%	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合
職員手当	牧場管理業務費	牧場管理業務費	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合
共済費手当	牧場管理業務費	牧場管理業務費	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合
退職給付手当	牧場管理業務費	牧場管理業務費：93% 法人会計：7%	牧場管理業務費：従事割合 法人会計：従事割合

上記の通り、3つの書類は配賦の割合がそれぞれ異なり、配賦に対する不整合が生じている。また、移行認定申請書では給料手当支出及び退職給付手当については法人会計

へ7%の配分があるが、職員手当及び共済費手当については全て牧場管理業務費に配分されている。これらは何れも給料手当支出及び退職給付手当と同様に、職員に関連する支出であることから4科目ともに同じ配分割合を適用すべきである。担当者等へ質問の結果、職員手当及び共済費手当は法人会計へ7%の配分を行うことが正しいとのことである。さらに、当該事項を除き原則として、移行認定申請書の配賦割合が適正であるとのことであるが、平成23年度の収支予算書は移行認定申請書の配賦基準を考慮しないで、担当者が独自に配賦計算を行ったことによる間違いとのことである。平成23年度の収支予算書は既に理事会及び評議員会で承認決議された内容であるため、これらの誤りを訂正した予算書について再度承認決議を受けることが必要である。なお、当該訂正された予算書について、平成24年2月27日に理事会及び評議員会において書面の議決をもって承認されたことを確認した。

また、正しいとされる移行認定申請書の配賦割合についても、明確な根拠の提示を受けられなかった。原則として、配賦の対象となる担当者の各業務の作業時間を分析して、配賦割合を適正に決定すべきである。

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(3) 財務諸表に対する注記の記載間違いがある (指摘事項)

平成 22 年度の財務諸表に対する注記について次の項目に記載間違いがある。

- ・ 重要な会計方針の (4) 引当金の計上基準
- ・ 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

① 平成 22 年度の財務諸表に対する注記のうち、重要な会計方針 (4) 引当金の計上基準として退職給付引当金の計上基準を記載している。当該計上基準の記述は「退職給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。」となっているが、実際は退職給付引当金として計上している金額は期末退職給与の自己都合要支給額から中小企業退職金共済の掛金積立額を控除した額を計上していることから、このような記述に変更することが必要である。

② 基本財産及び特定資産の財源等の内訳に記載している表の中の退職給付引当資産の財源の記載が次のように漏れている。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産 退職給付引当資産	63,828,270	0	0	(誤) — (正) 63,828,270

(4) 八ヶ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入の確認が適正に行われていない
(指摘事項)

山梨県立八ヶ岳牧場では生産者から牛の預託事業を行っており、預託の条件として家畜共済への加入を義務付けている。家畜共済への加入の事実を家畜共済加入証明書によって確認しているが、次のようにその確認が不適切な事例が見られた。

- ① 追加して預託された牛の共済加入確認が行われていない。
- ② 共済加入期間が預託期間より短いものが見られた。

当法人は八ヶ岳牧場の指定管理者として、県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例に基づき、生産者から牛の預託事業を行っている。その際に当該条例に規定されている家畜伝染病の検査のほか、山梨県立八ヶ岳牧場家畜受託実施要領の第6に利用の基準を規定している。その第2号では「農業災害補償法第111条の規定による家畜共済に加入していること。」と規定し、家畜共済への加入を預託の条件としている。当法人は預託利用者が所属する農業共済組合から家畜共済加入証明書を手続きして、加入している事実を確認している。

- ① 当該家畜共済への加入は包括的な加入であり、追加の預託が生じた場合には追加加入の事実を確認することが必要であるが、当該確認が行われていない。追加加入の確認を行うべきである。
- ② また、家畜共済の補償期間は1年間であり、加入の時期によっては加入証明書に記載された加入期間が預託期間に満たない場合がある。このような場合には預託利用者が継続して家畜共済に加入しているか確認することが必要であるが、当該確認が行われていない。利用者が所属する農業共済組合から継続した期間の家畜共済加入証明書を手続きして、加入している事実を確認すべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(5) 八ヶ岳牧場における預託家畜の事故等に伴う損害賠償責任に関して、規程類の整備や契約の締結を行うべきである（意見）

預託した家畜に生じた事故等による損害は家畜共済の共済金や当法人の見舞金により一部補償される。指定管理の基本協定書には管理業務における指定管理者の責めに帰すべき事由による損害賠償責任を規定している。しかし、当法人と預託者との間でどのような損失の負担が生じるのか具体的な規程や契約は存在しない。規程類の整備や契約によりその損害についての負担の取り決めを事前に行うべきである。

上記の家畜共済では対象となっている家畜に対して一定の事故が生じた場合には共済金が共済加入者に支払われる。支払われる共済金は家畜の価額と共済価額に対する共済金額の割合をもとに計算されるが、その共済金額は共済価額（対象家畜の種類ごとの評価額の合計）の30%～80%の範囲で加入者が決定している。したがって、事故が起きた場合に共済金によって補償される割合は加入者によって異なり、家畜の評価額全額が補償されるわけではない。

また、当法人は受託家畜に死亡及び廃用等の事故が生じた場合には受託家畜見舞金支払規程により見舞金を次の通り支給している。

事由	金額	備考
死亡	20,000 円	
事故・疫病による廃用	20,000 円	家畜共済の廃用認定事例であること

預託者は共済金及び当該見舞金により事故等による家畜の補償が受けられるが、その損失の全額をカバーされるわけではない。また、上記の共済金額の割合によっては、小額な補償にとどまる場合もあり、そのリスクは加入者によってまちまちである。

一方、八ヶ岳牧場に関する指定管理の基本協定書第31条（損害賠償）第2項で、管理業務における指定管理者の責めに帰すべき事由による損害賠償責任を規定している。しかし、預託牛に事故が生じた場合その損害について当法人と預託者との間でどのような損失の負担が生じるのか具体的な契約は行われておらず、また、そのような規程も存在しない。預託される家畜については家畜共済への加入を義務付けているが、上記の通り事故が生じた場合には共済金でフルカバーされるわけではないため、その損害についての負担の取り決めを事前に行うことは必要である。

(6) 山梨県による県有備品の早期更新が必要である (意見)

当法人の固定資産には耐用年数を相当年数経過したものが存在し、それに係る毎年の修繕費は法人の経営を圧迫している。山梨県としても、県有備品である当該機械の更新を早期に実現し、修繕費の負担を正常な状態にする必要があると考える。

えさ、肥料、堆肥の運搬に毎日（修繕・点検日を除く毎日）使用する機械で、当協会にとって必要不可欠と思えるものが、取得後 23 年を経過（耐用年数 5 年）しても使用されている。毎年多額の修繕費（直近で約 104 万円）を当法人は負担せざるを得ず、経営を圧迫している。当該機械は山梨県より貸与され事業の用に供しているが、山梨県よりの業務委託収入は、平成 23 年度より向う 5 年間定額で決められている。

山梨県としても、県有備品である当該機械の更新（新規取得は約 1,000 万円）を早期に実現し、修繕費の支出を正常な状態にし、それを業務委託収入に適正に反映することが経済的に合理性があると考えられる。

えさ、肥料、堆肥の運搬に毎日使用する機械の内容は次のとおりである。

- ①初年度登録 平成元年 3 月
- ②機械名 タイヤローダー
- ③車名 キャタピラー I T12
- ④登録番号 山梨 00 ろ 1138
- ⑤修繕費等の実支払額（※印は自己修理のため部品代のみで工賃は含まれない。）

登録番号	車名	年月	修理内容	金額 (円)
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H20. 9 月	左側ステアリングシリンダ 取付ピストンシール交換	185,283
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H21. 4 月	燃料ラインシール交換・各所オイル漏れ修理	213,626
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H22. 1 月	燃料漏れ点検修理	163,542
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 2 月	フロントホースアッセン交換 ※	28,245
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 4 月	燃料系統修理 ※	25,290
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 4 月	油圧ホース交換 ※	51,870
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 4 月	ウォーターポンプ交換 ※	97,965
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 8 月	油圧ホース交換 ※	26,670
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 9 月	バッテリー交換 ※	67,515
山梨 00 ろ 1138	キャタピラー IT12	H23. 10 月	ブレーキ系統修理 ※	26,334
山梨 0031138 集計				886,340
上記以外に車検時修理代（ラジエター、バケット）平成 23 年 3 月				152,504
合 計				1,038,844

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(7) 山梨県立まきば公園の指定管理に係る委託金の支払方法が管理に関する基本協定書に定められている方法と異っている（指摘事項）

山梨県まきば公園の管理に関する基本協定書では委託料は4回の均等支払によることが規定されているが、実際はそうになっていない。

山梨県立まきば公園の管理に関する基本協定書では委託料に関して以下の規定がある。

第10条 1項2項 略

3 第1項の委託料は、毎事業年度4月、7月、10月及び1月の4回に分けて均等に支払うものとし、乙は、書面により甲に請求するものとする。

委託料の均等払いでの支払が規定されているが、平成22年度山梨県立まきば公園の管理に関する協定書では平成22年4月6,592,657円、平成22年7月5,099,888円、平成22年10月3,479,692円、平成23年1月1,657,900円と支払金額が定められている。まきば公園のクローズ期間（11月から3月）明けに修繕や燃料、消耗品等の支出が多くかかるためとのことであるが、基本協定書には均等払い以外の支払方法に変える場合等の規定がない。年度ごとに結ぶ協定書と指定管理期間の最初に結ぶ基本協定書に内容の齟齬があるため、基本協定書に委託料の支払い方法の変更条項を付け加える等の手当てをすべきと思われる。

(8) 固定資産台帳の不備について改善すべきである (指摘事項)

建物の固定資産台帳に減価償却による減少額が記帳されていないもの、千円単位で記帳されているものがあった。また正味財産増減計算書の減価償却額と台帳を基に作成された減価償却計算表の減価償却額が異なっていた。

当法人所有の建物は3件あり、それぞれ固定資産台帳があるが毎年の減価償却による減少額が記帳されているのは1件のみで、千円単位で記帳されているもの1件、購入時の記帳のみのも1件であった。毎年の減価償却費計算用に表計算ソフトの表(以下「償却計算表」(償却可能額を耐用年数で割って算出))があり平成20年度と平成21年度はその金額に基づいて減価償却額が計算されているが、平成22年度については法人税法上の償却率による償却計算を行っているため、「償却計算表」の償却額と正味財産増減計算書の減価償却費が違っている(正味財産増減計算書 1,419,804円 「償却計算表」1,404,257円)。また収支計算書の減価償却引当資産支出は「償却計算表」の数字を使用しているので任意の積立とはいえ減価償却費と異なる金額が減価償却引当資産に積み立てられた事になる。

固定資産台帳の記帳を正確に行い、その結果をもって財務諸表の作成を行うべきである。

(9) 法務局備付建物図面が実際の建物の位置と相違している (指摘事項)

同一地番内に建っている2つの建物があるが、法務局備付の建物図面の位置が実際の位置と南北が逆になっている。

まきば公園内にある子牛育成協会所有の建物(動物舎、ポニー舎)についてその登記の状況を確認したところ、同じ地番内に建っている両建物の位置が登記済証の図面では南北逆になっており、建物図面の修正が必要と考える。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

(10) 山梨県立まきば公園のふれあい動物の管理について適切な管理を行うべきである(意見)

現在山梨県立まきば公園には山梨県の県有財産の動物と公益財団法人子牛育成協会(以下協会)所有の動物が混在している。協会では貸与、預かり、贈与、購入等の取引を行っており、その場合の取扱いについてマニュアル等を作成すべきと考える。

往査時現在、まきば公園にはふれあい動物として、めん羊 37 匹、ポニー 8 頭、山羊 7 匹、ミニ豚 2 匹、ウサギ 10 羽が飼育されている。この内山梨県所有の動物はめん羊 34 匹、ポニー 3 頭でその他は子牛育成協会の所有である。めん羊とポニーについては県所有、協会所有ともに動物台帳があったが、山羊、ミニ豚、ウサギの他モルモット、チンチラ等については台帳がなかった。また、雄のめん羊が 1 匹農家に貸し出されていたが、預り証等の取り交わしは行っていなかった。

ふれあい動物については、繁殖や贈与、購入の受入による増加、また死亡、売却、贈与等による減少があり、また繁殖や畑の下草処理等のために農家等に貸し出したりする場合もあるとのこと。それぞれの場合の手続きについてマニュアル化しておくことが望ましい。

現時点では管理が必要なほどの頭数はいないと考えるが、まきば公園の維持発展のためには協会としてもふれあい動物の充実を考えており、協会独自所有の動物も増加していくと思われるので、県有動物との区分や繁殖の場合の取扱いも含め、ふれあい動物に関する協会の規定やマニュアル、また県との委託協定書の整備も必要と考える。

(11) 管理者不明の固定資産が存在するなど管理不備の固定資産が散見される(指摘事項)

固定資産の管理に次のとおり不明瞭なところが見られる。

- ① 検査診断室の備品について所有管理者が不明である
- ② 備品シールの貼付洩れが散見される
- ③ 工事請負費のなかに資産に計上すべき物件がある

① 検査診断室の備品

当法人において固定資産の実地棚卸を行ったところ、検査診断室内の下記備品の所有管理者が不明であった。

	製造者	型式
顕微鏡	オリンパス	SZX-ILLB100
顕微鏡	オリンパス	SZH-ILLK
ガス滅菌機	富士平工業	POX ES0-S-3A
電子秤	SHIMADU	A4X120
テーブル	不明	不明

協会には、県所有の備品が混在している。上記の備品は、県の備品シールの貼付がなく、県の備品台帳の記載もなく、また、協会の固定資産台帳にも記載がなかった。確認したところ、何かしらの事業のさいに無償で戴いたものではないかということだが、詳細は不明であった。速やかに原因を明らかにし、協会の備品ならば固定資産台帳を整備し財務諸表に明示することが必要である。

② 備品シール

協会に現存する固定資産は、下記の種類に分けられる。

- i 協会所有
- ii 山梨県所有
- iii 高品質和牛倍増プラン推進事業(県契約のリース物件)

iiの備品には山梨県の備品台帳にある物品番号の備品シールが貼付されている。固定資産を実査したところ、貼付のないものに、テレビ、トラクター等の大型機器があげられる。協会には、それぞれの所有者による資産が混在している。備品シールの貼付がないと所属が不明瞭となり、固定資産の管理に支障をきたすこととなるので、各備品に「所有者」「番号」「品名」「取得年月日」等を付すことが必要である。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

③ 工事請負

下記の工事は、協会の正味財産計算書において科目「工事請負費支出」で計上し費用項目としているが、内容及び状況から判断すると資産に計上するべきと思料される。

	年月日	工事名	金額（円）
1	H22. 3. 29	八ヶ岳牧場本場水飲み場改修工事	1, 443, 750
2	H23. 3. 31	県立八ヶ岳牧場天女山分場水源地改修及び水槽設置工事	1, 303, 050

1. 牛の水飲み場に雨水等が溜まりやすく、ぬかるみ足場が悪くなるため、碎石を敷き、排水管を付し、水はけを良くする（2か所）。

2. 既存に水を溜める水槽があるが、溜まる量が少ないため、穴をほり、水を溜めるように不織布をしき、その上に碎石をおき雨水等を浸透しやすいようにし、それらの水を溜める水槽を設置している。

工事の内容から鑑みると、現状を回復するための修理ではなく改良であり資本的支出にあたるので、固定資産台帳に記載し、財務諸表に明示することが必要である。

(12) 薬品等の貯蔵品の管理が不適切である (指摘事項)

貯蔵品の管理状況に不備があるので改善が必要である。

- ① 貯蔵品の实地棚卸を行っていない
- ② 薬品の保管庫に施錠がなく、毒物劇物の管理等に問題がある

① 貯蔵品

財団法人山梨県子牛育成協会は、下記の品目に対し受払簿を作成している。

科目	品目
消耗品	おが粉
	収入印紙
燃料費	有税軽油
	免税軽油
	灯油
	ガソリン
飼料費	繁殖飼料
	育成飼料
	子牛飼料
	乾草
	リッチ塩
通信運搬費	切手
原材料費	
医薬材料費	

協会は、これらの貯蔵品に関し实地棚卸を実施せず、年度末での貯蔵品残高は、この受払簿の数量に最終仕入れ単価を掛け合わせ算出した数値を計上している。しかし、受払簿の数量は、あくまで理論値なので、实地棚卸の在庫数量と突合し差異が生じたならばその原因を追及することが必要である。また、この状況では、例えば搾取があっても不明のままとなり内部牽制の見地からも不適切である。实地棚卸は、年度末だけでなく定期的に行うことが有用であり今後改善すべきである。

なお、協会の消費税は税込経理にもかかわらず、貯蔵品の決算数値は税抜きとなっているので注意が必要である。

② 薬品

協会の薬品の管理状況について薬品庫を視察したところ、劇物等も保管されている薬

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

14. 公益財団法人山梨県子牛育成協会

品庫に鍵はなく自由に開放できる状況にあった。前述のとおり、実地棚卸は実施されていないので、今の状況では仮に薬品の盗難、紛失があったとしてもそれを即時発見することは困難であると思われる。

「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するか否かにかかわらず、危険性の高い薬品も含まれていると思われるため、薬品等の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、棚卸調査の実施等が早急に求められる。また、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

(13) 法人金庫に従業員個人の預金通帳が存在していた（指摘事項）

当法人の金庫内に、事業に全く関係のない従業員個人の通帳 6 本（預金残高総額 192 万円）を発見した。これは従業員個人の都合のみによるものであり、その行為自体が不適切であると考えられるため、速やかに各個人に通帳の返却を行なうべきである。

当法人において、事務室内の金庫を調査したところ、法人名義ではない普通預金通帳 5 本及び定期預金通帳 1 本が発見された。その預金残高の総額は 1,922,967 円であった。

通帳は全て個人名義のもので、担当者に確認したところ全て職員個人の通帳であり、恒常的にこのような状態である旨の説明を受けた。次にこのような行為の意図するところを確認したところ、単に職員個人の都合で給与の振込先を 2 つに分けており、その内の 1 つが当該通帳であるということであった。印鑑及びキャッシュカードは職員本人が管理しているため、法人による預金の引き出し等は不可能であるということであるが、そもそも事業に全く関係のない個人の通帳を法人が管理すること自体が極めて不適切であると言える。給与の振込先を 2 つに分けること自体は各個人の事情によるものであるため特段の指摘はないが、その個人の通帳を法人金庫内において管理する必要性は全く存在せず、事故防止の観点から判断してもそのような行為は直ちに止め、速やかに各個人に通帳を返却すべきである。

(14) 撮影等に牧場を使用させる際の使用料を明確に設定すべきである（指摘事項）

当法人では、山梨県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影や催し会場等として外部の者に使用を許可し、それに係る使用料を徴収している。しかし、その使用料の請求額に細かな定め等は存在せず、担当者個人の判断に委ねられている部分が多い。当該牧場草地は言うまでも無く県民の財産であり、その使用料の金額については一定のルールが定められることが必要である。

当法人では山梨県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影等を目的とした使用を希望する外部の者に許可し、それに係る使用料を徴収している。

「山梨県八ヶ岳牧場草地等使用料」

1. 基本方針

牧場の恵まれた自然環境、雄大な景観等を背景に、近年、映画等の野外撮影地並びに各種行事等の催し会場としての活用度が高まりつつあり、牧場業務との整合性を保つ中で、これらに協力する。

(略)

4. 撮影等協力費の徴収

撮影等1日当たり、原則として30,000円の徴収を行う。

撮影等の牧場使用については上記の規程が存在するのみであり、上記の規程に従えば撮影協力費の請求額は1日当たり30,000円であるが、平成22年度における実際の撮影協力費の請求額を無作為に確認したところ、以下のとおりであった。

請求先	使用目的	使用年月日	請求額
A	写真撮影	H22. 7. 21	10,000円
B	ドラマ撮影	H22. 8. 25	50,000円
C	写真撮影	H22. 4. 21	20,000円
D	ビデオ撮影	H22. 8. 23	30,000円

上記のとおり、実際の請求額は規程の定めとは整合していなかった。担当者に請求額の決定プロセスについて確認をしたところ、使用する面積や、草地に与える影響等を勘案して金額を決定しているとの事であったが、その決定プロセスには一定のルール等は存在せず、担当者の経験からの判断に委ねられていた。県民共有の財産である山梨県立八ヶ岳牧場草地等を営利目的で使用させることは、その収入を県民に還元する必要があると考えられるため、その使用料についても、当然に公平性・妥当性が求められる。現状においては担当者の恣意性が介入する危険性があり、その金額の決定には一定のルールが定められることが必要であると判断される。

15. 社団法人山梨県畜産協会

15. 社団法人山梨県畜産協会

(1) 法人組織運営（ガバナンス）について不適切な事例が見られた（指摘事項）

法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。

- ① 収支計算書が総会において正式に承認されていない。
- ② 参考諸表の位置づけではあるが、特別の積立金会計の財務諸表のみが総会の議案書に綴られておらず、総会へ提出されていない。

社団法人山梨県畜産協会では、決算書として貸借対照表及び同内訳表、正味財産増減計算書及び同内訳表、財産目録及び同内訳表、財務諸表に対する注記を公益法人会計基準（平成 20 年新基準）に基づき作成している。また、参考諸表として各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を作成し、決算書とともに平成 23 年度の通常総会に報告している。総会への報告事項のうち下記のような不適切な事例が見受けられた。

- ① 公益法人会計基準（平成 20 年新基準）によると作成すべき財務諸表は原則として上記記載の貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの内訳表、財務諸表に対する注記とされ、収支予算書、収支計算書、財産目録は財務諸表の範囲外とされ内部管理資料との位置づけとされている。当法人の平成 22 年度の決算に当たっては平成 20 年新基準に基づき作成されていることから、収支計算書を正式な財務諸表として扱っていない。平成 22 年度の収支計算書を作成はしているが、総会の議案書には綴られておらず、総会の議事録にも収支計算書の承認について特に記載されていない。しかしながら、収支計算書は、事業年度の当初に総会で承認された収支予算書に基づき事業が行われたか、年度の収支状況を予算とその結果としての決算の数値とを対比することにより表示し、会員に対して報告するために必要な決算書類である。平成 20 年新基準によると収支計算書は正式な財務諸表として扱われていないものの総会に報告すべきものである。また、平成 22 年度の「監事の意見書」（監査報告書）にも監査の対象として収支計算書が記載されており、当法人の現在の定款第 47 条では総会で承認を受けるべき決算書として収支計算書が記載されている。したがって、平成 23 年度の通常総会にあたっては収支計算書の正式な承認が必要である。
- ② 当法人の平成 22 年度の決算に当たっては、各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を参考諸表として作成し、決算書とともに総会に報告している。しかしながら、特別の積立金会計のこれら参考諸表が総会の議案書には綴られておらず、総会へ提出されていなかった。

(2) 公益法人会計基準に準拠した財務諸表の記載を行うべきである（指摘事項）

平成 22 年度の財務諸表に次のような改善すべき点が見受けられた。公益法人会計基準に準拠した記載を行うべきである。

- ① 財務諸表の注記表に「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の記載がない。
- ② 財産目録の内訳が不明瞭である。

平成 22 年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成 20 年新基準」によって作成されているが、次のような改善すべき点が見受けられた。今後は会計基準に準拠した財務諸表の作成を行うことが必要である。

①満期保有目的の債券の帳簿価額は 4 億 3 千万円であるが、決算報告書の「財務諸表に対する注記」の項の「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載されておらず、公益法人会計基準に準拠していない。このため、公益法人会計基準に準拠し、一例として以下のように記載を行う必要がある。

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
農林債券 682 号	80,000,000	80,732,880	732,880
農林債券 683 号	60,000,000	60,624,180	624,180
農林債券 686 号	40,000,000	40,661,960	661,960
農林債券 694 号	30,000,000	30,426,060	426,060
農林債券 695 号	80,000,000	81,174,720	1,174,720
農林債券 707 号	30,000,000	30,753,360	753,360
農林債券 710 号	20,000,000	20,295,340	295,340
農林債券 714 号	50,000,000	50,553,300	553,300
農林債券 722 号	10,000,000	9,947,650	△52,350
農林債券 730 号	30,000,000	29,978,400	△21,600
合 計	430,000,000	435,147,850	5,147,850

②公益法人会計基準（平成 20 年新基準）においては、財産目録は事業年度末におけるすべての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載することが必要であるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

15. 社団法人山梨県畜産協会

(3) 肉用子牛生産者補給金制度に関連した2会計に、長期間使途が決定していない留保資金がある(意見)

下記の2会計については、平成17年度以降動きがなく、長期にわたり使途が決定されないままその資金が内部留保されている。早期に使途を決定の上適正な処理を行うべきである。

特別の積立金	6,846,509円
肉用子牛償還円滑化積立金	805,739円

(社)山梨県畜産協会では、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づき肉用子牛生産者補給金の交付に関する事業を行っている。当該事業は独立行政法人農畜産業振興機構、山梨県からの補助金及び生産者の積立金により、子牛価格が低迷した場合生産者に対して補給金を支給するものである。

その際、肉用子牛生産者補給金制度特別会計を設けて他の会計との区分経理が求められており、また、目的に応じてさらに積立金会計等に区分経理が求められている(肉用子牛生産者補給金業務規程第5条)。当法人では、特別の積立金、肉用子牛償還円滑化積立金について、長期にわたって残高が固定化している。

特別の積立金は補給金を支給するため当面の資金不足を補うために借入を行い、当該借入の償還財源として生産者に対して特別の納付金を徴収した。しかし、当初の予想と異なり、借入の償還金額より徴収金額が上回ったため残高が生じたものである。また、肉用子牛償還円滑化積立金は、過去の補給金支給業務終了時における準備金の残高を生産者に返還するにあたり、農畜産業振興機構の指示により、所在不明者の分を当該積立金に積立てたもの等である。

何れの積立金も上記の業務規程によると特定の目的以外への処分が禁止されているため、長期にわたり固定化されているものである。また、今後もその目的に従った使用が行われない可能性が高い。また、当法人も社団法人全国肉用牛振興基金協会からのアンケートに対して動きのない積立金として憂慮している旨回答している。上記の業務規程によると、何れの積立金も理事会の決議を経て、知事の承認に基づき、他の会計に繰り入れることは可能であるから、このような手続きを経た上で長期間滞留した資金を処分することも必要と思われる。

(4) 関連する任意団体の事務を当法人が行っているが、他団体の事務経費（人件費等）を当法人が一部負担している状況にある（意見）

当法人と関連がある下記の任意団体（法人格なき社団）の事務を当法人が行っており、事業実施に関する経費等は請求しているが、団体運営のための総務に関する人件費は請求しておらず当法人が負担している。各団体が独立して運営されるのならこれら総務人件費も請求し、負担を求めるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。

- ・ 山梨県草地協会
- ・ 山梨県養豚協会
- ・ 山梨県畜産技術連盟
- ・ 山梨県馬事畜産振興協議会

(社) 山梨県畜産協会では、関連する任意の団体の事務を行っている。平成 22 年度のこれらの団体からの委託費及び会員数は下記の通りであり、規模も少なく独立して事務局を設けて事務を行うことが困難であることから、各団体が行う事業及び総務業務等全般にわたり当法人が全面的な支援を行っている状況にある。

	委託費 ※ (単位：千円)	会員数	
		団体	個人
山梨県草地協会	110.6	8	—
山梨県養豚協会	704	2	25
山梨県畜産技術連盟	80.8	14	62
山梨県馬事畜産振興協議会	9.3	5	—

※当法人へ支払われている委託費

上記団体は何れも会員数が少なかったり、主として個人会員等で構成されており、事業規模も小さいため、多額の予算額を確保できず、かつ事務処理能力が比較的乏しい。また、各団体ともに専属職員がいないため、独自に事業を企画し運営することが難しく、事業の実施にあたっては当法人に委託している状況にある。したがって、本来は各団体が果たすべき事務局機能を当法人が担っている状況にある。事業実施にあたっての直接の運営費あるいは事業管理費等は各団体が負担し、または、当法人が協力した場合には委託費、負担金等として負担を求めている。しかし、これらの団体が行う事業の企画、運営、経理処理等の総務業務及び各団体の総会報告のための全体の予算・決算処理等の総務業務を行うのに係る人件費は当法人が実質的に負担している状況にある。各団体が今後も独立して運営されるのなら、その業務内容に応じた総務人件費の適正額を請求し、

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

15. 社団法人山梨県畜産協会

負担を求めるべきである。あるいはこれらの団体は予算規模的にも小規模であり、また、実質的な団体運営能力に欠けることから、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討すべきである。

(5) 契約生産者から徴収している子牛登録手数料の単価の積算根拠が算定されていない(指摘事項)

(3)の肉用子牛生産者補給金業務に関連して、契約生産者から実費弁償による事務手数料(子牛登録手数料)を徴収しているが、実費弁償の積算根拠が算定されていない。当該業務に係る人件費等を基に手数料額を算定すべきである。

法人運営の事務量の増大の一方、基本財産果実の減少により資金面での協会運営が困難となっていることから、肉用子牛生産者補給金業務に関連して、子牛登録手数料を実費弁償による事務手数料として徴収している。前記の業務規程第45条に基づき、理事会の決議により業務運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として契約生産者に納付させることができる。平成8年3月22日の役員会で当該手数料の徴収が決議され、平成8年9月1日より徴収されている。しかし、その議案書の中には実費弁償によるものである場合には税務上の収益事業に該当しないとの記載があるが、実費弁償の積算根拠の算定が行われていない。当法人はこの他に肉用牛肥育経営安定特別対策事業に関連してマル緊事務手数料及び養豚経営安定対策事業に関連して肉豚契約手数料を徴収しているが、これらの手数料単価は人件費による実費弁償額が積算されている。したがって、議案書に記載の税務上の問題にとどまらず、上記の規程では実費相当額を限度額とする旨規定していることから限度額算定の根拠を明示すべきであり、また、契約生産者に対して説明責任を果たす上からも、当該事業に関連する事務手数料について明確な積算根拠を用意することが必要である。

(6) 予防接種ワクチンの在庫量及び保管管理状況の把握が必要である（指摘事項）

予防接種ワクチンを指定獣医師（以下、獣医師という）に供給しているが、ワクチンは畜産協会の所有であり管理義務は当法人にあるので、在庫数量等及び獣医師の保管管理状況の把握が必要である。

社団法人山梨県畜産協会は、牛、豚、鶏への予防接種を行っている。その経緯は①畜産農家が、各々担当している獣医師に予防接種の依頼をする②獣医師は当法人へワクチンの本数を注文する③当法人は薬品会社に連絡し、ワクチンは獣医師に直送される。当法人は、獣医師にワクチンを無償で供給し、接種費用のみ支給している。また、ワクチンは数本一セットなので、本数の端数を繰上げたり、打ち損じ等のロス分を勘案し渡すことになる。

平成 22 年度中におけるワクチンの仕入本数と接種本数は下記の通りである。

牛

（単位：本）

ワクチン名	仕入	接種	差
イバラキ病	1,210	1,203	7
牛 IBR	335	310	25
牛五種混合	155	156	△ 1
キャトルウイン 6	715	531	184
ヘモフィルス・ソムナス	10	1	9
コロナウイルス	400	405	△ 5
牛下痢五種混合	120	120	0
アカバネ病(生)	2,475	2,406	69
ストックガード 5	120	247	△ 127

豚

ワクチン名	仕入	接種	差
豚丹毒(生)	20,620	21,227	△ 607
豚日脳パルボ	1,120	1,092	28
豚オーエスキー	2,400	2,295	105
豚胃腸炎・下痢	250	250	0

(注) 鶏は、薬品を餌に混入しているため対比表は省略する

この表によると「キャトルウイン 6」は差が 184 本であり、獣医師へ在庫を預けていることが推測できる。また、「豚丹毒(生)」は差がマイナス 607 本なので、前年度の繰越在庫を使用しているのではないかと思料される。平成 21 年度中の同表を下記に示す。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

15. 社団法人山梨県畜産協会

牛

(単位：本)

ワクチン名	仕入	接種	差
イバラキ病	1,310	1,300	10
牛 IBR	310	316	△ 6
牛五種混合	130	143	△ 13
キャトルウイン 6	355	367	△ 12
コロナウイルス	600	603	△ 3
牛下痢五種混合	140	140	0
アカバネ病(生)	2,400	2,456	△ 56
ストックガード 5	530	316	214

豚

ワクチン名	仕入	接種	差
豚丹毒(生)	17,560	17,148	412
豚丹毒(単・不)	300	300	0
豚日本脳炎	140	135	5
豚日脳パルボ	840	814	26
豚オーエスキー	2,300	2,330	△ 30
豚胃腸炎・下痢	200	200	0

前述したが、ワクチンは獣医師に対して無償で供給しているものであり、未使用のワクチンは当法人の在庫扱いとなる。各獣医師が保管するワクチンの在庫数量を確認・把握するために受払簿を作成する必要がある。

また、ワクチンの所有者は当法人である。

- ・有効期限の把握
- ・ワクチンの処分が適正に行われているか
- ・毒物、劇物の保管が適正に行われているか

といった、薬品の保管管理責任も当法人にあるので、各獣医師の保管状況の確認も必要である。

(7) 緊急防疫対策準備積立金の有効活用及びその取扱要領の作成が必要である(意見)

緊急防疫対策準備積立金として特定資産の部に計上されている 2,504,346 円については平成 13 年の積立当初より預金利息の組入を除いて変動はない。同積立金の目的自体を否定するところではないが、特定費用準備資金である以上は、どのような事態が発生した時に取崩しを行うのか、またその際に想定される必要金額はどの程度であるかといったことについては、事前に明確に定めておく必要があると思われる。また場合によっては、公益目的会計の中で近似した目的を持った事業において、その資金を有効活用することを検討しても良いのではないと思われる。

当法人では平成22年度決算時点において、特定資産の部に緊急防疫対策準備積立金 2,504,346円が計上されており、その同額が固定負債の部に引当計上されている。また、当該積立金についてはその管理が独立した会計単位で行われているが、平成22年度決算の正味財産増減計算書を確認すると、その積立金から生じた預金利息4,998円の組入れが行われているのみであり、特段の事業活動は行っていなかった。

この積立金が計上された経緯を確認したところ、平成 13 年に社団法人県畜産会、社団法人県畜産物価格補償協会、社団法人県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人県家畜畜産物衛生指導協会の 4 団体を統合し設立した時に、その残余財産の一部を緊急防疫対策目的として積立てたことに起因するところであった。担当者によると、この積立金の取崩しが想定される事態としては、例えば口蹄疫が県内で流行した場合などが想定されることである。当該積立金に係る規定は以下のとおりである。

「家畜畜産物衛生指導業務規定」

第 11 条 緊急積立金は、次に掲げる預金をもって充てる。

- (1) 家畜伝染病まん延防止緊急防疫対策準備積立金
- (2) 積立預金の運営によって生じた果実
- (3) その他

2 緊急積立金は家畜伝染病まん延防止に必要な経費及び自衛防疫組織として緊急に対応する活動費に充てる場合を除きこれを処分してはならない。

過年度において当該資産の取崩が 1 度も行われなかったのは上記規定 2 項に掲げる事態が発生しなかったためであることであった。「緊急」の防疫対策として一定の資金を留保しておくという目的自体は否定するところではないが、特定費用準備資金である以上は、どのような事態が発生した時に取崩しを行うのか、またその際に想定される必要金額はどの程度であるかといったことについては、事前に明確に定めておく必要があると思われる。なお、公益法人会計に関する実務指針その 2 (平成 18 年 4 月 13 日日本公認会計士協会) の Q10 においても、特定目的のための預金については以下の 6 項目を充足した取扱要領を作成することが望ましいとされている。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

15. 社団法人山梨県畜産協会

①目的 ②積立ての方法 ③目的取崩の要件 ④目的外取崩の要件 ⑤運用方法
⑥その他

また、場合によっては前述の「家畜畜産物衛生指導業務規定」の第2項について見直しを行い、当法人が家畜の防疫のために諸事業を実施している公益目的事業会計衛生対策事業の中で、長期間留保されている資金を有効に活用していくことを検討してもよいのではないかとと思われる。

(8) 賞与引当金の計上が求められる(意見)

過年度の決算においては賞与引当金の計上は行われていないが、費用と収益の期間対応の適正化を図るために今後は賞与引当金を毎期継続的に計上することが求められると考えられる。

当法人では現在賞与引当金の計上を行っていないが、当法人の賞与規程に定められた支給の時期、支給対象期間及び平成23年度予算額を基に平成22年度期末(平成23年3月31日)における賞与引当金要計上額を算定すると以下のとおりとなる。

(A) 平成23年6月支給賞与予算額	2,044,210円
(B) 平成23年6月支給賞与算定対象期間	6ヶ月(平成22年12月～平成23年5月)
(C) (B)の内、平成22年度に帰属する期間	4ヶ月(平成22年12月～平成23年3月)
(D) 平成23年度決算賞与引当金要計上額 (A) ÷ (B) × (C)	1,362,806円

賞与は、支給時における一時の費用とするのではなく、支給対象期間の中で当期に帰属する支給見込額については、当期の費用として引当計上を行うのが費用と収益の期間対応を適正にし、また会計基準にも則した処理であると考えられる。そのため、今後は賞与引当金を毎期継続的に計上することが求められると考えられる。

16. 財団法人山梨県体育協会

(1) 評議員の評議員会への出席率が低調であるため、出席率向上のための施策を講じるべきである（指摘事項）

評議員会への評議員の出席率は平成20年度49%（委任状を含む84%）、平成21年度41%（同81%）、平成22年度43%（同84%）と低調であり、出席率の向上のための改善が必要である。

財団法人山梨県体育協会の寄附行為によると、評議員の任期は2年であり、加盟団体ごとに1名を理事会で選出し、会長がこれを委嘱している。平成22年度の委嘱時の評議員は加盟競技団体ごとに各1名（計51名）、学校体育団体から各1名（計2名）市町村の体育協会から各1名（計27名）が委嘱され、評議員の合計人数は80名である。

最近3年間の評議員会への評議員の出席率は次の通りである。

年度		出席	委任状	欠席	合計
平成20年度	第1回	41名(51%)	28名(34%)	12名(15%)	81名
	第2回	38名(47%)	29名(36%)	14名(17%)	81名
平成21年度	第1回	37名(46%)	29名(36%)	15名(18%)	81名
	第2回	30名(37%)	36名(44%)	15名(19%)	81名
平成22年度	第1回	33名(41%)	35名(44%)	12名(15%)	80名
	第2回	36名(45%)	31名(39%)	13名(16%)	80名

※（ ）内の割合は合計が100%となるように調整している。

評議員本人の出席が原則であることから、本人出席が可能となるような評議員会の開催日時の設定を行うことが必要である。評議員会は法人組織上、理事会への諮問・審議・助言機関であり、本人の出席が低調な状態ではこれらの役割が果たせず、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。また、やむ負えず欠席となる場合には委任状の提出を極力求め、委任状の回収率が高まるような方法を検討すべきである。さらに評議員の選出にあたっては出席が可能な人選に努めるべきである。

尚、公益認定を受けた後には、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められることとなる。

16. 財団法人山梨県体育協会

(2) 植栽等管理業務の委託にあたってはプロポーザル方式を採用しているが、検討すべき点が見られる（意見）

植栽等管理業務について委託業者の選定に当たり、指名型プロポーザル方式による選定を行っているが、次のような問題点等が見られる。

- ① 採点合計が低くても1社の場合には選定されていることから、評価の絶対的な基準を設けるべきである。
- ② 委託業務の内容から考えるとプロポーザル方式によらず、一般的な入札制度を採用することを検討すべきである。
- ③ 審査に当たりヒアリングを行うべきである。
- ④ 入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。

小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場の植栽等管理業務を外部委託している。その際、下記の5工区について指名型プロポーザル方式による入札制度を導入している。また、審査、選定方法等について記載された植栽等管理業務委託選定基準書を作成し、委託業者を選定している。選定植栽等管理業務は下記の通りであり、この内3工区には1社のみ応募であったが、2工区は選定による順位付けにより業者選定が行われた。

	工区名	採点合計		委託料の評価点		契約価格と2位見積価格との差額
		1位	2位	1位	2位	
1	小瀬スポーツ公園スポーツ施設工区	70.00				
2	小瀬スポーツ公園東区域・南区域工区	76.23	73.75	17.48	20.00	+735,000円
3	小瀬スポーツ公園西区域・境川自転車競技場工区	62.50				
4	富士北麓公園スポーツ施設工区	62.50				
5	富士北麓公園植栽区域工区	68.80	67.50	17.55	20.00	+3,275,000円

- ① プロポーザル方式で評価を行った上で選定を行っているが、1社のみ応募であっても選定作業を行い上記の通り、採点を行っている。しかし、1社の場合は委託料の提案価格が設計書の見積価格以下であればそのまま契約し、設計書の見積価格以上であれば再見積の上契約を行っている。上記の3及び4の工区のように採点合計が他の工区の2位の業者より低くなっているにもかかわらず選定されている。選定基準書によると選定に当たっては「最も高い得点を獲得した者を受託者として決定する」との記載のみであり、1社のみ応募の場合の得点の基準等を特に設けていない。選定に当たって、評価の絶対的な基準を設けて選定作業を行うべきであり、得点が低い場合には改善を促し、再提案を受ける等の手続きを行うことも検討すべきである。
- ② 上記の通り、2及び5の工区は委託料の評価点は何れも2位の業者が高い（委託料

の見積価格は低額)が、他の審査項目の評価点が1位の業者より低いため選定に至らなかった。2の工区は評価者5名のうち各1名が両業者を優位とし、残りの3名はほぼ同様な採点であり、委託料も評価点を構成するとはいえ非常に接近した内容である。また、5の工区は評価者5名のうち3名が1位業者を優位とし、残りの2名はほぼ同様な採点であったが、上記の通り両業者の採点合計は非常に接近している。審査項目の配点は委託料が100点中20点であり、評価全体に占める割合は少ないといえる。当該委託料の配点を増加すると上記の順位は入れ替わる可能性がある。

これらの施設の管理運営はもともと県の指定管理者制度により当法人へ委任されており、その際プロポーザル方式で選定されている。これは公の施設を管理運営するにあたって、民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行なうことが可能なことから当該制度が採用されている。指定管理者制度により施設全体を管理運営するのはもともと当法人であることから、本件の業務は植栽等管理業務の委託であり、当法人が行う管理業務の一部を切り出して委託しているものである。したがって、本件業務の委託にあたっては仕様書等を詳細に定めて、当法人が当該委託業務を監理すれば、このような選定方法によらず、単なる入札制度を活用することでよいものと思われる。上記のように委託料が高い業者にもかかわらず選定されるといったことにはならず、委託料を多く支払う必要もない。

- ③ 募集要項によると、「ヒアリングは本協会が特に必要と判断したとき実施するものとし」ているが、今回の選定作業ではヒアリングは実施されなかった。上記の採点結果の通り2業者が応募している場合は非常に僅差であり、また応募が1業者であっても得点が低い工区がある。提案は文書で提案することが原則ではあるが、提案内容の中には文章ではうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対する質問すべき内容もあると思われる。また、ヒアリングの結果によっては、僅差の得点は逆転する可能性もある。得点が低い工区についてはその原因をヒアリングによって解明することも必要と思われる。したがって、ヒアリングを実施すべきであると思われる。
- ④ 委託業者の指名に当たっては28社を指名し、14社が辞退している。残りの14社が指名参加している。ただし、当該応募した14社は共同企業体等を組成して指名参加しているため参加業者数は前記の7業者に留まり、競争状態になったのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うのなら、複数の業者の参加を受け競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じたコストの縮減等を図るべきである。1業者では競争性がなくこれらの目的が図れないこととなる。また、委託業者の選定に当たってプロポーザル方式を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われる。単なる入札制度では、一定の仕様書に基づく業務遂行能力を前提として業者間による価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、価格や業務遂行能力に加えて、参加業者は仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことが必要になり、そのハードルは高くなる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

(3) トレーニングルーム利用にあたって徴収している登録料について、山梨県都市公園条例での施設利用料との整合性を検討すべきである（意見）

トレーニングルームの利用料金のほかに初回登録料及び再登録料 500 円を徴収している。これらの徴収は山梨県都市公園条例に記載がないため、徴収について当該条例との整合性について検討すべきである。

当法人では小瀬スポーツ公園武道館のトレーニングルーム利用料金として施設の利用料金の他に初回登録料及び再登録料 500 円を徴収している。施設の利用料金の徴収については山梨県都市公園条例第 16 条第 2 項に次のように規定されている。

山梨県都市公園条例

第 16 条 (利用料金等)

2 前項の利用料金の額は別表第六に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める

この別表第六では施設の利用料金の額を具体的に定めているが、登録料 500 円は記載されていない。当該登録料は初回の利用者講習会（ジム機器の使用方法等の講習）の費用とのことであるが、初回の利用登録時に「トレーニングルーム利用者証」を発行しており、また、当該利用者証を紛失し、再登録時に再登録料として 500 円を徴収していることを考えると、登録料は実態としてはこの利用者証の発行手数料となっているものと思われる。発行手数料と考えると初回登録料及び再登録料の徴収は条例に記載がないことから条例違反となる可能性がある。トレーニングルーム利用者証の発行及び再発行には費用を要すること、利用者証の紛失時には再登録料を徴収することにより利用者の利用者証に対する慎重な取扱いを期待できること等から登録料を徴収することは理解できるが、県条例との整合性を検討することが必要と思われる。

(4) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた(指摘事項)

平成22年度の財務諸表に次のような問題点が見受けられた。

- ① 正味財産増減計算書総括表に内部取引の相殺の項目がない。
- ② 貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載間違いが見られた。
- ③ 財産目録の内訳が不明瞭である。

平成22年度の財務諸表について公益法人会計基準の「平成16年度基準」によって作成されているが、次のような問題点が見受けられた。

- ① 特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去する必要があるが、当法人の総括表には内部取引消去欄が設けられていない。
- ② 貸借対照表に次のような記載間違いがある。

科目	合計	一般会計	スポーツ振興基金 特別会計
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	584,457,479	34,886,800	417,263,990
(うち基本財産への充当額)	(誤) (441,907,000) (正) (449,249,340)	(誤) (30,500,000) (正) (31,985,350)	(誤) (411,407,000) (正) (417,263,990)

「財務諸表に対する注記」の3.「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表内で基本財産及び特定資産の財源に記載間違いがある。

一般会計 投資有価証券及び退職給付引当資産の財源に記載間違いがある。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
投資有価証券	31,924,350	(誤) (30,439,000) (正) (31,924,350)	(0)	(0)
小計	31,985,350	(誤) (30,500,000) (正) (31,985,350)	(0)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	245,627,880	(0)	(誤) (0) (正) (13,811,389)	(231,816,491)

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

小計	245,627,880	(0)	(誤) (0) (正) (13,811,389)	(231,816,491)
合計	277,613,230	(誤) (30,500,000) (正) (31,985,350)	(誤) (0) (正) (13,811,389)	(231,816,491)

スポーツ振興基金特別会計 投資有価証券の財源に記載間違いがある。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産 投資有価証券	415,757,185	(誤) (409,900,195) (正) (415,757,185)	(0)	(0)
小計及び合計	417,263,990	(誤) (411,407,000) (正) (417,263,990)	(0)	(0)

スポーツ傷害見舞金特別会計 スポーツ傷害見舞金基金の財源は貸借対照表当期末残高と一致するよう記載すべきである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産 スポーツ傷害見舞金基金	19,918,000	(誤) (20,000,000) (正) (19,918,000)	(0)	(0)

- ③ 財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならないとされているが、その記載が金融資産を除き貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(5) 未使用回数券の使用状況の管理が適切にされていないため前受金計上額が過大に計上される可能性が生じる（意見）

未使用回数券を前受金として計上しているが、発行した回数券の使用状況の管理が不適切であり、現状では使用されずに長期に滞留している回数券が管理できない状況にある。回数券ごとの適切な管理を検討すべきである。

当法人は小瀬スポーツ公園において山梨県都市公園条例別表第六で定められた施設の利用料（1回利用券）の他、回数券を発行し利用者の利便に供している。現在回数券の発行の対象となる施設は陸上競技場、アイスアリーナ、トレーニングルーム、トレーニングルーム（セット利用）、クライミングの5種類である。

当法人では期間損益のより適正な把握のため、販売したが使用されていない回数券の残数量を把握し、平成20年度から当該金額を前受金に計上している。回数券の販売時の利用可能数は販売枚数により把握している。回数券は利用の都度回数券に押印し消しこみを行って使用状況を管理し、また、使用時にレジ入力を行い、レジレシートのサマリーにも使用回数の記載がされるため使用数を把握している。そこで、販売されたが利用されていない利用可能残数は把握可能であり、この利用可能残数に回数券の単価を乗じることにより前受金に計上すべき金額を算定している。しかし、紛失したり、長期に利用を失念され放置された回数券があると、その分だけ残数が年々増加することとなる。回数券に利用期限を設けていないため当該数量を含めて計上された金額も理論的には前受金計上することに問題はなく、管理上は現状での管理も必要と思われる。一方、財務会計上は長期にわたり利用されていない回数券は一般的には貸借対照表に計上する能力を有しない負債とされる。企業会計において発行された商品券についても同様に貸借対照表能力がないものとして会計処理されている。したがって、当法人についても長期に未使用な回数券に相当する金額は前受金に計上すべきではないものと思われる。そのためには回数券ごとの利用管理を行なうことが必要であり、発行後長期間使用されず、長期に滞留している回数券については一定のルールに従い雑収入計上するとともに、落帳処理することが必要である。また、管理上は落帳処理された回数券が使用された場合には、利用料収入の計上と費用の計上が両建てされることとなる。

16. 財団法人山梨県体育協会

(6) 有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会の管理業務を適切に行うべきである（指摘事項）

有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会については、管理業務に不適切な事例が見られた。

- ① 参加者名簿の作成や収納事務等の管理業務が各担当者に委ねられており統一の様式による管理が行われていない。
- ② 参加者から参加費として現金を受領し領収書を発行しているが、領収書はワープロ作成したものであり、連番管理もされておらず、領収証の控えもない。体育協会の領収書によって連番管理を行い現金の管理体制を整備すべきである。

小瀬スポーツ公園では当法人の自主企画事業として有料の各種スポーツ教室を開催し、また、スポーツ指導者研修会を行っている。各教室については指導に当たる担当者等が参加者の受付、名簿の作成、出欠の確認、参加料の徴収及び出欠等の管理等を行っている。これらの管理業務に次のような不適切な点が見受けられた。

- ① 作成されている参加者名簿等がワープロ打ちであったり、手書きであったり、また、参加者名簿という名称であったり、出席簿という名称であったり、その様式も担当者に委ねられており種々である。効率的な管理を行なうためには名簿の様式を統一すべきである。また、参加料の収納管理についても受領の書き込みが担当者により種々であり、統一した管理を行うべきである。
- ② 有料の各種スポーツ教室、スポーツ指導者研修会の参加者から参加費として現金を受領している。当該参加費について領収書を発行しているが、領収書は「山梨県体育協会 事務局長」を受取人と印字され、事前にワープロ作成されたものである。また、連番管理もされておらず、領収証の控えもない。

その他にも機関誌の広告料収入に対しても領収書を発行しているが、当該領収証も担当者がエクセル等のパソコンで作成している。

現金の取扱に関しては、内部牽制の面からも、担当者がワープロ等で作成するのではなく、体育協会としての所定の領収書によって連番管理を行うとともに、控えも保管し適切な現金管理を行うべきである。

(7) 体育史の在庫計上金額について間違いがある (指摘事項)

山梨県体育史を作成し、残部を貯蔵品として計上しているが、体育史の頒布価格を貯蔵品の帳簿価額として計上している。頒布価格ではなく、当該体育史の作成費を貯蔵品の帳簿価額とすべきである。

平成 23 年 3 月末に貯蔵品として「山梨県体育史第 3 巻」558 冊を 6,975,000 円計上している。しかしながら、体育史の頒布金額で貯蔵品に計上されている (売価@12,500 円×558 冊=6,975,000 円)。本来は、販売価格ではなく、当該体育史の制作に要した原価で計上すべきである。体育史は平成 20 年に制作しており、制作費は 1,000 部で 11,985,378 円であるため、1 冊あたりの原価は 11,985 円である。

したがって、本来は@11,985 円×558 冊=6,687,630 円となり、現在の貯蔵品計上額との差額 287,370 円が過大となっている。貯蔵品価額は原価で計上すべきである。

(8) 貯蔵品として計上すべき物品が資産計上されていない (指摘事項)

体育協会が作成したネクタイ、ワッペンが年度末に在庫として残っていたにもかかわらず、貯蔵品として計上されていなかった。貯蔵品として計上すべきである。

国体等の参加に際して、統一のネクタイを使用するために、ネクタイを制作している。22 年度に、ネクタイを 200 本を制作しており (制作費 399,000 円、1 本あたり 1,995 円)、前年度からの繰り越しを含めて年度末には 210 本の在庫があった。同様に、フロッキワッペンも 500 枚作成し (制作費 131,250 円、1 枚あたり 262.5 円)、80 枚使用したため、年度末には 420 枚が在庫として残っていた。両者とも、受け払いは行われているものの、貯蔵品として在庫に計上されていなかった。受け払いの管理も行っており、残高も把握できることからネクタイ 418,950 円 (210×@1,995)、ワッペン 110,250 円 (420×@262.5) を貯蔵品として計上すべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

(9) 寄付金収入の仮領収証を回収すべきである（指摘事項）

寄付金を受領したときに仮領収証を発行し、後日正式な領収証を発行し、仮領収証を回収することとなっているが、仮領収証を回収していない相手先があった。仮領収証を適切に回収すべきである。

現在、山梨県体育協会と競技団体が日本体育協会に対する寄付金を集め、競技団体が集めてきた金額の90%を競技団体に対して補助金として交付しており、山梨県体育協会が集めてきた金額の95%は山梨県体育協会の事業費へ充てている。

当該寄付金を競技団体の担当者が現金で持ってきた場合には、担当者が金庫に入れるとともに、その場で仮領収書を発行して競技団体の担当者に渡している。仮領収書はエクセルで作成して、入金順に連番管理を行っている。

寄付金控除のために、後日、体育協会が本領収書を寄付者に送るとともに、仮領収証を回収することとなっているが、現状では相手方が自主的に返送してきた以外の場合は、仮領収証が回収されていなかった。

回収されていなかった相手先

相手先	金額
企業A	300,000
企業B	30,000
企業C	30,000
企業D	150,000
企業E	50,000
医院A	100,000
団体A	100,000
個人A	100,000
個人B	5,000,000
個人C	5,000,000

寄付金控除のためには正式な体育協会の本領収書が必要であるために悪用されるようなことはないと思われるが、規定通り仮領収証を回収する必要がある。

(10) 年度末購入の物品のうち貯蔵品計上すべきものが見られた(指摘事項)

年度末にプリンターのトナー、文房具等を購入しているが、購入品のうち、実際に使用していないものについては貯蔵品として計上すべきである。また、期末に印刷業者から納入された平成23年度主要行事予定表や各施設回数券及び期末に仕入れた灯油・A重油代等も貯蔵品に計上されていなかった。貯蔵品として計上すべきである。

3月10日に以下の消耗品を購入している。

品名	数量	単価	金額
NEC トナーカートリッジ	3 個	24,000	72,000
インクカートリッジ	2 箱	4,180	8,360

また、3月25日にも以下の消耗品を購入している。

品名	数量	単価	金額
フラットファイル	200 冊	68	13,600
CD-R	10 枚	234	2,340
タックインデックス	40 袋	78	3,120
タックラベル	5 冊	3,300	16,500

さらに、年度末に仕入れた各施設回数券 132,825 円(小瀬スポーツ公園)、3月分A重油代 164,850 円(緑ヶ丘スポーツ公園)、3月分重油・灯油・ガソリン・軽油代 193,380 円(本栖湖青少年スポーツセンター)が見られた。

これらは、期間中にすべて消費したとは考えにくく、期末時に未使用のものについては実地棚卸しを行い、在庫として残っている分については貯蔵品として計上すべきである。

また、年度末に仕入れられた平成23年度の主要行事予定表の仕入価格 147,000 円のうち、平成22年度中に配布されたものを除き期末に在庫として所有している部分については、棚卸しを実施し、貯蔵品として計上すべきである。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

(11) 謝金規定の整備を行うべきである(意見)

現在、医科学セミナー等で講師謝金を払っているが、講師謝金については謝金の規定はなく、前例に従って支払っている状態である。謝金規定等を整備する必要がある。

現在、国体選手の健康証明の他、医科学セミナー、アンチドーピング講習等、種々の講習等で謝金を支払っているが、謝金規定等の根拠に基づいて支払っているわけではない

国体選手の健康証明	医科学セミナー	アンチドーピング講習
1回8,000円	15,000円/時間	12,000円/時間
従来から、枚数にかかわらず1回8,000円で支払っている	高体連と話し合っていて決定している	日体協の助成事業のため

医師の報酬としてはかなり低廉でボランティア的要素が強いとはいえ、将来における担当者の交代等も考慮すると、前例踏襲の場当たりの支給ではなく、何らかの謝金規定を整備する必要がある。

(12) 固定資産の管理を適切に行うべきである(指摘事項)

固定資産の实地調査をしたところ、備品シール等による備品の管理は行われていなかった。備品シール等の手段により適切に備品の管理を行う必要がある。

監事の指摘をうけて、固定資産管理を市販の会計ソフト(PCA会計)に移行中であり、備品シールによる管理を行う予定であるとのことであるが、備品の適切な管理の面からも早急に備品の管理体制を整える必要がある。

(13) 消費税の税務申告に誤謬が見られる (指摘事項)

消費税申告において、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算が行なわれておらず、修正申告が必要と思われる。

消費税法は、特定収入に係る仕入れ控除税額の特例として下記の通り定めている。

第60条 国若しくは地方公共団体、消費税別表第三法人又は人格のない社団等が課税仕入れを行った場合において、課税標準に対する消費税額から控除することのできる課税仕入れの税額は、通常の計算に基づく課税仕入れの税額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除した残額に相当する金額とする。 (下線部は監査人)

① 特定収入がない場合

消費税額 = 課税標準額に対する税額 - 課税仕入れ等税額

② 特定収入がある場合

消費税額 = 課税標準額に
対する税額 - $\left[\begin{array}{l} \text{特例適用前} \\ \text{課税仕入れ等税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特定収入に係る} \\ \text{課税仕入れ等税額} \end{array} \right]$

特定収入がない場合は、預かった消費税から支払った消費税の差額が納税額となるが、特定収入がある場合は、特定収入によって課税仕入れをまかなったとき「購入するが対応する売上げは無い」という最終消費者の立場となり、それに対する課税仕入れ等の税額は支払った消費税より除かれるため (計算式の「特定収入に係る課税仕入れ等税額」)、その税額分、①より納税額が増えることとなる。そして、(財)山梨県体育協会は、②に該当する。しかし、消費税額の計算資料によると、「特定収入に係る課税仕入れ等税額」を適正に処理していなかった。

特定収入は消費税法基本通達に例示されている。

「消費税法基本通達」

第16-2-1 「特定収入」とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、・・・例えば、次の収入 (・・・特定支出のためにのみ使用することとされているものを除く) がこれに該当する。

- (1) 租税
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) 寄付金
- (5) 出資金に対する配当金
- (6) 保険金
- (7) 損害賠償金
- (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費、喜

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

捨金等

協会の平成23年3月期の特定収入は、下記の通りである

特定収入 (単位：円)

項目	金額
補助金	175,352,216
助成金	6,677,000
交付金	14,491,000
寄付金	886,556
賛助会費	2,339,895
計	199,746,667

消費税額の計算では②の算式にあるとおり「特定収入に係る課税仕入等の税額」を控除するので、そのためには、特定収入の用途の特定が必要となる（消費税法基本通達16-2-2）。県に提出している「事業費補助金補助事業実施報告書」のうち「体育協会運営事業」によると下記の通り用途を特定している。

収入 (単位：円、%)

科目	決算額	割合
県補助金	81,507,830	94.775
自己負担金	4,493,327	5.225
計	86,001,157	100.000

支出 (単位：円)

科目	決算額	課税仕入	不課税仕入
報酬	5,864,340	0	5,864,340
給料	34,916,917	0	34,916,917
職員手当	19,841,387	0	19,841,387
福利厚生費	9,017,939	0	9,017,939
旅費	455,488	455,488	0
需用費	3,398,061	3,398,061	0
役務費	2,294,540	2,294,540	0
委託料	1,816,500	1,816,500	0
使用料及び賃借料	169,797	169,797	0
備品購入費	124,950	124,950	0
負担金補助及び交付金	746,400	0	746,400
公課費	113,000	0	113,000
積立金	7,241,838	0	7,241,838
計	86,001,157	8,259,336	77,741,821

収入のうち補助金の占める割合は94.775%なので、課税仕入の「特定収入に係る課税仕入」は8,259,336円の94.775%で7,827,785円となる。差額の431,551円は自己負担金に係る課税仕入となるが、自己負担金のなかに賛助会費等の特定収入が含まれているのならば、それも按分により分ける必要がある。なお、賛助会費は「用途を特定できない特定収入」に分類され、按分の計算も上記とは異なる。このように、それぞれの特定収入の用途を特定し、収入及び支出を下記に分類し総合して消費税を計算することとなる。

収入	課税売上
	非課税売上
特定収入	課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係る特定収入
	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係る特定収入
	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ等に係る特定収入
	用途が特定されていない特定収入
支出	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	不課税取引

以上のとおり、非常に複雑な計算を求めているが、協会の消費税申告は特定収入に係る課税仕入れ等税額を適正に処理しておらず、正確性を欠くものであり、修正が必要である。

16. 財団法人山梨県体育協会

(14) サービス事業特別会計に直接的及び間接的に関わる人件費を適正に計上すべきである(指摘事項)

サービス事業特別会計では、直営レストランの従業員の人件費が計上されているのみである。当該事業には直接的にも間接的にも関わっている協会職員がいるので、これらの人件費を適正に計上すべきである。また、当該事業は収益事業に該当することから、人件費の計上を行なうことにより法人税等の税額軽減が可能であった。

サービス事業特別会計において計上されている人件費は、福利厚生等を含め毎年500万円前後である。その内容は協会が直営する小瀬スポーツ公園レストランの従業員3名分の人件費のみである。当該事業会計の収益項目となる「サービス事業収益」にはレストラン経営による収益の他に「受取手数料」「受取保険料」「受取協賛金」があり、その内容は次のとおりである。

- ① 受取手数料・・・自動販売機の売上手数料⇒仕入売上はなく手数料のみ
 仮設(飲食等)売店売上手数料⇒公園内のイベント時の売店
 (テント等)の出店手数料
 スケート靴貸出売上手数料⇒靴は業者持ち、貸出業務も業者が行っている
 ので手数料のみ
- ② 受取保険料・・・八代射撃場の利用者が任意に加入する射撃場保険料手数料
- ③ 受取協賛金・・・自動販売機設置者が本協会に収める事業協力金

このような手数料収入に関係して総務業務を行なう協会職員がいるものと思われる。例えば、業務を行うにあたり、それを選考、決定する人員、実行にあたり対応する人員、保険業務を請求する資料を作成する人員等、専従ではないが必要に応じて随時対応する人員がこれらの業務にあたるものと考えられる。また、当該事業会計には上記の「サービス事業収益」のほかの収益項目に「スポーツ振興事業収益」がある。この事業は、小瀬スポーツ公園や富士北麓公園で行う協会主催のスポーツ教室、スポーツイベントの参加型事業であるが、これらに係る経費に人件費の計上はなく、参加講師の謝金のみである。これらも協会関係者が関わっているため、本来人件費の計上があつてしかるべきである。

このような総務業務を行なう人員の人件費は、サービス事業会計のなかに適正に反映させるべきである。また、この会計は収益事業に該当するため、法人税等の申告対象であり、人件費を経費計上することにより税額負担を軽減することになる。

(15) 指定管理料の算定にあたりサービス事業特別会計を含めることを検討すべきである(意見)

サービス事業特別会計の事業は協会が行う自主事業であり、指定管理業務である施設管理事業に付随した事業と考えられる。
平成18年度からの5年間で112百万円の利益を上げている状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたっては、当該サービス事業特別会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。

サービス事業特別会計の正味財産増減額(当期利益)及び税引き前当期利益は次のとおりである。

(単位:円)

	正味財産増減額	税引き前当期利益
平成18年度	14,657,951	21,095,352
平成19年度	19,116,243	28,438,225
平成20年度	17,399,319	25,767,203
平成21年度	12,588,222	20,206,238
平成22年度	11,935,960	16,987,162
合計	75,705,729	112,494,180

サービス事業特別会計でのレストランの収益は、「サービス事業収益」の「売上」に計上されており、対応する経費は、材料費、レストラン使用料、水道光熱費等が挙げられる。また、他の「サービス事業収益」である「受取手数料」「受取保険料」「受取協賛金」については(14)に記したとおり、当該収益の内容は手数料が主であり、対応する経費は、電気料、使用料といった需要費及び減価償却費等、役務費等で少額である。そのため、上記の高額の利益が残ることとなる。このように総体の経費が掛からないのは、これらの手数料がいわば付随的な収益のためであり、本体である指定管理業務の事業無くしては得られないものと考えられる。

現在、当該事業は指定管理者の費用と責任において実施する自主事業としての位置づけであり、指定管理業務の範囲からは除かれているため、県の指定管理料は施設管理事業会計のみで収支計算をしている。また、体育協会が管理している施設において、当該事業は募集要項に基づき指定管理者に優先的に許可されており、収益施設ではなく便益施設として、得られた収益は利用者へのサービス向上などの活用方策等へ利用することとされている。

そのため、当該事業は、指定管理業務(施設管理事業会計)とは別の独立した会計単位(サービス事業特別会計)となっている。しかし、前述のとおり事業の内容を見る限りにおいては単独で経営が成り立つものではなく、指定管理業務である施設管理事業に

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

付随した事業と思料される。

結果としてではあるが上記の通り、平成18年度からの5年間で112百万円の利益を上げている状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたっては、自主事業であり施設管理の付随事業と見られるサービス事業特別会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。

(16) 小瀬スポーツ公園の収支予算と収支決算において差異が生じている支出項目が見られるため、現在の実績を考慮し、事業計画の作成をする必要がある。(意見)

小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる収支決算」によると、事業計画時の収支予算と実績に多額の差異が生じている下記の通りの支出項目がある。当該支出項目については、事業計画の積算根拠が実態と乖離していると判断される。

平成18年度から平成22年度の5年間の差異の累計(計画-実績)

人件費 : 46,911千円

水道光熱費 : 46,846千円

管理委託費 : 108,403千円

修繕費 : △41,041千円

その他経費 : △90,073千円

事業計画と実績との乖離が大きいと、結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるので、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。

なお、修繕費の支出は水道光熱費予算の流用によるものであり、事業計画の段階で、適正な予算を計上する必要がある。また、修繕費節減のためには費用対効果を勘案し大規模修繕の実施も検討すべきである。

① 小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる収支決算」によると、次の支出項目について事業計画と実績に多額の差異が生じている。

「人件費」

(単位：千円)

	事業計画書	実績	差異
平成18年度	193,256	187,691	5,565
平成19年度	203,436	189,393	14,043
平成20年度	210,496	201,678	8,818
平成21年度	208,344	198,006	10,338
平成22年度	187,753	179,606	8,147
計			46,911

「水道光熱費」

(単位：千円)

	事業計画書	実績	差異
平成18年度	115,882	106,131	9,751
平成19年度	116,416	108,067	8,349
平成20年度	116,949	114,285	2,664
平成21年度	114,551	96,502	18,049
平成22年度	113,385	105,352	8,033
計			46,846

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

「管理委託費」

(単位：千円)

	事業計画書	実績	差異
平成18年度	184,718	156,626	28,092
平成19年度	184,749	157,536	27,213
平成20年度	186,776	157,890	28,886
平成21年度	172,820	154,809	18,011
平成22年度	167,055	160,854	6,201
計			108,403

人件費について計画と実績の人員状況は次のとおりである。

人員状況

(単位：名)

	計画	内正職員	臨時職員	実績	内正職員	臨時職員
平成20年度	38	22	16	39	20	19
平成21年度	38	21	17	39	21	18
平成22年度	39	21	18	40	17	23

上記のうち正規職員状況

(単位：名)

	計画	実績	うち計画内	うち計画外
平成20年度	22	20	14	6
平成21年度	21	21	16	5
平成22年度	21	17	13	4

これによると、人件費の差異は正規職員の減員分を臨時職員の採用で対応していること、及び事業計画外（小瀬スポーツ公園以外の指定管理事業からの異動を含む）の職員を採用していることが要因として考えられる。

水道光熱費の差異については、平成18年及び平成21年の電力の契約内容の見直しや経費削減などの経営努力による削減であることも要因とされるが、その点を考慮しても結果としては上記の差異は多額と思料される。

管理委託費の差異について、協会で行っている管理委託料の積算根拠は県で使用している積算と同じである。差異の要因の一つとしては、協会は入札の他に落札業者と長期契約を締結しており、これらの請負による差額であることが考えられる。しかし、平成22年度は、積算資料に「外部委託業務入札契約差額減額 10,000 千円」と記載がある通り予算額が減額されている。長期契約による差金は、当初の事業計画段階で考慮すべき事項であり、過去の計上額を精査すべきであったのではないかと思料される。

以上において、たとえ協会の支出経費削減の成果を認めたとしても、5年間の3項目の差異は合計2億円超と多額である。また、平成18年度から平成20年度の3年間の指定管理契約期間の支出金額の差異を認識した上で、さらに平成21年度及び平成22年度に多額の差異が生じていることは、3年間の実績を指定管理料に反映していないとも受取られる恐れがある。

- ② 一方、小瀬スポーツ公園の次の支出項目も事業計画と実績に多額の差異が生じている。
(単位：千円)

	修繕費			その他経費		
	事業計画	実績	差異	事業計画	実績	差異
平成 18 年度	9,433	14,876	△ 5,443	18,149	36,902	△ 18,753
平成 19 年度	9,433	14,757	△ 5,324	21,137	32,358	△ 11,221
平成 20 年度	9,433	15,740	△ 6,307	25,427	42,945	△ 17,518
平成 21 年度	16,379	32,821	△ 16,442	20,954	47,371	△ 26,417
平成 22 年度	21,953	29,485	△ 7,532	16,755	32,919	△ 16,164
計	66,631	107,679	△ 41,048	102,422	192,495	△ 90,073

前述した①のケースは、事業計画に比べ実績額が下回っている支出項目であるが、②のケースはそれとは逆に実績額が上回っている支出項目である。

修繕費の差異は、施設等の老朽化による計画外の修理箇所が増加が要因と考えられる。その他の経費の差異は、計画外の建物附属設備、什器備品等の固定資産の購入支出と利益の計上に伴う法人税等の支出に起因する。

- ③ 以上 5 項目を見た限りにおいて、事業計画と実績との乖離は多額であり事業計画の積算そのものに問題がある可能性は否定できない。事業計画と実績との乖離が大きいと、結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるため、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。

なお、協会の「管理業務にかかる収支決算」に、事業計画外の修繕費を支出するために水道光熱費の残額（計画より支出が少ないため残った額）を活用して充てている旨の記載が毎年度あるが、このことは、水道光熱費予算の修繕費への科目間流用であり、本来は事業計画段階で適正な予算を計上すべきである。

また、修繕費に関して毎年これほどの事業計画外の支出をしていることは、既存の施設・設備等の耐用年数が経過していることに起因していると思われる。計画外の支出が多額に及ぶ理由が施設等の老朽化によるものであるならば、県が大規模修繕を行うことにより、指定管理者の毎年のランニングコストを減らすことができるのではないかとと思われる。このことは指定管理料の削減を図ることに繋がるので、県予算との関連もあるが、費用対効果を分析し経済効率性の観点から検討すべきものと思料される。

さらに、その他経費のうち法人税等は、小瀬スポーツ公園のみの金額は不明であるが、施設管理事業会計（指定管理の対象となる小瀬スポーツ公園、八ヶ岳スケートセンター、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園、八代射撃場、本栖湖青少年スポーツセンター等）の 5 年間の総額が 87,051 千円（サービス事業特別会計を含む収益事業の総額は 5 年間で 124,840 千円）である。この納税額のもととなる利益を生む原資には県の指定管理料が含まれており、当該金額が県から国等へ納入されたことと同じことになるとと思われる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

(17) 指定管理業務における事業計画と実績とを比較すると、結果としてではあるが、指定管理料の過大支給があったものと推定されるため、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。(意見)

施設管理業務とサービス事業は収益事業であり、当該事業における利益金額は高額である(平成18年度から平成22年度の5年間の収益事業における利益の累計は376,608千円であり、そのうち施設管理業務は264,114千円である)。結果としてではあるが、施設管理業務に帰属する部分については、指定管理料の過大支給があったものと考えられる。また、指定管理料は年々圧縮されているが、利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。

協会の施設管理業務とサービス事業は収益事業であり、毎年度、法人税等の税務申告を行っている。その所得金額及び利益金額は次のとおりであり、利益金額より(15)に記したサービス事業の利益を差し引いた金額が、施設管理事業の利益である。

(単位：千円)

	所得金額	税引き前当期純利益	うち施設管理事業分
平成18年度	92,801	94,545	73,450
平成19年度	78,346	86,764	58,325
平成20年度	71,676	77,693	51,926
平成21年度	68,862	73,257	53,051
平成22年度	38,545	44,349	27,362
計	350,230	376,608	264,114

指定管理業務における事業計画のなかでは、県の指定管理料の収入を含めたところで収支の差額はゼロとなっているので、上記の利益は、協会による成果によるものかを精査する必要がある。「管理業務にかかる収支決算」による収入項目を一覧表にまとめると次のとおりになる。なお、収入は施設利用料収入、協会の自主事業による収入と県の指定管理料である。

収入

(単位：千円)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績
八ヶ岳スケートセンター	53,770	54,724	53,872	54,714	53,960	54,607
富士北麓公園	96,760	103,102	86,694	87,986	88,305	89,155
緑が丘スポーツ公園	86,850	83,668	87,852	85,405	88,209	88,387
八代射撃場	6,219	6,379	6,226	6,635	6,227	6,934
本栖湖青少年スポーツセンター	34,854	36,494	35,772	37,149	36,267	38,516
小瀬スポーツ公園	547,948	559,598	562,011	571,043	579,033	600,115
計	826,401	843,965	832,427	842,932	852,001	877,714

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

	平成 21 年度		平成 22 年度		5 年合計		
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績	差異
八ヶ岳スケートセンター	56,455	56,713	56,125	55,819	274,182	276,577	△ 2,395
富士北麓公園	89,498	91,547	88,856	91,063	450,113	462,853	△ 12,740
緑が丘スポーツ公園	88,522	88,942	79,600	78,356	431,033	424,758	6,275
八代射撃場	6,172	6,620	6,103	6,697	30,947	33,265	△ 2,318
本栖湖青少年スポーツセンター	37,032	40,306	37,502	35,664	181,427	188,129	△ 6,702
小瀬スポーツ公園	567,674	583,381	540,600	549,454	2,797,266	2,863,591	△ 66,325
計	845,353	867,509	808,786	817,053	4,164,968	4,249,173	△ 84,205

平成 18 年度から 5 年間の事業計画との差異は、84,205 千円の収入増と評価できる。収入計画については過去数年の収入の平均値等を採用しており、実績増の要因として、利用者サービス向上の結果利用者増に繋がったものと考えられる。

一方、支出については次のとおりである。

支出

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績
八ヶ岳スケートセンター	53,770	52,343	53,872	52,917	53,960	53,381
富士北麓公園	96,760	100,911	86,694	86,966	88,305	95,805
緑が丘スポーツ公園	86,850	79,557	87,852	81,152	88,209	88,387
八代射撃場	6,219	6,014	6,226	5,956	6,227	6,189
本栖湖青少年スポーツセンター	34,854	32,740	35,772	35,591	36,267	36,192
小瀬スポーツ公園	547,948	526,900	562,011	532,691	579,033	569,719
計	826,401	798,465	832,427	795,273	852,001	849,673

	平成 21 年度		平成 22 年度		5 年合計		
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績	差異
八ヶ岳スケートセンター	56,455	53,985	56,125	52,694	274,182	265,320	8,862
富士北麓公園	89,498	92,063	88,856	95,726	450,113	471,471	△ 21,358
緑が丘スポーツ公園	88,522	86,391	79,600	72,197	431,033	407,684	23,349
八代射撃場	6,172	6,523	6,103	6,309	30,947	30,991	△ 44
本栖湖青少年スポーツセンター	37,032	35,896	37,502	31,366	181,427	171,785	9,642
小瀬スポーツ公園	567,674	559,618	540,600	541,398	2,797,266	2,730,326	66,940
計	845,353	834,476	808,786	799,690	4,164,968	4,077,577	87,391

平成 18 年度から 5 年間の事業計画との差異は、87,391 千円の支出減と評価できる。

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

従って、平成18年度から平成22年度までの5年間の収支差額は171,596千円（収入増84,205千円＋支出減87,391千円）となる。支出には資産の購入額50,000千円余と法人税等の87,000千円余が含まれているので、この収支差額に加算し、それに減価償却費等44,000千円余を当該収支差額から減算すると、最初に記した施設管理事業分の利益の264,114千円となる。

事業計画において、収入を過少評価し経費を過大評価するならば、必要とされる指定管理料は増大し、結果として利益が生じる。収入増の84,205千円には、一般会計から退職金に充てるための資金としての9,600千円等も含まれているので、実質の収入増は74,605千円である。収入における事業計画との当該差額74,605千円を協会の成果とし、例えその全額が利益に貢献しているとみても、差額の189,509千円（利益264,114千円－収入差額74,605千円：年平均にすると37,901千円）は経費削減の努力を考慮しても、多額であると思料される。結果としてではあるが、指定管理料が過大ではないかと判断される可能性は否定できない。

また、指定管理料は下記のとおり5年間で総額33億円超である。平成18年度に指定管理者制度を導入した時点と比較すると、下記の通り指定管理料は圧縮されているが、当法人に留保されている利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。

指定管理料の推移

(単位:千円)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	計
八ヶ岳スケートセンター	49,067	49,075	49,068	51,207	50,877	249,294
富士北麓公園	87,101	76,949	78,188	77,203	76,781	396,222
緑が丘スポーツ公園	72,680	73,681	74,045	74,358	71,624	366,388
八代射撃場	4,618	5,034	5,040	4,632	5,026	24,350
本栖湖青少年スポーツセンター	21,318	22,241	22,735	23,501	23,966	113,761
小瀬スポーツ公園	442,503	451,778	459,048	443,562	420,275	2,217,166
計	677,287	678,758	688,124	674,463	648,549	3,367,181

(18) 現金及び領収書の管理が不適切である (指摘事項)

小瀬スポーツ公園内の4ポイントにおける現金及び領収書の管理状況を確認した結果、法人において現金及び領収書の取り扱いについて統一のルールはなく、現金残高の不一致等の致命的なミスが散見された。県から指定管理を受けている団体として、その管理の状況は極めて不適切である。現金及び領収書の取扱いについては法人の内部管理上重要視されるべき事項の一つであることは言うまでもなく、現在の状況は早急に改善が必要である。

小瀬スポーツ公園内の事務局、体育館、アイスアリーナ、武道館の4ポイントにおいて現金及び現金等価物の実査、並びに領収書の管理状況の確認等を行った結果、以下のとおりであった。

①事務局

i 現金

事務局受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用の現金について実査を行った。

(A) 実際現金有高	25,500 円
(B) 計算上の現金有高	26,600 円
(C) 差異……………(A)-(B)	△1,100 円

当該釣銭用の現金については毎日 20,000 円が開始残高となっており、それに当日の窓口収入分 6,600 円を加えた 26,600 円が、実査時点での計算上の残高であったが、実際の現金有高は上記のとおり 1,100 円が不足するという結果となった。現金の不足額が発生した原因について担当者が調査したところ、以下の事実が判明した。

実査前日夜のイベントにおける売上入金額が 1,000 円不足していたという事実が存在し、翌朝に口頭でその旨の引継が行われた。釣銭用の現金については、毎朝始業時に残高が 20,000 円になっているかを確認するとのことであるが、実査当日は残高の確認前、始業と同時に 1,100 円の窓口収入による入金があった。その入金の実事を知らない者が現金のカウントを行ったところ残高が 21,100 円あったため、前日の売上入金の不足額であると判断し、その 1,100 円を個人の判断で手提げ金庫から別にまとめられていた前日の売上金額に加えてしまい、結果として窓口手提げ金庫内の現金が不足する結果となった。

続けて、事務所奥にある金庫内の現金について実査を行った。

(a) 実際現金有高	40,650 円
(b) 計算上の現金有高	40,650 円
(c) 差異……………(a)-(b)	なし

当該現金はプールのロッカーから回収したものであり、収納後に金融機関等に預け入

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

られることなく、小口現金とは別に、そのまま法人内での両替等に利用されているとのことであった。夏期のプールの繁忙期においては、常に釣銭用の硬貨が相当量必要となってしまうため、そのような処理を行っているとのことであった。業務を円滑に遂行する観点から、一定の斟酌すべき事情は認められるが、当法人の会計規程第25条に反していると判断される。もしもその規定が実務上、業務の円滑な遂行を阻害しているのであれば、そのような規定は改正等を行っていくことが必要であると判断される。

「財団法人山梨県体育協会会計規程」

第25条 現金はすべて取引金融機関に預け入れなければならない。但し釣銭、小口払い及び債権者との間に特約がある場合の支払いにあてるため、出納責任者が承認した範囲内で手持ち現金を置くことが出来る。

また、金庫内の封筒から現金900円が発見された。これはプールにて販売しているスイミング用おむつの販売収入分とのことであったが、これについては実査時点において収入として計上されておらず、簿外現金となっていた。現金の収納については職員による着服等の不正を防止するためにも、更に厳格な扱いが必要である。

ii 領収書管理

事務局受付窓口における領収書の管理状況について確認を行った。領収書綴りは年度での切り替えは行わず、年度を越えて使用しており、領収書の発行についても年度を越えて連番での管理を行っているとの説明を受けた。確認した範囲内においては、そのような処理が行われていることが確認できたが、机引き出し内に渡し漏れの領収書（平成23年8月2日 上様 1,800円）が放置されていた。そのような領収書は書き損じの領収書と同様にバツ印等を付した上で領収書綴りの控えとセットで管理するべきである。

②体育館

i 現金

体育館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品販売及びコピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、釣銭及び物品販売分について過不足は存在しなかった。しかし、物品販売により収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていない。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、特段行っていないとのことであった。コピーサービスによる現金の収納についても物品販売と同じく日々の収納金額をノートに記載しているのみで、残高の確認についても同様に月末の締め時点以外においては全く行っていない。コピーサービスに係る実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額を突合した。

(A) 実際現金有高	1,710 円
(B) 収納ノートの集計金額	720 円
(C) 領収書控の集計金額	980 円

突合の結果は上記のとおりであり、実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額の全てが異なるという極めて不適切な結果となった。さらに、コピーサービスにより収納した現金は空き缶に無造作に入れられた状態で保管されており、その保管状態についても問題があると言わざるを得ない。

また、手提げ金庫内に体育館での遺失物として現金 1,010 円が保管されていた。これは平成 23 年 7 月 4 日に拾得されたものであることが記録から判明したが、現金実査日は平成 23 年 8 月 12 日であり、現金遺失物拾得より 1 ヶ月以上の期間にわたり特段の処置がなされていない状況であった。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第 4 条に基づき警察署への届出等の処置を講じるべきである。

「遺失物法」

第 4 条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかにこれを警察署長に提出しなければならない。

その上、手提げ金庫内の別封筒に体育館受付において発生した現金過不足 2,391 円がプールされていた。担当者によると体育館受付で生じた現金不足についてはその現金から充当している旨の回答を受けたが、当該現金は完全に簿外であり、その使用用途に係わらず、そのような現金が存在していること自体が重大な問題である。日々の現金取扱いの中で過不足が一定程度生じてしまうことは避けられない部分もあるかと思うが、その処理は言うまでもなく帳簿上において行われるべきであり、現状での処理は極めて不相当であると断言できる。現金の管理に対しては基本的な部分から早急に見直す必要がある。

ii 領収書管理

体育館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書綴りは年度での切り替えは行わず、年度を超えて使用しており、領収書の発行についても年度を超えて連番での管理を行っているとの説明を受けたが、領収書への付番は前もって行われてはおらず、発行の都度行っていた。事故を防止するためにも領収書への付番は前もって行う必要がある。事実、貸し出し用領収書 No. 3 の平成 23 年 4 月 10 日発行の領収書の番号が正しくは No. 89 とされるところが、誤って No. 98 と記載されていた。また、利用者から領収書の発行について希望がない場合においても発行を行い、直後に控えを残して破棄をしているとの説明を受けた。そもそも、そのような場合における領収書発行の必要性については疑問を感じるが、少なくとも破棄ではなく、通常の手書き領収書の処理に準じて、控とともに保管を行うといった管理方法が適切であると考えられる。

16. 財団法人山梨県体育協会

③アイスアリーナ

i 現金

体育館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品貸与、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足は存在しなかった。また現金収納の管理は専用の帳簿で行われており、入出金の記載がなされ、日々の残高も記載されていた。

ii 領収書管理

アイスアリーナ受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書綴りは年度での切り替えは行わず、年度を超えて使用しており、領収書の発行についても年度を超えて連番での管理を行っているとの説明を受けた。確認した範囲内においては、そのような処理が行われていることが確認できた。

④武道館

i 現金

武道館受付窓口の手提げ金庫内にある釣銭用及び物品販売、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足は存在しなかった。しかし、物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていなかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、特段行っていないとのことであった。

ii 領収書管理

武道館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書綴りは年度で冊子本体の切り替えを行い、年度を超えて使用することはないと説明を受けたが、実際の運用状況を確認したところ以下のとおりであった。

(i) 領収書ラインテープ No. 101~150	H22. 10. 25~H23. 8. 3 の期間使用
(ii) 領収書ラインテープ No. 1~50	未使用。(i) 終了後に切り替え予定。

さらに、ノートに記載されている現金収納と領収書控えについて、その合計金額は一致したものの、ノート上の収納件数と領収書控えの枚数が一致しなかったため、その原因について確認を行った。武道館受付においては利用者が領収書は不要である旨の申し出があった際にも、領収書の発行を行い、直後に控えを残して破棄を行なっているとのことであったが、その時に複数の取引をまとめて領収書の発行を行っている事実が判明した。例えば現金出納の管理を行っているノートにおいては「H23. 7. 30 なぎなた 120円」「H23. 7. 30 ドッジボール 20円」と別の取引であったものが、その両者とも領収書が不要であったということで、領収書控えには「H23. 7. 30 なぎなた 150円」となっていた。言うまでもなく、領収書はその取引の事実に基づいて発行が行なわれるべきであり、前述のような簡便的な処理は例外処理としてすら認められるものではなく、早急に

是正されるべきである。

⑤全体

小瀬スポーツ公園内の4ポイントにおける現金実査等の監査結果は上記のとおりであったが、現在、法人内でその取扱いルールの一統がなされておらず、全体として現金及び領収書の管理に不適切な事例が散見された。現金及び領収書の管理は法人として重要性の高い事項の一つであり、また最も不正の発生しやすい事項の一つでもある。現金及び領収書の管理については基本的なところから見直し、日々の残高の確認はもちろんのこと、後日においても検証が可能となるように法人内で統一のルールを作成し、それが確実に運用されることが強く望まれる。現在の状況は極めて不適切であると判断され、早急に改善される必要がある。

16. 財団法人山梨県体育協会

(19) スポーツ傷害見舞金基金については、県等への返還を検討すべきである(意見)

スポーツ大会に参加した選手等が負傷等した際の見舞金の給付をその目的としたスポーツ傷害見舞金基金について過去の支給実績を調べたところ、その支給は過去16年間に渡って全く行われておらず、当該積立金2千万円については基金が単に拘束されている状態であると判断される。また、給付の対象者は他の傷害保険に加入している者に限定されているが、基金の本来の趣旨からして妥当であるとは考えられない。基金の目的とするところが各種傷害保険によって十分に達成可能であるとするならば、長期間拘束されたままの当該基金2千万円については県等の出捐者への返還も検討すべきである。

当法人では各種のスポーツ大会に参加した選手等で負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を円滑かつ、効果的に行うため、スポーツ傷害見舞金基金を設置している。当該基金の概要、及び支給の対象者並びに給付金額は以下のとおりである。

基金の額	20,000,000円
出捐者	山梨県教育委員会より10,000,000円(平成3年9月30日決定通知) (財)仲田育成事業団より10,000,000円(平成3年8月29日決定通知)
管理	基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法で保管
運用	設置の目的に応じ、確実かつ効率的な運用
処分	原則処分できない(基金事業を遂行するためにやむを得ない理由があるときは理事会の議決を経て処分可能)

((財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金基金設置規定より)

「(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金規定」

第2条 次に掲げる事業に参加してその活動中に負傷し又は死亡した選手(略)で、障害給付制度を有する保険に個人又は団体で加入しているものに見舞金を給付する。

- 一 本会及び本会に加盟する団体が主催する事業
- 二 山梨県及び山梨県教育委員会が主催し、又は選手を派遣する事業
- 三 山梨県競技力向上対策本部が行う競技力向上のための事業
- 四 県学校体育団体の上部団体が主催する事業
- 五 山梨県高等学校野球連盟並びに山梨県特殊教育諸学校体育連盟及びその上部団体が主催する事業
- 六 会長が特に必要と認める諸事業

第3条 次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表下欄に掲げる見舞金を支給する。

1	治療に要する期間が 3 月以上 6 月未満の負傷	30,000			7 級	1,100,000
2	治療に要する期間が 6 月以上の負傷	50,000			6 級	1,250,000
3	後遺障害	14 級	50,000	4	5 級	1,400,000
		13 級	200,000		4 級	1,550,000
		12 級	350,000		3 級	1,700,000
		11 級	500,000		2 級	1,850,000
		10 級	650,000		1 級	2,000,000
		9 級	800,000		死亡	2,000,000
		8 級	950,000			
備考 この表において後遺障害とは、日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和 61 年 2 月 25 日 文部省令第 2 号）別表の後遺障害をいう。						

見舞金の対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県スポーツ少年団大会 ・ 県体育祭り ・ 国民体育大会関東ブロック大会・本大会 ・ 市町村体育祭り、市町村競技別大会等住民全員を対象とする規模以上のもの ・ 競技団体別県選手権大会（小・中・高・一般） ・ 競技別関東及び全国大会等県予選 ・ 競技別国民体育大会県予選 ・ 県新人体育大会 ・ 中・高県総合体育大会 ・ 中・高 関東、全国大会県予選 ・ 県一周駅伝 ・ 県スポーツ・レクリエーション祭 ・ 四川省スポーツ交流大会 ・ 国民体育大会関東ブロック大会・本大会 ・ 全国身障者スポーツ大会 ・ 全国健康福祉祭（スポーツ種目） ・ 全国スポーツ・レクリエーション祭 ・ 競技力向上のための本部事業（合宿、交流試合等） ・ 関東高校体育大会 ・ 全国高校総合体育大会 ・ 全国高校選抜大会 ・ 関東中学校体育大会
-------------	--

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

<ul style="list-style-type: none"> ・全国中学校総合体育大会 ・関東・全国高等学校野球大会 ・関東・全国選抜高等学校野球大会 ・山梨県特殊教育諸学校体育連盟及びその上部団体が主催する事業
--

(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金基金設置規定については平成3年8月7日、(財)山梨県体育協会スポーツ傷害見舞金規定は平成3年9月1日付けで施行されているが、施行後の実際の見舞金の支給状況は以下のとおりであった。

年度	傷害名	期日	見舞金額
平成4年度	右肩鎖関節脱臼	全治5ヶ月15日	30,000円
	左足関節開放性脱臼	全治4ヶ月1日	30,000円
平成5年度	右膝複合靭帯損傷腓骨骨折	全治5ヶ月28日	30,000円
平成6年度	右アキレス腱断裂	全治3ヶ月16日	30,000円
	右アキレス腱断裂	全治3ヶ月16日	30,000円
平成7年度～22年度	(給付無し)	(給付無し)	(給付無し)

平成7年から平成22年度の間、スポーツ傷害見舞金の支給実績は件数、金額ともに0である。16年間という長期間において、上記の各種スポーツ大会等において給付の対象となる事由が発生しなかったとは考え難い。当該見舞金の支給制度については毎年関係団体等に周知は行っていたとのことではあるが、実際の運用状況を勘案するとその周知の方法については改善する必要があると判断される。また、上記の見舞金規定の第2条によると、見舞金の支給対象となりうるのは傷害保険に加入しているものに限るという定めがあるが、支給対象となる資格を傷害保険加入の有無で限定することは制度の本来の趣旨を鑑みるに、著しく妥当性を欠いているのではないかと思われる。

以上より、スポーツ傷害見舞金基金が制度として機能していないと判断され、かつ、スポーツ大会において負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を行うという基金の設置目的が各種の傷害保険等によって十分に補填することが可能であるとするならば、単に長期間拘束されているだけの当該基金については山梨県等の出捐者に返還を行うことも検討すべきである。

(20) 当法人が事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会について法人税等の申告漏れが存在する(指摘事項)

当法人がその事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会については人格なき社団として、法人税等の課税主体となると判断されるが過年度においては特段申告を行っていない。課税当局と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

山梨県体育祭り実行委員会が主催する山梨県体育祭りは、「県民一人ひとりがスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフの創造と地域スポーツの振興を図り、明るく豊かで活力あるふるさとづくりに寄与すること」を目的として毎年開催されている。実行委員会の事務運営等の実務は全て当法人の職員によって行われており、その結びつきは強いと判断される。実行委員会は規定や代表者等の定めも存在し、法人税法上の人格なき社団に該当すると考えられる。また、各種競技団体や民間企業からの山梨県体育祭りのプログラムへの広告掲載料収入については、税法上の収益事業である出版業の付随事業と考えられる。以上を勘案すると、実行委員会は法人税等の課税主体となると判断されるが過年度においては特段申告等を行っていなかった。実行委員会の平成20年度から平成22年度の収支状況は以下のとおりである。

単位：円

	H20	H21	H22
補助金収入	6,083,414	6,011,048	5,944,878
広告料収入	3,811,000	3,419,500	2,923,870
その他収入	4,255	871	558
事業費	9,748,669	9,581,419	8,869,306
収支差額	150,000	0	0

上記表のとおり、たしかに過去3年間においては平成20年度を除いて最終的な収支はゼロとなつてはいるが、少なくとも県民法人税及び法人市民税の均等割部分(県民法人税均等割20,000円、法人市民税均等割50,000円)については過年度において申告及び納税の必要があったと考えられる。また、支出の内容によっては源泉税の徴収が必要となるケースも想定される。前述のとおり、実行委員会の事務局は当法人であるため、税務の申告及び納税を行うに当たっても、当法人が担当することとなると思われる。今後は適切な租税実務が行われることが必要であることは言うまでもないが、過年度に申告等をすべきであったと思われる分についても課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

(21) 固定資産に係る会計処理が会計規定と一致していない(指摘事項)

固定資産に係る会計処理について、会計規定と一致していない事例が見られた。

①規定では10万円以上の資産については台帳に記載の必要があるが、取得年度に即時償却される法人税法に規定される少額減価償却資産の記載が無かった点。

②規定では償却の開始月が取得の翌月とされているが、実際には取得した月より償却が開始されていた点。

今後は規定に沿った処理を行うか、若しくは規定自体の変更を検討すべきである。

①法人税法に規定される少額減価償却資産の管理について

当法人において固定資産とは以下のとおりに定義されている。

「財団法人山梨県体育協会会計規程」

第43条 固定資産とは流動資産及び繰延資産以外の資産で1年を超えて有する資産をいい、耐用年数1年以上で取得価格10万円以上の有形固定資産、その他固定資産としての無形固定資産及び投資等の資産をいう。

上記の規程に従えば、取得価格10万円以上の資産については、その全てが固定資産台帳に記載されているはずであるが、実際は税法上の少額減価償却資産に該当する取得価額30万円未満の固定資産については即時償却されており、固定資産台帳への登載はなされていなかった。

「租税特別措置法」

第67条の5 (略) 事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(略)を有する場合において、(略)事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

②固定資産償却計算開始月の会計規定との不整合について

当法人の会計規定には固定資産の償却計算を開始する月について以下のとおり規定されている。

「財団法人山梨県体育協会会計規程」

第46条2項 減価償却は当該減価償却資産を取得した日の属する月の翌月から始めるものとする。

固定資産台帳において、償却開始月を確認したところ、実際は取得した日の属する月から減価償却の計算が行われていた。①及び②ともに当該処理は、税法上も認められており、その処理の妥当性自体に異を唱えるものではないが、実際の経理処理と会計規定が異なるという状況は改善が望まれる。現在の会計規定が、実際の経理処理に整合していないのであれば、会計規定自体の変更を検討するべきであると思われる。

(22) 退職給付引当金及び退職給付引当資産が 1,320,000 円過大計上となっているため取崩しの処理を行うべきである。また、引当資産については取扱要領の作成が望まれる。(指摘事項)

当法人の平成 22 年度決算時における退職給付引当金及び退職給付引当資産の金額は、本来あるべき金額よりも 1,320,000 円過大計上となっているため速やかに取崩しの処理を行うべきである。また、当法人が採用している退職給付引当資産の要積立額の計算方法は広く一般的に採用されている方法と異なり、法人の独自性が強いものとなっているため、その取扱いについては公益法人会計に関する実務指針に定められている取扱要領を作成することが望まれる。

当法人の退職給付引当金は、財団法人山梨県体育協会退職手当規定に基づいて計算された期末における自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済(以後、「中退共」という。)への外部積立金を控除した金額を計上することとされており、平成 22 年度決算時点においては 231,816,491 円が貸借対照表に計上されていた。当該引当金の金額について適正性を確認するために法人が作成した積算資料を閲覧したところ、平成 22 年度決算時点における引当金の要計上額は 230,496,491 円と積算されており、実際の決算額は 1,320,000 円過大計上となっている事実が判明した。その原因について担当者を確認したところ、平成 21 年度決算時点において、平成 21 年度末で退職した者に対する未払いの退職金に対応する中退共への外部積立 1,320,000 円について、誤って外部積立額から除外してしまったことによるものであった。

	実際に行われた処理	正しい処理
(A) H21 年度末退職金自己都合要支給額	274,886,058 円	274,886,058 円
(B) H21 年度末中退共への外部積立金	42,000,000 円	43,320,000 円
(C) H21 年度末退職給付引当金残高	232,886,058 円	231,566,058 円

※(A) - (B) = (C)

同様に、将来の退職金の支払に備えて特定資産として積み立てられている退職給付引当資産についてもあるべき残高 244,307,880 円に対して、平成 22 年度決算時点における残高は 245,627,880 円と 1,320,000 円の過大積み立てとなっていた。引当金及び引当資産ともに過大計上となっている金額については目的外に正味財産及び資金が拘束されてしまっている状態であると判断されるため、速やかに取崩しを行うべきである。

また、退職給付引当金に対応する資金を特定預金として積み立てるという処理は広く行われているところであり、一般的には引当金の金額と特定預金の金額は同額となる処理を採用しているケースが多いと考えられるが、当法人では平成 22 年度決算時点における引当金の残高に比して、特定預金の残高が 12,741,822 円多く計上されていた。こ

第五 山梨県出資法人の監査結果と意見

16. 財団法人山梨県体育協会

れは引当金の要引当額の計算においては前述のとおり期末における自己都合要支給額に相当する金額をベースとしているが、特定預金の要積立額の計算においては、退職金規程に従い、51歳以上の職員に係る分については、その者が定年退職した場合の支給率をベースとしていることに起因するとのことであった。公益法人会計基準においては、当該特定預金の積立はあくまで法人の任意であり、当法人で行っている処理自体に異を唱えるところではない。しかし、特定預金として特定の目的のために資金を拘束する以上はその取扱いには特段慎重な処理が求められると考えられる。公益法人会計に関する実務指針その2（平成18年4月13日日本公認会計士協会）のQ10によると特定目的のための預金については以下の6項目の取扱要領を作成することが望ましいとされている。

- | |
|--|
| ①目的 ②積立ての方法 ③目的取崩の要件 ④目的外取崩の要件 ⑤運用方法
⑥その他 |
|--|

上記の取扱要領の作成は退職給付を目的とした預金に限定したものではないが、現在当法人で採用している退職給付引当資産の計算方法は法人の独自性が強いと判断され、その積み立てに際して恣意性介入の可能性について外部に疑念を抱かせることを防止する観点からも、上記表中の要件を充足した取扱要領の作成を行うことが望ましいと思料される。

第六 山梨県出資法人に対して県の支援のあり方に関する一考察

(1) 県からの事務局機能の独立性の確保、または、他の団体との合併も検討に値するものと思われる。

今回の監査の対象となっている県が出資する法人のうち、主として県が事務局運営を行っている法人は公益財団法人長田ふるさと財団、財団法人やまなみ文化基金、公益財団法人やまなし環境財団及び財団法人小佐野記念財団の4法人が存する。これらの法人は何れも寄付者から多額の出資を受けた上で、当該資金を原資に県が出資した公益法人であり、助成事業や表彰事業等県の施策の一部を担った運営が行われている。各法人の設立の経緯や運営状況は下記の通りである。

<公益財団法人長田ふるさと財団>

当法人は、望月県政時に県出身の個人及び法人から県が寄附を受け設立された公益法人である。県民の福祉、教育、文化、国際交流活動を行う団体への助成や『県民の看護師さん』表彰事業等を行っている。現在役員のうち理事1名を企画県民部長、監事1名を出納局長、評議員3名を教育委員会教育次長、総務部次長、福祉保健部次長が努め、また、運営委員を企画部県民部次長、表彰選考委員を福祉保健部次長及び企画県民部次長が務めており、事務局は県民生活・男女参画課長のほか4名の体制で運営されている。当法人の担当者はピーク時にはその業務の30%程度を法人運営に費やしている状況にあるとのことである。設立の経緯から県の福祉、教育、文化、国際交流活動の施策の一部を担っているものである。

<財団法人やまなみ文化基金>

当法人は、県内所在の法人から県が寄附を受け設立された公益法人である。文化活動を行う県内の団体への助成事業等を行っている。現在役員のうち専務理事を企画県民部長、理事のうち教育次長及び県の100%出資法人である財団法人やまなし文化学習協会専務理事の2名、監事のうち1名は出納局長、評議員のうち県立美術館副館長及び(財)やまなし文化学習協会事務局長の2名が務めており、事務局は生涯学習文化課長のほか4名の体制で運営されている。当法人の担当者はその業務の10%~30%程度を法人運営に費やしている状況にあるとのことである。設立の経緯から県民の文化活動事業への助成という県の施策の一部を担っているものである。

<公益財団法人やまなし環境財団>

当法人は、「環境首都山梨」を目指した天野県政時に県内在住の個人から県が寄附を受け設立された公益法人である。環境に関する普及啓発活動を行い、民間の環境活動団体への助成や表彰事業等を行っている。現在役員のうち理事長を森林環境部部長、評議

第六 山梨県出資法人に対して県の支援のあり方に関する一考察

員のうち1名は森林環境部次長、運営委員のうち1名は森林環境総務課長が務めており、事務局は環境創造課長のほか4名の体制で運営されている。当法人の担当はその業務の40%程度を法人運営に費やしている状況にあるとのことである。設立の経緯から県の環境活動の施策の一部を担っているものである。

<財団法人小佐野記念財団>

当法人は、県出身の個人から県が寄附を受け設立された公益法人である。文化やスポーツの国際交流活動を行う団体への助成等を行っている。現在役員のうち専務理事を観光部長、理事1名を教育長、監事1名を会計管理者が務め、事務局は国際交流課長のほか5名の体制で運営されている。当法人の事務局担当者5名のうち、主たる担当者は25%程度を当法人の運営に費やしている状況にあるとのことである。設立の経緯から県の文化やスポーツに関する国際交流活動の施策の一部を担っているものでもある。

各法人の平成22年度の状況は次の通りである。

法人名	長田ふるさと財団	やまなみ文化基金	やまなし環境財団	小佐野記念財団
出資構成	県3億円 その他2億円	県3億円	県4.79億円 その他0.03億円	県3億円
事務局員	県職員5名	県職員5名	県職員5名	県職員6名
当期収入	5,123千円	4,140千円	7,516千円	3,608千円
基本財産運用収入	5,120千円	4,140千円	6,924千円	3,584千円
事業費	5,774千円	2,940千円	7,174千円	3,198千円
管理費	121千円	9千円	293千円	180千円
事業活動収支差額	△771千円	1,191千円	49千円	229千円
当期正味財産	506,099千円	302,182千円	489,163千円	324,552千円
内、内部留保額	6,099千円	1,382千円	6,152千円	24,602千円

※内部留保額は、当期正味財産額から基本財産額を控除した額である。

上記の通り、最近の低金利により基本財産運用収入は360万円～750万円と低迷しているものの、県が事務局機能を担っていることから管理費は1万円～29万円と少額であるため、事業費が確保されている状況にある。また、内部留保額も小佐野記念財団を除き比較的少額である。

各法人は県からの依頼や県の施策のために行われた寄付金を原資に、当時の県議会の決議に基づき、当該寄付金を出捐することにより財団法人が設立された。設立当初から各法人の寄附行為に基づき、何れも県の施策の一部を担うよう継続して運営されてきている。また、設立の経緯や寄附行為所定の目的及び事業内容から、当初より県の所管課が事務局として運営してきている。しかし、県の他の出資団体の多くは独自に事務局を設け、また他の公益的な団体の多くはボランティアで運営されている。当該各法人もそ

の設立の経緯は十分斟酌すべきものと思われるが、県からの援助に頼らなく独自の事務局を設けることを今後も検討していくことが必要と思われる。

なお、小佐野記念財団では用途が限定された特定資産として「周年事業引当資産」21,000千円の積立があり、資金的な余裕があるものの、今後各法人が独自に事務局を設けると現在の管理費が増大し事業費に使用する予算が著しく減少する状況にあり、事業を行うにあたり支障をきたすことも考えられる。このような予算的な問題があるとするなら他の同様な事業を行っている団体や他の課が所管する主として助成等を行っている同様な団体等と合併することも検討に値するものと思われる。